

厚生労働省

平成29年度障害者総合福祉推進事業

国内外の身体障害者補助犬使用者への
対応に関する調査研究

総括・調査研究報告書

事業実施責任者 佐鹿 博信

特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

平成30(2018)年3月

目次

緒言	2
1. 海外補助犬ユーザー受け入れ調査結果の概要	3
※同アンケート用紙	
特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター	
2. 外国からの「サービズドッグ」同伴受け入れにおける現状と課題	28
日本身体障害者補助犬学会理事／横浜市総合リハビリテーションセンター 高柳友子	
3. 欧米諸国の補助犬実態および補助犬の輸入検疫に関する現状調査	37
帝京科学大学アニマルサイエンス学科 山本真理子	
4. 国内航空事業者への身体障害者補助犬受け入れ実態調査	45
神戸大学大学院保険学研究科リハビリテーション科学領域 倉澤悠維、三浦靖史	
5. 日本国内における補助犬使用者受け入れ実態調査	54
野口裕美 四條畷学園大学	
吉田 文 大阪保健医療大学	
6. “国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究” 検討委員会概要	155
7. “国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究” 報告会概要	158
8. 2016年度「身体障害者補助犬育成促進事業」に関する実施実態調査結果	172
特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター	
9. 参考資料：身体障害者補助犬啓発イベント「身体障害者補助犬ってなんだろう？」アンケート調査結果	193
特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター	
10. 参考資料：平成29年度厚生労働行政モニター 第2回アンケート調査【集計結果】	206

緒 言

厚生労働省は、平成 29 年 4 月に、平成 29 年度障害者総合福祉推進事業 指定課題 6「国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究」を公募しました。日本補助犬情報センターはこれに応募し採択されましたが、その事業計画と事業内容は以下の通りでした。なお、平成 29 年 12 月に事業計画と内容が一部追加となりました。

事業の目的

わが国では 2002 年に身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）が成立し、補助犬使用者の社会参加は保証されたが、いまだ周知が十分とは言えない状況が続いている。補助犬使用者には補助犬の行動管理、衛生管理等の責任が課せられているが、海外から来日する補助犬使用者にも日本の国内法（補助犬法）に準拠した責任を担って頂くことが必要であり、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、海外から来日する補助犬使用者の増加も見込まれる中、補助犬法と障害者差別解消法の順守は今後の国内における補助犬の受け入れと補助犬使用者の社会参加促進にとって重要である。しかし、補助犬に関する明確な定義と認定を公的に有している国や州は少なく、定義が曖昧であるため、補助犬以外の Support dog の増加やペット犬との区別の問題などが顕在化してきている。したがって、国内外での補助犬使用者と補助犬の社会的な受け入れに関する現状と問題点を把握することは急務であり、これを本調査研究の主目的とした。

補助犬法は国外から入国してくる補助犬を対象とした認定を想定していないので、国家公安委員会規則および補助犬法による指定法人（以下、補助犬指定法人）の検討会を経て、本事業検討委員の検討会により、一時入国者に対する指針などを検討することとした。

さらに、地域生活支援事業に位置づけられている「身体障害者補助犬育成促進事業」を自治体がどのように活用しているのかを把握することが必要であった。そのため、追加の事業計画として、全都道府県、政令指定都市、中核市に対して実態調査を行うこととした。この調査は「身体障害者補助犬育成促進事業」のガイドラインを作成するための基盤となり、事業を効果的に活用し拡充していくことが促進されると予想できる。

事業内容及び手法

- 1) 国内航空事業者への「補助犬」受け入れ実態についての調査
- 2) 海外の補助犬使用者の来日の現状と課題に関する調査
- 3) 補助犬指定法人に対して、補助犬の育成や認定と補助犬の社会的受け入れ促進への取り組みなどに関する問題点の調査、一時入国者への支援や期間限定証明書などに関する海外補助犬ユーザーの受け入れ調査
- 4) 国内補助犬使用者の社会的受け入れの現状と課題に関する調査
- 5) 全都道府県・政令指定都市への身体障害者補助犬育成促進事業に関する調査

2018 年 1 月 31 日に検討会（高柳友子座長）を開催して本調査研究の中間報告を行い、「国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する課題」検討しました。さらに、2018 年 3 月 15 日に指定法人報告会を開催し、その検討事項をふまえて本報告書を作成することができました。国内の補助犬に対する理解啓発と受け入れが一層促進され、補助犬使用者の社会参加がさらに進むことを期待します。そして、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックへ向けて、海外からの補助犬使用者の円滑な受け入れ、快適な滞在、公正で公平な参加（補助犬同伴）、日本の補助犬使用者との交流などが進むことを願っています。

2017 年 5 月より厚生労働省はホームページに英語版のポータルサイトを開設し、訪日を考えている海外の補助犬使用者に対して、身体障害者補助犬法の概要や日本の補助犬に関する情報を発信しています。また、本報告書の一部を英訳して発信して行きますので、是非ともあわせてご覧下さい。

（サイト： Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities”）

http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

2018 年 4 月 2 日

事業責任者 佐鹿 博信（日本補助犬情報センター理事長）

『国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究』 海外補助犬ユーザー受入れ調査結果の概要（平成30年3月12日）

1. 目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることになり、補助犬ユーザーの来日が増加することが想定されるため、国内外の補助犬ユーザーが抱える社会的受け入れに関して現状を把握する。その中でも補助犬法は国内法であるため、国外からの補助犬を対象とした認定は想定しておらず、まずは各指定法人における、海外補助犬ユーザー受入れに関する実態調査をすることで、一時渡航者に対する指針を検討する必要がある。

2. 内容

- (1) 各法人の事業規模（全職員数、補助犬の訓練・認定に関わる職員数、補助犬の訓練認定数）
- (2) 海外補助犬ユーザーの受け入れ状況（一時通行証の申請・相談・認定状況等）

3. 調査時点

平成29年11月6日時点

4. 実施方法

〔認定指定法人〕厚生労働省から調査委託を受けたNPO法人日本補助犬情報センターより
認定指定法人に対して、電話・メールにて依頼

5. 回答率

盲導犬	100%（11法人／11法人）
介助犬	100%（7法人／7法人）
聴導犬	100%（6法人／6法人）

※3種の認定指定法人：1法人

2種（介助犬・聴導犬）の認定指定法人：5法人（うちリハセンター3）

（平成30年3月12追記）

6. 海外補助犬ユーザー受入れ状況（結果の抜粋・概要）

盲導犬の認定業務を行う法人は、国家公安委員会指定の法人。盲導犬の認定に関しては、当分の間、補助犬法の規定は適用されない。（道路交通法に関する規定が適用）盲導犬訓練施設は社会参加支援施設の設置基準等を満たす必要がある。

介助犬・聴導犬の認定を行う法人は、厚生労働大臣指定の法人。現状、社会法人格を所有する4リハビリテーションセンターと3つの訓練事業者兼認定指定法人の7法人が介助犬の認定、6法人が聴導犬の認定を行っている。

表1 <法人理念について>

法人名	法人理念
法人A	犬を含め誰の犠牲の上にも立たず「目の見えない人、見えにくい人が、行きたい場所へ行きたいことができるように、私たちは、安全で快適な盲導犬との歩行を提供します」
法人B	『視覚障害者が抱える歩行問題解決のお手伝い』
法人C	わたしたちは、すべての人がかけがえのない個人として、排除されることのない社会の創造を目指します
法人D	未記入
法人E	1.質の高い盲導犬を育成し、目の不自由な方のQOL向上に貢献すること 2.犬の個性を尊重し、その一生に責任を持つこと 3.多くの方から託された寄付金を最大限有効に活用すること 4.盲導犬ユーザー、ボランティア、支援者、職員のつながりを大切にすること
法人F	わたしたちは、「視覚障害者の方々の希望と喜び」の実現に努めます。わたしたちは、力と心を合わせて、盲導犬の育成と普及に努めます。わたしたちは、盲導犬を世の光とし、あたたかい社会づくりに努めます。
法人G	一日も早く、一頭でも多く
法人H	主に東日本地域の視覚障害者を対象として、視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、盲導犬の育成及び生活訓練等に関する事業を行い、視覚障害者の福祉の増進に寄与することを目的としている
法人I	身体障がい者が、盲導犬とともに個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるように支援する
法人J	良質な盲導犬育成を通して、視覚障害者の自立を促すこと
法人K	未記入

法人 L	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する
法人 M	当協会の指針は、いつもユーザーの声の中に
リハセンターN	私たちは、豊かな人間性と高い専門性を培い、地域で自分らしく生きることのできるリハビリテーションを推進し、全ての人が分け隔てなく暮らすことのできる社会の実現をめざします
リハセンターO	自律ある社会福祉法人として、県とのパートナーシップのもと、福祉と医療に関する多様な機能を發揮して誰もが“地域で支え合い、自分らしく生きる”ことができる社会の実現を目指し、着実かつ果敢にチャレンジする
リハセンターP	「誰もが街で暮すために」
リハセンターQ	<p>「総合リハビリテーションセンター基本理念」</p> <p>総合リハビリテーションセンターは、心の通い合いを大切にしたりハビリテーションをめざして、基本理念を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 総合リハビリテーションセンターは、利用者の意向の尊重、利用者の尊厳の保持を基本として、社会的自立を支援するように努めます。 一 附属病院は、真心を込めた、親切かつ丁寧な対応をすることを旨に、インフォームドコンセントの理念を推進し、患者様の信頼が得られる医療を提供するように努めます。また、先進医療技術を駆使して総合的なリハビリテーション医療を提供するように努めます。 一 福祉施設は、障害のある方の持てる力と可能性を追求することを旨に、共に生活し活動していくノーマライゼーションの理念を推進し、利用者本位の最適な訓練サービスを提供するよう努めます。 一 スポーツ施設は、健康で快適な暮らしを応援することを旨に、健康づくりや地域のコミュニケーションづくりの場を提供するよう努めます。

表2 <職員数について>

	補助犬 の 種別	全職員	うち 常勤	訓練と認定に関わる人（※資格は別表）				国内認定 頭数 (年平均、 四捨五入)	海外ユ－ザ－受け入れにつ いて		海外ユ－ ザ－受入 れ実績 (過去4年)
				訓練		認定			一時通行証	発行料	
				訓練 職員	うち 常勤	認定 職員	うち 常勤				
法人A	盲導犬	108	98	58	53	21	21	21	可 (盲導犬)	0	4
法人B	盲導犬	-	-	7	7	8	8	4	可 (盲導犬)	0	2
法人C	盲導犬	21	17	18	16	14	1	11	検討中	申請者負担	0
法人D	盲導犬	34	21	21	12	6	5	4	不可		-
法人E	盲導犬	20	17	8	7	6	6	-	可 ※旅行は不可	5万円 申請者負担 ※旅行は不可	1
法人F	盲導犬	18	15	6	6	2	2	-	可 (盲導犬)	0	0
法人G	盲導犬	14	11	7	7	8	5	5	検討中	-	0
法人H	盲導犬	13	13	7	7	3	3	3	不可	-	0
法人I	盲導犬	20	18	8	8	2	2	2	検討中	検討中	0
法人J	盲導犬	2	1	2	1	2	1	2	検討中	-	-
法人K	盲導犬	-	-	1	1	1	1	1	可	0	8
	介助犬	-	-	1	1	1	1	0			
	聴導犬	-	-	1	1	1	1	1			
法人L	介助犬	10	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	聴導犬			-	-	-	-	-	-	-	-
法人M	介助犬	9	5	6	4	3	3	3	不可(ただし ADI認定団体卒 業生ののみ)	法人負担	-
	聴導犬			6	4	3	3	3	不可(ただし ADI認定団体卒 業生ののみ)		-

リハセンターN	介助犬	492	492	3	3	11	7	2	1	検討中	-
	聴導犬			3	3	13	8	2	1	検討中	-
リハセンターO	介助犬	2874	1966	0	0	7	7	0	2	不可	-
	聴導犬			-	-	-	-	-	-	-	不可
リハセンターP	介助犬	549	451	5	5	7	7	3	1	不可	-
リハセンターQ	介助犬	358	233	0	0	8	-	8	1	不可	-
	聴導犬			0	0	7	-	7	1	1	不可

(※別表 認定業務に関わる資格)

法人A	盲導犬歩行指導員、盲導犬訓練士
法人B	代表理事、盲導犬歩行指導員
法人C	盲導犬歩行指導員、盲導犬訓練士
法人D	盲導犬歩行、獣医師
法人E	盲導犬歩行指導員
法人F	盲導犬歩行指導員
法人G	盲導犬歩行指導員
法人H	盲導犬歩行指導員
法人I	盲導犬歩行指導員、盲導犬訓練士
法人J	盲導犬歩行指導員（常勤・非常勤）
法人K	OM、SW、介護職員初任者研修
法人L	未記入
法人M	ADI 国際認定聴導犬&介助犬インストラクター、英国聴導犬協会国際認定聴導犬シニアインストラクター、英国聴導犬協会認定トレーニンマナー、獣医師、ST、SW、OT、PT、臨床心理師、市障害者相談員&聴導犬ユウザー、聴導犬希望者カウンセラー、沖縄聴覚障害者情報センター施設長、JAHA 認定ペット犬訓練士、ボビーバーゲンスケーナインスティテュート6週間コース修了者&補助犬訓練士
リハセンターN	医師（リハ科）、獣医師、PT、OT、ST、社会福祉士
リハセンターO	PT、OT、ST、医師、社会福祉士

リハセクターP	理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、医師
リハセクターQ	PT、OT、Dr、SW、事務（衛生管理者）

盲導犬の訓練事業に関しては、盲導犬訓練に関わる職員数の多さと、国内盲導犬の認定数とが比例していることがわかる（一部除く）。ただし、補助犬の訓練事業兼認定指定法人と、認定のみ実施するリハビリテーションセンターとでは、全職員数の規模が違う。これは、リハビリテーションセンターという幅の広い事業を展開する法人の中で、「補助犬の訓練・認定」に関わる事業は、ごく一部である事を意味する。また、特徴として、盲導犬に関わる専門職が殆どの団体で「歩行指導員・盲導犬訓練士のみ」なのに対して、介助犬では、「リハ科医師・獣医師・OT（作業療法士）・PT（理学療法士）・SW（社会福祉士）・介護福祉士」聴導犬では「リハ科医師・獣医師・OT（作業療法士）・PT（理学療法士）・ST（言語聴覚士）・SW（社会福祉士）・介護福祉士」といった多職種連携（※別表）がされているという違いがあり、調整業務の負担も大きいと思われる。職員数、認定に関わる職種と人数より各団体が適切な訓練・認定にかけられるマンパワーの差があることは否めない。

また、1 団体においては、訓練者と認定者が同一人物である事が推測される結果があった。身体障害者補助犬法施行規則（認定の方法等）第9条の中で「認定に関する実地の検証及び確認は身体障害者補助犬の訓練を行う者（当該申請に係る育成犬の訓練を行った者を除く）」と規定されている。認定審査の際に当該補助犬の訓練者と認定者が同一人物であることは望ましくないと考えられ、今後、是正の必要があるのではないかと思われる。

一時通行証を発行している団体は盲導犬で5 団体、検討中が4 団体、不可が2 団体であった。介助犬・聴導犬では発行可としているのは1 団体のみ、検討中が1 団体、不可が介助犬3 団体、聴導犬1 団体であった。また、一時通行証の発行実績がある団体は盲導犬のみで、4 団体であった。一時通行証の発行時の費用（発行料）は、無償から5 万円までばらつきが大きい。（表2）申請から一時通行証発行、出国後までの過程について回答している盲導犬5 団体の内容を比較すると、どの団体も書類やe-mail でのやり取りをし、入国時または入国後に面談や歩行状況の確認をしており、かかる費用の内訳はおおよそ交通費、人件費、手数料と考えられる。団体の規模や一時通行証の発行をどうとらえるか（障害のある方の社会参加に対する社会貢献、国際貢献といった考え方など）により差が生じているのではないか。しかし、海外から来日される補助犬使用者が各団体の対応の違いにより混乱しないようにする、また無償の団体に申請者が偏り一団体の負担が過度にならないようにするために、申請から出国後までの手続きや発行料を含め統一した対応が必要になると考えられる。統一した対応が可能となれば、何らかの情報の配信を基に申請者の入国する場所に一番近い訓練事業者が対応することも可能となり、費用や時間の効率化が図れるのではないか。

表3 <海外ユーザーの一時通行証発行の基準> ※回答があった施設のみ掲載

	発行の可否	実績	基準	内容
法人A	可 (盲導犬)	4	有	IGDF standards (国際盲導犬連盟基準) に沿って、ユーザーの利用状況・盲導犬の作業制度を審査する
法人B	可 (盲導犬)	2	有	依頼してきた盲導犬使用者の出身団体の訓練及び歩行指導技術のレベルにより判断する。IGDFレベルでは低すぎず認定できません。
法人C	検討中	0	有	日盲社協の盲導犬基準に準ずる
法人E	可 ※旅行不可	1	有	当協会が合同訓練最終時に課している歩行試験とほぼ同等の試験を実施し、合格すること。なお、歩行試験では、盲導犬との単独歩行時に必要と思われる課題（交差点横断や障害物回避など）をクリアし、安全に歩行しているかどうかで合否を決定する。
法人F	可	0	有	該当補助犬の認定団体がIGDFに加盟していること
法人K	可	8	有	当協会基準に準ずる
法人M	不可 (ただしADI認定団体卒業生のみ)	1	有	ADI認定団体の卒業生であり、育成団体からの書類提出と、面接、実地試験を行った上で、当協会の認定試験内容をクリアした介助犬・聴導犬のみ

参考情報) イギリスでは、EU諸国や英国からのペットパスポートの受け入れ国リストがあり、リストに掲載されているかどうかで必要書類が変わる。

<https://www.gov.uk/take-pet-abroad#routes-and-transport-companies>

BRITISH AIRWAY では、IGDF または ADI の認定資格を取得していることが、飛行機搭乗の条件となる。

<https://www.britishairways.com/ja-jp/information/disability-assistance/travelling-with-your-assistance-dog>

表4 <海外ユーザーの一時通行証発行件数（過去4年間年別）> ※回答があった施設のみ掲載

	申請件数と発行件数										海外ユーザー受け入れに関わる職員について	海外向けサイト
	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		人数	資格		
	申請数	発行数	申請数	発行数	申請数	発行数	申請数	発行数				
法人A	0	0	1	1	0	0	1	1	2	盲導犬訓練士	申請窓口紹介ページ有	
法人B	1	-	1	-	0	-	0	-	専属者無し	-	無し	
法人E	0	0	0	0	0	0	1	1	専属者無し	-	協会紹介ページ有	
法人K	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	無し	
法人M	1	1							6	①ADI 国際認定聴導犬&介助犬インストラクター②英国聴導犬協会認定トレーナー③マナーシヤ④市障害者相談員&聴導犬ユ一ザー④ボビーバーゲンズスケーナイニンズステイチュ一ト 6 週間コース修了者&補助犬訓練士⑤ペット犬訓練士⑥補助犬訓練士		

表5 <申請から発行までの経緯> ※回答があった施設のみ掲載

	申請	入国時	入国後	滞在中	出国時	出国後
法人A	希望する盲導犬ユーザーに添付の書類の提出を求め、育成団体に確認の連絡をする。育成団体がIGDFの加盟団体であれば、「期間限定認定証」を来日前に送付。IGDF非加盟であれば、来日後に審査する。	IGDF 非加盟団体利用盲導犬ユーザーの場合は、空港もしくはホテルで面会し、歩行指導員が評価をする。問題がない場合は「期間限定認定証」を発行する。問題がある場合は、ユーザーと協議し改善を求めらる。	-	滞在期間中に何かあった場合に連絡するよう、担当者との連絡先を伝える。	-	-
法人B	e-mail や電話でやり取りする	-	面談する	IGDF 以上のレベルのみ認定なので、相談を受けない限り、とくになし	-	-
法人C	本国での使用者証コピー	法人の使用者証	-	-	法人の使用者証の返却	なし
法人E	当協会に直接申請	-	指導員最低2名が歩行状況を確認、歩行試験を実施	当協会ユーザーと同様の内容のサポートを実施	-	当協会に直接申請
法人F	IGDF 加盟団体から発行されている証明書、推薦書、盲導犬の健康状態、本人と盲導犬の写真の提出依頼	入国の確認 本人と盲導犬との面談	滞在先とスケジュールの確認	-	出国の確認	-
法人K	卒業協会認定証、申込書記入	面接、認定証発行	-	フォローアップ	-	認定証返還
法人M						

表6 <国際交流について> ※回答があった施設のみ掲載

国際交流		国際機関加盟		
海外育成事業者		有無	組織	活動内容
法人	団体	有無	組織	活動内容
法人A	GDBA (イギリス)、GDB・FDG・GE (アメリカ)、C.E.S.E.L.A.H (フランス)、BFS (ドイツ)	有	IGDF	理事・アセッサーとして運営に関わっている。2014年には国際セミナーのホスト協会を務めた。
	Assistance Dogs NewZealand			
	Samsung Guide Dog School			
	The Seeing Eye, Inc.	無		
法人B				IGDF に加盟していたが、訓練のレベルダウンにつながる事項を強要してくるので、IGDF との間で2年間の協議の後、退会した。
法人C		有	IGDF	会員
	サムスン盲導犬学校	有	IGDF	国際会議への参加、活動報告
	台湾盲導犬学校			
法人D	恵光盲導犬学校			
	同上			
法人E	AGBN (アジア・ガイドドッグ・ブリーダーディング・ネットワーク)	有	IGDF	国際会議への参加
法人F			IGDF	正会員
法人G		有	IGDF	年次報告、査察、セミナー参加
			AGBN	繁殖協力
法人H		有	IGDF	セミナーへの参加
法人I		有	IGDF	5年に1度の査察、情報交換、2年に1度のセミナー参加
			AGBN	年間3~4回の会議、情報交換
法人J	なし	無		

法人 K	Guide Dogs Victoria	姉妹校、繁殖	有	IGDF	正会員
法人 M	Assistance Dogs International	ADI accredited School / ADI 正式メンバー、ADI 認定聴導犬・介助犬インストラクター	有	ADI	2002～2005年 ADI 理事 2012年 台湾への ADI メンターとして派遣 2012
	Hearing Dogs for Deaf People	Association			
	Bergin University of Canine Studies 台湾国立 屏東科技大学獣医科学 学部 台湾国立 屏東科技大学作業犬部	スタッフを2度派遣 2013年 非常勤講師 アドバイザー。台湾第1号認定委員			

国際交流に関しては、盲導犬訓練事業者を兼務している認定指定法人が国際的な機関との繋がりが一方で、リハビリテーションセンターに関しては皆無という状況の格差が見られる。

盲導犬訓練事業者では1団体を除き、全ての団体が何らかの国際交流を行っている。このことから国際交流の有無が一時通行証の発行の有無と直接関連していないことが伺われる。また、盲導犬訓練事業者では、IGDF*への加盟率が高い。一時通行証の発行基準に、訓練事業者がIGDFの加盟団体に所属しているかどうかをあげている団体もあり、一定信頼できる国際的な情報交換の場として広く受け入れられていると考える。介助犬、聴導犬に関しては、1団体だけがADI**に加盟しており連携がある。

*IGDF：国際盲導犬連盟

**ADI：国際アシスタンスドッグ協会

表7 <来日前の問い合わせ> ※回答があった施設のみ掲載

有無	来日前の問い合わせ事例		目的	相談者	手段	内容	対応	結果
	年月日	国名						
有	法人A	2014.04.23	香港	本人 育成団体	メール	日本で開催される IGDF セミナーに参加したい。ユウザーであるが、香港盲導犬協会の職員でもある。	共同訓練は IGDF 加盟団体であるアメリカの Guide Eyes for the Blind であり、認定。	来日しセミナーに参加した。
		2014.07.14	アメリカ	本人	メール	日本で就学したいので情報が欲しい	いくつかの国際学校の資料を提供した	
		2016.10	シンガポール	本人	メール	国際会議の参加及び講演の為、盲導犬同伴で来日したい	IGDF 加盟団体である豪 GDV が育成・認定した盲導犬であり、GDV に確認をし、認定書発行	来日し国際会議に参加した
有	法人E	2015.12.05	フランス	本人	TEL	フランスで盲導犬取得予定だが、帰国後の認定はどのようにすればよいか	補助犬法に則った認定を行うことができることを説明	認定費用の算出方法に納得いかず、他の育成団体での認定を希望
		2016.04.24	フランス	本人	TEL	認定にかかる日程についての質問	半日～1日を想定していることを説明	9月帰国時に認定
有	法人I	2016	フランス	家族	メール	日本への旅行の際、盲導犬の受け入れについてどのようなにしたら良いか	来日時に成田空港を使用されるので、近くの盲導犬協会に相談し、連絡を取ってもらった。	その後の連絡はない
		2013	米国	本人	メール	ご主人が三沢基地赴任のため転住のため	書類審査、面接、当協会による実地試験	合格
有	法人M	2015.7月	米国	本人	メール	サイコ犬の同伴	補助犬法を説明し、お断り。	ソーシャル犬研究者を紹介
		2016.6月	未記入	本人	メール	サイコ犬の同伴	同上	同上

表8 <滞在中のトラブル>

※回答があった施設のみ掲載

滞在中のトラブル相談、支援事例										
	滞在中のトラブル相談、支援事例									
	有 無	年月日	国名	目的	相談者	手段	入国時 支援	内容	対応	結果
法人A	有	2014.4	中国 (大連)	帰化	世話役 行政	TEL	無	すでに入国済み。 公団住宅に住む ので証明書が欲 しい	評価したが、認定の基準に達 しておらず、再訓練しても合 格レベルまで達するのは困難 と判断。また、日本への滞在 も「旅行」として連れてきて いるという虚偽申請が判明	行政に判断を ゆだねた
法人E	有	2016.9.25	日本	-	本人	TEL	-	飲食店での入店 拒否	飲食店と連絡を取り、受け入 れについて説明	飲食店の理解 を得る
法人K	有	2017.3.12	日本	-	家族	TEL	-	家庭の都合によ る盲導犬の預か り依頼	3/19 から 10 日間、当協会 で預かることにす る	3/29 ユーザ ー自宅に返す
		-	-	旅行	家族	メール TEL	-	旅館宿泊拒否	先方と交渉	宿泊可
		-	-	仕事	家族	メール TEL	-	航空会社でラウ ンジの利用制限	先方と交渉	利用可

一時通行証を発行した団体は、海外補助犬使用者の滞在中のトラブルにも対応しており、その内容は飲食店、空港ラウンジ、宿泊施設での同伴拒否（利用制限）であり、交渉によって解決している。このトラブルの内容は日本の補助犬使用者が抱えている課題と類似しており（国内における身体障害者補助犬使用者の受け入れに関するアンケート調査報告を参照）、日本の補助犬使用者の課題を解決することは海外補助犬使用者の日本におけるスムーズな滞在につながると考える。

表9 <その他：厚労省ウェブサイト 海外ユーザー向けポータルサイトについて> ※回答があった施設のみ掲載
http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

厚労省：海外ユーザー向けポータルサイトについて	
法人A	来日の手続きから日本の環境まで一通りの記載があるので、参照できれば有効活用できると思われるが、国内の事業者に対してこのようなページが作られていることの周知が行き渡らなければ、海外の団体に紹介されないので国内団体へ海外の関連団体に対し紹介することを促す動きが必要になるかと思われる。
法人E	日本の現状をどのような立場の人に対して説明をしているのかがあまいように思われる。また、盲導犬・聴導犬・介助犬以外の海外で認められた補助犬が日本でどのように受け入れられるか否かが明確でない。
法人J	海外の盲導犬使用者が一番知りたい情報であろう「一時認定証」について、(公財)日本盲導犬協会様のページのみが紹介されておりますので、海外からの問い合わせは必然的に日本盲導犬協会様に集中するでしょう。また、海外からの問い合わせに対し、この厚労省のページを案内することで、結果的に日本盲導犬協会様にこの件に関する問い合わせを押し付けて、または丸投げしてしまうことにも成、多少躊躇します。ただし、海外ユーザーの受け入れに関して日本盲導犬協会様は多くのノウハウをお持ちでしょうから、現状ではこれがベストかと思えます。
法人H	日本に来る海外の補助犬ユーザーが、事前に日本の補助犬事情を知っておくにはとても良いサイトであると思えます。
リハセンターO	どのような問い合わせがあるのか、指定法人等に教えていただき、共有していただければと思います。

表10 <その他：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての独自の取り組みや行動計画> ※回答があった施設のみ掲載

2020年 東京オリンピック・パラリンピックに関して	
法人A	IGDF（盲導犬国際連盟）に対し、「日本の身体障害者補助犬法は国内の指定団体に向けた法律であり、来日する場合は国内の指定団体から一時認定を受けなければならぬ。日本盲導犬協会は一時認定の窓口として来日を希望する盲導犬ユーザーの申請を受け付けます」とアナウンスしている。また、国からの依頼があれば、正式にIGDFを通じて世界の盲導犬ユーザーに情報を届けることはできる。
法人B	2008年の北京大会以降、オリ・パラの度に補助犬使用者のことが話題になるが、大挙してきた例はありません。過大に捉えすぎだと思えます。前回のブラジルの例を見ても判ると思えます。
法人E	当法人の所在地は国際観光都市でもあり、一定数の海外補助犬ユーザーが来訪する可能性が高いことは認識している。現段階では具体的な計画は策定できていないが、今後、関係団体等と協力し、何らかの対応が取れるようにしていきたいとは考えている。
法人H	現在検討中です。
法人J	一時認定証の発行などのできるだけ協力したく検討中。ただし、職員の確保、言葉の壁などクリアしなければならない課題も多い。
法人M	海外向けウェブサイトを2月アップ予定
リハセクターN	パラリンピックへの支援は、当リハセクターとして直接的・間接的な取り組みをこれまでも行っており、今後も継続して取り組んでいきます。
リハセクターO	特にありませんが、指定法人として可能な限り協力すべきと考えています。

表 1 1 <自由記載の中から、海外ユーザー受入れに関する記述のみ抜粋> ※回答があった施設のみ掲載

<自由記載>	
法人 A	身体障害者補助犬法は罰則規定がなく十分に機能しているとは言えない状況にある。障害者差別解消法が機能することにより、盲導犬ユーザーをはじめとする視覚障害者の権利が守られることを期待する。
法人 J	全国には 11 の盲導犬協会があり、それぞれが独立した組織です。海外ユーザーの受け入れについても、経験豊富な大きな組織から全く経験のない小さな組織まで様々です。パラリンピックを見据えて厚労省や警察庁が音頭の元、「海外ユーザーの受け入れマニユアル」のような統一規格を業界で作ることができれば、私どものような小さな組織も協力しやすくなります。
法人 N	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者補助犬法の目的に基づき、補助犬の育成・認定についての曖昧さがあり、目的にあわれない補助犬が拡大解釈によって補助犬として認定されている。補助犬法の見直しを含めて検討すべきである。 ・海外からのユーザーの受け入れは、国内での補助犬の認定基準の曖昧さがある以上は、指定法人の役割に任せるべきではない。国際的な基準等（海外でも了解が得られる基準）を示した上で、海外からの受入れの為に検討委員会を立ち上げそのメンバーによる受け入れ判断を行うべきであると考える。
法人 M	検討会には、限られた団体、専門家のみが出席しています。もっと多くの意見を聞くこと。すでにたたき台ができている検案に、意見を挟むことができない状況があるのではないのでしょうか？検討会に委員として参加させてください。

既に一時通行証を発行している指定法人がある一方で、一時通行証の発行に疑問を呈している団体もある。認定基準のあいまいさがある限り、今の状態では指定法人の役割に任せるべきではないとしている。国際的には補助犬の中に、身体障害の補助だけでなく、精神的な障害のサポートや発作の予知を行う補助犬が含まれている場合もあり、日本とは違う状況がある。日本では身体障害者補助犬法で定められた 3 種類の補助犬のみが認められているため、海外の補助犬事情との齟齬が生じる。これをどう解決するのかを検討する必要がある。

また、一時通行証は認定法人として発行しているものなのか、訓練事業者として発行しているものなのかも曖昧である。一時通行証の効力をどう考えるか、問題が生じた時の責任の所在はどこにあるのか（あくまでも補助犬使用者個人の責任なのか）といったことも明確にしておく必要がある。

2020 年オリンピック・パラリンピックに向けて、各団体での取り組みを大きな力にまとめ、世界中の補助犬使用者が気持ちよく来日し、帰国するための統一した基準、対応についての検討が急がれる。



特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

〒223-0057 神奈川県横浜市港北区新羽町 1688-1 ユー・ニュー・ウイング B203

TEL : 045-275-7770 FAX : 045-275-7771

e-mail : info@jsdrc.jp HP : <http://www.jsdrc.jp/>

身体障害者補助犬指定法人
海外ユーザー受入れご担当者 様

特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター
理事長 佐鹿 博信

『障害者総合福祉推進事業 国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究』海外補助犬ユーザー受入れ調査ご協力をお願い

わが国では 2002 年に身体障害者補助犬法（以下 補助犬法）が成立し、盲導犬・介助犬・聴導犬の三種類を総称して身体障害者補助犬となり、補助犬法による認定制度が始まりました。しかし、世界的には Assistance Dog の定義や認定制度等は確立していないことが厚生科学研究で明らかとなっています。補助犬法により国内の補助犬ユーザーの社会参加は保証されましたが、いまだ十分とは言えない現状も残っている中、海外から来日される補助犬ユーザーにも補助犬に対する行動管理、衛生管理等の責任を担って頂くことは、今後の国内における補助犬ユーザーの社会参加促進において非常に重要であると考えております。

2020 年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることになり、補助犬ユーザーの来日が増加することが想定されています。よって、国内外の補助犬ユーザーが抱える社会的受け入れに関して現状を把握することは急務であると考え、今回の調査研究を実施することとなりました。

補助犬法は国内法であるため、国外からの補助犬を対象とした認定は想定しておらず、一時渡航者に対する指針を検討する必要が有ります。そのため、まずは各指定法人における、海外補助犬ユーザー受入れに関する実態調査をさせていただきたく、調査票を送付させていただきます。お手数をおかけ致しますが、何卒ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

追って、厚生労働省より協力依頼状が届くかと思っておりますので、宜しくお願い致します。

※ お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、締め切りを 11 月 6 日（月）とさせていただきます。何卒宜しくお願い申し上げます。

『障害者総合福祉推進事業 国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究』
海外補助犬ユーザー受入れ調査票

記入年月日：平成____年____月____日

法人名 _____

法人代表者名 _____ 記入者名 _____

Web site（ホームページ）：

このアンケートの回答内容に関する問い合わせ先：

Tel _____ E-Mail _____

この調査では、海外補助犬ユーザーの受入れに関し、貴法人の全事業規模のうちどのくらいのご負担があるのかを確認したいため、まずは事業全体に関する質問をさせていただきます。

1. 貴法人の理念を記載して下さい。

2. 貴法人の事業内容（あてはまるものに○を付けてくださいー複数可）

(1) 身体障害者補助犬の訓練・認定の種類を教えてください（盲導犬、介助犬、聴導犬）：

補助犬の種類毎に過去4年間の認定頭数を年度毎に記載して下さい。

A欄：貴法人が訓練を行い、貴法人で認定審査を行った認定犬の頭数

B欄：他法人が訓練を行い、貴法人で認定審査を行った認定犬の頭数

C欄：貴法人が訓練を行ったが、認定審査を受けなかった頭数（キャリアチェンジなど）

	2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
盲導犬												
介助犬												
聴導犬												

(2) 貴法人の全職員数と、訓練・認定事業に関わる職員数について記載して下さい。

全職員数（ 名、うち常勤 名）

	訓練事業に関わる職員	認定事業に関わる職員
盲導犬	名（うち常勤 名）	名（うち常勤 名・訓練事業兼任 名）
介助犬	名（うち常勤 名）	名（うち常勤 名・訓練事業兼任 名）
聴導犬	名（うち常勤 名）	名（うち常勤 名・訓練事業兼任 名）

(3) 貴法人の認定事業に関わる職員の資格および数について記載して下さい。

(例：歩行指導員、SW、OT、PT、ST、その他ご自由に)

資格名	常勤の場合○	対応する補助犬の種類に○	
資格：	常勤	盲導犬・介助犬・聴導犬	人数： 名
資格：	常勤	盲導犬・介助犬・聴導犬	人数： 名
資格：	常勤	盲導犬・介助犬・聴導犬	人数： 名
資格：	常勤	盲導犬・介助犬・聴導犬	人数： 名
資格：	常勤	盲導犬・介助犬・聴導犬	人数： 名

※随時、枠を追記してご記入ください。

3. 海外補助犬ユーザーの受入れについて

(1) 「一時使用者証（認定証）」の申請について○をして下さい：

	可（受け付けている）	不可（受け付けていない）	現在検討中
盲導犬			
介助犬			
聴導犬			

(2) 発行している場合、「一時使用者証（認定証）」発行手数料はどのようにしていますか？

発行手数料額	負担について
円	申請者負担 ・ 法人負担 ・ その他（ ）

(3) 海外の補助犬使用者に対する「一時使用者証（認定証）」申請件数と発行数の推移（年度別）
(件)

	2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
	盲	介	聴	盲	介	聴	盲	介	聴	盲	介	聴
申請件数												
発行数												

(4) 「一時使用者証（認定証）」に関して：

1) 貴指定法人では、「一時使用者証（認定証）」の発行基準を設けていますか

(例：該当補助犬の認定団体/育成事業者がADI・IGDFなどの国際的な補助犬機関/組織に加盟しているかどうか等)

基準の有無（ 有 ・ 無 ） ※有の場合、下記にご記入願います。

	基準の内容を具体的に
--	------------

盲導犬	
介助犬	
聴導犬	

2) 「一時使用者証（認定証）」の申請の受付から発行までの流れを記載して下さい。
申請書類のほか、事前に取り付ける必要書類、また来日後に面談する等に関しましても、
具体的にご記入ください。また、書式の見本等も添付願います。

	盲導犬	介助犬	聴導犬
申請時			
入国時			
入国後			
滞在中			
出国時			
出国後			

(5) 貴法人の海外補助犬ユーザーの受入れに関わる職員数について記載して下さい。

	海外の補助犬ユーザー受入れに関わる職員数	
盲導犬	名（うち常勤	名）
介助犬	名（うち常勤	名）
聴導犬	名（うち常勤	名）

(6) 貴法人の海外の補助犬ユーザー受入れに関わる職員の資格および数について記載して下さい。
(例：歩行指導員、社会福祉士、OT、PT、ST、その他ご自由に)

資格名	常勤の場合○	対応する補助犬の種類に○	
資格：	常勤	盲導犬・介助犬・聴導犬	人数： 名
資格：	常勤	盲導犬・介助犬・聴導犬	人数： 名
資格：	常勤	盲導犬・介助犬・聴導犬	人数： 名
資格：	常勤	盲導犬・介助犬・聴導犬	人数： 名
資格：	常勤	盲導犬・介助犬・聴導犬	人数： 名

※随時、枠を追記してご記入ください。

(7) 「一時使用者証（認定証）」と「表示」のレイアウトデータを添付願います。

4. 貴法人が行っている国際交流について

(1) 海外向けのウェブサイトがありますか？ある場合、URLをご記入ください。

(2) 海外の補助犬育成事業者などとの連携（定期的な相談連絡や事業報告書の相互交換など）

連携している団体名	連携している内容

※随時、枠を追記してご記入ください。

(3) ADI・IGDFなどの国際機関/組織への加盟の有無と活動の内容（評議員などの役員派遣の有無・国際会議への参加）など：

どちらかに○を → 加盟している（以下の表に記入） ・ 加盟していない

国際機関/組織	活動内容

※随時、枠を追記してご記入ください。

5. 来日前の海外の補助犬ユーザーまたは関係者からの問い合わせ状況について

(1) 過去4年間の年次別の問い合わせ件数と手段、内容について

問い合わせの有無（ 有 ・ 無 ） ※有の場合、下記にご記入願います。

(件)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
問い合わせ件数				

1	年	月日	国名	目的	相談者	手段
				・旅行 ・仕事 ・その他（ ）	・本人 ・家族 ・育成団体 ・旅行会社 ・その他（ ）	・e-mail ・TEL ・FAX ・SNS ・その他（ ）
相談内容			対応		結果	

2	年	月日	国名	目的	相談者	手段
				・旅行 ・仕事 ・その他（ ）	・本人 ・家族 ・育成団体 ・旅行会社 ・その他（ ）	・e-mail ・TEL ・FAX ・SNS ・その他（ ）
相談内容			対応		結果	

3	年	月日	国名	目的	相談者	手段
				・旅行 ・仕事 ・その他（ ）	・本人 ・家族 ・育成団体 ・旅行会社 ・その他（ ）	・e-mail ・TEL ・FAX ・SNS ・その他（ ）
相談内容			対応		結果	

4	年	月日	国名	目的	相談者	手段
				・旅行 ・仕事 ・その他（ ）	・本人 ・家族 ・育成団体 ・旅行会社 ・その他（ ）	・e-mail ・TEL ・FAX ・SNS ・その他（ ）
	相談内容			対応		結果

5	年	月日	国名	目的	相談者	手段
				・旅行 ・仕事 ・その他（ ）	・本人 ・家族 ・育成団体 ・旅行会社 ・その他（ ）	・e-mail ・TEL ・FAX ・SNS ・その他（ ）
	相談内容			対応		結果

※随時、枠を追加してご記入ください。

6. 実際に海外の補助犬ユーザーの滞在期間中に発生したトラブル相談や支援の内容について

(1) 過去4年間の年次別の滞在期間中に発生したトラブル相談や支援件数について

(貴法人による入国時の支援の無い場合も含め)

相談や支援の有無（ 有 ・ 無 ） ※有の場合、下記にご記入願います。

(件)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
問い合わせ件数				

1	年	月日	国名	目的	相談者	手段
				・旅行 ・仕事 ・その他（ ）	・本人 ・家族 ・育成団体 ・旅行会社 ・その他（ ）	・e-mail ・TEL ・FAX ・SNS ・その他（ ）
	入国時の支援	トラブル相談の内容		対応		結果
有・無						

2	年	月日	国名	目的	相談者	手段
				・旅行 ・仕事 ・その他（ ）	・本人 ・家族 ・育成団体 ・旅行会社 ・その他（ ）	・e-mail ・TEL ・FAX ・SNS ・その他（ ）
	入国時の支援	トラブル相談の内容		対応	結果	
	有・無					

3	年	月日	国名	目的	相談者	手段
				・旅行 ・仕事 ・その他（ ）	・本人 ・家族 ・育成団体 ・旅行会社 ・その他（ ）	・e-mail ・TEL ・FAX ・SNS ・その他（ ）
	入国時の支援	トラブル相談の内容		対応	結果	
	有・無					

※随時、枠を追加してご記入ください。

(2) 今後の問い合わせ内容の変化の予測と、それに対する対応策の予定があればご記入ください：

7. 厚労省のWeb site「身体障害者補助犬情報」の身体障害者補助犬の海外ポータルサイト
 “Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site
 (http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html) は、海外からの問い合わせに対して、有効に活用できると思いますか。ご意見ご要望をお聞かせ下さい。
8. 2020年の東京オリンピック・パラリンピックへ向けて、指定法人としての独自の取り組みや行動計画をお持ちでしたら、具体的にご紹介下さい。
9. 地域生活支援事業に位置付けられている「身体障害者補助犬育成促進事業」では、①補助犬の育成、②理解促進と普及啓発、③育成計画の作成、を補助対象としています。ただし、地方自治

体でこの育成促進事業の実施が進んでいないのが現状です。この事業を効果的に実施していくための方策についてご意見をお聞かせ下さい。

（参考資料：2014（平成26）年度・補助犬育成補助事業実施実態調査【2017/09/12に改訂】

http://www.jsdrc.jp/jsdrc_doc_reports/2014-hojoken-ikuseijigyo-chosa/）

10. 最後に、身体障害者補助犬をとりまく状況やさまざまな問題・課題について、忌憚のないご意見をお聞かせ下さい。

お忙しい中、ご協力を有り難うございました。

2017年11月6日（月）までに、ご回答を下記へ送付下さいますようお願い致します。

調査専用 e-mail アドレス : research@jsdrc.jp

2017年10月

特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター
理事長 佐鹿 博信

連絡先：特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター 事務局

住所：〒223-0057 神奈川県横浜市港北区新羽町 1688-1 ユームニューウイング 203

Tel: 045-275-7770 Fax: 045-275-7771 e-mail: research@jsdrc.jp

外国からの「サービスドッグ」同伴受け入れにおける現状と課題

日本身体障害者補助犬学会理事／横浜市総合リハビリテーションセンターリハビリテーション科
高柳友子・医学博士

【はじめに】

1) 我が国での補助犬法成立までの経緯と背景

2002年5月22日に議員立法で身体障害者補助犬法が成立した。

この法の立案には、1998年から5年間にわたって行われた厚生科学研究 介助犬の基礎的調査研究班による国内外における介助犬および盲導犬等の実態調査と文献検索等が反映された。獣医学的見地から公衆衛生的安全性を考えた健康管理基準作りと犬種による頻発疾患の遺伝疾患検査、犬の行動学に則った犬の適性評価方法や時期、訓練方法についての検討がなされ、人については実態調査に基づく障がい者の適応範囲や管理能力という観点からの適性評価のあり方等が検討された。社会については比較法学的に盲導犬等（当時は盲導犬以外が法律上明記される法律は皆無に等しかった）の法的位置付けや障害者差別禁止法の内容を日本の法律に合わせて如何に盛り込めるかを法学的に検討し、かつ社会的にこれまで盲導犬がどのように受け容れられたかの実態を調べ、円滑に社会参加を目的とし理解促進に向けた調査研究が行われた。

豊文化を有し清潔意識が高く、番犬が犬との関係性の始まりといえる日本社会の中で、「障害者の社会参加のため」とはいえ補助犬同伴の受け入れを義務化するためには、補助犬の質の担保を約束することが要諦となることが議論された。それが認定制度であり、使用者である管理者が責任を持って補助犬が他人に迷惑をおよぼすことがないように健康・衛生・行動管理をすることとされた。厚生労働大臣指定法人はこの責任能力について客観的に使用者および補助犬の評価を行なった上で認定を行うこととしている。比較法学的検討から、先進諸国ではすでに障害者差別禁止法を有しており、その中に明確な定義も基準もなく「補助犬」の使用も網羅されていることが明らかとなった。特に ADA 法（障害を持つアメリカ人法）では、犬に限定せずサービスアニマルという言葉が法律に明記されているが、身体障害者手帳制度はなく、障害者の定義は基本的には自己申告による。基準がないことからサービスアニマルとペットとの区別が容易ではないこと、これが大きな問題に発展するであろうことが予想されていた。そのため、我が国では、身体障害者補助犬法を身体障害者手帳の中でも、実態と実績を有することを根拠に、視覚障害者手帳を有する使用者の盲導犬と肢体不自由等の移動障害を伴う使用者の介助犬、そして当時国内ではわずかな使用者しか存在しなかったものの先進諸国では盲導犬の次に実働数が多かった聴覚障害者が使用者となる聴導犬の3種のみを定義し、各々の認定基準および訓練基準を定めることとした。

2) 補助犬の名称と定義

我が国では身体障害者補助犬法に基づき、盲導犬、介助犬、聴導犬の三種を総称して身体障害者補助

犬としているが、英語では、盲導犬=Guide Dog や Seeing Eye Dog、聴導犬=Hearing Dog でほぼ統一されている。ところが、介助犬は英語では Service dog、Assistance Dog、Support Dog など呼称が様々である。また総称となる補助犬も同じく、Service Dog、Assistance Dog とされており、英語では介助犬のことなのか補助犬のことなのか分からない。昨今、2020 に向けての取り組みとして厚生労働省でも身体障害者補助犬法を英訳して公開しており、介助犬を Service Dog、補助犬を Assistance Dog としている 1) ので、本報告書では厚労省の方針に順って明記することとする。

3) 世界の補助犬事情

世界的には、1990 年に制定された障害を持つアメリカ人法に代表される障害者権利条約に批准する法律の中で、盲導犬を主とした使用者の権利保護が謳われており、受け入れ拒否に対する罰則を有する先進国が多いと竹前が補助犬科学研究「世界の補助犬法令と現状」で述べている 2)。竹前は、アメリカ、イギリス、ロシア、ドイツ、スペイン、フランス、イタリア、スイス、オランダ、ベルギー、フィンランド、スロバキア、南アフリカ共和国、韓国について調べている。法律はあっても、同伴拒否が絶えない現状は各国共通した課題である。

竹前は 2005 年に調査をされたが、インターネットが発達した昨今の状況調査をアメリカ、イギリス、フランス、中国、韓国など 11 か国についてサービスドッグ、アシスタンスドッグを検索ワードとして調べたところ、様々な役割のサービスドッグがあり、見えない障害と偽サービスドッグが混同されること、定義や基準が曖昧であることから、実際に障がい者の個々のニーズに合わせて訓練され、使用者自身が責任を持って管理しているサービスドッグに無理解や誤解が生じるなどの課題があることが推察された。

我が国の補助犬法のように明確な定義と認定を公的に有している国はなく、曖昧な定義によるトラブルが起きている現状については後述する。

4) 世界の Assistance Dog の動向と日本の現状

米国の介助犬や聴導犬育成団体が中心となって Assistance Dog International という連合会が設立され、ヨーロッパ、オーストラリア、スペイン等で会議が開催され、国際的な情報交換やネットワークを成す連合組織となっている 4)。盲導犬については我が国でも世界でも同様に介助犬・聴導犬よりも数十年（我が国では 40 年）の歴史的差があり、この実績の違いから盲導犬業界と介助犬・聴導犬業界がまとまるのが困難な現状がある。盲導犬については International Guide Dog Federation という国際連合があり 5)、IGDF の基準に合致しない場合には除名する等実行力を伴うことで育成事業者の質の担保をするべく取組んでいる。このネットワークを活かして、海外の盲導犬使用者が来日する際には IGDF 登録団体から日本の登録団体へ情報提供があり、一時認定証を日本の盲導犬協会から発行するといった手続きが行われている 4)。ADI も同様な体制を目指しているが聴導犬や介助犬等の育成団体は個人運営の団体も多く、団体の規模や実績に大きな差があることから IGDF 程には実行力を伴わないのが実態である。

一方、昨今の米国を中心とした欧米諸国での介助犬、聴導犬、そして近年は盲導犬協会で、自閉症や ADHD を課題とする児童に対して、戦地からの PTSD がある元兵士に対して、I 型糖尿病がある児童に、癲癇発作がある児童などに対するサポートをする犬を出し、これらの犬との社会参加促進を事業として展開する団体が急増している 3)。

我が国でも 2009 年の 1070 頭の盲導犬の実働数以降、実働数は減少傾向にあり 6)、2016 は 951 頭となっている。介助犬と聴導犬は 2002 年に実働が開始、介助犬の実働数は 2015 年の 75 頭をピークに現在は 68 頭、聴導犬は 2016 年の 73 頭をピークに 71 頭となっている 7)8)。毎年、引退犬がいることから新規実働数がどれほど増えているかの実態を知ることが容易ではないが、障がい者のニーズが変化して来ていることにも起因すると考えられる。2017/18 国民衛生の動向によれば我が国における身体障害（総数が多いのは肢体、聴覚・言語、内部障害、視覚障害の順）児の総数は 2006 年の 93100 人をピークに 2011 年は 72700 人と全ての障害で減少傾向にある。それに対して在宅の 18 歳以上の身体障害者数は 3,791,000 人と推計され、2006 年の 3,483,000 人と比べて 8.8%増加している。その中でも最も多い肢体不自由が 1,667,000 人(44%)で 2006 年は 1,760,000 人であったが 2011 年には 1,667,000 人と減少傾向にある。総数として増加しているのは不詳が 582,000 人増加していることが要因として考えられるが、これは調査対象と方法が異なることにためと記されており、ここからも障害に対する捉え方の変化に応じることの難しさが伺える。

一方、国民衛生の動向で明らかとなるのは、障害者の高齢化率の増加である。60 歳以上の割合が 2006 年の 74.8%から 81.7%に増加、70 歳以上が 58.5%を占めていることが記されている。国民全体の高齢化率と同様、障がい者の高齢化率の上昇に伴い、補助犬との自立、特に社会参加へのニーズが異なってくることは想像に易い。さらに、昨今の社会的変化として、精神障害者保健福祉手帳の所持状況の報告によれば手帳所持者数は 2004 年の 335,064 人であったが増加し続けており、2015 年には 2004 年の倍以上の 863,649 人となっている。我が国以外では、前述の通り身体障害者手帳制度がないことからこれらの統計を把握することは出来ないが、同様の傾向があることは推察される。医療の高度化と普及により、障がい者の高齢化率が高くなり、かつ高次脳機能障害、発達障害、知的障害、認知症等を含む、重複障害に対する福祉サービスや支援体制に対するニーズが高まっていることが伺える。

このような背景からも、「犬」に求められるサポートが変化していることは推察される。

海外では、そもそも身体障害者手帳制度がない中で、あらゆる個々のニーズに対応して、アラートドッグ、エモーショナルサポートドッグ、ソーシャルスキルドコンパニオンドッグ、ソーシャルドッグ、デメンチアドッグ等々、アシスタンスドッグ（補助犬）と同様に社会参加に同伴を要請する対象となる犬の用途は急増しており、これらの犬の特徴は、外見上では判断出来ない障害を対象としていることで、「偽」問題と大きく関わる場所となる。

5) 米国での「犬」同伴の社会参加の課題

a) ADA 法改正とアメリカ航空法

1990 年に制定された ADA 法のサービスアニマル(補助犬法という総称の補助動物)については 2011

年に法改正がなされ、サービスアニマルは犬のみとされた。また、定義として障がい者個々に必要とされる役割を担うために訓練された犬のことを言い、エモーショナルサポートや安心のためといった犬はサービスアニマルではない、とされた10)。

しかしながら、アメリカ航空法 the Air Carrier Access Act (ACAA)では、エモーショナルサポートアニマルもキャビンに持ち込むことが許されるサービスアニマルと定義しており、移動手段として頻繁に利用される航空機のキャビンに同伴される犬による粗相や咬傷事故、犬以外の動物としてクジャクやハムスター等、エモーショナルサポートアニマルの同伴は社会問題となっている。クジャクについてはインターネットで70万件、ハムスターについても30万件以上の検索が上って来るほどの話題になっていることは特筆すべきであろう。

ADA法では障がい者の権利として同伴を認められていないエモーショナルサポートアニマルがアメリカ航空法では認められていることが、社会的アクセスについて誤解を助長していると考えられる。アメリカ航空法に則ってサービスアニマルとしてキャビンに動物を同伴した飼い主は、全ての場所で社会的アクセスが認められていると誤解して店舗やホテル、美術館や遊園地等に動物を同伴していると考えられる。アメリカでは店舗等で頻りに犬を見かけるようになり、それを予防するためであろう、店舗でのポスターには「サービスドッグをカートに載せないように」との記載や、「サービスアニマルのみ同伴が可能」と、ペットとの区別が出来ない犬の同伴を危惧した内容のポスターが頻りに見かけられる。

インターネットでは、「あなたも犬と一緒に飛行機に乗ろう！精神科やセラピストに一筆書いて貰い、IDはペットショップで販売しているからそれを購入！」といったマニュアル動画が無数に挙げられており、こういった犬達の行動管理が出来ておらず、盲導犬が襲われた、子供が咬傷事故にあったといった報道も多く見られ、社会問題化していることが伺える。これらのインターネットや報道から、本当にエモーショナルサポートアニマルがいなければ社会参加に支障を来す人も存在するにせよ、実際には、動物がいなくても社会参加に支障を来さないが、動物を貨物室に預ける場合には費用が数万円かかるがサービスアニマルとしてキャビンに持ち込む場合には無料となるため、これが目的となっている場合があることが推察された。この区別は公的な制度によってのみ可能となると考えられる。ADA法でも、補助犬法ほど拘束力はないが、サービスドッグである犬には、ハーネスやリードをつけ、本人の障害を補うための訓練がなされ、障がい者が管理をしなければならないと記されている。が、アメリカ航空法では、これらの記載はなく、口頭での障害とサービスアニマルである旨の確認と目視、エモーショナルサポートアニマルについては搭乗から48時間以内の専門的見地からの書類の提出のみを求めている11)。

b) アメリカ～日本便の実態調査

アメリカ航空法は、アメリカから日本への便にも適用されるため、北米便を有する航空会社2社に実態を伺った。会社名を公表しないことを条件に回答を得ている。

航空会社では、サービスアニマルである旨の認定証もしくは訓練終了証明書等で確認を行うが、米

国 ACAA 法 PART382 条項の規定上本人からの口頭での説明も可とあるため、米国路線では本人からの説明に加え、同伴している犬が十分に訓練され他の旅客に危害を加える可能性が無い状態であることを確認した上でキャビンへの同伴を認めている。

直近の北米便の実績について確認したところ、2016 年にエモーショナルサポートドッグが A 社 31、B 社 32 頭、アラートドッグは 1 社のみが把握しており 10 頭、2017 年は 1 社のみでエモーショナルサポートドッグ 44、アラートドッグ 4 頭の米国路線でのキャビンへの搭乗実績があった。

課題として、空港施設内はペットを歩かせることができず、クレートに入れての移動が原則だがそれを知らずにクレートを持参しない等、動物検疫所との間で議論が生じることがあること。また、米国から日本経由でアジアへ行く場合、米国路線以外では客室内同行は出来ないことを説明しても納得せずクレームとなるケースもあるとのこと。

トラブルケースとして隣席に犬が苦手な客と補助犬同伴者との座席調整で苦勞する場合、またペット愛好者から、自分の愛犬は貨物室なのに、なぜ補助犬（特に ESA）は客室に同伴できるのか、といったクレームを受ける場合があるとのことであった。

またトラブルケースについて、2 頭のエモーショナルサポートドッグを同伴したケースで 1 頭の犬が落ち着かず鳴き続け耳栓を他の乗客に配った。さらに犬が臭いといった報告があった。別のケースでは、犬が座席に乗り水をこぼしてシートを汚し、2 席にわたって寝そべるなどの迷惑があり他の乗客からクレームがあったとの報告が残っていた。

現時点では、日本の身体障害者補助犬法に則った三種類の補助犬同伴については国内と同様の確認をすることとしており記録を残すことにはなっておらず、エモーショナルサポートまたはアラートについての記録と、トラブルケースについての記録が残るのみとなっている。

アメリカ航空法においても、日本国内の航空会社の内規としても、衛生や行動管理等に問題がある場合はキャビンへの同伴が出来ない旨が記載されているが、実際に起こったトラブルケースの報告から、搭乗前の目視のみでは犬の管理状況を確認することは困難であることは明白である。鉄道と異なり、一度搭乗した以上、途中で降ろすわけにはいかないことから、航空機における補助犬の管理の質の担保については、明確な基準と確認方法の確立が求められる。

6) 犬の入国手続き：動物検疫について

我が国は狂犬病清浄国である。狂犬病は、予防ワクチンがあり予防可能であるが、感染したら致死率が 100%に近い、恐るべきウィルス感染であり、また温血動物は全て感染源となることから、水際対策として海外からこのウィルスが持ち込まれることは絶対に避けなければならない。そのために動物検疫が徹底されており、狂犬病清浄国以外の国からの入国には狂犬病ワクチンの接種証明と抗体価の証明等の厳格な基準が設けられており、これらの基準は補助犬も同様の対応がなされている 12)。

農林水産省動物検疫所の報告によると、我が国の犬の輸入頭数は平成 24 年 7305、25 年 7150、26 年 6623、27 年 6343 頭で、その内補助犬は平成 26 年が 22(盲導犬 16、介助犬 5、聴導犬 1)、27 年が 20(盲導犬 14、介助犬 6、聴導犬 0、28 年は 22(盲導犬 12、介助犬 8、聴導犬 2)頭との実績報告があった(農

林水産省動物検疫所調べ。用途は輸入者の申請に基づく)。検疫手続きは補助犬も愛玩動物も変わらず行うものであるため、海外から犬を同伴して日本に入国する全員が動物検疫所に届け出を行なっている。HP から動物検疫所の説明を読み、届出書をダウンロードし、必要に応じて質問や相談を行うこととなる。検疫の手続きには最短でも6ヶ月前から準備が必要となるため、動物検疫所のHPを見た段階で日本の補助犬法について知ることが出来、日本国内での社会参加に同伴出来るような手続きを知ることが出来るよう情報提供をすることが、補助犬法を知らずに入国してから不便な思いや不自由を強いられる補助犬使用者を減らすことに繋がる。また、補助犬法上は認められない「サービスドッグ」の飼い主が、「ペット」として同伴して来日するかどうかの判断を促すことに繋がると考えられる。

7)おわりに

1998年に国連で障害者権利条約が決議され、あらゆる障がい者が差別を受けることがあってはならないとされ、かつ「障がい」についてもかつての分類や見地とは異なり、本人が主張する不便や不都合そのものが障害であり、その全てについて、受け入れる社会は合理的配慮をしなければならない、配慮しないことが差別であるとされた。我が国も批准国として、2016年より障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下 障害者差別解消法）を施行している。

2002年に当事者の活動が契機となって制定された身体障害者補助犬法は、障がい者が補助犬とともに社会参加する権利を保障させる前に、使用者の義務として補助犬への管理責任を問うている、世界には類を見ない法律である。世界に数少ない狂犬病清浄国として、また、清潔で安全で、かつ人口が多く、人と人の距離が近く、マナー意識の高い日本の中で、補助犬の同伴受け入れが推進されるためには、国民の正しい理解が不可欠である。

基準や認定制度がないことで、質の担保がなされていない「サービスドッグ」が社会参加場面でトラブルを起したり、ましてアメリカで報道が増えているような、盲導犬や介助犬を襲うといった事故が起きないように万全の対策が求められる。

東京オリンピックパラリンピック開催の準備として、我が国の補助犬使用者を主とした関係者が守ってきた、補助犬の質の担保は、偽サービスドッグや、管理の悪い飼い主によるトラブルや事故で一瞬にして水の泡となることが危惧される。国外からのサービスドッグ使用者が補助犬法に則って国内で一時通行証により十分な社会参加が出来るように、そのために十分な時間をかけた準備が出来るように、政府が主導しての仕組みづくりと、国外への補助犬法及び情報周知を関係者が一丸となってなされることが不可欠である。



身体障害者補助犬法に則り、表示をつけた介助犬と使用者
写真提供：日本介助犬協会

- 1) Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities Portal Site
http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/
- 2) 竹前栄治, 世界の補助犬法令と現状, 日本補助犬科学研究, 1(1)p2-8, 2005
- 3) website below

オーストラリア

- <https://www.humanrights.gov.au/our-work/disability-rights/projects/assistance-animals-and-disability-discrimination-act-1992-cth>
- <http://www.assistancedogs.org.au/pages/the-assistance-dog-difference-why-our-dogs-arent-guide-dogs.html>
- <https://www.communities.qld.gov.au/disability/key-projects/guide-hearing-assistance-dogs/about-guide-hearing-assistance-dogs-legislation>
- <http://servicedogcentral.org/content/node/60>
- <https://pickle.nine.com.au/2015/04/17/11/20/assistance-dog-fraud-in-australia>
- <https://www.adcet.edu.au/disability-practitioner/student-access/Support-Animals-on-campus/>
- <http://www.assistancedogs.org.au/pages/about-us.html>

カナダ

- <http://www.cagads.com/programs.html>
- <http://www.nsd.on.ca/about/legislation/>

イギリス

- <http://www.assistancedogs.org.uk>
- <https://www.youtube.com/watch?v=-xgFAI9iGkA>
- <https://www.youtube.com/watch?v=lzbaw2wnNrI>

アメリカ

- <http://assistancedogshawaii.org/>
- https://www.ada.gov/service_animals_2010.htm
- https://www.ada.gov/regs2010/service_animal_qa.html
- <https://www.cbsnews.com/news/service-dogs-laws-imposter-pets-illegal/>
- <https://www.cbsnews.com/news/service-dogs-laws-imposter-pets-illegal/>
- <http://dogtime.com/trending/29963-speak-fight-service-dog-fraud>
- <https://www.cbsnews.com/news/service-dogs-laws-imposter-pets-illegal/>

韓国

- <http://www.funpawcare.com/2015/01/06/service-dogs-many-asian-countries-setting-a-good-example/>

中国

<https://www.whatsonweibo.com/awareness-guide-dogs-china-still-long-way-go/>
<http://servicedogcentral.org/content/node/326>

ニュージーランド

<https://www.assisteddogsinternational.org/regional-chapters/australia-new-zealand-oceania/>
<http://www.ppadt.org.nz/about.php>
<https://www.airnewzealand.com/special-assistance-service-dog>

スペイン

<https://growingupguidepup.org/service-dogs-in-spain/>

ドイツ

<http://www.blindenhundeschule.ch/en/assistance-dogs.html>

南アフリカ

<http://www.guidedog.org.za/history/>
<http://www.guidedog.org.za/training-the-dog/>
<http://www.guidedog.org.za/some-facts-about-sa-guide-dogs-association/>

フランス

<http://www.chiensguides.fr/federation/historique>
<http://www.chiensguides.fr/chien-guide/pre-education>
<https://www.fondationairliquide.com/en/support-assistance-dog-training-center-disabled-people>

4) Assistance Dog International

<https://www.assisteddogsinternational.org>

5) International Guide Dog Federation

<https://www.igdf.org.uk>

6) 平成 28 年度盲導犬訓練施設年次報告書, 社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会 自立支援施設部会盲導犬委員会

日本盲導犬協会 HP <https://www.moudouken.net/en/visiting-japan.php>

7) 厚生労働省補助犬情報

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/12gatu.pdf>

8) NPO 法人補助犬情報センター

http://www.jsdrc.jp/hojoken/kaijoken_suu/

9) 国民衛生の動向, 一般社団法人構成労働統計協会, p122-129

10) Service Animal: ADA Requirements, U.S. Department of Justice, Civil Rights Division, Disability Rights Section

- 11) Service Animals (Including Emotional Support Animals) US Department of Transportation : Transportation.gov,
<https://www.transportation.gov/individuals/aviation-consumer-protection/service-animals-including-emotional-support-animals>
- 12) 動物検疫所 HP 犬猫を輸入するには
<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-index.html>

諸外国の補助犬実態および補助犬の輸入検疫に関する現状調査

帝京科学大学生命環境学部 山本真理子

【はじめに】

国外から一時入国する補助犬使用者への指針を検討する上で、日本と諸外国における補助犬の相違点について把握する必要があるだろう。そこで、本調査では諸外国における法律上の補助犬の定義や基準について報告する。また、補助犬を同伴して入国するための輸入検疫手続きは、その国における補助犬の法的位置づけを意識するファーストステップとなりうる。そのため、本調査では各国の犬の輸入検疫について、補助犬がどのように扱われ、どのような情報提供がなされているかについても報告することとする。

対象とする国は、補助犬使用者の多さ、法律の内容、狂犬病発生状況、地理的要因などを考慮して、日本への補助犬使用者受け入れの参考になると考えられる国（地域）として、アメリカ、ハワイ、オーストラリア、イギリス、スペイン、台湾を選んだ。

表 1. 調査対象国の狂犬病発生状況と地理

狂犬病発生状況（地理）	対象国・地域
狂犬病清浄国（島国）	オーストラリア、ハワイ
狂犬病非清浄国※（大陸）	アメリカ、スペイン
狂犬病非清浄国※（島国）	イギリス、台湾

※非清浄国とは犬等の輸入検疫に関連して、農林水産大臣が狂犬病の清浄国・地域として指定する 6 国・地域以外の国・地域をさす（2013 年 7 月現在）。

【補助犬の定義と基準】

各国の補助犬の分類について、日本との比較を表 2 にまとめる。各国における法律上の補助犬の定義と基準は以下のとおりである。なお、補助犬の定義は国によって異なることから、日本の補助犬と区別するために、日本の法律では補助犬として認められていない役割を果たす補助犬をここでは「サービス・ドッグ」と呼ぶこととする。

アメリカ（ハワイ含む）

補助犬に関わる法律は州法と連邦法の両方に明記されているが、州法は州によって異なることと、連邦法が州法よりも優先されることから、ここでは連邦法に着目して報告する。Americans with Disabilities Act (ADA) では補助犬 (Service Animals) を使用する障がい者のアクセス権を認めている¹⁾。アメリカでは身体障がい者以外の障がい者をサポートするサービス・ドッグも補助犬に含まれており、精神疾患、てんかん、糖尿病、自閉症など、障がいの種類は多様である。障がいを補うために特

別に訓練されていれば補助犬とみなされ、一般の人々が利用できる施設や交通機関、住宅などへのアクセス権が認められている。これらの補助犬は基本的に犬であることとされているが、特別にミニチュア・ホースの存在も認めている。アメリカでは補助犬であることの表示をつける義務はなく、証明書などの携帯も義務付けられていない。さらにアメリカには国レベルでの補助犬の認定や登録制度がないこと、連邦法には補助犬の訓練事業者の指定や訓練基準が明記されていないことから、補助犬の育成や使用は育成事業者（個人トレーナー含む）や補助犬使用者のモラルに委ねられているのが現状である。

オーストラリア

オーストラリアの連邦法（Disability Discrimination Act: DDA）では、アメリカと同様に補助犬（Assistance Animals）がサポートする使用者の障がいの種類は限定していない²⁾。DDAにおいて補助犬についての訓練や認定に関する細かい定義はなされておらず、州法の定義に委ねている。一方で、同法では障がいを軽減するために訓練されており、公共の場における動物の衛生面と行動が適切な基準で満たされていれば、そのような動物も補助犬として認められるという記載もある。つまり、必ずしも特定の育成事業者のみに補助犬の育成が限定されているわけではなく、使用者個人が育てた補助犬にもアクセス権が認められた判例もある³⁾。また、補助犬に関わる各州の法律は、補助犬の認定、補助犬を認定する育成事業者（または訓練士）の認定、補助犬の表示義務、使用者証明書の携帯などを義務付けるなど細かく明記している州もあれば（クイーンズランド州：Guide, Hearing and Assistance Dog Act 2009）⁴⁾、補助犬に公共へのアクセス権を認めているものの、訓練や認定、証明についての基準を明記していない州もあるなど（ニューサウスウェールズ州：Companion Animals Act 1998）⁵⁾、法律の内容は州によって多様である。また、公共交通機関の利用のために通行証を発行している州もあるが、他州で発行された通行証が認められない州や通行証自体を発行していない州もあるなど、連邦法と各州法に一貫性がないことによる問題も生じている⁶⁾。

イギリス

イギリスは Equality Act 2010 にて補助犬使用者の差別を禁止しており、補助犬使用者のアクセス権は守られている⁷⁾。この法律においても補助犬（Assistance Dogs）がサポートする使用者の障がいは限定されておらず、訓練基準などの明確な記述もない。あいまいな法律により、高額で適性のない犬を販売したり、家庭犬を補助犬と偽るなどの問題が生じていることから、Assistance Dogs International の認定を受けたイギリスの育成事業者団体からなる任意組織の Assistance Dogs UK は補助犬の明確な定義、訓練基準、育成事業者の定義などを新たに法律に明記するように求めている⁸⁾。

スペイン

スペインは国の法律で盲導犬のアクセス権を認めているが、その他の種類の補助犬については言及していない。しかし、スペインには17の自治州があり、そのうち9の自治州で補助犬使用者のアクセス権が法的に認められている。自治州によってはバレンシア州のように使用者の障がいを限定していないところや、カスティーリャ・イ・レオン州のように補助犬使用者の障がいを視覚障がいの他に身体障がいや精神疾患と限定した記述となっているところもあるが、カタルーニャ州、マドリード州、カナリア諸島州のように新しく法律ができた地域では、Assistance Dogs International の基準に従って補助犬

の種類を定めているところが多い。補助犬の訓練および認定は、行政機関によって認定を受けた育成事業者が行う場合と、行政機関が直接使用者と補助犬のペアを認定する場合がある。多くの自治州は他自治州や他国から補助犬使用者が訪れたときに、一時的な訪問であれば自治州の補助犬使用者に与えられている権利と同等の権利が与えられると述べている。その際、補助犬使用者は求められた場合に犬のパスポート、予防接種の記録、自身の自治州もしくは国で補助犬の認定を証明する関連書類を提出しなければならない。※スペインの情報は Mona Tellier 氏（介助犬育成団体 Associació Canuck）からの聞き取りによるものである。

台湾

台湾では障がい者の権利に関わる法律（People with Disabilities Rights Protection Act）の中で補助犬について述べており、日本と同様に盲導犬、介助犬、聴導犬にアクセス権を認めている⁹⁾。また、補助犬の候補犬（パピーや訓練中の犬）に対しても同様にアクセス権が認められている。法律では資格を有した訓練士が補助犬を訓練すること、育成事業者は法律に従って国内に設立・登録された団体で、なおかつ International Guide Dog Federation（IGDF）または Assistance Dogs International（ADI）の認定団体であること、もしくは IGDF または ADI の認定団体と 2 年以上交流（指導を受けるなど）を持っている団体であることとしている。さらに補助犬に対してはハーネスやベストの着用義務、使用者は使用者証の携帯義務などが述べられている¹⁰⁾。※一部中国語のみの情報については、日本大学 汪斐然氏の協力により情報を収集した。

表 2. 各国の補助犬の範囲

国・地域	補助犬の分類				国／州レベル の認定	訓練基準
	盲導犬	介助犬	聴導犬	サービス・ ドッグ		
日本	○	○	○		○	○
アメリカ/ ハワイ	○	○	○	○		
オーストラリア	○	○	○	○	△／○	△／○
スペイン	○	△	△	△	△／○	△／○
イギリス	○	○	○	○		
台湾	○	○	○		○	○

【補助犬の検疫手続きと特別措置】

ここでは各国における犬の検疫手続きと、補助犬に対する特別措置の有無についてまとめる(表3)。特別措置のある国については、補助犬に関してどのような特別措置があるのか、また、補助犬をペットと識別するためにどのような書類の提示が求められているかについて報告する。さらに検疫に関わるウェブサイト上で補助犬の定義に関してどのような情報提供をしているかについても触れる。

アメリカ

アメリカ本土は狂犬病非清浄国であり、狂犬病清浄国からの犬は狂犬病予防注射をしていなくても入国することができる(ただし、全ての州で狂犬病予防接種が義務付けられている)¹¹⁾。狂犬病非清浄国からの犬の輸入であっても狂犬病予防注射の証明書があれば、検疫施設での隔離期間もなく入国することができる。狂犬病とは別にラセンウジバエ(screwworm)発生地域では別途手続きが必要となる。アメリカ本土への犬の輸入において、補助犬に対する特別措置はなく、補助犬も他の犬と同等の手続きとなっている。そのため、検疫手続きに関するサイトでは、補助犬の法律上の定義等に関する情報提供はない。

ハワイ

ハワイは狂犬病清浄地域であり、アメリカ本土を含む島外からの犬の持ち込みに関して、検疫施設での隔離期間を設けている¹²⁾。事前に狂犬病予防注射、マイクロチップ装着、狂犬病抗体検査、ダニの駆除、検査後から入国までの一定期間の待機等の必要事項を満たせば5日以内の検疫もしくは即日の入国が許可されるが、条件を満たせなかった場合は最大120日の検疫が必要となる。一方でハワイは補助犬に対する特別措置を講じている。補助犬が狂犬病予防注射、マイクロチップ装着、狂犬病抗体検査、入国前30日以内の健康証明、入国前14日以内のダニの駆除、補助犬が行う作業内容の報告等の必要事項を満たせば、隔離期間を免除されてすぐに入国が許可される。しかし、本物の補助犬かどうかを示す証明書等の提示は求めておらず、ペットを補助犬と偽る人もいることが問題視されている(介助犬育成団体 Assistance Dogs of Hawaii の Mo Maurer 氏からの聞き取り)。補助犬に対して特別措置を設けていることから、補助犬に対する検疫について専用のウェブページがあり、そこで補助犬の定義について説明されている。この定義は ADA 上の定義と必ずしも一致するものではないが、おおむね同様の説明となっている。

オーストラリア

オーストラリアは狂犬病清浄地域であることに加えて、生態系保護の観点から検疫手続きは他国と比べても特に厳しいものとなっている¹³⁾。一般の犬に対しては狂犬病、外部寄生虫、その他感染症等への必要な手続きを入国前に済ませることに加えて、オーストラリア入国後には少なくとも10日間の検疫施設での隔離期間がある。しかし、補助犬に関しては主にこの隔離期間に対して特別措置が講じられている。補助犬の入国を申請するためには、補助犬使用者の障がいと補助犬の使用を証明する医師が作成した書類、広く認められた補助犬育成事業者によって犬が特別に訓練を受けたことを示す書類などを提出する必要がある。なお、この広く認められた補助犬育成事業者として、IGDF または ADI の認定団体であることが望ましいとしている。または、その代わりとしてオーストラリアの州法で認められて

いる補助犬としている。ただし、申請書には障がい者自身で補助犬を訓練した場合は不可とすることが明記されている。補助犬として入国が認められた場合でも、補助犬は検疫施設での隔離がないかわりに、申告した所定の住所に他の犬（補助犬を除く）や猫がいないこと、所定の住所以外では犬を常にリードでつなぎ、管理下に置いておくこと、検疫が終わったら獣医師の診察を受けて書類を提出することなど一定のルールに従って行動することが求められている。また、補助犬であればどの国際空港からでも入国することが可能となる。補助犬についてはウェブ上に専用ページが設けられており、特別措置を受けるための手順が詳細に記載されている¹⁴⁾。ここでは補助犬の定義を細かく述べるのではなく、IGDF もしくは ADI で訓練されていること、もしくはオーストラリアの州法で認められている補助犬であることのみ記載されている。検疫手続き上の補助犬の定義は、国内で認められている補助犬だけではなく海外の補助犬の受け入れも視野に入れたものとなっていると考えられる。ただし、他国で補助犬と認められている場合であってもオーストラリアの条件を満たさない場合もあることや、不正を働くことは法律で罰せられること等について最初に注意喚起している¹⁴⁾。他の国で問題となっている偽補助犬や適性のない補助犬に対して、明確に警告していることは注目に値する。

イギリス

イギリスへの補助犬の持ち込みに関しては、マイクロチップ装着、狂犬病予防注射、狂犬病抗体検査、条虫駆除など、他の犬と同様の手順を踏む必要があるが、補助犬の場合は他の犬には認められていないルート（空港、港、航空会社、フェリー会社、鉄道会社など）を使用しての入国も可能となっている¹⁵⁾。ただし、オーストラリアのように補助犬を証明する書類の提出は検疫手続きでは求めていない。補助犬に関する記載は犬の検疫手続きを説明する項目の一部に含まれている。補助犬の定義はなく、旅行会社は IGDF や ADI の認定団体によって訓練された補助犬であれば、通常認めているとしている。しかし、それらの団体で訓練されていない場合は、旅行会社に確認することを勧めている。つまり、補助犬の持ち込みの判断は旅行会社（航空会社、鉄道会社など入国する際に利用する交通機関）に委ねられているといえる。

スペイン

スペインへの犬の持ち込みは、EU の犬の持ち込み規則に則って行われる¹⁶⁾。マイクロチップ装着と狂犬病予防注射、獣医師の作成した証明書が必要となる。補助犬も一般の犬と同様の手続きであり、特別措置はない。補助犬に関する情報提供も検疫手続きに関するページでは紹介されていない¹⁷⁾。

台湾

台湾への犬の輸入は狂犬病清浄国からの輸入であれば、マイクロチップ装着、狂犬病予防接種、獣医師による証明等の手続きで検疫施設での隔離検疫は必要ない¹⁸⁾。ただし、狂犬病非清浄国から犬を輸入する場合は 21 日間の隔離期間が必要となる。しかし、補助犬であれば検疫施設ではなく事前に決めた特定の場所で検疫期間を過ごすことができる。このとき、補助犬とは台湾の法律で定義されている補助犬、もしくは、IGDF または ADI の認定団体で訓練された犬であるとされている。さらに、身体障がい以外をサポートするサービス・ドッグ（ここでは medical service dog と表現）も ADI 認定団体によって育成されていれば受け入れるとしている。補助犬の輸入手続きには補助犬の証明の提示も義務付

けている。補助犬に関する情報は、検疫手続きの説明サイトの一部に含まれているのみであるが、法律の基準の定義に準じていると述べていることから、法律の存在を知らせるものとなっている。また IGDF や ADI の認定団体に訓練された補助犬も許可するなど、海外からの補助犬の受け入れも視野に入れた内容となっている。

表 3. 輸入検疫における補助犬への特別措置

	事前準備後の 検疫施設での隔離期間	補助犬への特別措置	提出物
アメリカ	無	無	—
ハワイ	即日／5 日以内	隔離期間免除	補助犬の作業内容
オーストラリア	10 日間	・ 検疫施設での隔離免除 ・ 利用空港の制限なし	医師・訓練事業者 からの証明
スペイン	無	無	—
イギリス	無	指定ルート以外の入国可	なし
台湾	21 日間 (狂犬病非清浄国からの場合)	検疫施設以外での検疫可	補助犬の証明

【補助犬にかかわる諸外国の問題】

ここまで各国の補助犬の法律上の定義、補助犬の検疫手続きにおける特別措置と補助犬に関する情報提供についてみてきた。補助犬の育成について国や州レベルで育成や認定について述べている国はオーストラリア、スペイン、台湾と限られており、明確な定義のない国も存在している。そのような国では、偽の補助犬や、十分な訓練を受けていない補助犬、適性のない補助犬の存在が問題視されており、補助犬と称される犬による咬傷（死亡）事故も報告されている¹⁹⁾。特にアメリカではインターネット上で補助犬のベストや表示を購入できるだけでなく、医師の診断書も入手できるほどであり、適正に訓練された補助犬とそれ以外の犬を区別することは非常に困難である。このような問題は適正な訓練を受けた補助犬と生活する障がい者の社会参加を脅かす事態にもなっている。このような問題を受けて、アメリカやイギリスでは、法律上の補助犬の定義や認定、訓練基準を明記するよう求める動きもみられる。

【まとめ】

各国の法律もしくは州法において補助犬の定義や認定、訓練基準は多様であるが、それらが明確に定められている国は、国内での補助犬のトラブル（特に偽補助犬に関するトラブル）は少ないようである。同様に、犬の検疫手続きにおいて補助犬に特別措置を講ずる場合にも、補助犬に関する情報提供とその内容（定義や基準）が明確である場合、受け入れ時の問題を未然に防ぐことにつながっていると考えられる。日本は世界的に見ても補助犬の定義が明確に法律で示されており、補助犬の秩序が保たれている

国であるといえる。検疫手続きはすべての犬が行うものであることから、補助犬に対する特別措置の有無に関わらず、検疫手続きに関わる案内の中で国内における補助犬の定義について情報提供されることは、補助犬の法的位置づけを一次入国者に伝える上で有効であると考えられる。

引用文献

1. U.S. Department of Justice (DOJ). (2011). ADA 2010 revised requirements. Service animals.
2. Australia Government. (2011). Disability Discrimination Act 1992.
3. Australian Human Rights Commission. (2016). Assistance animals and the Disability Discrimination Act 1992 (Cth). 2017年10月27日アクセス：
[https://www.humanrights.gov.au/our-work/disability-rights/projects/assistance-animals-and-disability-discrimination-act-1992-cth#What is the legal understanding](https://www.humanrights.gov.au/our-work/disability-rights/projects/assistance-animals-and-disability-discrimination-act-1992-cth#What%20is%20the%20legal%20understanding)
4. Queensland. (2013). Guide, Hearing and Assistance Dogs Act 2009.
5. New South Wales Government. (2017). Companion Animals Act 1998.
6. Ryan S. (2015). Policy and Law Reform on Assistance Animals. 2017年10月27日アクセス：
<http://ddlsaaustralia.org/wp-content/uploads/2015/07/Laws-and-policy-on-Assistance-Animals-June-2015.pdf>
7. legislation.gov.uk. (2010). Equality Act 2010.
8. Assistance Dogs UK (2015). Written Evidence (EQD0081). 2017年10月26日アクセス：
<http://data.parliament.uk/writtenevidence/committeeevidence.svc/evidencedocument/equality-act-2010-and-disability-committee/equality-act-2010-and-disability/written/20697.html>
9. Ministry of Health and Welfare. (2015). People with Disabilities Rights Protection Act.
10. Taiwan Guide Dog Association. (2017). 導盲犬相關法令. 2017年10月26日アクセス：
<http://www.guidedog.org.tw/aboutguidedog/about-2.html>
11. Centers for Disease Control and Prevention. (2017). Bringing a Dog into the United States. 2017年10月26日アクセス：
<https://www.cdc.gov/importation/bringing-an-animal-into-the-united-states/dogs.html>
12. State of Hawaii. Animal Industry Division. (2017). Animal Quarantine Information Page. 2017年10月26日アクセス：
<http://hdoa.hawaii.gov/ai/aqs/animal-quarantine-information-page/>
13. Australian Government. Department of Agriculture and Water Resources. Bringing cats and dogs to Australia. 2017年10月26日アクセス：
<http://www.agriculture.gov.au/cats-dogs>
14. Australian Government. Department of Agriculture and Water Resources. Assistance dogs. 2018年1月15日アクセス：
<http://www.agriculture.gov.au/cats-dogs/assistance-dogs>
15. GOV.UK. (2017). Bringing your pet dog, cat or ferret to the UK. 2017年10月26日アクセス：
<https://www.gov.uk/take-pet-abroad>
16. European Union. (2013). Regulation (EU) No 576/2013.
17. Embajada de España en Washington, DC. (2014). Information about the non-commercial movement of pet animals travelling into Spain.
18. Bureau of Animal and Plant Health Inspection and Quarantine, Council of Agriculture, Executive Yuan. (2017). Quarantine Requirements for the Importation of Dogs and Cats.

19. DogsBite.org (2012) 2012 dog bite fatality statistics. 2017年10月26日アクセス :
<https://www.dogsbite.org/dog-bite-statistics-fatalities-2012.php>

「国内航空事業者への身体障害者補助犬受け入れ実態調査」報告

2018.1.27

神戸大学大学院保健学研究科リハビリテーション科学領域 三浦研究室
倉澤 悠維、三浦 靖史、

国内の航空会社を対象に、身体障害者補助犬（以下、補助犬）の受け入れ実態について調査しましたので、結果を報告します。

【調査手順】

国内線を運航する航空会社21社（※1）を対象とし、航空会社の連絡先及びホームページのURLを検索しリストを作成後、各航空会社へ電話にて聞き取り調査を実施しました。電話にて回答が得られず、メールでの問い合わせを案内された場合は、メールにて聞き取り調査を実施しました。

【調査方法】

各航空会社の予約手続き・問い合わせ窓口へ電話しました。調査時に休業日の一部航空会社については問い合わせフォームに聞き取り内容を入力して問い合わせを行いました。電話で調査を実施した会社においても、電話での回答が不可能で問い合わせフォームを案内された場合には問い合わせフォームへの入力、または指示された担当部署へメールを送信しました。

【質問項目】

1. 補助犬が搭乗している際の緊急時の誘導方法は通常と同じであるか、または異なるか。
2. 会社のマニュアルに補助犬への対応が含まれているか。
3. 補助犬使用者の利用がある際、他の乗客への配慮、周知について、マニュアル等に記載があるか。あるいは行われているか。
4. 一便あたりの補助犬の頭数制限があるか、ある場合の頭数はいくらか。
5. 海外の渡航者から、補助犬やアシスタンスドッグに関する問い合わせがあるか。またその記録をとっているか。

の以上5点です。

調査の際は、厚生労働省による平成29年度障害者総合福祉推進事業として国内航空事業者への『身体障害者補助犬』の受け入れ実態を国内の航空会社に対して調査しており、各航空会社の補助犬同伴時の対応について教えて欲しい旨を説明しました。また、自身の所属（大学名、研究室名）を伝えました。問い合わせメール等で、調査について詳しい説明が求められた会社については、厚生労働省は平成29年度障害者総合福祉推進事業の指定課題として「国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究」を公募し、NPO法人日本補助犬情報センターが主体となって受託し、神戸大学大学院保健学研究科三浦研究室が日本補助犬情報センターからこの調査研究のうち「補助犬使用者の国内航空事業者利用状況に関する実態調査」の再委託を受け、今回、協力依頼した旨を説明しまし

た。また、背景・目的として、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて補助犬利用者の公共交通機関の利用の円滑化は、バリアフリー新法、身体障害者補助犬法、障害者差別解消法等を踏まえ、特に海外からの旅行者が利用することが多い航空事業者の取り組みの現状を知ることが意義あることと考えている旨を説明し、公表の結果は個別の事業者毎ではなく、全体としての現状としてのみ公表することを説明して、理解、調査に協力していただけるよう回答し調査を依頼しました。

【調査期間】

2018年1月5日から調査を開始し、1月7日までに全ての航空会社に問い合わせを完了し、1月27日の時点で19社から回答が得られました。

【調査結果】

対象となった21社中、ホームページ上に連絡先が掲載されていない、系列会社のホームページへリンクする会社が6社ありました。そのため実質的な調査対象は15社となりました。1社は、問い合わせ先へ連絡を取ったところ、調査の回答は系列会社に準ずるとの回答があり、系列会社のホームページへリンクする6社については、系列会社へ調査時に6社についても同様の回答であるか確認しました。その結果、系列会社の回答に準じる会社が7社でした。

そのため、電話とメール連絡したのは13社、メール（問い合わせフォーム含む）のみ連絡したのは1社でしたが、メールを利用せず電話だけで回答が得られたのは1社のみでした。電話とメールでの問い合わせを行った13社のうち1社は電話にてメール内容の回答が得られました。1社は全ての質問に対して公表できないと回答しました。

なお、問い合わせフォームは、航空会社への意見・要望の分類の問い合わせフォームを利用しました。

【調査結果】（回答が得られた12社のうち公表できないとした1社を除く11社、回答率85.7%）

質問1（補助犬が搭乗している際の緊急時の誘導方法は通常と同じであるか、または異なるか）

通常通り 9社（81.8%）

緊急時の手伝いが必要か、補助犬使用者に案内し必要に応じて手伝いを行う 1社（9.1%）

補助犬使用者向けの個別対応あり 1社（9.1%）

質問2（会社のマニュアルに補助犬への対応が含まれているか）.

含まれている 10社（90.9%）

「客室乗務員は介助犬の食事の準備をする」→含まれていると判断しました。

客室乗務員が把握している 1社（9.1%）

質問3（補助犬使用者の利用がある際、他の乗客への配慮、周知について、マニュアル等に記載があるか。あるいは行われているか）.

あり 9社（81.8%）

(隣席は空席にする、隣席者に補助犬や補助犬の接し方の注意の説明、動物アレルギーの客は座席を変更する、機内に補助犬同伴のアナウンスを行う、補助犬使用者が補助犬の管理をすること等)

現場によりマニュアルが異なる 1社(9.1%)

なし 1社(9.1%)

質問4 (一便あたりの補助犬の頭数制限があるか、ある場合の頭数はいくらか).

なし 10社(90.9%)

(うち1社は便により制限あり…2種類の便は各便あたり2頭、他の1種類の便は同伴不可)

制限あり(1頭) 1社(9.1%)

質問5 (海外の渡航者から、補助犬やアシスタンスドッグに関する問い合わせがあるか。また、その記録をとっているか).

記録している中では履歴なし 7社(36.4%)

履歴ありだが記録していない 4社(63.6%)

質問1～5の回答に対して、上記のうち2社は盲導犬のみに対応していると回答がありました。

【考察】

電話の問い合わせに対して、通話を保留して後、速やかに回答が得られた会社は1社だけでした。一方で、(身体障害者) 補助犬が、盲導犬、介助犬、聴導犬の総称であることを理解していないような応答をされた会社がありました。問い合わせた先が予約窓口であったためか、補助犬同伴に関する問い合わせには対応できるが、今回の調査での質問については問い合わせフォームを案内するとした会社が大半でした。

今回の調査を通じて、回答のあった多くの会社が補助犬同伴に対してマニュアルを用いて対応していることがうかがえました。また、地上係員と客室乗務員にそれぞれの規程があると回答した会社もみられたことから、部署により規程や補助犬、補助犬使用者に対する対応が異なることが考えられました。

補助犬同伴時には、他の乗客に対して、座席の配慮やアナウンス等で案内をしている会社が多数を占めました。

また、補助犬の搭乗頭数制限なしとの回答が510社でした。しかし、補助犬使用者が搭乗する際に座席の配慮を行うためには、機体のサイズにもよりますが、搭乗できる補助犬数には必然的に限界があるのではないかと考えられました。現実として一度に多くの補助犬使用者が利用する機会は稀であると考えられますが、小型犬が多い聴導犬と、ラブラドルレトリバーなど大型犬が用いられる盲導犬や介助犬では座席位置等の配慮が異なることも考えられるため、予め多様なシチュエーションを想定しておくことが望ましいと考えられました。

さらに、盲導犬にしか対応していない会社があったことから、介助犬、聴導犬にも同様に配慮されることが望ましいと考えられました。

問5の問い合わせの項目に関して、提供路線の数や会社の規模により問い合わせの数に差がみられましたが、外国からの補助犬やサービスドッグについての問い合わせが増加傾向にあるとの回答があり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックによる海外からの訪問者の増加に備える必要があると考えられました。また、補助犬の取り扱いについては定着しつつあるため相談が少数との回答もみられました。対応が定着しつつあることは素晴らしいことですが、多くの会社の補助犬への対応は類似しているものの、異なる会社もあることから、航空機利用者が全ての会社が同じ対応であると思いついで、問題が生じないように、予め、各社の対応を分かり易く提示しておく必要があると感じました。

以上。

※1) 国内線を運行する航空会社 21 社とは日本国内の路線を運行する海外の航空会社も含め全て国内線を有する会社

1 全日本空輸 ANA ホールディングス株式会社 2 エアー・ジャパン 3 ANA ウイングス
4 バニラ・エア 5 ピーチ・アビエーション 6 日本航空 7 ジェイエア 8 ジェットスター・ジャ
パン 9 日本エアコミューター 10 日本トランスオーシャン航空 11 北海道エアシステム 12 琉球
エアコミューター 13 春秋航空日本 14 アイベックスエアラインズ 15 天草エアライン 16 エ
ア・ドゥ 17 オリエンタルエアブリッジ 18 スカイマーク 19 スターフライヤー 20 ソラシドエア
21 フジドリームエアラインズ

Q. 質問5で補助犬やアシスタンスドッグに関する問い合わせがあるかという質問を航空会社にする際に、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）とアシスタンスドッグ（精神障害・自閉症のある方の介助犬や発作予知犬、エモーショナルサポートドッグなどのイヌも含まれる）の違いを説明したか？航空会社は違いについて分かっていたようだったか？

→特にこちらから説明はしておりません。質問があれば答えようと思っておりましたが、疑問にされず回答してくださいました。ただ、補助犬=盲導犬といった認識が少し違うように感じる会社は1、2件見られました。多くの会社がメールでの質問、回答となったので、補助犬やエモーショナル犬の定義についての質問はありませんでした。

Q. 質問4 1 便当たりの補助犬の頭数制限についての質問に関連して

LCC などスペースが限られている座席で本当に補助犬を連れて搭乗できるのか？（ホームページ等には補助犬使用者の利用が可能となっているそうです）

→電話をした中で、HP で補助犬の情報が確認できた会社については、「HP に補助犬可とありますが…」と付け添えた上で質問をしていきました。調査結果からもあるように、（LCC や子会社など？）親会社の系列会社については、その会社と連絡とれる手段もなく JAL や ANA に確認してくださいなどとの回答が多く見られたため、危惧されていることは反映されていないように感じます。私自身、航空会社の形態や関係性が理解できていないところがあり、相手の回答に従いました。報告書で私が記載したように、制限なしの回答が多く現実的に制限なしでよいのが疑問に思うことも多くありましたが、調査のうえで特につっこむことなく、回答された内容で記録した状況であります。

航空会社	調査回答有無	備考	補助犬搭乗時の緊急の誘導方法は通常と異なるか。	対応マニュアルに補助犬への対応が含まれているのか。	他の客への配慮周知についてマニュアル等に記載があるか、行われているか。	一便に登場可能な補助犬の頭数上限	海外からの渡航者から補助犬やアシスタンスドッグの問い合わせの有無
1	○		通常通り	含まれている。 (座席まで案内)	声掛け、補助犬への接し方の説明	なし	なし。(記録の中)
2	○	一部の会社以外は、基本的に同じ考え方。 一部の会社に出資しているが、運航ポリシーの策定別会社。	通常通り	含まれている(使用者に関する対応手順。緊急時の個別対応は含まれていない)	可能な限り隣席は空席にする、 隣席者に事前案内、 動物アレルギーの申出時は座席変更など。 要望に沿う対応をマニュアルに記載。	なし	あり。記録なし。
3	○		使用者にCAより機内の設備や緊急時のお手伝いが必要か案内。 使用者の希望に応じて手伝いの対応あり。	CAは介助犬の食事の準備をする。	マニュアルは現場により対応異なる。	制限なし。便により各フライトあたり2頭、同伴不可。	あり。記録なし。
4	○	同じ便名の運航便は規定の取り扱い扱い同様に各社は各社での対応	通常通り 必要に応じて客室乗務員が補助や避難誘導行う	含まれている 「旅客業務取扱規定」や「客室乗務員業務実施規定」等	客室乗務員は取り扱いがマニュアル等に記載あり、 機内では、周囲の客に当該犬が補助犬である旨のお知らせ、 何か不都合(例：犬アレルギー等)の場合は、地上旅客係員と協議、	制限なし	外国籍の客からの補助犬やサービースドッグの取り扱いについての問い合わせ近年増加傾向。(特に米国路線やメキシコ線におけるアラートドッグ、エモーションナルサポート

					座席の変更等を含めて調整。				ドッグ) 補助犬は、取り扱いが定 着しつつあるため、同伴 搭乗に関するご相談は、 ほぼなし。 問い合わせ件数等は記録 なし。
5	○				通常通り	含まれている。(座席まで案内)		あり。隣席者に案内、補助犬 の接し方の注意説明。	なし (記録の中)
6	○				通常通り 脱出時、客室乗務員が使用者と 補助犬と一緒に非常口まで誘 導、スライド滑走の手伝い。そ のため、非常口座席の着席不 可。 (非常口座席の客は緊急時に 他の客の援助を必要があ るため)	含まれている。「(国内旅客運送規 程」(社内規定)の中に、身体障 害者補助犬への対応方法に関す る規定あり)使用者と補助犬の対 応を実施。	あり。「国内旅客運送規程」 (社内規定)に、満席の場合 は隣席者に、補助犬がいる旨 の了承をとる、補助犬の衛生 や行動について他の客に迷 惑をかけるまいよう、使用者が 管理する必要があると記載。	過去なし。 搭乗実績なし。	
7	○				公表不可。 (航空保安に関する事項につ いて)	公表不可。 (弊社のマニュアルの記載事項 は社外秘)	公表不可。 (弊社のマニュアルの記載 事項は社外秘)	公表不可。(客に関する情 報のため)	
8	○				通常通り 必要に応じて援助。	含まれている。	同伴者以外の隣席者には、隣 席にサービスドッグを連れ た客がいる旨のお知らせ。	なし 他旅客についての配 慮方法等は特に記載 なし。	あり (記録取らず) 海外のコールセンターで は Guide Dog (盲導犬) のお問い合わせありだ が、記録等はなし。 問い合わせは国内・海外 のコールセンター共に対

					客室乗務員が把握。(対応がある)	当日機内で周知		1頭	応を実施。 なし。予約センターが全 ての問い合わせの受付。 (今回担当者は) 対応歴 なし。
9	○	通常通り	客室乗務員が把握。(対応がある)	客室乗務員が把握。(対応がある)	客室乗務員が把握。(対応がある)	客室乗務員が把握。(対応がある)	客室乗務員が把握。(対応がある)	客室乗務員が把握。(対応がある)	客室乗務員が把握。(対応がある)
10	○	海外渡航者の補助使用者対象の特別対応メニューなし。 ※国内利用者、海外利用者とともに同一対応	補助犬使用者向け個別姿勢あり。 緊急時の機外へ脱出するスライドの滑り方が一般客と異なり、補助犬使用者の個別姿勢がある。	含まれている 緊急脱出時のスライドを滑る姿勢や犬の抱き方が客室乗務員マニュアルに記載あり。それ以外の内容なし。	客室乗務員が把握。(対応がある)	地上係員・客室乗務員の規程に記載あり。 原則隣席は空席、搭乗および降機は、原則として一般旅客の搭乗開始前、および降機終了後に行うと記載あり。 近席客に対して必要に応じ周知、配慮を実施。	制限なし	なし。 予約センターや特別なお手伝いを必要とする方の専用窓口の問い合わせは記録を実施。	
11	○	通常通り	要望に応じて、別動線に案内する場合があります。	補助犬(盲導犬、聴導犬等)の定義および座席指定について社内規定あり。	なし 他旅客についての配慮方法等は特に記載なし。	なし 非常口以外の座席であれば搭乗可能。	なし	なし	
12	○	盲導犬のみ	通常通り 特別マニュアルなし。 乗務員は、定期救難訓練や新人訓練において緊急事態の色々な場面を想定して訓練を実施しているため、身体障害者補助犬を含め全旅客が迅速にかつ安全に脱出できるように努める。	含まれている(客室乗務員向けマニュアル) 補助犬に対し『触ったり、声を掛けたり、見つめたりしない』との記載、補助犬の対応は新人教育で実施。 空港係員向けの補助犬への具体的な対応はなし。 搭乗手続き時、補助犬の認定証、または補助犬の表示の確認、座席	あり。(空港係員向けの規定に他客への配慮の定めあり) 「満席等により、隣席を使用する際(隣席を空席にできない場合は、隣席旅客に承認を取ったうえで座席指定をする。』 隣席旅客の承認が得られない場合は、座席変更の対応を実施。	なし。 視覚障がい旅客1名に対し1頭、聴覚障がい旅客1名に対し1頭の受け入れ条件あり。 1便あたり頭数制限なし。	なし。記録なし。問い合わせベースで回答。		

13	未				指定に関する内容の項目あり。補 助犬の接し方は新人教育で口頭 にて実施。				
14	未								
15	グループ会社に準じる								
16	グループ会社に準じる								
17	グループ会社に準じる								
18	グループ会社に準じる								
19	グループ会社に準じる								
20	グループ会社に準じる								
21	グループ会社に準じる								

調査事業名：日本国内における補助犬使用者受け入れ実態調査

事業担当者：野口裕美、吉田 文（NPO 法人日本補助犬情報センター）

【はじめに】

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で多くの外国人の来日が予想される中、海外の身体障害者補助犬使用者（以下、補助犬使用者）および日本の身体障害者補助犬（以下、補助犬）関係者や受け入れ側の施設等に混乱が生じないように、必要な対策を検討するために調査研究する必要がある。海外からの補助犬使用者（を円滑に受け入れるためにも、国内における補助犬の受け入れを推進することが重要である。そのためには、まず国内での受け入れの課題について実態を把握すべきである。

国内において、これまでに受け入れ側を対象とした調査では、三浦らの行った「医療機関における補助犬の受け入れの現状と課題」（三浦ら、2010）がある。この調査研究では兵庫県内の医療従事者の身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）認知度は 46.2%であると報告されており、補助犬法の認知度の低さが受け入れ拒否につながっている可能性を示唆している。

日本国内の補助犬使用者を対象とした受け入れの現状に関する調査では、本センターが 2015 年に実施した「補助犬受け入れ実態の把握および阻害要因の調査」がある。これは盲導犬使用者 48 名、介助犬使用者 10 名、聴導犬使用者 9 名に対しアンケート調査を行ったものである。2005 年に比較し飲食店、医療機関、小売店、タクシーで同判拒否の比率が上っていることが分かった。また、完全拒否率（補助犬法等の説明をしても同伴拒否する）も 59%から 66%へと上昇している。

しかし、対象が一部の使用者であり、補助犬使用者全体の状況を表しているかどうか不明であること、また拒否が 1 回でもあれば拒否された者 1 名と捉える方法で処理しているため、同じ種類の施設を何回利用し、何回拒否されているのか、それによってどの程度の不快や不便を感じたのか、施設利用における満足度がどの程度下がったのかの実態が明らかでない。

【目的】

様々な種類の利用施設における 2017 年度 6 ヶ月間の利用回数、利用頻度、同伴拒否の回数、拒否理由、拒否の際に使用者がとった解決方法、利用施設の補助犬法の認知度、利用満足度、改善を求めること（対策案）などについてについて明らかにし、同伴拒否の実態把握と今後の解決策の検討を行うことを目的とする。これによって、海外からの補助犬使用者の円滑な受け入れにつながることを目指す。

【方法】

1. 調査対象

盲導犬使用者 950 名、介助犬使用者 68 名、聴導犬使用者 71 名を対象とした。

2. 調査期間

2017 年 11 月 10 日～12 月 4 日

3. 調査方法

調査担当者より、補助犬指定法人（盲導犬 11 施設、介助犬 7 施設、聴導犬 6 施設）に対してこの調査の説明と協力依頼を電話で口頭にて実施した。その後、盲導犬指定法人に対してはメールに添付して、介助犬と聴導犬の指定法人に対しては郵送にて依頼書とアンケート調査票を紙面と USB メモリーに保存した電子媒体を郵送にて送付した。

その後、補助犬指定法人から補助犬使用者に対して、依頼書とアンケート調査票を指定法人の判断にてメールもしくは紙媒体での郵送にて配布した。同時に、日本補助犬情報センターのホームページにもアンケート調査票をアップし、テキスト形式またはワード形式のアンケートのファイルをダウンロードする事も可能とした。

回答および返送方法は、郵送の場合はアンケート用紙に直接記入し、同封の返信用封筒で日本補助犬情報センターを返送先とした。また、メールの場合はテキスト形式またはワード形式のアンケートを、メール本文に記入またはメールに添付し、指定法人または日本補助犬情報センターに無記名で返信する様に設定をした。

調査担当者への回収方法は、指定法人に送られたアンケートは個人のアドレスを削除し、日本補助犬情報センターに送られ、日本補助犬情報センターに直接返信された場合は、調査担当者以外の者が個人アドレスを削除した状態で調査担当へ返信された。

個人のメールアドレス等の個人情報には一切わからない状態で調査の回収を実施した。

4. 調査形式

無記名式のアンケート調査とし、回答形式は選択及び自由記述式を用いた。

5. 調査内容

1) 回答者基本属性

年代、性別、障害の種類、使用中の補助犬の使用年数、現在の補助犬は何頭目か、現在の補助犬の年齢、補助犬を同伴していない時の屋外での移動方法、屋外で補助犬を同伴している時の介助の必要性、補助犬を同伴している時の主な交通手段、外出目的。

2) 利用施設での受け入れ状況

公共性が高い施設（公共施設、医療機関、福祉施設）、交通機関（バス、電車・鉄道、飛行機、タクシー）、不特定多数の人が利用する施設（飲食店、小売店、宿泊施設、レジャー施設）の全 11 施設における 2017 年度 6 ヶ月間の利用頻度、補助犬の同伴頻度、同伴拒否の有無、拒否理由とその結果、同伴拒否頻度、施設の受け入れ満足度、改善を求めること。

3) 社会参加に対する影響

同伴拒否や受け入れ制限を受けて社会参加に影響を受けたか、影響の具体内容、補助犬使用者が社会参加を進めていくために大切な対策や行動、補助犬との社会参加の満足度、補助犬との生活に対する満足度。

【結果と考察】

1. 回答数と回収率

今回の調査では、盲導犬使用者：179名 介助犬使用者：19名 聴導犬使用者：9名 計 206名からの回答が得られた。回収率は盲導犬 18.8%、介助犬 27.9%、聴導犬 12.9%、全体 18.9%であった。

1) 調査方法

今回、指定法人を通じてアンケート配布を行った。eメールか紙媒体での回答のうち、補助犬使用者の回答のしやすい方法を指定法人または補助犬使用者が選択した。しかし、一部の指定法人から、補助犬使用者の中には電話での聞き取り調査の方が回答しやすい方がいるという意見があった。このことは

回収率に大きく影響していると考えられる。補助犬使用者が回答しやすい方法で、指定法人の協力が得やすい方法を工夫する必要があった。例えば、経済的・人的サポートを提供した中で指定法人にアンケート調査を委託し、電話での聞き取り調査を実施する等の方法が考えられる。調査期間を長く取ることも必要であったと思われる。

2) 回収率

盲導犬使用者 950 名、介助犬使用者 68 名、聴導犬使用者 71 名、合計 1089 名の方に指定法人を通じてアンケートを配布した。回答数は盲導使用者犬 179 名、介助犬使用者 19 名、聴導犬使用者 8 名、合計 206 名、回収率は約 19%であった。調査方法が補助犬使用者にあっていなかったことは改善すべき点であるが、一部協力が得られなかった指定法人があったことも回収率に影響している。この調査にあたり、厚生労働省から調査協力依頼がだされたにも関わらず、非協力的な法人があったことは非常に残念である。指定法人には、訓練事業と一体的に行っている法人と、専ら認定のみを行っている法人があり、各法人により理念が異なることは理解できる。しかし、全ての指定法人は身体障害者の自立と社会参加という目的と責任を果たすという観点からも、考え方の違いを乗り越え、同じ方向を向いて認定事務を行えるような働きかけが必要であると考ええる。

2. 対象者の属性（基本情報）（表 1）

1) 年齢層

補助犬使用者の年代で最も多いのは 60 歳代で、全体では 206 名中 109 名（52.9%）、盲導犬使用者 179 名中 99 名（55.3%）、介助犬使用者 19 名中 6 名（31.6%）、聴導犬使用者 8 名中 4 名（50.0%）であった。介助犬使用者は 60 歳代が一番多いものの、割合は他に比較し低かった。全体として補助犬使用者が高齢化していることが推察できる。

2) 性別

性別は男性 100 名、女性 105 名、無回答 1 名であり、回答者に性別の偏りは見られなかった。

3) 障害種別

盲導犬使用者の障害種類は全盲が 179 名中 135 名（75.4%）を占めていた。介助犬使用者は歩行が不可能である方が 19 名中 16 名（84.2%）、聴導犬は全ろうの方が 8 名中 5 名（62.5%）であった。

4) 補助犬使用年数

使用中の補助犬の使用年数は、盲導犬使用者は 1 年以上 5 年未満の方が 93 名（52.0%）で最も多く、介助犬使用者と聴導犬使用者では 5 年以上 10 年未満の方が多く、それぞれ 12 名（63.2%）、5 名（62.5%）であった。

5) 補助犬使用頭数

補助犬の頭数は全ての補助犬使用者で 1 頭目の方が多かった（全体 44.7%、盲導犬 40.2%、介助犬 73.7%、聴導犬 75.0%）。盲導犬では他に比較し 1 頭目の割合が低く、2 頭目 24.0%、3 頭目 19.6%、4 頭目以上 15.6%と複数頭の使用経験がある方が多かった。

また、1 頭目の補助犬を使用している方は 60 歳代で 109 名中 42 名（38.5%）であるが、全体でみると 206 名中 42 名（20.4%）で、30 歳代 9 名、40 歳代 19 名、50 歳代 19 名より多かった（表 2）。60 歳代で 1 頭目の補助犬を持った方の外出目的を調べてみた。今回の回答者で外出目的を仕事と回答した

方が 60 歳代全体では 11 名、そのうち補助犬の数が 1 頭目の方は 1 名であり、10 名は複数頭の補助犬を使用していた。60 歳代以上で外出目的が仕事ではない方で 1 頭目の補助犬を持つ方は 41 名であった。

6) 補助犬の年齢

補助犬の年齢は盲導犬使用者では 2 歳以上 5 歳未満が最も多く 82 名 (45.8%) であるのに対し、介助犬使用者では 8 歳以上 10 歳未満 10 名 (52.6%)、聴導犬使用者も同様に 8 歳以上 10 歳未満 3 名 (37.5%) であり、介助犬の使用年数と似た傾向となった。一般的に補助犬は 10 歳前後で引退を迎えるため、介助犬・聴導犬使用者は、次の補助犬に代替わりする時期に来ている方が多いことがうかがわれた。

7) 補助犬同伴時の人的介助の必要性 (表 3)

補助犬同伴時の人的介助の必要性では、盲導犬使用者・介助犬使用者では時々介助が必要と回答した方が多くそれぞれ 68.7%、73.7%であった。聴導犬使用者では常に介助が必要と回答した方が 37.5% と最も多かった半面、介助の必要はないと回答した方も 25.0% とばらつきがあり、障害の違いによる割合の違いがみられた。

人的介助の必要性 (自由記載より)

①盲導犬使用者の場合

- ・新しい場所に行く際は盲導犬だけでは難しい
- ・道に迷ったり自分の位置が分からないことがある

②介助犬使用者の場合

- ・バリアフリー環境でない場合には介助が必要になる
- ・介助犬が介助できない日常生活動作に介助が必要な場合がある

③聴導犬使用者の場合

- ・館内放送など周囲の情報を収集するためにコミュニケーションの障害を解消する
介助者が必要になる

8) 外出目的 (表 4)

外出目的 (複数回答可) は、日常の用事が最も多く 185 名、趣味活動が 152 名、ボランティアが 110 名と続いた。仕事は 63 名 (30.6%)、学校は 24 名 (11.7%) であった。仕事以外の外出目的に補助犬を使用している方が多いことが伺われた。外出目的の結果は補助犬使用者の高齢化とも関係があるのではないかと思われた。

3. 利用施設の利用頻度、補助犬同伴頻度、同伴拒否の頻度

表 5、6、7 にそれぞれ盲導犬・介助犬・聴導犬使用者の施設・交通機関の利用頻度、補助犬同伴頻度、同伴拒否の頻度を示した。また、表 8 に各施設・交通機関を利用した方のうち、補助犬を同伴して利用した方のみ限定し同伴拒否の頻度の人数を示した。

さらに、施設・交通機関の利用頻度、補助犬同伴頻度、同伴拒否の頻度をクロス集計表にまとめた (表 9~19)。

1) 公共機関（表 9）

月に 1 回程度利用する方が一番多く、利用される際には毎回補助犬同判を同伴している方が多い。同伴拒否の傾向を利用頻度と併せて分析すると月に 1 回程度の利用よりも頻度が低い方が同伴拒否にあっている傾向を示した。同伴拒否の頻度は 10 回に 1 回程度であった。補助犬同伴頻度との同伴拒否の頻度の分析では毎回同伴している方がほとんどであるが、同伴拒否の頻度は 10 回に 1 回程度の方が多かった。

2) 医療機関（表 10）

医療機関では月に 1 回の利用者が一番多く 102 名。毎回または 2 回に 1 回補助犬を同伴して利用している方が 146 名と多いが、ほとんど同伴しない方が 20 名いた。また、利用頻度と同伴拒否を併せて分析すると、毎回補助犬同伴を拒否されるとした 8 名のうち、月 1 回の利用が 4 名、3 ヶ月に 1 回が 2 名、半年に 1 回が 1 名、週 1 回以上 1 名であった。利用頻度は月に 1 回以下の方が多かった。補助犬の同伴頻度と同伴拒否の頻度では、毎回補助犬を同伴している方が同伴拒否にあっている傾向が見受けられた。

3) 福祉施設（表 11）

福祉施設では利用していない方が多く 91 名であった。利用頻度は月に 1 回、週に 1 回が多かった。補助犬を毎回同伴している方がほとんどであった。同伴拒否の傾向を利用頻度と合わせて分析すると、利用頻度が月に 1 回、週に 1 回と回答した方のうち 6 名が毎回拒否にあっている状況であった。同伴頻度との関係では、毎回同伴している方のうち 4 名が毎回同伴拒否にあうとし、2 回に 1 回とした方が 2 名であった。

4) 飲食店（表 12）

飲食店では月に 1 回程度の利用が一番多く 95 名、週に 1 回以上が 51 名であった。月に 1 回程度の利用者のうち毎回補助犬を同伴している方は 73 名、週に 1 回では 39 名であった。しかし、利用者の中には 2 回に 1 回、5 回に 1 回程度だけ補助犬を同伴している方が合計 36 名見受けられた。同伴拒否の頻度と利用の頻度を併せてみると、月 1 回程度の利用の方では、10 回に 1 回、5 回に 1 回同伴拒否があると回答した方がそれぞれ 12 名、11 名で多く、頻度は高くないことが分かった。週に 1 回以上利用している方の傾向も同じである。補助犬同伴の頻度と併せて分析すると、毎回補助犬を同伴している方に同伴拒否の傾向が高いが、頻度は 5 回に 1 回 15 名、10 回に 1 回 21 名であった。毎回補助犬を同伴し、毎回拒否にあう方が 3 名であった。

5) 小売店（表 13）

小売店では、週に 1 回以上利用している方 121 名と多いことが特徴である。そのうち 100 名の方が毎回補助犬を連れて利用している。週に 1 回以上利用している 121 名のうち同伴拒否の頻度をみると 5 回に 1 回 3 名、10 回に 1 回 5 名であり、ないと回答した方が 100 名であった。補助犬同伴の頻度と同伴拒否の頻度を併せてみると毎回同伴している方で同伴拒否がないとした方は 126 名、5 回に 1 回 3 名、10 回に 1 回 5 名と頻度は高くない。

6) 宿泊施設（表 14）

宿泊施設は半年に 1 回利用 77 名、3 か月に 1 回利用 34 名と利用頻度が低い。しかし、毎回補助犬を同伴している方は多い傾向にある。同伴拒否と併せて分析すると、利用が半年に 1 回、3 か月に 1 回の方 5 名は毎回拒否にあうと回答している。また、補助犬同伴との関係では毎回同伴している方で毎回

拒否があると回答した方が 5 名であった。全体の利用者も少なく、利用頻度は低いものの毎回の拒否にあう方がいることが伺われた。この 5 名は聴導犬使用者 1 名、介助犬使用者 1 名、盲導犬使用者 3 名であった。

7) レジャー (表 15)

レジャー施設も宿泊施設同様に半年に 1 回、3 か月に 1 回の利用者が多い。利用していない方も 91 名と多い傾向にある。ほとんどの方は毎回補助犬を同伴している。同伴拒否の頻度と併せてみると、利用頻度で選択した方が多かった半年に 1 回程度の利用の方が同伴拒否にあっており、2 回に 1 回 2 名、5 回に 1 回 2 名、ほとんどない 2 名であった。利用している方の中で拒否は無いとした方は 82 名であった。また、補助犬を毎回同伴している方で拒否がないと回答した方は 79 名、拒否にあう頻度は、毎回 1 名、2 回に 1 回 2 名、5 回に 1 回 1 名、ほとんどない 3 名で頻度・人数とも少ない傾向にある。

8) バス (表 16)

バスは月に 1 回の利用者が 57 名、週 1 回が 53 名と利用頻度は比較的高く、毎回補助犬を同伴している方が 135 名と多い。同伴拒否の傾向を分析すると、利用頻度に関わらず拒否がないとした方は 126 名であった。利用頻度が高い方が多いが拒否の頻度は低い様子がうかがわれる。また、補助犬を毎回同伴している 119 名の方が拒否はないとしている。

9) 電車 (表 17)

電車もバスと同様利用頻度の高い身近な交通機関であるといえる。利用者は 175 名、週に 1 回以上利用する方が 65 名、月に 1 回程度の方が 48 名であった。毎回補助犬を同伴する方は 163 名で、利用者のほとんどは毎回補助犬を連れていた。同伴拒否の頻度は、全体で拒否がないとした方 146 名、利用頻度別では最も回答数が多い週に 1 回以上の利用者でも拒否はほとんどない 5 名、ない 58 名と回答し、拒否の頻度は非常に低い傾向にある。また、毎回補助犬同伴している方 147 名で同伴拒否の頻度をみると 10 回に 1 回 1 名、ほとんどない 7 名、ない 139 名であった。

10) 飛行機 (表 18)

飛行機は利用していない方が 134 名、利用者が 45 名。利用者のうち半年に 1 回利用が 31 名、3 か月に 1 回が 7 名と利用頻度が低かった。利用している方のほとんどは毎回補助犬を同伴していた。同伴拒否の傾向では半年に 1 回利用する方で毎回拒否がある方が 1 名で、他はほとんどない、ないであった。また、補助犬を毎回同伴している方で毎回同伴拒否にあう方は 1 名、他はほとんどない、ないと回答し同伴拒否の頻度は低い傾向にあった。

11) タクシー (表 19)

タクシーは他の交通機関と傾向が違い、月に 1 回の利用者が 77 名、週に 1 回・3 か月に 1 回が各 29 名、半年に 1 回が 27 名であった。補助犬は毎回同伴している方が多かった。拒否の頻度の傾向では、利用頻度の違いで同伴拒否の頻度の違いはあまり見られず、拒否がない、ほとんどないとした方が一番多いが、次に 5 回に 1 回、10 回に 1 回程度拒否があると回答した方が多かった。補助犬同伴の頻度との関係では、毎回同伴している方で拒否の頻度が 5 回に 1 回 6 名、10 回に 1 回 6 名、ほとんどない 17 名であった。頻度は低いが同伴拒否の傾向が見受けられた。

4. 補助犬受け入れの満足度

1) 受け入れ満足度

受け入れの満足度を表 20 に示した。やや不満、不満と回答した方が全回答者 206 名の 1 割（約 20 名）以上だったのは医療機関と飲食店であった。

2) 受け入れ満足度と同伴拒否の頻度のクロス集計

さらに、各施設・交通機関の受け入れの満足度と同伴拒否の頻度についてクロス集計を行った（表 21・22）。

同伴拒否の頻度が低い公共施設、小売店、バス、鉄道、飛行機はやや不満、不満とする方が少なく満足度が高い傾向にある。

医療機関は拒否の頻度が高い方がおり、毎回拒否されている方が 10 名、そのうち 8 名がやや不満、不満と回答している。5 回に 1 回、10 回に 1 回程度の拒否の方はやや満足と回答している方が各 1 名（計 2 名）、不満としている方は 1 名であった。半年間に同伴拒否がほとんどない、またはないとした方でも 14 名の方がやや不満・不満と回答している。

また、同伴拒否の頻度は高いが利用者が少ない福祉施設はやや不満・不満とした方が 6 名であり、利用者のみ的人数 95 名に対しても割合は低かった。毎回の拒否があったとした 6 名のうち、やや不満が 2 名、2 回に 1 回拒否があったとした 2 名のうち不満が 1 名で拒否の頻度が高くても不満につながらない方もいた。

飲食店は拒否の頻度は低い人数が多いという特徴のある施設である。毎回または 2 回に 1 回は同伴拒否にあうと回答した方に満足と回答した方はいなかった。拒否の頻度が 5 回に 1 回、または 10 回に 1 回である場合でもやや不満 15 名、不満 11 名と回答していた。全体的に拒否の頻度が少ない方は満足している傾向にあった。

宿泊施設では毎回拒否される方で受け入れに不満とした方が 3 名、2 回に 1 回・5 回に 1 回の方は不満が各 1 名（計 2 名）、10 回に 1 回の方はやや不満が 2 名と拒否の頻度が高い方が不満を強く持つ傾向を示した。

タクシーは同伴拒否の頻度は低い、同伴拒否の人数は多い（16 名）という傾向を示した。毎回同伴拒否される、5 回に 1 回、10 回に 1 回拒否されると回答した方でも満足・やや満足としている方がいる一方、5 回に 1 回、10 回に 1 回の同伴拒否で不満としている方もいて、ばらつきがみられた。

3) 各施設の利用頻度、補助犬同伴頻度、受け入れ拒否の頻度、受け入れ満足度のまとめ

各施設で利用頻度は異なるが、毎回補助犬を同伴して施設や交通機関を利用している方が多かった。例外的に医療機関を利用している方でほとんど補助犬を同伴しない方が 20 名いた。

また、公共施設、小売店、レジャー施設、バス、電車、飛行機では半年間の同伴拒否の頻度として「ない」と回答した方が多い傾向があり、満足を示す回答をした方も多かった。

しかし、医療機関、飲食店、宿泊施設、タクシーでは拒否の頻度は低い場合もあるが同伴拒否の人数は多い傾向が見受けられ、満足度にもばらつきがみられた。特に医療機関・飲食店では拒否の頻度と共に受け入れを不満とした方が回答者全体の 1 割を超えており、他の施設に比較し課題があることが伺われた。

5. 施設・交通機関の利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の有無、同伴拒否の頻度、補助け抜け入れ満足度の相関関係

参考資料として施設・交通機関利用頻度、施設・交通機関への補助犬同伴頻度、補助犬同伴拒否の有無、補助犬同伴拒否の頻度、補助犬受け入れの満足度において、カテゴリー変数（順位変数）として Spearman の相関分析を行った。順位相関係数 r の解釈は参考資料表の通りである。2 つの変数において正の相関がある場合は、一方の変数が大きくなるに従い他方も大きくなるという関係性があると解釈でき、負の相関がある場合は一方の変数が大きくなるに従い他方は小さくなるという関係を示す。今回は変数同士の影響を排除していないため、参考資料に留める（参考資料 1）。

6. 社会参加について（表 23）

1) 同伴拒否の影響度

同伴拒否を受けたことが補助犬と社会参加をするにあたりどのように影響したかを問う質問では、「影響を受けた」と「やや影響を受けた」のは盲導犬使用者では 45.2%、介助犬使用者では 47.4%、聴導犬使用者では 62.5%であった（表 23）。

2) 社会参加に対する満足度

更に、社会参加に対する満足度は「不満」と「やや不満」が盲導犬使用者では 11.7%、介助犬使用者では 21.1%、聴導犬使用者では 25.0%であった（表 23）。

3) 生活に対する満足度

生活に対する満足度は「不満」と「やや不満」が盲導犬使用者では 1.7%、介助犬使用者では 0%、聴導犬使用者では 12.5%であった（表 23）。

4) 同伴拒否の影響度、社会参加に対する満足度、生活に対する満足度のクロス集計 （表 24）

同伴拒否の影響を受けた方で社会参加について満足とした方は 7 名、やや満足 14 名、どちらでもない 8 名、やや不満、12 名、不満 4 名であった。影響を受けていない方は満足と回答している方が 19 名と多く、やや満足 7 名、やや不満 2 名であった。逆に社会参加について満足とした方で同伴拒否の影響を受けたとした方は 7 名、やや影響を受けた 13 名、どちらでもない 3 名、あまり影響をうけていない 18 名、受けていない 19 名であった。社会参加についてやや満足と答えた方は影響を受けた 14 名、やや影響をうけた 26 名、あまり影響を受けていない 9 名、影響を受けていない 7 名であった。満足と回答した方は影響を感じていない方が多いがやや満足と回答した方は影響を感じている方が多い傾向があった。同伴拒否の影響を感じている方で社会参加についてやや不満・不満と答えた方は 21 名であり、同伴拒否が影響し社会参加の満足度を下げている方もいると考えられた。

同伴拒否の影響と生活満足度では、生活に満足と答えている方が 146 名と多く、その中で同伴拒否の影響を受けたとした方は 33 名、やや影響を受けたが 34 名、あまり影響を受けていない 23 名、影響を受けていない 28 名となっており、同伴拒否の影響をうけても生活の満足度は下がらない傾向がある。

社会参加の満足度と生活の満足度では、両方ともに満足と回答した方が 64 名、社会参加はやや満足で生活は満足と回答した方が 52 名が多かった。社会満足度が減少すると生活の満足度も減少している傾向にあった。

同伴拒否の影響と社会参加の満足度、社会参加の満足度と生活の満足度は互いに関係している可能性

があると考えられる。このことから補助犬が身体障害者の自立と社会参加により役立つようにするためには、同伴拒否の影響を再検討し、同伴拒否の影響なく社会参加できる社会づくりへの取り組みが必要である。

5) 同伴拒否の影響度、社会参加に対する満足度、生活に対する満足度の相関関係

参考資料として同伴拒否の影響度、社会参加の満足度、生活全体の満足度において spearman 順位相関係数により関係性を分析した（参考資料 2）。

7. 検討委員会における意見

1) アンケート調査の方法について

今回のアンケート調査では、同伴拒否の頻度という新しい調査方法をとったことで、拒否の頻度は高くないことがわかったが、これまでに調査されてきた方法と設問内容・期間（今回の方が短い）が異なるため、過去との比較ということができなかったことが残念であるという意見が出された。また、新しい施設や交通機関では、補助犬について容易に理解してもらうことは難しく、初めての利用の場合に限って質問すると頻度はもっと上がったのではないかという指摘もあった。さらに、一旦拒否を受けたが説明して理解を得たといった経過を考慮していないことで拒否の頻度への回答に影響があった可能性も考えられる。今後の検討としたい。

2) 同伴拒否を受けない工夫

補助犬使用者団体の代表者からは、施設や交通機関を使用する際の工夫について意見が出された。例えば聴導犬使用者からは、宿泊施設への連絡方法としてあらかじめ宿泊の 1 週間前ぐらいにメールなどで連絡し、補助犬使用者であることを伝え、宿泊施設に補助犬使用者への対応を調べる猶予時間を設けると受け入れられやすいことが挙げられた。しかし、介助犬使用者では、バリアフリールームのことなど物理的環境を確認する必要があるため事前に電話連絡し介助犬使用者であると伝えることが多く、事前に電話予約する際に宿泊拒否を受けることもあるとのことである。障害の違いにより宿泊時に確認する内容や方法、拒否の理由が違うことがわかった。このことからそれぞれの補助犬使用者が工夫していることを情報交換する場や方法が必要ではないかと考えられた。補助犬使用者団体は情報交換の場として有効であるが、情報を集積した Q&A 集のようなものが、誰でも使えるような方法で公開されると役立つかもしれない。このような工夫を補助犬使用者全体に広めることも社会参加につながるための一つの視点ではないかと考える。また、補助犬使用者だけでなく受け入れ義務のある企業等も利用できるような双方向性のツールがより望ましいと考える。補助犬使用者と施設・交通機関がお互いに協力することで解決することも多いのではないだろうか。

8. 海外の補助犬使用者のために

今回アンケートの対象となった施設・交通機関において、海外の補助犬使用者が利用する移動手段である電車、飛行機は拒否の頻度が低いことがわかった。しかし利用頻度が高いと考えられる飲食店、宿泊施設、タクシーでは同伴拒否の頻度は低いものの同伴拒否を経験している人数が多い傾向があった。平成 29 年度厚生労働行政モニター第 2 回アンケート調査でも、補助犬の同伴を受け入れる義務がある場所はどこだかと思うかという問いに対し、国や地方公共団体が管理する公共施設については 341 名中 315 名、電車やバスについては 292 名の方が受け入れ義務があると回答したのに対し、タクシーは 171

名、飲食店は 124 名、宿泊施設は 156 名のみが受け入れ義務があると回答し、受け入れ義務があることを知らない方が多いという結果であった。受け入れ義務を知らない方が多いことが同伴拒否につながっている可能性も考えられる。「おもてなし」の心で海外の補助犬使用者の受け入れをスムーズにするためには、この 3 つの施設、交通機関について広く国民の理解を得る取り組みを行うことが必要であり、それは今後の国内の補助犬利用者メリットにもつながると考える。

表 1 対象者の属性 (基本情報)

補助犬種類	年代		性別		障害種類		使用中の補助犬の使用年数		何頭目		補助犬年齢	
	1:10代	0	1:男性	87	1:全盲	135	1:1年未満	29	1:1頭目	72	1:2歳以上～5歳未満	82
盲導犬	2:20代	3	2:女性	91	2:ロービジョン	43	2:1年以上～5年未満	93	2:2頭目	43	2:5歳以上～8歳未満	59
	3:30代	8			3:全ろう	0	3:5年以上～10年未満	53	3:3頭目	35	3:8歳以上～10歳未満	30
	4:40代	27			4:難聴	0	4:10年以上	4	4:4頭目以上	28	4:10歳以上	6
	5:50代	42			5:歩行不可能	0						
	6:60代	99			6:歩行困難	0						
	空欄	無回答	0	無回答	1	無回答	1	無回答	0	無回答	1	無回答
	合計	179	合計	179	合計	179	合計	179	合計	179	合計	179
介助犬	1:10代	0	1:男性	11	1:全盲	0	1:1年未満	0	1:1頭目	14	1:2歳以上～5歳未満	2
	2:20代	0	2:女性	8	2:ロービジョン	0	2:1年以上～5年未満	7	2:2頭目	4	2:5歳以上～8歳未満	6
	3:30代	3			3:全ろう	0	3:5年以上～10年未満	12	3:3頭目	1	3:8歳以上～10歳未満	10
	4:40代	5			4:難聴	0	4:10年以上	0	4:4頭目以上	0	4:10歳以上	1
	5:50代	5			5:歩行不可能	16						
	6:60代	6			6:歩行困難	3						
	合計	19	合計	19	合計	19	合計	19	合計	19	合計	19
聴導犬	1:10代	0	1:男性	2	1:全盲	0	1:1年未満	0	1:1頭目	6	1:2歳以上～5歳未満	2
	2:20代	0	2:女性	6	2:ロービジョン	0	2:1年以上～5年未満	3	2:2頭目	1	2:5歳以上～8歳未満	1
	3:30代	1			3:全ろう	5	3:5年以上～10年未満	5	3:3頭目	1	3:8歳以上～10歳未満	3
	4:40代	2			4:難聴	3	4:10年以上	0	4:4頭目以上	0	4:10歳以上	2
	5:50代	1			5:歩行不可能	0						
	6:60代	4			6:歩行困難	0						
	合計	8	合計	8	合計	8	合計	8	合計	8	合計	8
全体	1:10代	0	1:男性	100	1:全盲	135	1:1年未満	29	1:1頭目	92	1:2歳以上～5歳未満	86
	2:20代	3	2:女性	105	2:ロービジョン	43	2:1年以上～5年未満	103	2:2頭目	48	2:5歳以上～8歳未満	66
	3:30代	12			3:全ろう	5	3:5年以上～10年未満	70	3:3頭目	37	3:8歳以上～10歳未満	43
	4:40代	34			4:難聴	3	4:10年以上	4	4:4頭目以上	28	4:10歳以上	9
	5:50代	48			5:歩行不可能	16						
	6:60代	109			6:歩行困難	3						
	合計	206	合計	206	合計	206	合計	206	合計	206	合計	206

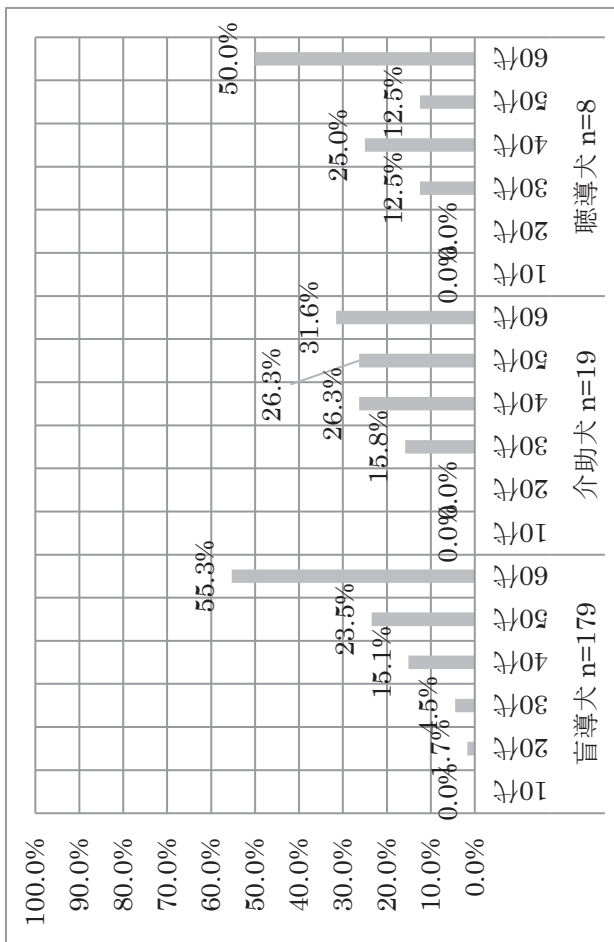


図1 補助犬使用者の年齢 (割合)

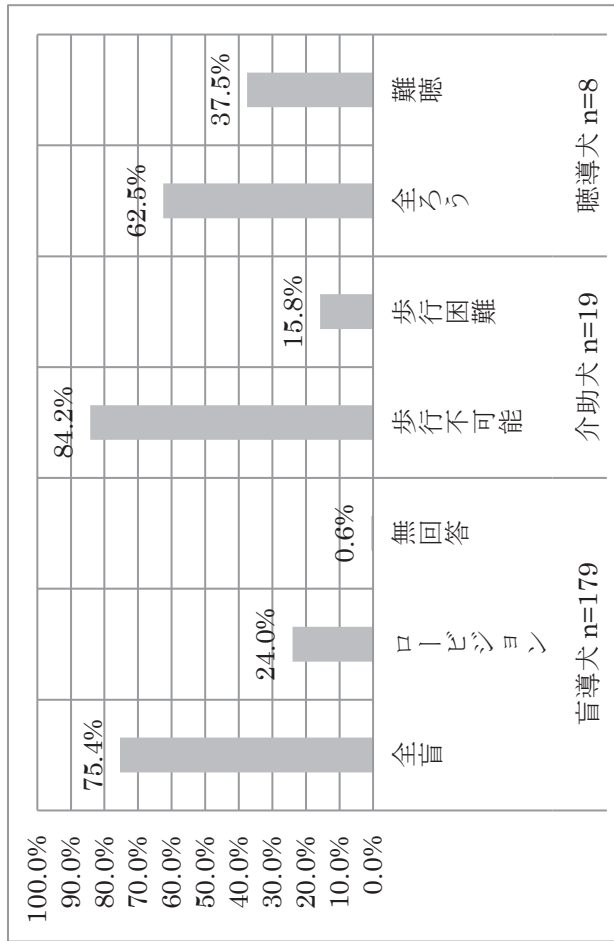


図2 補助犬使用者の障害種別 (割合)

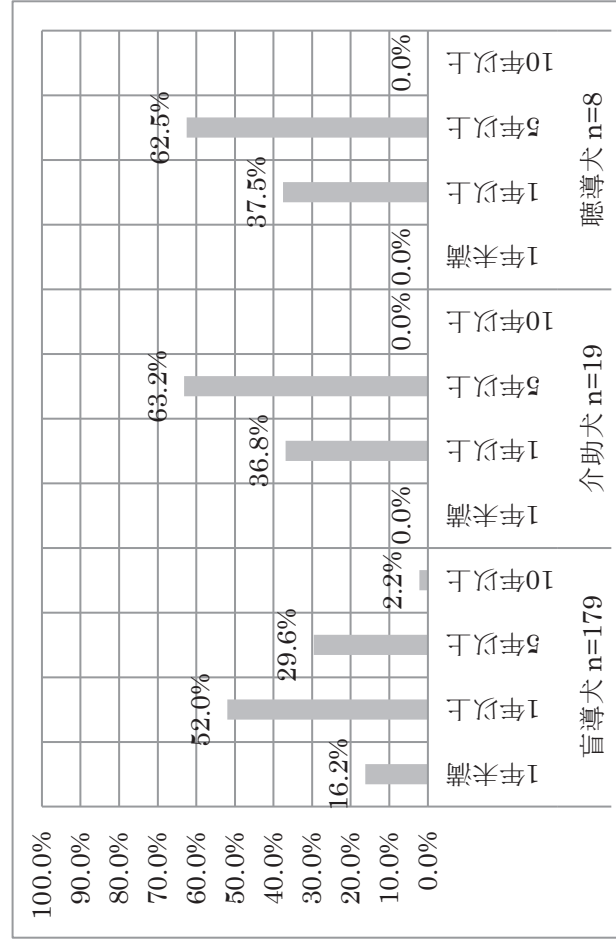


図3 使用中の補助犬の使用年数

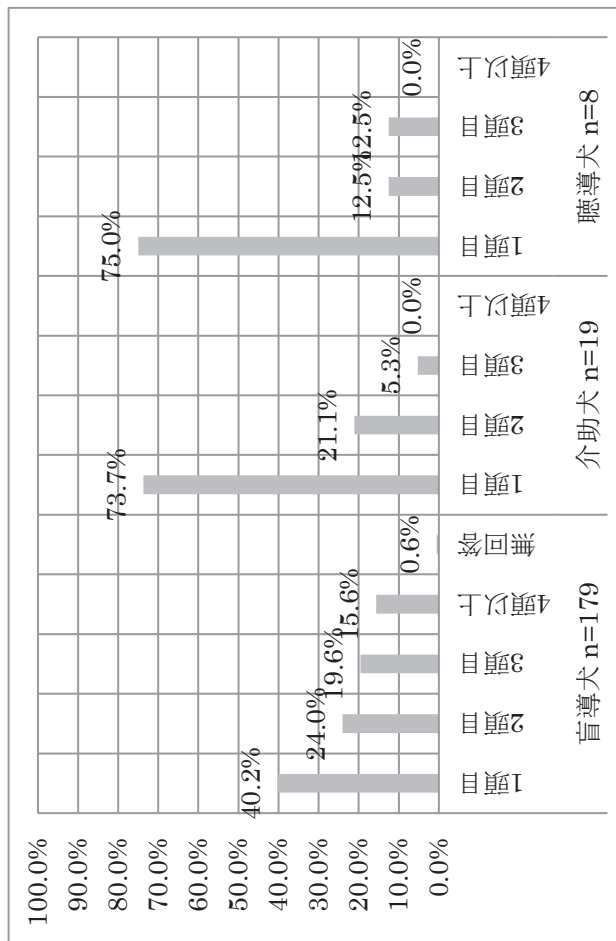


図4 補助犬使用頭数 (割合)

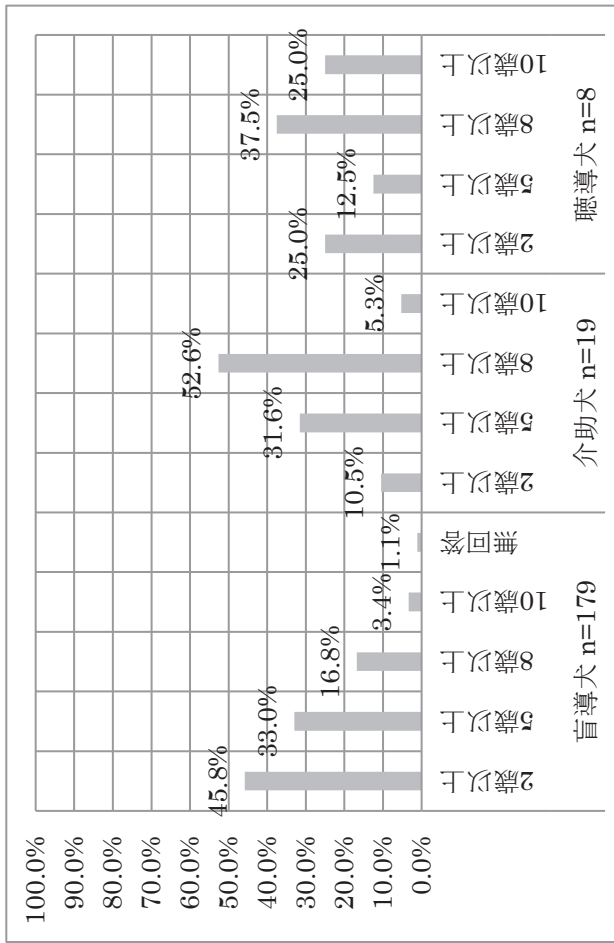


図5 補助犬の年齢 (割合)

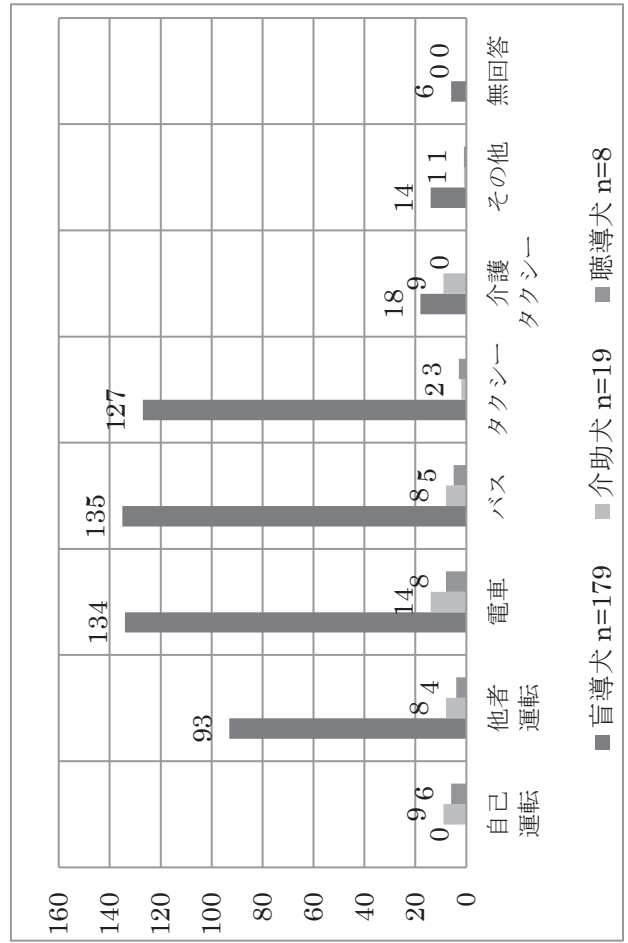


図7 交通手段の述べ件数 (複数回答)

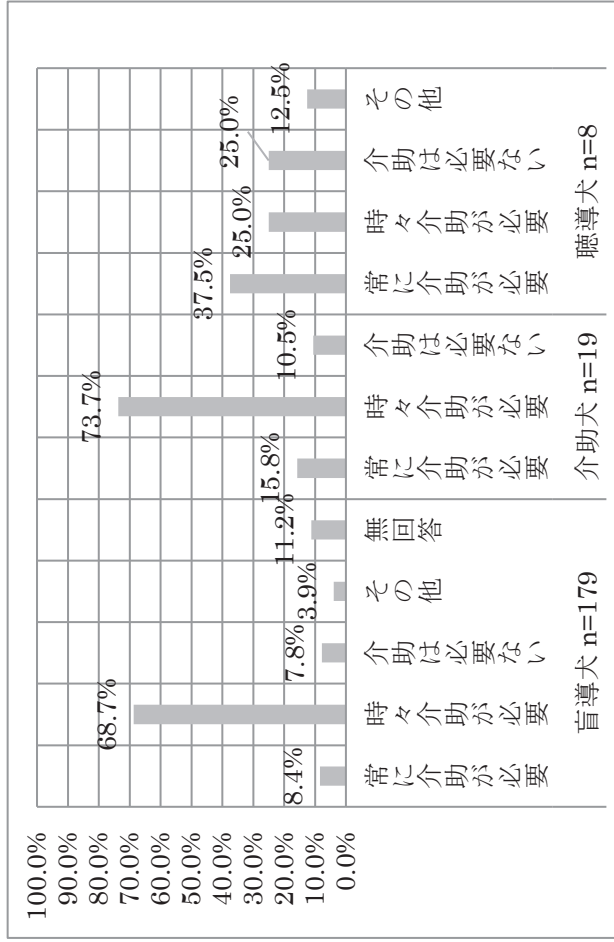


図6 補助犬同伴時の介助の必要性 (割合)

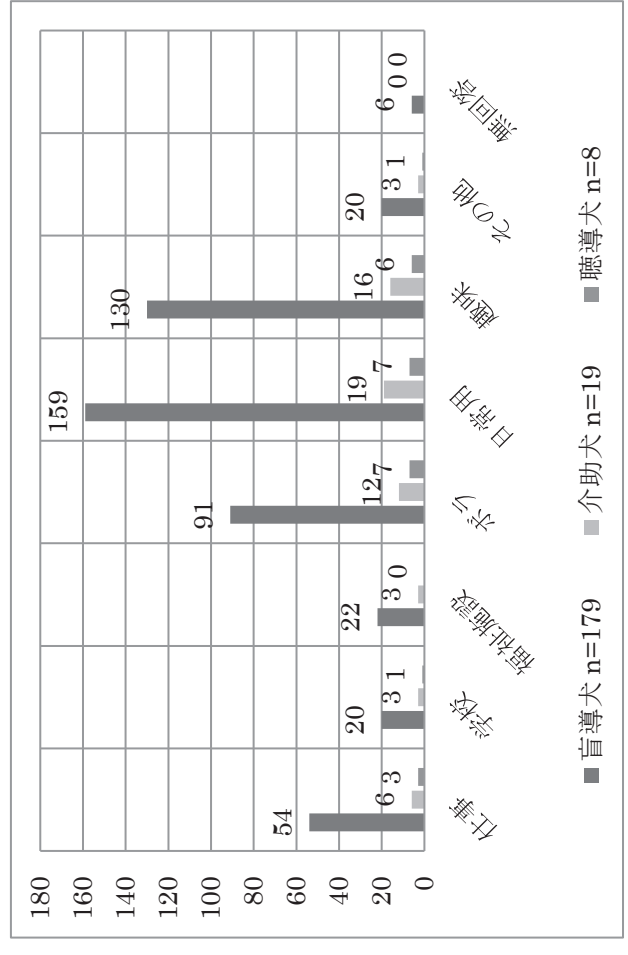


図8 外出目的の述べ件数 (複数回答)

表2 補助犬使用者の年齢と補助犬頭数

盲導犬			介助犬			聴導犬			全体			
20代 n=3	1頭目	3	100.0%	1頭目	0	0.0%	1頭目	0	0.0%	1頭目	3	100.0%
	2頭目	0	0.0%	2頭目	0	0.0%	2頭目	0	0.0%	2頭目	0	0.0%
	3頭目	0	0.0%	3頭目	0	0.0%	3頭目	0	0.0%	3頭目	0	0.0%
	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	0	0.0%
	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%
30代 n=8	1頭目	5	62.5%	1頭目	3	100.0%	1頭目	1	100.0%	1頭目	9	75.0%
	2頭目	2	25.0%	2頭目	0	0.0%	2頭目	0	0.0%	2頭目	2	16.7%
	3頭目	1	12.5%	3頭目	0	0.0%	3頭目	0	0.0%	3頭目	1	8.3%
	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	0	0.0%
	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%
40代 n=27	1頭目	14	51.9%	1頭目	3	60.0%	1頭目	2	100.0%	1頭目	19	55.9%
	2頭目	5	18.5%	2頭目	2	40.0%	2頭目	0	0.0%	2頭目	7	20.6%
	3頭目	5	18.5%	3頭目	0	0.0%	3頭目	0	0.0%	3頭目	5	14.7%
	4頭目以上	3	11.1%	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	3	8.8%
	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%
50代 n=42	1頭目	14	33.3%	1頭目	4	80.0%	1頭目	1	100.0%	1頭目	19	39.6%
	2頭目	15	35.7%	2頭目	0	0.0%	2頭目	0	0.0%	2頭目	15	31.3%
	3頭目	6	14.3%	3頭目	1	20.0%	3頭目	0	0.0%	3頭目	7	14.6%
	4頭目以上	7	16.7%	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	7	14.6%
	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%
60代 n=98	1頭目	36	36.4%	1頭目	4	66.7%	1頭目	2	50.0%	1頭目	42	38.5%
	2頭目	21	21.2%	2頭目	2	33.3%	2頭目	1	25.0%	2頭目	24	22.0%
	3頭目	23	23.2%	3頭目	0	0.0%	3頭目	1	25.0%	3頭目	24	22.0%
	4頭目以上	18	18.2%	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	0	0.0%	4頭目以上	18	16.5%
	無回答	1	1.0%	無回答	0	0.0%	無回答	0	0.0%	無回答	1	0.9%

表3 人的介助の必要性

同伴時の介助の必要性			
盲導犬 n=179	常に介助が必要	15	8.4%
	時々介助が必要	123	68.7%
	介助は必要ない	14	7.8%
	その他	7	3.9%
	無回答	20	11.2%
介助犬 n=19	常に介助が必要	3	15.8%
	時々介助が必要	14	73.7%
	介助は必要ない	2	10.5%
聴導犬 n=8	常に介助が必要	3	37.5%
	時々介助が必要	2	25.0%
	介助は必要ない	2	25.0%
	その他	1	12.5%

表4 外出目的

	仕事	学校	福祉施設	ボラ	日常用	趣味	その他
盲導犬 n=179	54	20	22	91	159	130	20
介助犬 n=19	6	3	3	12	19	16	3
聴導犬 n=8	3	1	0	7	7	6	1

※複数回答可のため、延べ件数

表5 施設毎・交通機関毎の利用頻度

補助犬種類	利用頻度	公共施設	医療機関	福祉施設	飲食店	小売店	宿泊施設	レジャー施設	バス	電車	飛行機	タクシー
盲導犬	半年に1回程度	14	9	15	11	8	62	47	15	25	35	23
	3ヶ月に1回程度	20	38	9	24	10	30	23	17	26	7	25
	月に1回程度	73	89	33	78	38	11	6	51	39	0	73
	週に1回以上	46	14	28	44	103	0	0	50	61	0	28
	利用していない	14	17	76	12	11	62	84	35	18	113	18
	わからない	4	2	5	3	2	5	9	2	1	10	6
	無回答	8	10	13	7	7	9	10	9	9	14	6
	合計	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179
介助犬	半年に1回程度	3	1	1	0	1	12	6	3	6	2	2
	3ヶ月に1回程度	2	4	0	2	1	3	4	1	1	0	2
	月に1回程度	11	9	2	13	4	0	2	3	6	0	2
	週に1回以上	3	5	2	3	11	0	0	2	3	0	1
	利用していない	0	0	12	0	2	4	6	9	2	15	11
	わからない	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0
	無回答	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1
	合計	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
聴導犬	半年に1回程度	1	1	0	0	0	3	4	0	1	0	2
	3ヶ月に1回程度	0	0	1	0	0	1	2	3	3	1	2
	月に1回程度	3	5	3	4	1	1	1	3	3	0	2
	週に1回以上	4	2	1	4	7	0	0	1	1	0	0
	利用していない	0	0	3	0	0	3	1	1	0	6	2
	わからない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
全体	半年に1回程度	18	11	16	11	9	77	57	18	32	37	27
	3ヶ月に1回程度	22	42	10	26	11	34	29	21	30	8	29
	月に1回程度	87	103	38	95	43	12	9	57	48	0	77
	週に1回以上	53	21	31	51	121	0	0	53	65	0	29
	利用していない	14	17	91	12	13	69	91	45	20	134	31
	わからない	4	2	6	3	2	5	10	2	2	12	6
	無回答	8	10	14	8	7	9	10	10	9	15	7
	合計	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206

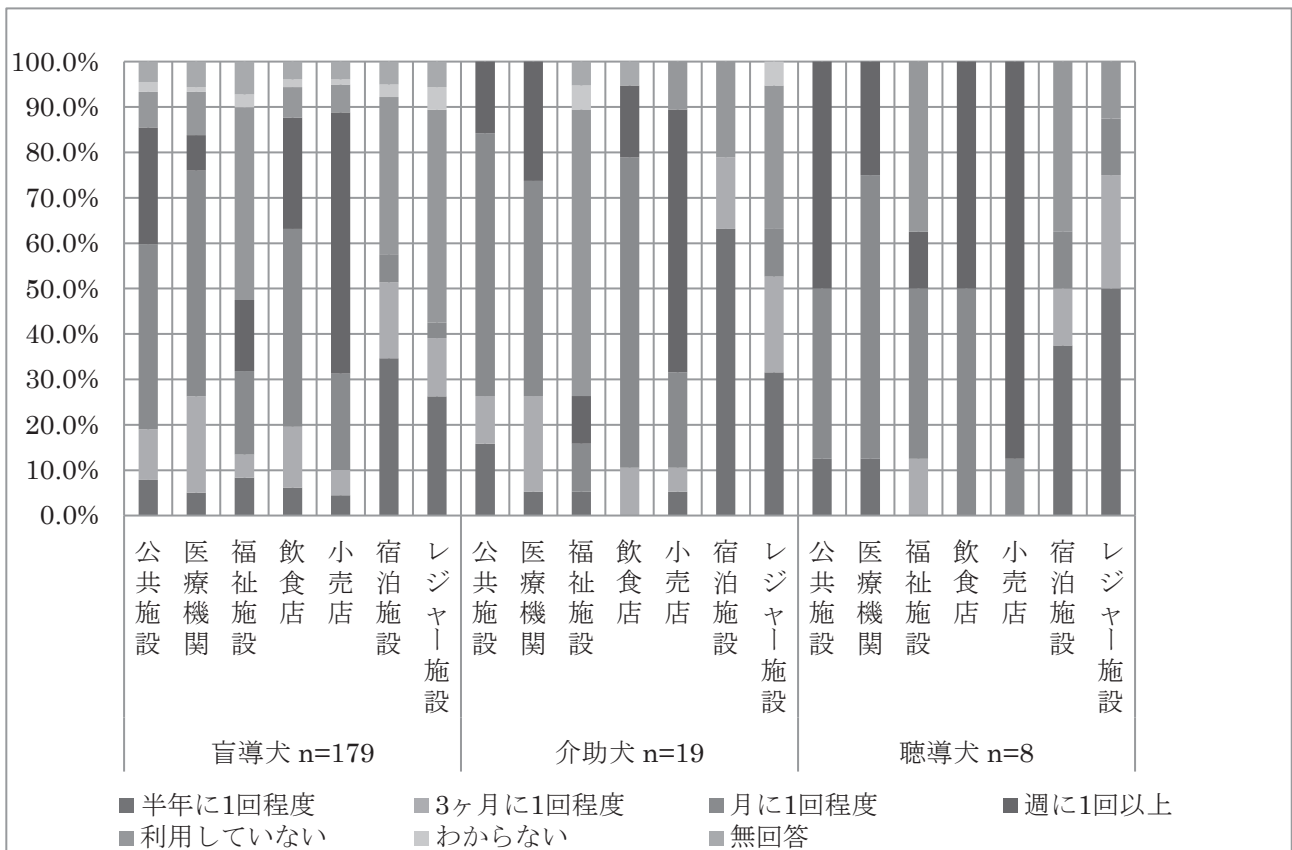


図9 利用頻度・割合（不特定多数が利用する施設）

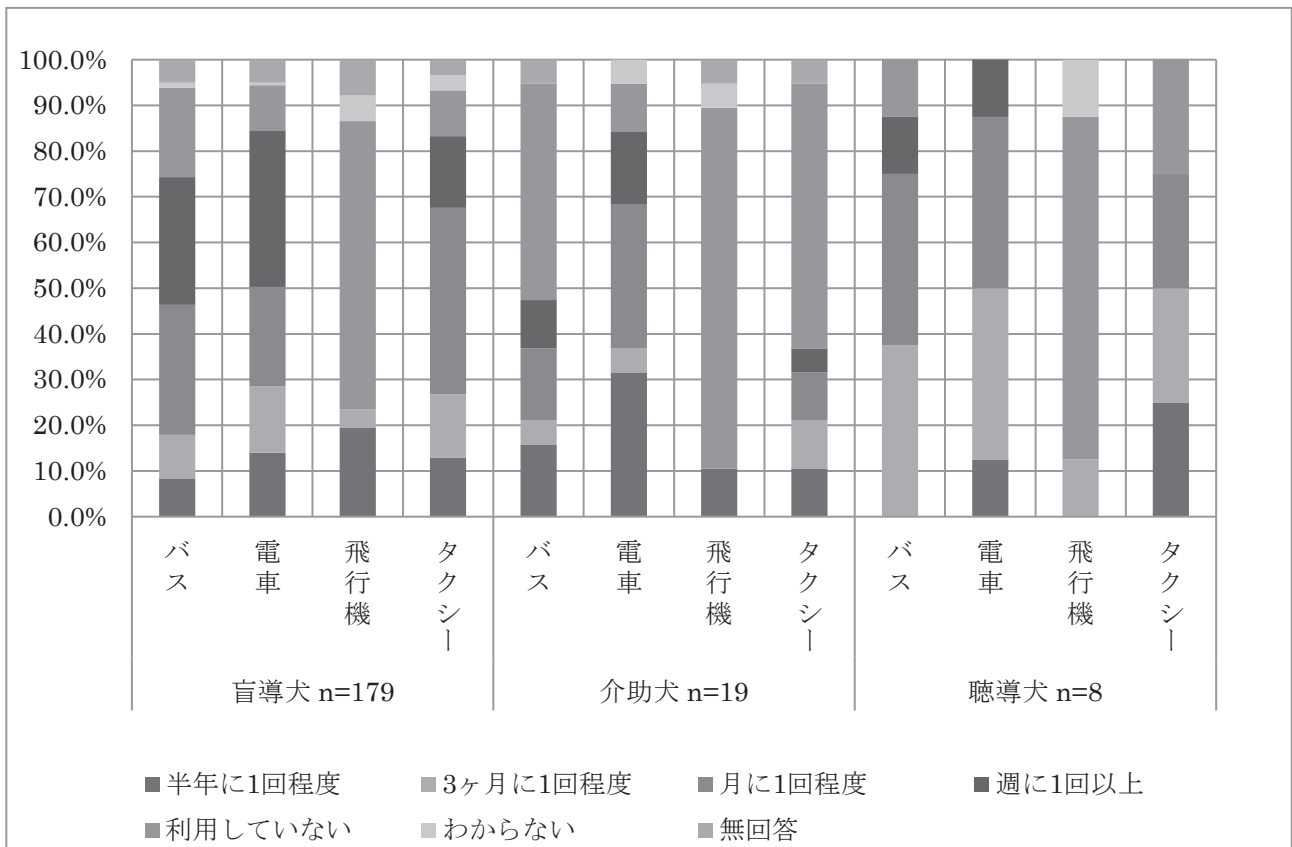


図10 利用頻度・割合（公共交通機関）

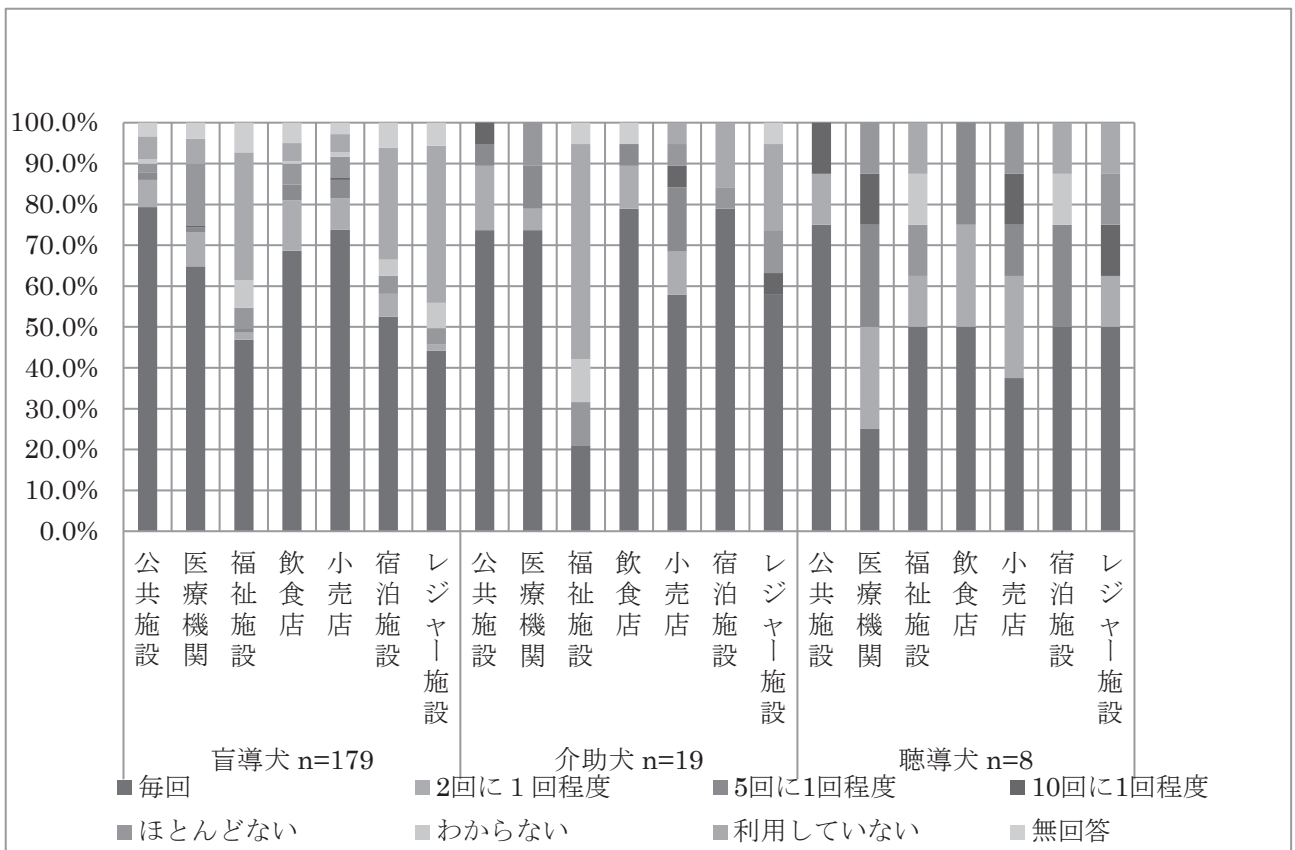


図 11 同伴頻度・割合（不特定多数が利用する施設）

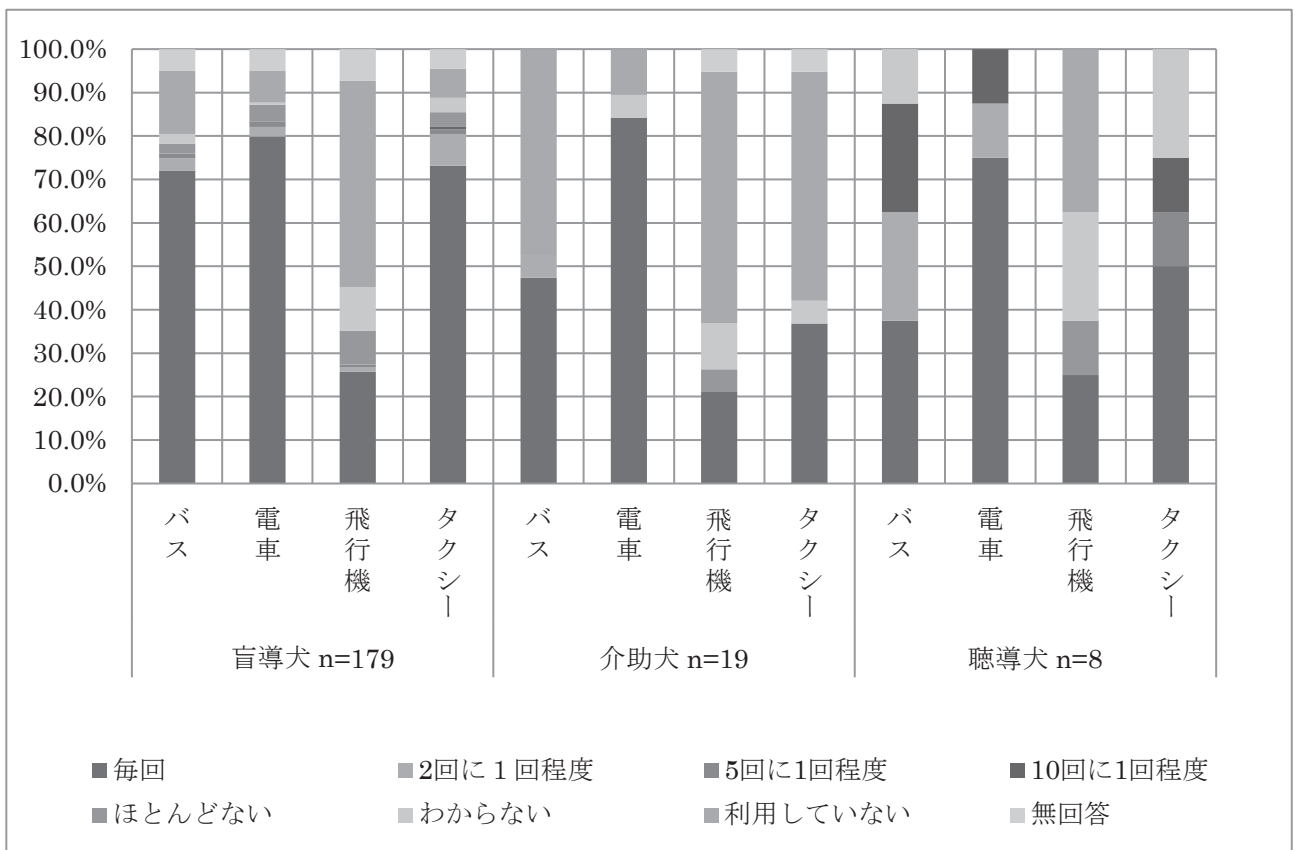


図 12 同伴頻度・割合（公共交通機関）

表6 施設毎・交通機関毎の補助犬同伴頻度

補助犬種類	同伴頻度	公共施設	医療機関	福祉施設	飲食店	小売店	宿泊施設	レジャー	バス	電車	飛行機	タクシー
盲導犬	毎回	142	116	84	123	132	94	79	129	143	46	131
	2回に1回程度	12	15	3	22	14	10	3	5	4	2	13
	5回に1回程度	3	2	2	7	8	0	0	2	2	1	2
	10回に1回程度	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	ほとんどない	4	27	9	9	9	8	7	4	7	14	6
	わからない	2	0	12	1	2	7	11	4	1	18	6
	施設を利用していない	10	11	56	8	8	49	69	26	13	85	12
	無回答	6	7	13	9	5	11	10	9	9	13	8
	合計	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179
介助犬	毎回	14	14	4	15	11	15	11	9	16	4	7
	2回に1回程度	3	1	0	2	2	0	0	1	0	0	0
	5回に1回程度	1	2	0	1	3	0	0	0	0	0	0
	10回に1回程度	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	ほとんどない	0	2	2	0	1	1	2	0	0	1	0
	わからない	0	0	2	0	0	0	0	0	1	2	1
	施設を利用していない	0	0	10	0	1	3	4	9	2	11	10
	無回答	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	1
	合計	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
聴導犬	毎回	6	2	4	4	3	4	4	3	6	2	4
	2回に1回程度	1	2	1	2	2	0	1	2	1	0	0
	5回に1回程度	0	2	0	2	1	2	0	0	0	0	1
	10回に1回程度	1	1	0	0	1	0	1	2	1	0	1
	ほとんどない	0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0
	わからない	0	0	1	0	0	1	0	1	0	2	2
	施設を利用していない	0	0	1	0	0	1	1	0	0	3	0
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
全体	毎回	162	132	92	142	146	113	94	141	165	52	142
	2回に1回程度	16	18	4	26	18	10	4	8	5	2	13
	5回に1回程度	4	6	2	10	12	2	0	2	2	1	3
	10回に1回程度	2	2	0	0	3	0	2	2	1	0	2
	ほとんどない	4	30	12	9	11	9	10	4	7	16	6
	わからない	2	0	15	1	2	8	11	5	2	22	9
	施設を利用していない	10	11	67	8	9	53	74	35	15	99	22
	無回答	6	7	14	10	5	11	11	9	9	14	9
	合計	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206

表7 施設毎・交通機関毎の同伴拒否の頻度

補助犬種類	同伴拒否の頻度	公共施設	医療機関	福祉施設	飲食店	小売店	宿泊施設	レジャー	バス	電車	飛行機	タクシー
盲導犬	毎回	1	9	4	2	0	3	1	2	0	1	1
	2回に1回程度	0	1	2	3	0	1	1	0	0	0	0
	5回に1回程度	1	2	0	20	3	2	1	0	0	0	4
	10回に1回程度	4	1	0	21	6	7	0	2	1	0	7
	ほとんどない	5	10	2	18	3	6	2	5	3	4	18
	ない	145	120	74	82	136	74	72	116	127	39	103
	わからない	2	1	4	8	4	2	8	1	1	2	5
	施設を利用していない	13	16	73	10	10	61	77	35	17	111	18
	同伴していない	0	6	1	3	5	3	2	0	3	2	2
	無回答	8	13	19	12	12	20	15	18	27	20	21
合計	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	
介助犬	毎回	0	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0
	2回に1回程度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	5回に1回程度	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1
	10回に1回程度	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	ほとんどない	1	0	0	1	3	3	2	1	3	0	0
	ない	15	17	3	13	15	9	11	8	14	3	5
	わからない	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	1
	施設を利用していない	0	0	11	0	1	4	5	9	2	12	10
	同伴していない	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1
合計	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
聴導犬	毎回	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	2回に1回程度	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	5回に1回程度	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2
	10回に1回程度	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
	ほとんどない	1	0	0	1	0	1	1	2	2	1	1
	ない	7	6	4	5	6	1	3	5	6	1	3
	わからない	0	0	1	0	0	2	0	1	0	2	1
	施設を利用していない	0	0	3	0	0	2	1	0	0	4	1
	同伴していない	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
全体	毎回	1	10	6	3	0	5	1	2	0	1	1
	2回に1回程度	1	1	2	4	0	1	2	0	0	0	1
	5回に1回程度	2	3	0	22	4	3	2	0	0	0	7
	10回に1回程度	5	1	0	23	7	8	0	3	1	0	7
	ほとんどない	7	10	2	20	6	10	5	8	8	5	19
	ない	167	143	81	100	157	84	86	129	147	43	111
	わからない	2	1	7	8	4	4	8	2	1	7	7
	施設を利用していない	13	16	87	10	11	67	83	44	19	127	29
	同伴していない	0	8	1	3	5	3	3	0	3	2	2
	無回答	8	13	20	13	12	21	16	18	27	21	22
合計	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	

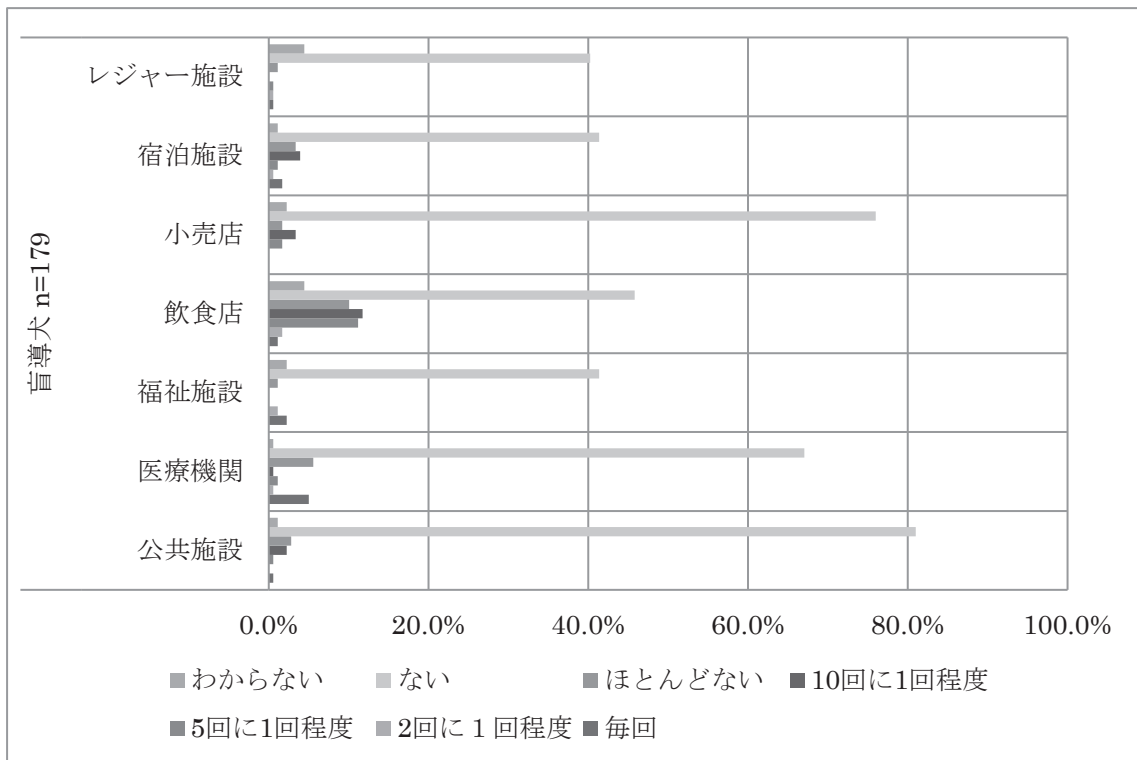


図 13 盲導犬 拒否頻度・割合 (不特定多数が利用する施設)

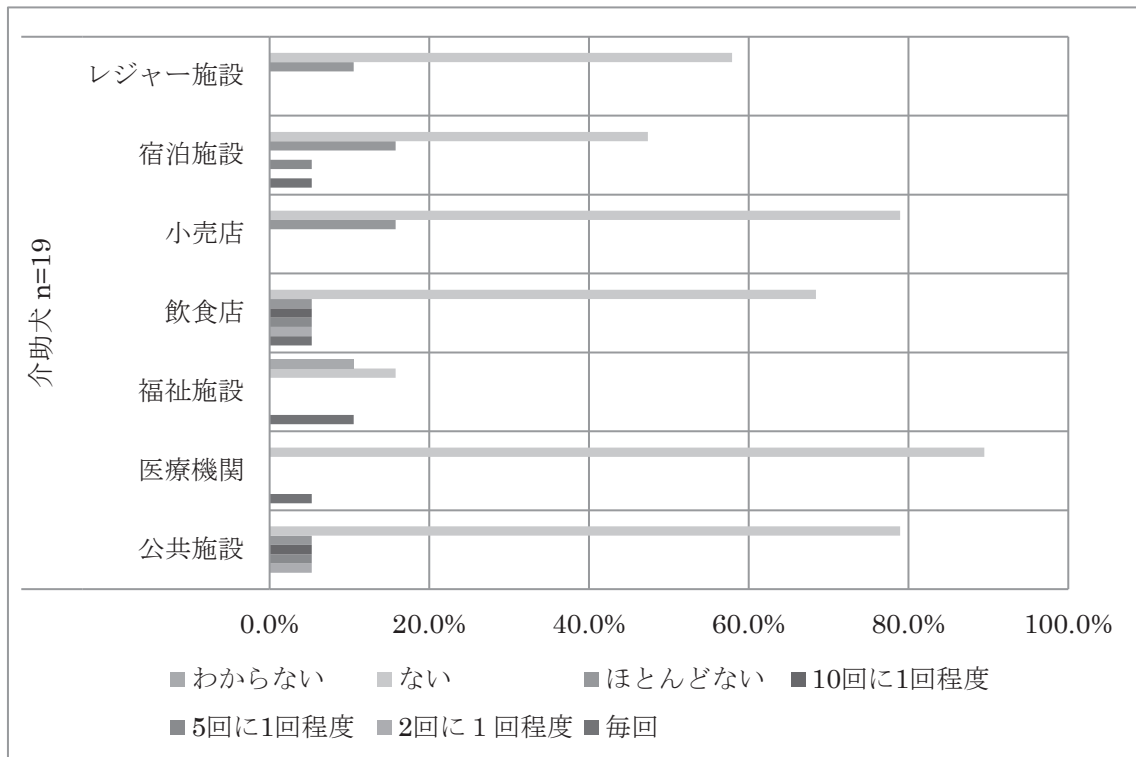


図 14 介助犬 拒否頻度・割合 (不特定多数が利用する施設)

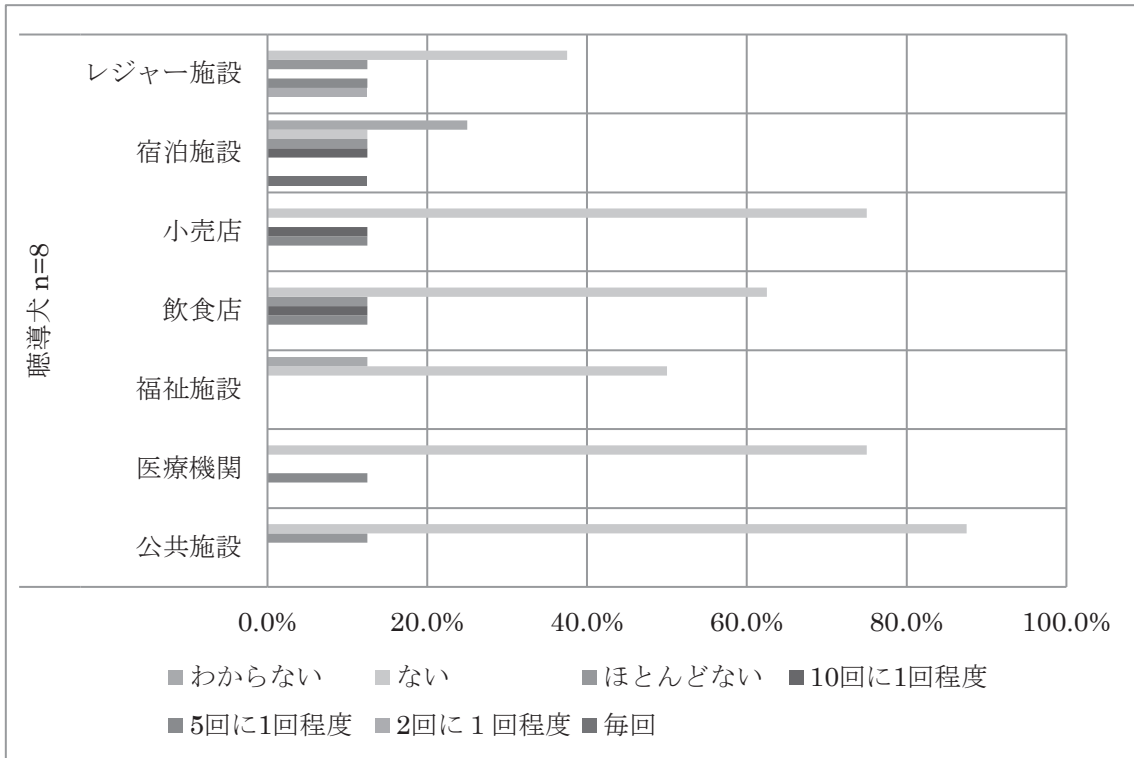


図 15 聴導犬 拒否頻度・割合 (不特定多数が利用する施設)

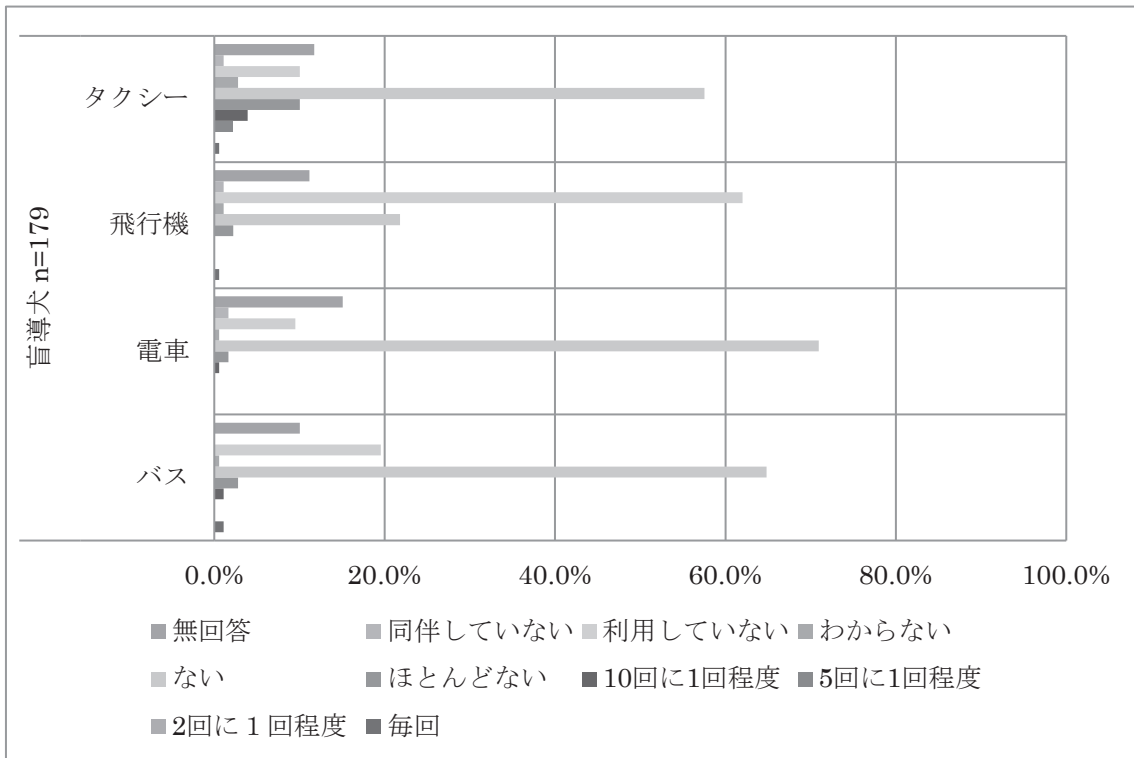


図 16 盲導犬 拒否頻度・割合 (公共交通機関)

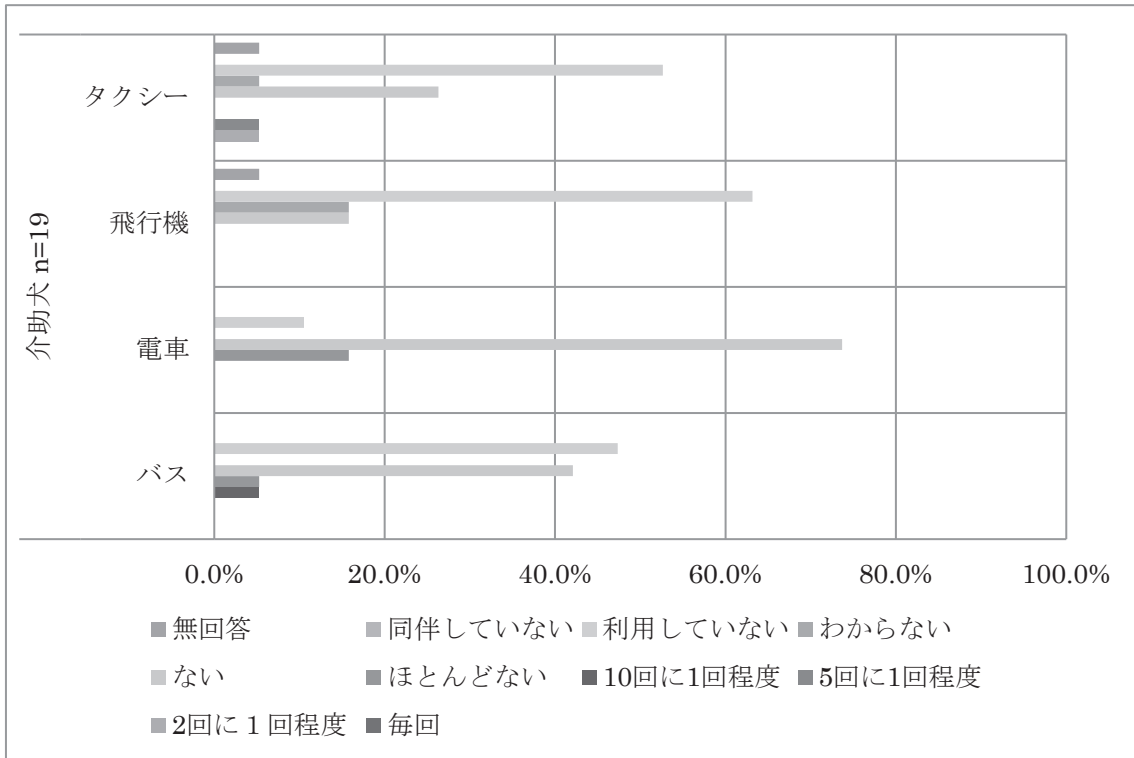


図 17 介助犬 拒否頻度・割合（公共交通機関）

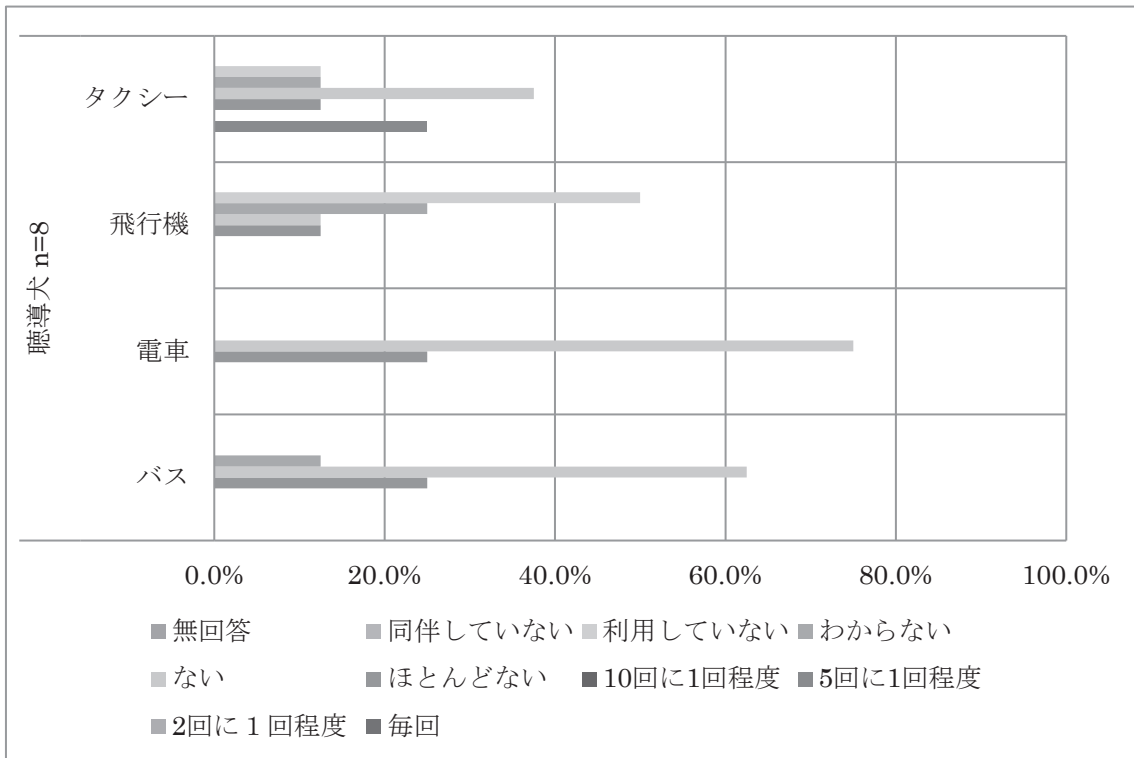


図 18 聴導犬 拒否頻度・割合（公共交通機関）

表 8 施設毎・交通機関毎の同伴拒否の頻度（限定した回答者のみ）

※利用頻度が半年に1回～週に1回以上かつ補助犬の同伴頻度が毎回～ほとんどないと回答した方のみで集計

※補助犬同伴頻度で「5：ほとんどない」と回答した方で、拒否頻度が無回答の方は、「12：同伴していない」として集計

補助犬種類	同伴拒否の頻度	公共施設	医療機関	福祉施設	飲食店	小売店	宿泊施設	レジャー	バス	電車	飛行機	タクシー
盲導犬	1	1	6	4	2	0	3	1	2	0	1	1
	2	0	1	2	3	0	1	1	0	0	0	0
	3	1	2	0	20	3	2	1	0	0	0	4
	4	4	0	0	21	6	7	0	2	1	0	7
	5	4	10	1	17	3	5	1	5	3	1	16
	8	139	119	70	80	134	70	68	114	125	36	100
	9	1	1	0	7	2	0	0	1	0	0	3
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	0	3	1	3	4	3	2	0	3	2	1
	13	3	6	6	3	7	9	2	8	18	2	14
合計		153	148	84	156	159	100	76	132	150	42	146
介助犬	2	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0
	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1
	4	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	5	1	0	0	1	2	3	1	1	2	0	0
	8	15	17	3	13	15	9	11	7	14	2	5
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合計		19	19	5	18	17	15	12	9	16	2	7
聴導犬	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	3	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2
	4	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
	5	1	0	0	1	0	1	1	2	2	0	1
	8	7	6	4	5	6	1	3	5	6	1	3
	9	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		8	8	5	8	8	5	7	7	8	1	6
全体	1	1	7	6	3	0	5	1	2	0	1	1
	2	1	1	2	4	0	1	2	0	0	0	1
	3	2	3	0	22	4	3	2	0	0	0	7
	4	5	0	0	23	7	8	0	3	1	0	7
	5	6	10	1	19	5	9	3	8	7	1	17
	8	161	142	77	98	155	80	82	126	145	39	108
	9	1	1	1	7	2	1	0	1	0	0	3
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	0	5	1	3	4	3	3	0	3	2	1
	13	3	6	6	3	7	10	2	8	18	2	14
合計		180	175	94	182	184	120	95	148	174	45	159

表9 利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の頻度のクロス集計表（公共施設）

補助犬同伴頻度		利用頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	無回答			
		1	2	3	4	5	9	11	13			
半年に1回	1	13	3	0	2	0	0	0	0			18
3か月に1回	2	20	2	0	0	0	0	0	0			22
月に1回	3	79	5	2	0	1	0	0	0			87
週に1回以上	4	46	5	2	0	0	0	0	0			53
利用していない	5	0	1	0	0	3	0	10	0			14
わからない	9	2	0	0	0	0	2	0	0			4
無回答	13	2	0	0	0	0	0	0	6			8
合計		162	16	4	2	4	2	10	6			206

利用頻度		同伴拒否の頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
半年に1回	1	0	0	0	2	1	15	0	0	0	0	18
3か月に1回	2	0	0	0	1	0	20	0	0	0	1	22
月に1回	3	1	1	1	2	3	78	0	0	0	1	87
週に1回以上	4	0	0	1	0	2	48	1	0	0	1	53
利用していない	5	0	0	0	0	1	0	0	13	0	0	14
わからない	9	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	4
無回答	13	0	0	0	0	0	3	0	0	0	5	8
合計		1	1	2	5	7	167	2	13	0	8	206

補助犬同伴頻度		同伴拒否の頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
毎回	1	1	1	2	4	6	144	1	0	0	3	162
2回に1回程度	2	0	0	0	0	0	15	0	1	0	0	16
5回に1回程度	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
10回に1回程度	4	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
ほとんどない	5	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	4
わからない	9	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
施設を利用していない	11	0	0	0	0	1	0	0	9	0	0	
無回答	13	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	6
合計		1	1	2	5	7	167	2	13	0	8	206

表 10 利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の頻度のクロス集計表（医療機関）

補助犬同伴頻度		利用頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	無回答			
		1	2	3	4	5	9	11	13			
半年に1回	1	5	2	0	0	3	0	0	1			11
3か月に1回	2	34	4	0	1	3	0	0	0			42
月に1回	3	71	11	5	1	14	0	0	1			103
週に1回以上	4	19	1	1	0	0	0	0	0			21
利用していない	5	0	0	0	0	6	0	11	0			17
わからない	9	1	0	0	0	1	0	0	0			2
無回答	13	2	0	0	0	3	0	0	5			10
合計		132	18	6	2	30	0	11	7			206

同伴拒否の頻度		利用頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
半年に1回	1	1	0	0	0	0	9	0	0	1	0	11
3か月に1回	2	2	0	1	0	1	36	0	0	0	2	42
月に1回	3	4	1	2	0	8	79	1	0	4	4	103
週に1回以上	4	1	0	0	0	1	18	0	0	0	1	21
利用していない	5	1	0	0	0	0	0	0	16	0	0	17
わからない	9	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
無回答	13	0	0	0	1	0	0	0	0	3	6	10
合計		10	1	3	1	10	143	1	16	8	13	206

補助犬同伴頻度		同伴拒否の頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
毎回	1	4	0	2	1	8	111	1	0	0	5	132
2回に1回程度	2	1	0	1	0	1	13	0	0	0	2	18
5回に1回程度	3	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6
10回に1回程度	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
ほとんどない	5	3	1	0	0	1	11	0	6	8	0	30
わからない	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設を利用していない	11	1	0	0	0	0	0	0	10	0	0	11
無回答	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7
合計		10	1	3	1	10	143	1	16	8	13	206

表 11 利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の頻度のクロス集計表（福祉施設）

補助犬同伴頻度		利用頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	無回答			
		1	2	3	4	5	9	11	13			
半年に1回	1	16	0	0	0	0	0	0	0			16
3か月に1回	2	8	1	1	0	0	0	0	0			10
月に1回	3	35	2	0	0	1	0	0	0			38
週に1回以上	4	27	1	1	0	1	0	0	1			31
利用していない	5	3	0	0	0	10	11	67	0			91
わからない	9	1	0	0	0	0	4	0	1			6
無回答	13	2	0	0	0	0	0	0	12			14
合計		92	4	2	0	12	15	67	14			206

利用頻度		同伴拒否の頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
半年に1回	1	0	1	0	0	1	14	0	0	0	0	16
3か月に1回	2	0	0	0	0	0	9	0	0	0	1	10
月に1回	3	4	0	0	0	0	31	1	0	0	2	38
週に1回以上	4	2	1	0	0	0	23	0	0	1	4	31
利用していない	5	0	0	0	0	0	0	4	87	0	0	91
わからない	9	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	6
無回答	13	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13	14
合計		6	2	0	0	2	81	7	87	1	20	206

補助犬同伴頻度		同伴拒否の頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
毎回	1	4	2	0	0	1	75	0	3	0	7	92
2回に1回程度	2	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4
5回に1回程度	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
10回に1回程度	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほとんどない	5	1	0	0	0	0	0	2	8	1	0	12
わからない	9	0	0	0	0	0	2	3	10	0	0	15
施設を利用していない	11	0	0	0	0	0	0	1	66	0	0	
無回答	13	0	0	0	0	1	0	0	0	0	13	14
合計		6	2	0	0	2	81	7	87	1	20	206

表 12 利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の頻度のクロス集計表（飲食店）

補助犬同伴頻度 利用頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	無回答			合計
		1	2	3	4	5	9	11	13			
半年に1回	1	9	1	1	0	0	0	0	0			11
3か月に1回	2	19	4	2	0	0	0	0	1			26
月に1回	3	73	12	5	0	5	0	0	0			95
週に1回以上	4	39	9	2	0	1	0	0	0			51
利用していない	5	0	0	0	0	3	1	8	0			12
わからない	9	2	0	0	0	0	0	0	1			3
無回答	13	0	0	0	0	0	0	0	8			8
合計		142	26	10	0	9	1	8	10			206

同伴拒否の頻度 利用頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
半年に1回	1	1	0	0	1	0	8	0	0	0	1	11
3か月に1回	2	0	0	2	2	2	17	2	0	0	1	26
月に1回	3	1	3	11	12	10	52	2	0	3	1	95
週に1回以上	4	1	1	9	8	7	21	3	0	0	1	51
利用していない	5	0	0	0	0	1	0	1	10	0	0	12
わからない	9	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3
無回答	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8
合計		3	4	22	23	20	100	8	10	3	13	206

同伴拒否の頻度 補助犬同伴頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
毎回	1	3	2	15	21	14	79	5	0	0	3	142
2回に1回程度	2	0	1	5	2	4	14	0	0	0	0	26
5回に1回程度	3	0	0	2	0	1	6	1	0	0	0	10
10回に1回程度	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほとんどない	5	0	1	0	0	1	1	1	2	3	0	9
わからない	9	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
施設を利用していない	11	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	
無回答	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10
合計		3	4	22	23	20	100	8	10	3	13	206

表 13 利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の頻度のクロス集計表（小売店）

補助犬同伴頻度		利用頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	無回答			
		1	2	3	4	5	9	11	13			
半年に1回	1	6	2	1	0	0	0	0	0			9
3か月に1回	2	8	1	2	0	0	0	0	0			11
月に1回	3	30	6	3	1	3	0	0	0			43
週に1回以上	4	100	9	6	2	4	0	0	0			121
利用していない	5	0	0	0	0	3	1	9	0			13
わからない	9	1	0	0	0	0	1	0	0			2
無回答	13	1	0	0	0	1	0	0	5			7
合計		146	18	12	3	11	2	9	5			206

利用頻度		同伴拒否の頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
半年に1回	1	0	0	0	1	0	8	0	0	0	0	9
3か月に1回	2	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11
月に1回	3	0	0	1	1	1	36	0	0	1	3	43
週に1回以上	4	0	0	3	5	4	100	2	0	3	4	121
利用していない	5	0	0	0	0	1	0	1	11	0	0	13
わからない	9	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
無回答	13	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5	7
合計		0	0	4	7	6	157	4	11	5	12	206

補助犬同伴頻度		同伴拒否の頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
毎回	1	0	0	3	5	4	126	2	0	0	6	146
2回に1回程度	2	0	0	1	1	1	15	0	0	0	0	18
5回に1回程度	3	0	0	0	1	0	10	0	0	0	1	12
10回に1回程度	4	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
ほとんどない	5	0	0	0	0	1	3	0	2	5	0	11
わからない	9	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
施設を利用していない	11	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	
無回答	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
合計		0	0	4	7	6	157	4	11	5	12	206

表 14 利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の頻度のクロス集計表（宿泊施設）

補助犬同伴頻度 利用頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	無回答			合計
		1	2	3	4	5	9	11	13			
半年に1回	1	65	6	2	0	1	2	0	1			77
3か月に1回	2	30	3	0	0	1	0	0	0			34
月に1回	3	11	0	0	0	1	0	0	0			12
週に1回以上	4	0	0	0	0	0	0	0	0			0
利用していない	5	4	1	0	0	6	5	53	0			69
わからない	9	2	0	0	0	0	1	0	2			5
無回答	13	1	0	0	0	0	0	0	8			9
合計		113	10	2	0	9	8	53	11			206

同伴拒否の頻度 利用頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
半年に1回	1	3	1	3	4	5	52	1	0	1	7	77
3か月に1回	2	2	0	0	2	3	22	0	0	1	4	34
月に1回	3	0	0	0	2	1	8	0	0	1	0	12
週に1回以上	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用していない	5	0	0	0	0	0	0	2	67	0	0	69
わからない	9	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3	5
無回答	13	0	0	0	0	0	2	0	0	0	7	9
合計		5	1	3	8	10	84	4	67	3	21	206

同伴拒否の頻度 補助犬同伴頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
毎回	1	5	0	3	8	10	72	0	4	0	11	113
2回に1回程度	2	0	1	0	0	0	8	0	1	0	0	10
5回に1回程度	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
10回に1回程度	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほとんどない	5	0	0	0	0	0	0	0	6	3	0	9
わからない	9	0	0	0	0	0	1	3	3	0	1	8
施設を利用していない	11	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0	
無回答	13	0	0	0	0	0	2	0	0	0	9	11
合計		5	1	3	8	10	84	4	67	3	21	206

表 15 利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の頻度のクロス集計表（レジヤ施設）

補助犬同伴頻度 利用頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	無回答			合計
		1	2	3	4	5	9	11	13			
半年に1回	1	51	2	0	1	3	0	0	0			57
3か月に1回	2	25	1	0	1	2	0	0	0			29
月に1回	3	8	1	0	0	0	0	0	0			9
週に1回以上	4	0	0	0	0	0	0	0	0			0
利用していない	5	3	0	0	0	5	9	74	0			91
わからない	9	4	0	0	0	0	2	0	4			10
無回答	13	3	0	0	0	0	0	0	7			10
合計		94	4	0	2	10	11	74	11			206

同伴拒否の頻度 利用頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	合計	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
半年に1回	1	1	2	2	0	2	48	0	0	2	0	57
3か月に1回	2	0	0	0	0	1	25	0	0	1	2	29
月に1回	3	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	9
週に1回以上	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用していない	5	0	0	0	0	2	0	6	83	0	0	91
わからない	9	0	0	0	0	0	3	0	0	0	7	10
無回答	13	0	0	0	0	0	1	2	0	0	7	10
合計		1	2	2	0	5	86	8	83	3	16	206

同伴拒否の頻度 補助犬同伴頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	合計	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
毎回	1	1	2	1	0	3	79	1	3	0	4	94
2回に1回程度	2	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	4
5回に1回程度	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10回に1回程度	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
ほとんどない	5	0	0	0	0	1	2	0	4	3	0	10
わからない	9	0	0	0	0	0	5	4	0	2	11	
施設を利用していない	11	0	0	0	0	1	0	1	72	0	0	
無回答	13	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	11
合計		1	2	2	0	5	86	8	83	3	16	206

表 16 利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の頻度のクロス集計表（バス）

補助犬同伴頻度		利用頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	無回答			
		1	2	3	4	5	9	11	13			
半年に1回	1	17	0	0	0	0	0	0	1			18
3か月に1回	2	18	1	1	1	0	0	0	0			21
月に1回	3	53	3	0	0	1	0	0	0			57
週に1回以上	4	47	4	1	1	0	0	0	0			53
利用していない	5	3	0	0	0	3	4	35	0			45
わからない	9	1	0	0	0	0	1	0	0			2
無回答	13	2	0	0	0	0	0	0	8			10
合計		141	8	2	2	4	5	35	9			206

利用頻度		同伴拒否の頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
半年に1回	1	0	0	0	0	0	14	0	0	0	4	18
3か月に1回	2	0	0	0	0	2	18	0	0	0	1	21
月に1回	3	0	0	0	2	3	50	1	0	0	1	57
週に1回以上	4	2	0	0	1	3	44	0	0	0	3	53
利用していない	5	0	0	0	0	0	0	1	44	0	0	45
わからない	9	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
無回答	13	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9	10
合計		2	0	0	3	8	129	2	44	0	18	206

同伴拒否の頻度		補助犬同伴頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
毎回	1	1	0	0	3	6	119	0	3	0	9	141
2回に1回程度	2	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	8
5回に1回程度	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
10回に1回程度	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
ほとんどない	5	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	4
わからない	9	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	5
施設を利用していない	11	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	
無回答	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9
合計		2	0	0	3	8	129	2	44	0	18	206

表 17 利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の頻度のクロス集計表（電車）

補助犬同伴頻度		利用頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	無回答			
		1	2	3	4	5	9	11	13			
半年に1回	1	32	0	0	0	0	0	0	0			32
3か月に1回	2	24	3	0	0	3	0	0	0			30
月に1回	3	44	1	2	1	0	0	0	0			48
週に1回以上	4	63	1	0	0	0	0	0	1			65
利用していない	5	0	0	0	0	4	1	15	0			20
わからない	9	1	0	0	0	0	1	0	0			2
無回答	13	1	0	0	0	0	0	0	8			9
合計		165	5	2	1	7	2	15	9			206

同伴拒否の頻度		利用頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答		
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
半年に1回	1	0	0	0	0	0	28	0	0	0	4	32
3か月に1回	2	0	0	0	0	2	20	0	0	3	5	30
月に1回	3	0	0	0	1	0	40	0	0	0	7	48
週に1回以上	4	0	0	0	0	5	58	0	0	0	2	65
利用していない	5	0	0	0	0	0	0	1	19	0	0	20
わからない	9	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
無回答	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9
合計		0	0	0	1	8	147	1	19	3	27	206

同伴拒否の頻度		補助犬同伴頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答		
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
毎回	1	0	0	0	1	7	139	0	0	0	18	165
2回に1回程度	2	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	5
5回に1回程度	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
10回に1回程度	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
ほとんどない	5	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	7
わからない	9	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
施設を利用していない	11	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	15
無回答	13	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8	9
合計		0	0	0	1	8	147	1	19	3	27	206

表 18 利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の頻度のクロス集計表（飛行機）

補助犬同伴頻度		利用頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	無回答			
		1	2	3	4	5	9	11	13			
半年に1回	1	31	2	1	0	3	0	0	0			37
3か月に1回	2	7	0	0	0	1	0	0	0			8
月に1回	3	0	0	0	0	0	0	0	0			0
週に1回以上	4	0	0	0	0	0	0	0	0			0
利用していない	5	9	0	0	0	12	14	99	0			134
わからない	9	4	0	0	0	0	8	0	0			12
無回答	13	1	0	0	0	0	0	0	14			15
合計		52	2	1	0	16	22	99	14			206

同伴拒否の頻度		利用頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答		
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
半年に1回	1	1	0	0	0	1	32	0	0	1	2	37
3か月に1回	2	0	0	0	0	0	7	0	0	1	0	8
月に1回	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
週に1回以上	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用していない	5	0	0	0	0	2	0	5	127	0	0	134
わからない	9	0	0	0	0	2	4	2	0	0	4	12
無回答	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15
合計		1	0	0	0	5	43	7	127	2	21	206

同伴拒否の頻度		補助犬同伴頻度										合計
		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答		
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
毎回	1	1	0	0	0	1	38	0	9	0	3	52
2回に1回程度	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
5回に1回程度	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
10回に1回程度	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほとんどない	5	0	0	0	0	2	2	2	8	2	0	16
わからない	9	0	0	0	0	2	0	5	11	0	4	22
施設を利用していない	11	0	0	0	0	0	0	0	99	0	0	
無回答	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14
合計		1	0	0	0	5	43	7	127	2	21	206

表 19 利用頻度、補助犬同伴頻度、同判拒否の頻度のクロス集計表（タクシー）

補助犬同伴頻度 利用頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	わからない	利用していない	無回答			合計
		1	2	3	4	5	9	11	13			
半年に1回	1	26	0	0	0	0	0	0	1			27
3か月に1回	2	23	2	2	0	1	0	0	1			29
月に1回	3	67	8	0	2	0	0	0	0			77
週に1回以上	4	23	3	1	0	1	0	0	1			29
利用していない	5	1	0	0	0	3	5	22	0			31
わからない	9	2	0	0	0	0	4	0	0			6
無回答	13	0	0	0	0	1	0	0	6			7
合計		142	13	3	2	6	9	22	9			206

同伴拒否の頻度 利用頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
半年に1回	1	0	1	1	0	1	20	1	0	0	3	27
3か月に1回	2	1	0	2	0	1	22	0	0	1	2	29
月に1回	3	0	0	2	5	11	51	1	0	0	7	77
週に1回以上	4	0	0	2	2	4	16	1	0	0	4	29
利用していない	5	0	0	0	0	0	0	2	29	0	0	31
わからない	9	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	6
無回答	13	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	7
合計		1	1	7	7	19	111	7	29	2	22	206

同伴拒否の頻度 補助犬同伴頻度		毎回	2回に1回	5回に1回	10回に1回	ほとんどない	ない	わからない	利用していない	同伴していない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
毎回	1	1	1	6	6	17	95	2	1	0	13	142
2回に1回程度	2	0	0	0	0	1	11	0	0	0	1	13
5回に1回程度	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3
10回に1回程度	4	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
ほとんどない	5	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0	6
わからない	9	0	0	0	0	1	1	3	4	0	0	9
施設を利用していない	11	0	0	0	0	0	0	1	21	0	0	22
無回答	13	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8	9
合計		1	1	7	7	19	111	7	29	2	22	206

表 20 施設毎・交通機関毎の補助犬受け入れの満足度

補助犬種類	受入満足度	公共施設	医療機関	福祉施設	飲食店	小売店	宿泊施設	レジャー	バス	電車	飛行機	タクシー	
盲導犬	満足	1	79	58	59	32	62	48	41	74	91	32	63
	やや満足	2	47	44	19	50	44	29	22	36	38	18	47
	どちらでもない	3	19	21	14	30	28	19	11	16	15	4	26
	やや不満	4	12	13	1	24	11	7	3	7	6	3	8
	不満	5	3	11	3	20	3	7	2	4	1	0	8
	わからない	9	3	14	16	5	7	9	25	5	5	27	7
	その他	10	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	無回答	13	16	18	67	18	23	60	74	37	23	95	20
	合計		179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179
介助犬	満足	1	7	9	2	7	5	4	5	5	11	3	4
	やや満足	2	4	6	0	2	6	4	3	1	1	1	1
	どちらでもない	3	5	1	1	3	2	3	3	2	2	1	1
	やや不満	4	3	2	2	4	1	1	0	1	1	0	0
	不満	5	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	1
	わからない	9	0	0	3	1	1	0	1	1	0	3	1
	その他	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	13	0	1	11	1	3	6	7	9	3	11	11
	合計		19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
聴導犬	満足	1	5	3	4	3	1	2	1	3	5	2	3
	やや満足	2	2	2	1	3	3	1	3	2	3	0	2
	どちらでもない	3	1	1	0	2	2	2	2	2	0	0	0
	やや不満	4	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1
	不満	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わからない	9	0	0	2	0	0	1	0	1	0	2	1
	その他	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	無回答	13	0	0	1	0	0	2	2	0	0	3	0
	合計		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
全体	満足	1	91	70	65	42	68	54	47	82	107	37	70
	やや満足	2	53	52	20	55	53	34	28	39	42	19	50
	どちらでもない	3	25	23	15	35	32	24	16	20	17	5	27
	やや不満	4	15	16	3	28	14	8	3	8	7	3	9
	不満	5	3	11	3	21	4	8	2	4	2	0	9
	わからない	9	3	14	21	6	8	10	26	7	5	32	9
	その他	10	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	1
	無回答	13	16	19	79	19	26	68	83	46	26	109	31
	合計		206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206

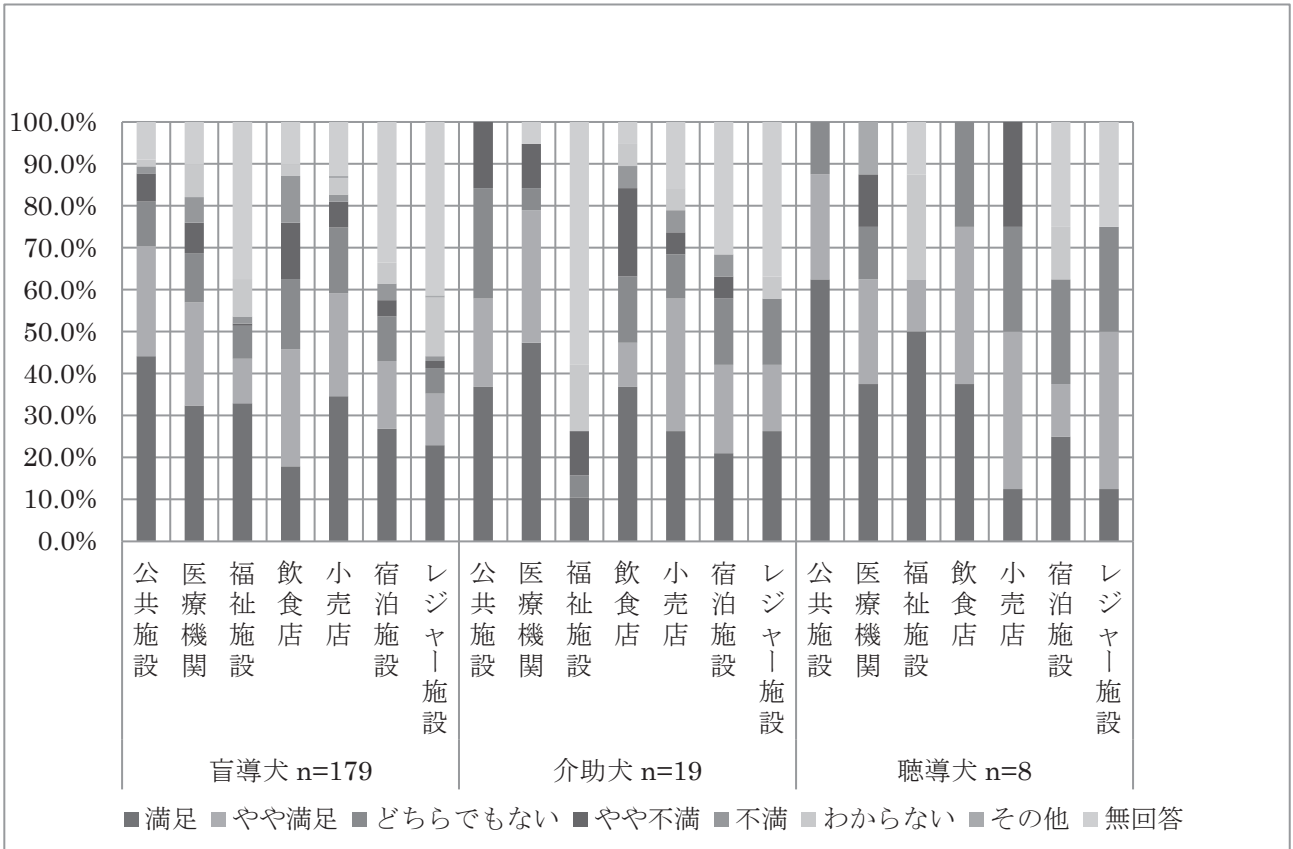


図 19 受入満足度・割合（不特定多数が利用する施設）

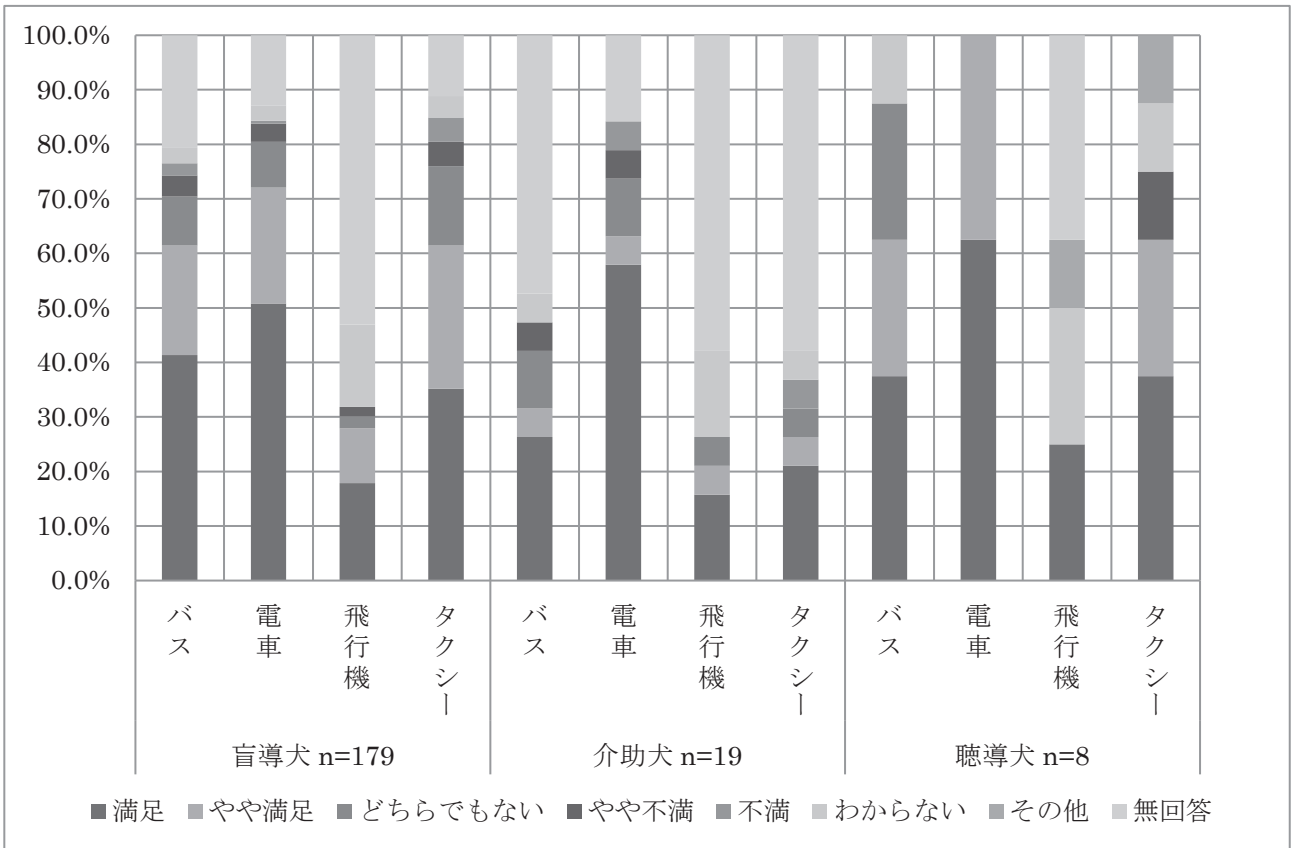


図 20 受入満足度・割合（公共交通機関）

表 21 受入の満足度・同伴拒否の頻度のクロス集計 (施設)

◆公共施設

同伴拒否 の頻度 受入の満足度		毎回	2回に 1回	5回に 1回	10回に 1回	ほとん どない	ない	わから ない	利用して いない	同伴して いない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
満足	1	0	0	0	0	3	83	0	3	0	2	91
やや満足	2	0	0	0	3	2	48	0	0	0	0	53
どちらでもない	3	0	1	1	0	0	21	0	1	0	1	25
やや不満	4	1	0	0	2	2	10	0	0	0	0	15
不満	5	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	3
わからない	9	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
その他	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	13	0	0	0	0	0	3	0	8	0	5	16
合計		1	1	2	5	7	167	2	13	0	8	206

◆医療機関

同伴拒否 の頻度 受入の満足度		毎回	2回に 1回	5回に 1回	10回に 1回	ほとん どない	ない	わから ない	利用して いない	同伴して いない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
満足	1	0	1	0	0	2	60	0	0	1	6	70
やや満足	2	2	0	1	1	6	40	0	0	0	2	52
どちらでもない	3	0	0	1	0	0	20	0	1	1	0	23
やや不満	4	4	0	0	0	1	9	0	1	1	0	16
不満	5	4	0	1	0	1	3	0	2	0	0	11
わからない	9	0	0	0	0	0	7	1	4	2	0	14
その他	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
無回答	13	0	0	0	0	0	4	0	8	2	5	19
合計		10	1	3	1	10	143	1	16	8	13	206

◆福祉施設

同伴拒否 の頻度 受入の満足度		毎回	2回に 1回	5回に 1回	10回に 1回	ほとん どない	ない	わから ない	利用して いない	同伴して いない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
満足	1	0	0	0	0	0	58	1	1	0	5	65
やや満足	2	1	0	0	0	2	12	0	3	0	2	20
どちらでもない	3	2	1	0	0	0	8	1	3	0	0	15
やや不満	4	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
不満	5	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	3
わからない	9	0	0	0	0	0	1	4	16	0	0	21
その他	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	13	1	0	0	0	0	1	1	63	0	13	79
合計		6	2	0	0	2	81	7	87	1	20	206

◆飲食店

同伴拒否 の頻度 受入の満足度		毎回	2回に 1回	5回に 1回	10回に 1回	ほとん どない	ない	わから ない	利用して いない	同伴して いない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
満足	1	0	0	0	0	1	37	0	0	0	4	42
やや満足	2	0	0	5	2	14	31	2	0	0	1	55
どちらでもない	3	0	1	2	10	5	16	1	0	0	0	35
やや不満	4	2	0	7	8	0	7	2	0	1	1	28
不満	5	1	3	8	3	0	3	1	2	0	0	21
わからない	9	0	0	0	0	0	2	2	1	0	1	6
その他	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	13	0	0	0	0	0	4	0	7	2	6	19
合計		3	4	22	23	20	100	8	10	3	13	206

◆小売店

同伴拒否 の頻度 受入の満足度		毎回	2回に 1回	5回に 1回	10回に 1回	ほとん どない	ない	わから ない	利用して いない	同伴して いない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
満足	1	0	0	0	0	1	62	0	1	0	4	68
やや満足	2	0	0	1	1	1	47	1	2	0	0	53
どちらでもない	3	0	0	0	3	3	24	0	1	0	1	32
やや不満	4	0	0	3	2	0	9	0	0	0	0	14
不満	5	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	4
わからない	9	0	0	0	0	1	3	1	2	1	0	8
その他	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
無回答	13	0	0	0	1	0	9	1	5	3	7	26
合計		0	0	4	7	6	157	4	11	5	12	206

◆宿泊施設

同伴拒否 の頻度 受入の満足度		毎回	2回に 1回	5回に 1回	10回に 1回	ほとん どない	ない	わから ない	利用して いない	同伴して いない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
満足	1	0	0	0	3	3	38	1	2	0	7	54
やや満足	2	0	0	0	1	5	21	0	3	0	4	34
どちらでもない	3	1	0	1	2	1	15	0	4	0	0	24
やや不満	4	0	0	1	2	1	2	0	2	0	0	8
不満	5	3	1	1	0	0	1	0	2	0	0	8
わからない	9	0	0	0	0	0	0	3	5	1	1	10
その他	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	13	1	0	0	0	0	7	0	49	2	9	68
合計		5	1	3	8	10	84	4	67	3	21	206

◆レジヤ-

同伴拒否 の頻度 受入の満足度		毎回	2回に 1回	5回に 1回	10回に 1回	ほとん どない	ない	わから ない	利用して いない	同伴して いない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
満足	1	0	1	0	0	0	40	0	3	0	3	47
やや満足	2	0	0	1	0	2	23	0	1	0	1	28
どちらでもない	3	0	1	0	0	2	12	0	1	0	0	16
やや不満	4	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
不満	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
わからない	9	0	0	0	0	1	4	6	11	0	4	26
その他	10	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
無回答	13	0	0	0	0	0	4	1	67	3	8	83
合計		1	2	2	0	5	86	8	83	3	16	206

表 22 受入の満足度・同伴拒否の頻度のクロス集計（交通）

◆バス

同伴拒否 の頻度		毎回	2回に 1回	5回に 1回	10回に 1回	ほとん どない	ない	わから ない	利用して いない	同伴して いない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
受入の満足度												
満足	1	1	0	0	1	4	71	0	2	0	3	82
やや満足	2	0	0	0	0	3	29	0	2	0	5	39
どちらでもない	3	0	0	0	1	1	16	1	0	0	1	20
やや不満	4	0	0	0	1	0	6	0	0	0	1	8
不満	5	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	4
わからない	9	0	0	0	0	0	2	1	4	0	0	7
その他	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	13	1	0	0	0	0	2	0	35	0	8	46
合計		2	0	0	3	8	129	2	44	0	18	206

◆鉄道

同伴拒否 の頻度		毎回	2回に 1回	5回に 1回	10回に 1回	ほとん どない	ない	わから ない	利用して いない	同伴して いない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
受入の満足度												
満足	1	0	0	0	1	4	91	0	1	0	10	107
やや満足	2	0	0	0	0	3	33	0	1	0	5	42
どちらでもない	3	0	0	0	0	0	14	0	1	2	0	17
やや不満	4	0	0	0	0	0	3	0	0	0	4	7
不満	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
わからない	9	0	0	0	0	0	3	1	1	0	0	5
その他	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	13	0	0	0	0	1	1	0	15	1	8	26
合計		0	0	0	1	8	147	1	19	3	27	206

◆飛行機

同伴拒否 の頻度		毎回	2回に 1回	5回に 1回	10回に 1回	ほとん どない	ない	わから ない	利用して いない	同伴して いない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
受入の満足度												
満足	1	0	0	0	0	0	24	0	9	0	4	37
やや満足	2	0	0	0	0	1	11	0	7	0	0	19
どちらでもない	3	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	5
やや不満	4	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
不満	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わからない	9	0	0	0	0	4	1	6	19	0	2	32
その他	10	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
無回答	13	1	0	0	0	0	0	0	91	2	15	109
合計		1	0	0	0	5	43	7	127	2	21	206

◆タクシー

同伴拒否 の頻度 受入の満足度		毎回	2回に 1回	5回に 1回	10回に 1回	ほとん どない	ない	わから ない	利用して いない	同伴して いない	無回答	合計
		1	2	3	4	5	8	9	11	12	13	
満足	1	1	0	0	0	4	53	0	3	0	9	70
やや満足	2	0	0	1	3	7	34	1	1	0	3	50
どちらでもない	3	0	0	2	1	5	15	2	1	0	1	27
やや不満	4	0	0	1	0	2	5	0	0	0	1	9
不満	5	0	1	3	3	1	0	0	0	1	0	9
わからない	9	0	0	0	0	0	1	3	5	0	0	9
その他	10	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
無回答	13	0	0	0	0	0	3	0	19	1	8	31
合計		1	1	7	7	19	111	7	29	2	22	206

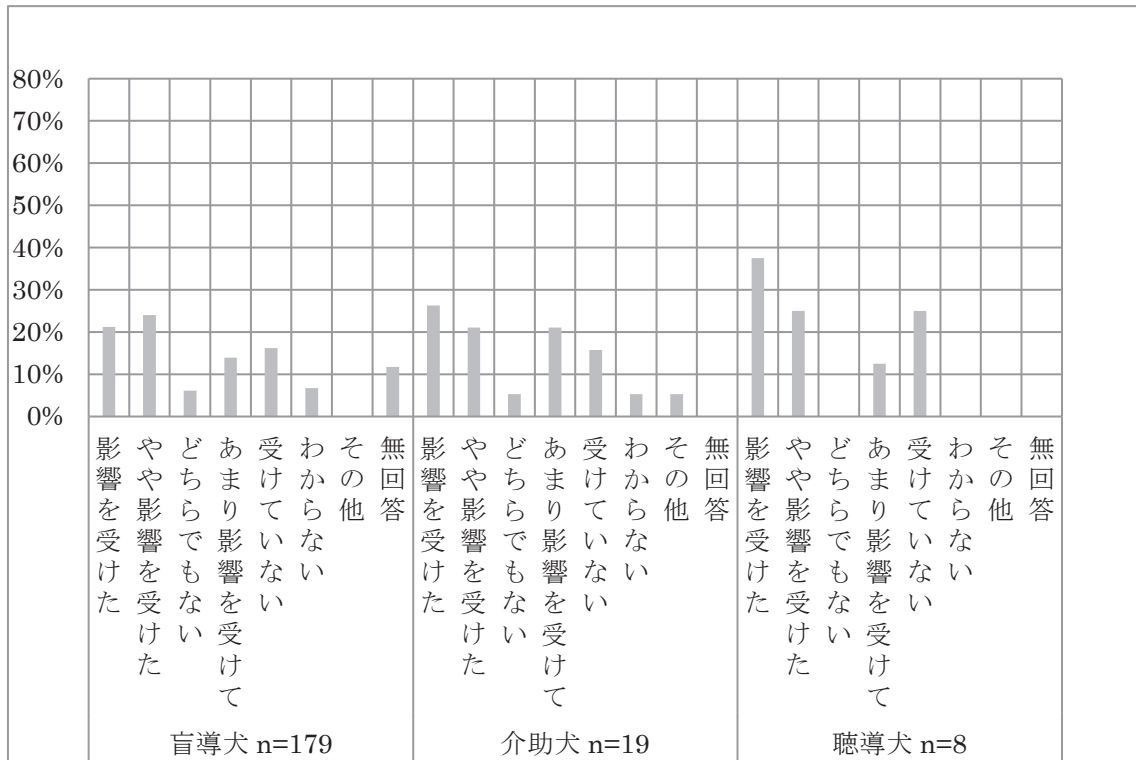
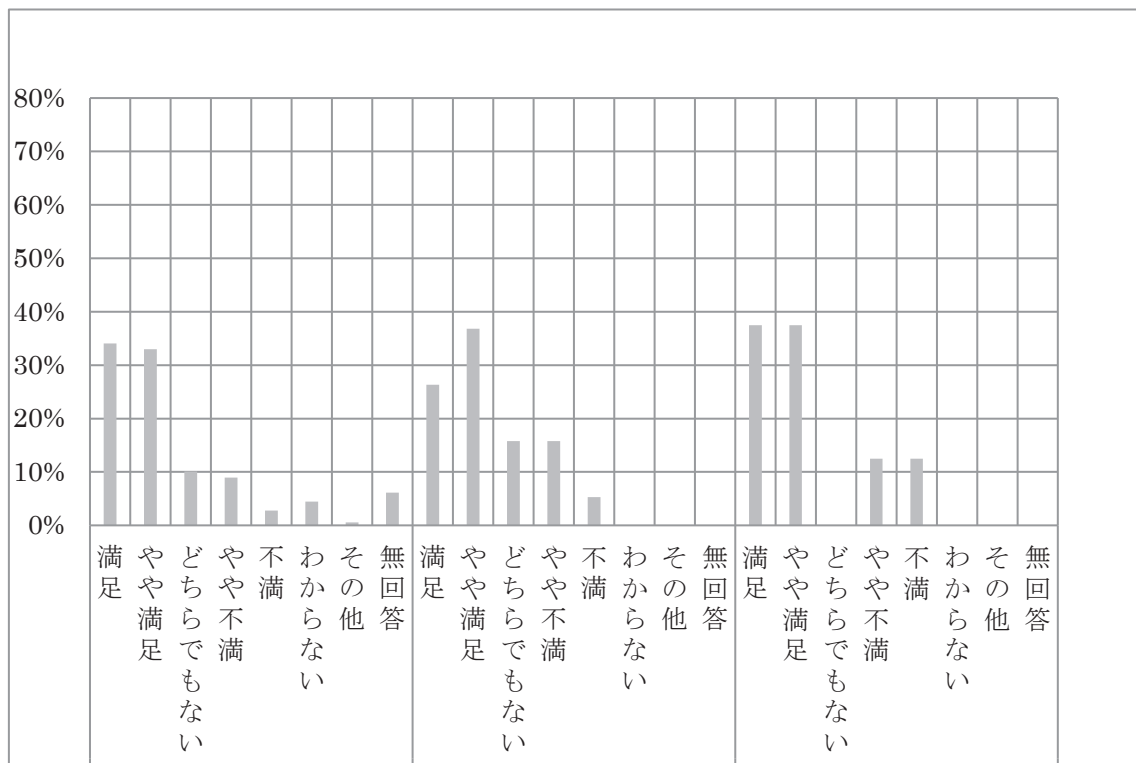


図 21 同伴拒否の影響 (割合)



盲導犬 n=179 図 22 社会参加の満足度 (割合) 聴導犬 n=8

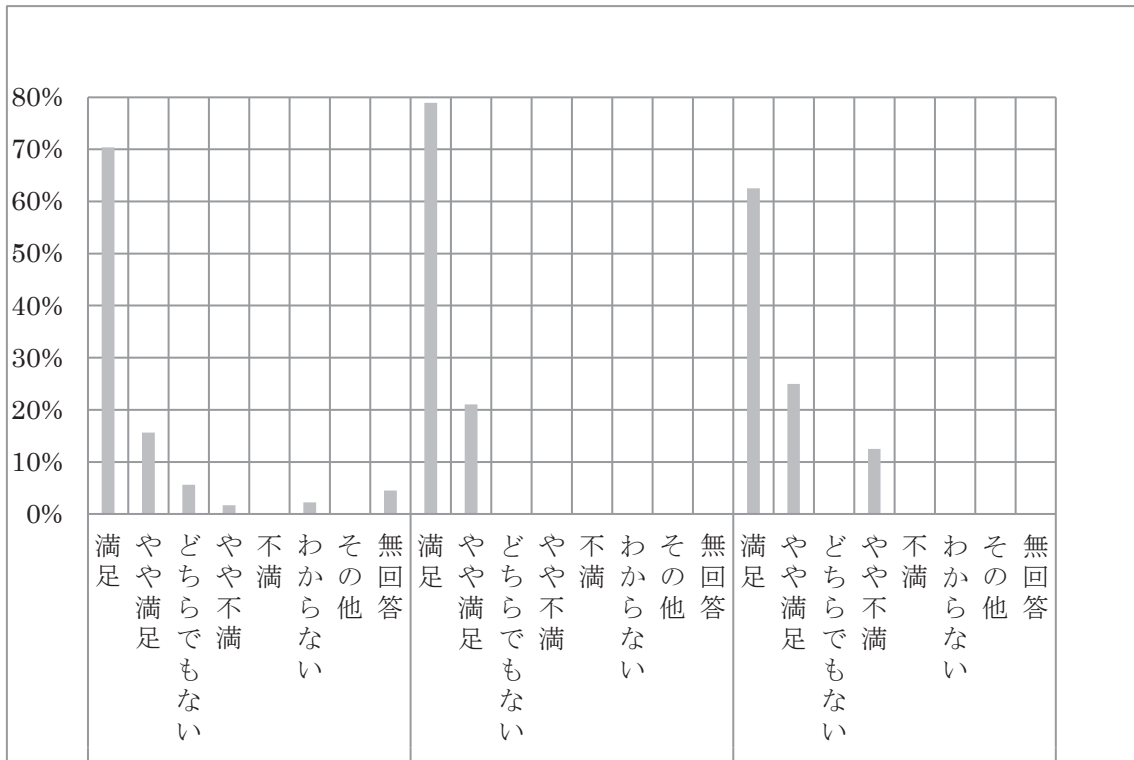


図 23 生活の満足度 (割合)

表 23 補助犬同伴拒否の影響度、社会参加の満足度、生活の満足度

補助犬種類	影響度の選択肢	同伴拒否の影響度	満足度の選択肢	社会参加満足度	生活満足度	
盲導犬	1	影響を受けた	1 38 21.2%	満足	61 34.1%	126 70.4%
		やや影響を受けた	2 43 24.0%	やや満足	59 33.0%	28 15.6%
		どちらでもない	3 11 6.1%	どちらでもない	18 10.1%	10 5.6%
		あまり影響を受けていない	4 25 14.0%	やや不満	16 8.9%	3 1.7%
		受けていない	5 29 16.2%	不満	5 2.8%	0 0.0%
		わからない	9 12 6.7%	わからない	8 4.5%	4 2.2%
		その他	10 0 0.0%	その他	1 0.6%	0 0.0%
		無回答	13 21 11.7%	無回答	11 6.1%	8 4.5%
	合計	179 100.0%	合計	179 100.0%	179 100.0%	
介助犬	2	影響を受けた	1 5 26.3%	満足	5 26.3%	15 78.9%
		やや影響を受けた	2 4 21.1%	やや満足	7 36.8%	4 21.1%
		どちらでもない	3 1 5.3%	どちらでもない	3 15.8%	0 0.0%
		あまり影響を受けていない	4 4 21.1%	やや不満	3 15.8%	0 0.0%
		受けていない	5 3 15.8%	不満	1 5.3%	0 0.0%
		わからない	9 1 5.3%	わからない	0 0.0%	0 0.0%
		その他	10 1 5.3%	その他	0 0.0%	0 0.0%
		無回答	13 0 0.0%	無回答	0 0.0%	0 0.0%
	合計	19 100.0%	合計	19 100.0%	19 100.0%	
聴導犬	3	影響を受けた	1 3 37.5%	満足	3 37.5%	5 62.5%
		やや影響を受けた	2 2 25.0%	やや満足	3 37.5%	2 25.0%
		どちらでもない	3 0 0.0%	どちらでもない	0 0.0%	0 0.0%
		あまり影響を受けていない	4 1 12.5%	やや不満	1 12.5%	1 12.5%
		受けていない	5 2 25.0%	不満	1 12.5%	0 0.0%
		わからない	9 0 0.0%	わからない	0 0.0%	0 0.0%
		その他	10 0 0.0%	その他	0 0.0%	0 0.0%
		無回答	13 0 0.0%	無回答	0 0.0%	0 0.0%
	合計	8 100.0%	合計	8 100.0%	8 100.0%	
全体		影響を受けた	1 46 22.3%	満足	69 33.5%	146 70.9%
		やや影響を受けた	2 49 23.8%	やや満足	69 33.5%	34 16.5%
		どちらでもない	3 12 5.8%	どちらでもない	21 10.2%	10 4.9%
		あまり影響を受けていない	4 30 14.6%	やや不満	20 9.7%	4 1.9%
		受けていない	5 34 16.5%	不満	7 3.4%	0 0.0%
		わからない	9 13 6.3%	わからない	8 3.9%	4 1.9%
		その他	10 1 0.5%	その他	1 0.5%	0 0.0%
		無回答	13 21 10.2%	無回答	11 5.3%	8 3.9%
	合計	206 100.0%	合計	206 100.0%	206 100.0%	

表 24 同伴拒否の影響、社会参加の満足度、生活の満足度のクロス集計表

◆同伴拒否の影響度・社会参加満足度のクロス集計

社会参加満足度		満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満	わからない	その他	無回答	合計
		1	2	3	4	5	9	10	13	
同伴拒否の影響度										
影響を受けた	1	7	14	8	12	4	1	0	0	46
やや影響を受けた	2	13	26	5	4	1	0	0	0	49
どちらでもない	3	3	5	4	0	0	0	0	0	12
あまり影響を受けていない	4	18	9	0	1	0	1	0	1	30
受けていない	5	19	7	2	2	1	1	1	1	34
わからない	9	4	2	1	0	1	5	0	0	13
その他	10	0	1	0	0	0	0	0	0	1
無回答	13	5	5	1	1	0	0	0	9	21
合計		69	69	21	20	7	8	1	11	206

◆同伴拒否の影響度・生活満足度のクロス集計

生活満足度		満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満	わからない	その他	無回答	合計
		1	2	3	4	5	9	10	13	
同伴拒否の影響度										
影響を受けた	1	33	9	2	2	0	0	0	0	46
やや影響を受けた	2	34	9	2	1	0	2	0	1	49
どちらでもない	3	7	1	3	0	0	0	0	1	12
あまり影響を受けていない	4	23	7	0	0	0	0	0	0	30
受けていない	5	28	4	0	1	0	0	0	1	34
わからない	9	8	0	3	0	0	2	0	0	13
その他	10	1	0	0	0	0	0	0	0	1
無回答	13	12	4	0	0	0	0	0	5	21
合計		146	34	10	4	0	4	0	8	206

◆社会参加満足度・生活満足度のクロス集計

生活満足度		満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満	わからない	その他	無回答	合計
		1	2	3	4	5	9	10	13	
社会参加満足度										
満足	1	64	3	0	1	0	0	0	1	69
やや満足	2	52	14	1	0	0	1	0	1	69
どちらでもない	3	9	8	4	0	0	0	0	0	21
やや不満	4	8	7	3	2	0	0	0	0	20
不満	5	4	0	0	1	0	2	0	0	7
わからない	9	4	1	2	0	0	1	0	0	8
その他	10	1	0	0	0	0	0	0	0	1
無回答	13	4	1	0	0	0	0	0	6	11
合計		146	34	10	4	0	4	0	8	206

M083	4	1	1	1	1	3	1									2			1	1	1				1	1		1	1	1		
M084	6	2	1	1	2	3	1									2			1	1							1	1	1	1		
M085	6	2	1	1	3	2	2									2			1	1	1					1			1	1	1	
M086	6	1	1	1	2	2	2									2			1	1	1	1	1			1	1		1	1	1	
M087	5	1	2	1	2	2	1									3				1	1	1				1	1		1	1	1	
M088	6	1	1	1	3	2	4									2			1	1	1	1							1	1		
M089	5	2	1	1	2	2	2									2			1	1	1	1							1	1	1	
M090	5	1	1	1	2	3	1																									
M091	6	1	1	1	2	1	2									2			1	1	1	1							1	1	1	
M092	6	1	1	1	1	2	1									2			1	1		1							1	1	1	
M093	6	2	1	1	2	4	2									2					1	1					1		1	1	1	
M094	6	1	1	1	3	1	1									2			1	1	1								1	1	1	
M095	6	1	1	1	1	4	1									1			1		1		1						1	1		
M096	6	2	1	1	3	2	2									1			1	1	1							1	1	1	1	
M097	3	2	1	1	3	2	1									2			1	1	1	1				1				1	1	
M098	4	1	2	1	2	1	1									3				1	1	1							1	1	1	
M099	4	2	1	1	2	4	1									2				1	1	1				1				1	1	
M100	4	2	1	1	2	4	1									2			1	1	1	1							1	1	1	1
M101	2	2	1	1	2	1	1									2			1	1	1	1				1				1	1	1
M102	4	1	2	1	1	1	1	1								2				1	1	1								1		
M103	6	1	1	1	2	3	2									2				1	1		1							1	1	1
M104	6	1	2	1	4	1	4									3			1	1	1	1				1				1	1	1
M105	6	2	1	1	2	3	1					1				2				1	1	1						1		1	1	1
M106	6	1	1	1	3	1	3	1				1				2			1												1	1
M107	5	2	2	1	2	1	2			1		1				2			1	1	1					1	1			1	1	
M108	6	2	1	1	3	1	2				1					1				1	1				1		1			1	1	1
M109	6	2	1	1	3	4	4									3			1											1		
M110	6	2	2	1	2	1	1									2				1	1									1	1	
M111	6	1	1	1	2	1	2				1					1			1		1									1	1	
M112	6	2	2	1	2	1	1									2			1			1						1			1	
M113	6	2	1	1	2	4	2				1					2			1	1	1	1							1	1		
M114	6	2	1	1	2	3	2									1				1	1	1				1				1	1	1
M115	6	2	1	1	2	2	1																									
M116	6	1	1	1	2	4	2	1			1					2			1		1	1								1	1	
M117	5	1	1	1	1	2	1									2			1	1		1				1				1	1	1
M118	4	1	1	1	2	1	1									2					1	1					1				1	1
M119	6	1	1	1	3	1	3																				1	1			1	1
M120	6	2	1	1	3	3	3									2			1	1	1	1								1	1	1
M121	5	1	1	1	2	3	1									2			1	1	1	1								1		1
M122	5	2	1	1	3	2	3									2				1	1	1								1	1	
M123	6	1	1	1	2	3	1									3			1	1	1	1								1	1	1
M124	5	1	1	1	3	1	4									3			1	1	1	1				1				1	1	
M125	5	1	1	1	1	3	1									2				1	1	1				1				1	1	
M126	6	2	1	1	3	3	3									1			1	1	1	1								1	1	
M127	4	2	1	1	2	1	1													1	1	1				1		1			1	
M128	5	2	1	1	3	2	2									2			1	1	1	1				1	1			1	1	1
M129	4	2	1	1	2	1	1									2			1	1	1									1	1	1
M130	4	2	1	1	1	3	1									2			1	1		1			1	1	1			1	1	1
M131	6	2	1	1	2	2	1									2				1	1	1								1	1	1
M132	5	1	1	1	2	4	2									2			1	1	1				1					1	1	1
M133	5	2	1	1	2	4	1									2				1	1	1				1				1	1	
M135	5	2	1	1	1	2	1									2				1	1	1								1	1	1
M136	4	2	1	1	2	3	2									2			1	1	1	1				1				1	1	1
M137	6	1	1	1	3	3	1									2					1	1								1	1	
M138	6	1	1	1	2	1	1	1			1					2			1	1	1	1								1	1	1
M139	6	1	1	1	2	2	1									2				1	1	1								1	1	1
M140	6	2	2	1	3	1	2									2				1	1	1								1		
M141	5	2	1	1	2	2	1									2			1	1	1	1								1	1	1
M142	5	1	1	1	2	2	2													1	1	1				1				1	1	1
M143	5	1	1	1	2	4	2									2				1	1	1				1				1	1	1

MO06	1	2	2	8	4	3	1	2	8	9	5	11	11	11	13	3	2	2	8	3	4	2	2	8	3	4	2	2	8	3	1	1	2	8	2	1	2	8	2				
MO07	3	3	2	8	4	5	5	11	11	5	5	5	11	11	5	3	5	12	12	5	3	5	12	5	11	11	11	11	11	11	5	5	5	5	5	5	5	11	11	13			
MO08	3	1	2	8	1	2	1	2	8	2	1	1	2	8	1	3	1	3	3	4	2	5	4	2	1	2	8	2	1	1	2	8	2	1	1	2	8	4					
MO09	4	1	2	8	3	3	1	2	8	3	5	9	11	11	9	4	1	1	4	4	3	4	1	2	3	1	2	8	3	1	1	2	8	2	1	1	2	8	2				
MO10	9	1	2	8	1	2	1	2	8	1	5	9	2	11	13	9	1	2	8	3	13	13	13	13	13	13	13	13	9	1	2	8	9	1	2	8	9						
MO11	4	2	2	8	1	3	5	2	8	9	3	1	2	8	1	3	2	2	2	8	2	1	1	2	5	11	11	11	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13				
MO12	2	1	2	8	1	5	11	11	13	13	13	13	13	13	13	4	2	1	3	2	1	4	1	5	11	11	11	11	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13				
MO13	4	1	2	8	1	3	2	2	8	2	5	11	11	11	13	4	1	2	8	1	4	1	4	2	1	2	8	1	1	2	8	1	1	1	2	8	1	1	2	8	1		
MO14	9	9	13	9	9	4	1	2	5	1	9	9	13	9	9	2	1	2	5	3	2	3	1	2	5	3	9	1	2	5	2	5	9	2	5	9	2	9	9				
MO15	3	1	2	8	2	3	1	2	8	2	5	11	11	11	13	4	1	2	8	2	4	1	2	2	1	2	8	2	1	2	8	2	1	1	2	8	2	1	2	8	2		
MO16	3	1	2	8	1	4	1	2	8	2	1	1	2	8	1	4	1	1	4	3	4	2	1	4	3	5	11	11	11	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13			
MO17	3	1	2	8	2	3	1	1	5	2	2	1	2	8	1	4	1	1	3	4	2	4	1	2	3	1	2	8	1	2	8	1	2	1	2	8	2	1	2	8	2		
MO18	4	1	1	5	4	3	1	2	8	1	1	1	2	8	1	3	1	2	8	1	4	1	4	1	1	1	2	8	1	1	2	8	1	1	1	2	8	1	1	2	8	1	
MO19	2	1	2	8	2	2	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	2	3	5	2	3	1	2	5	11	11	11	11	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13		
MO20	4	1	2	8	1	2	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	2	4	1	2	2	1	1	1	4	1	1	2	8	1	1	1	2	8	1	1	2	8	1	
MO21	3	1	2	8	1	13	5	12	12	13	3	1	2	8	1	3	1	2	8	13	5	11	11	11	11	11	11	11	13	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13			
MO22	4	1	1	3	5	4	1	1	1	5	4	1	1	2	5	4	1	1	3	5	4	1	1	1	1	4	13	1	1	2	8	2	1	1	2	8	2	1	3	5	5		
MO23	4	1	2	8	4	2	2	13	13	2	5	11	11	11	13	2	3	2	8	2	2	3	2	2	1	2	8	3	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13			
MO24	3	1	2	8	1	2	1	2	8	1	4	1	2	8	2	4	1	1	5	2	4	1	2	4	1	5	11	13	1	1	2	8	1	1	2	8	1	1	2	8	1		
MO25	2	1	2	8	2	1	1	2	8	2	5	1	2	11	3	4	1	1	4	4	1	4	1	1	1	2	8	4	1	1	2	8	4	1	1	2	8	2	1	2	8	2	
MO26	3	1	2	8	2	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	4	1	1	3	2	4	1	2	4	2	1	2	8	1	2	8	1	2	1	2	8	1	2	8	1	2	8	1
MO27	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	13	13	13	13	13	4	1	2	8	1	2	4	1	2	1	1	2	8	1	1	2	8	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	
MO28	3	1	2	8	2	3	1	2	8	2	2	1	2	8	1	3	1	2	8	1	4	1	2	2	1	2	8	3	1	1	2	8	1	1	2	8	1	1	2	8	1		
MO29	3	1	2	8	4	2	2	2	8	1	5	11	11	11	13	2	1	2	8	1	3	1	2	2	2	2	8	1	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13			
MO30	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	2	1	2	8	1	3	2	2	1	1	1	2	8	1	1	2	8	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	
MO31	5	11	2	11	9	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	4	13	3	1	5	11	11	13	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13			
MO32	5	11	11	11	13	4	1	1	13	1	5	11	2	11	13	1	1	1	13	4	13	5	12	12	13	13	2	8	13	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13			
MO33	13	1	2	8	1	13	1	13	13	1	13	1	13	13	13	2	13	13	13	1	13	1	13	1	2	8	1	13	1	2	8	1	2	8	1	13	1	13	13	13	13		
MO34	5	5	11	11	13	13	5	12	12	1	5	5	11	11	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13		
MO35	1	1	2	8	1	2	1	2	8	1	3	1	2	8	1	4	1	13	13	1	3	1	3	1	1	1	13	1	1	1	13	1	1	1	13	1	1	13	1	1	13	1	
MO36	3	1	2	8	2	3	1	2	8	4	5	9	11	11	9	3	2	1	4	4	1	2	2	5	9	11	9	1	1	2	8	2	5	9	11	9	1	1	2	8	1		
MO37	3	1	2	8	4	3	1	1	1	5	3	1	13	13	1	5	5	11	11	5	3	1	2	8	4	5	11	9	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	9			
MO38	3	1	2	8	1	3	1	2	5	1	5	5	1	11	1	3	1	1	4	5	4	1	2	8	1	13	2	8	1	1	2	8	1	1	2	8	1	1	2	8	1		
MO39	3	1	2	8	2	3	1	2	8	4	13	13	13	13	13	5	11	11	11	13	3	1	2	8	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13		
MO40	4	1	2	8	4	4	1	2	8	3	5	11	11	11	13	4	1	1	4	5	4	1	2	8	1	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13	
MO41	4	1	2	8	1	3	3	2	8	3	3	1	2	8	1	2	1	2	8	2	4	1	2	4	1	1	2	8	2	1	2	8	2	1	1	2	8	2	1	2	8	2	
MO42	4	1	2	8	1	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	2	1	2	8	2	4	1	2	4	1	1	2	8	2	1	2	8	2	1	1	2	8	2	1	2	8	2	
MO43	4	2	2	8	2	3	1	1	5	2	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	4	2	2	5	11	11	11	11	13	5	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13		
MO44	4	1	2	8	1	2	1	2	8	1	3	1	2	8	1	2	1	2	9	9	5	11	11	1	2	8	1	13	2	8	1	2	8	1	13	13	2	9	13	13			

M084	3	1	2	8	1	2	8	1	4	1	2	8	1	1	1	2	8	2	3	1	2	8	2	2	1	2	8	1	5	11	2	11	9		
M085	3	2	2	8	1	3	5	2	8	3	2	2	8	1	3	2	2	8	2	4	1	2	8	1	1	2	2	8	2	9	9	13	9		
M086	4	3	2	8	2	3	5	2	5	4	5	11	11	13	3	5	12	13	4	4	3	13	13	1	1	1	1	5	2	5	11	11	13		
M087	3	1	2	8	1	2	1	1	3	3	1	2	8	1	4	1	1	3	4	4	1	2	8	1	1	1	1	3	4	3	1	2	8	1	
M088	3	1	2	8	2	5	11	11	9	5	11	11	11	13	3	2	1	5	2	4	1	2	8	1	1	1	1	13	1	5	11	11	9	9	
M089	3	1	2	8	1	4	1	2	8	2	3	1	2	8	1	3	1	5	2	4	1	2	8	3	2	1	3	5	2	2	1	2	8	1	
M090	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
M091	4	1	2	8	1	3	2	1	13	1	5	11	11	11	4	2	2	8	4	4	1	2	8	4	1	1	2	8	1	2	1	2	8	1	
M092	2	1	2	8	1	2	5	2	8	9	5	11	11	9	4	1	1	4	3	1	2	8	3	2	1	2	8	1	9	1	13	13	1	1	
M093	3	1	2	8	2	3	5	12	12	3	4	1	2	8	3	1	1	3	3	3	1	2	8	2	1	2	8	2	1	1	2	8	3	3	
M094	4	1	2	8	4	3	1	2	8	5	4	1	2	8	1	4	1	4	4	4	1	2	3	4	1	1	2	8	5	1	1	2	8	4	
M095	2	1	1	13	1	3	1	1	3	5	5	11	11	13	2	2	1	3	4	2	1	2	8	2	1	1	2	8	13	5	11	11	13	13	
M096	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	3	1	2	8	3	1	2	8	2	4	1	2	8	1	1	1	2	8	1	5	11	11	9	9	
M097	1	1	2	8	2	1	2	2	8	2	5	11	11	13	3	1	1	4	3	4	1	2	8	2	3	1	2	8	1	1	2	8	2	2	
M098	2	1	2	8	1	5	11	11	9	5	11	2	11	9	2	1	2	8	1	3	2	2	8	1	1	1	1	1	3	5	11	11	13	13	
M099	2	1	2	8	2	1	1	2	8	2	5	11	11	13	3	1	3	5	3	4	1	2	8	2	5	1	2	11	2	9	1	2	8	3	
M100	3	1	2	8	1	2	1	2	8	2	1	1	2	8	3	1	3	3	2	4	1	2	8	1	5	11	11	13	5	11	11	13	13	13	
M101	1	1	2	8	1	2	1	2	8	1	5	11	11	13	3	1	1	4	4	4	1	2	8	1	3	1	2	8	1	2	1	2	8	1	
M102	9	1	2	8	3	3	1	2	8	3	5	11	11	13	4	1	1	4	3	4	1	3	5	3	2	1	3	5	3	1	1	2	8	9	
M103	3	1	2	8	1	5	11	11	13	3	1	2	8	1	3	1	1	9	4	4	1	2	8	1	5	11	11	13	5	11	11	13	13	13	
M104	3	2	2	8	2	3	2	2	8	1	2	3	2	8	2	3	1	4	2	3	5	2	8	3	1	1	2	8	1	1	2	8	1	1	
M105	3	1	2	8	1	2	1	2	8	1	4	1	2	8	3	1	1	5	3	3	1	2	8	2	1	1	1	4	4	5	11	11	13	13	
M106	2	2	2	8	1	5	11	2	11	4	5	11	11	13	3	5	12	12	13	4	5	12	13	2	5	12	12	13	2	5	12	12	13	13	
M107	3	1	2	8	3	3	2	2	8	3	5	5	2	9	5	11	11	11	13	4	3	2	8	13	5	11	11	13	5	11	11	13	13	13	
M108	3	1	2	8	2	3	1	2	8	2	5	11	11	11	13	13	13	13	1	4	1	2	8	2	2	1	2	8	1	13	1	2	8	1	
M109	5	11	1	5	2	3	1	2	8	1	1	1	2	8	1	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	11	13	5	11	11	13	13	13	
M110	13	13	2	8	2	2	1	2	8	2	5	2	11	13	3	1	2	8	2	3	1	2	8	2	5	11	11	13	5	11	11	13	13	13	
M111	3	1	2	8	1	3	5	2	8	3	4	1	2	8	3	5	1	2	5	3	5	2	8	9	1	1	2	8	1	1	2	8	1	1	
M112	3	1	2	8	2	3	1	1	1	4	4	1	2	8	1	2	3	1	9	2	4	2	2	8	4	5	11	13	5	11	11	13	13	13	
M113	4	1	2	8	2	3	1	2	8	2	5	11	11	13	3	1	2	8	2	3	1	13	13	1	2	1	13	13	1	2	1	13	13	1	
M114	1	1	1	4	2	3	1	2	8	2	3	1	2	8	2	3	1	3	5	2	3	1	2	8	2	1	1	2	8	3	5	11	11	5	9
M115	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
M116	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	2	1	2	8	3	3	1	2	8	2	5	11	11	13	5	11	11	13	13	13	
M117	3	1	2	8	2	3	1	2	8	2	5	9	2	11	9	3	1	3	4	4	1	2	8	2	2	1	2	8	2	2	1	2	8	2	
M118	3	1	2	8	1	3	1	1	5	2	5	11	11	11	1	1	1	1	5	4	1	2	8	1	5	11	11	9	2	1	2	8	1	1	
M119	2	1	2	8	2	4	1	2	8	2	3	1	2	8	1	3	1	1	5	2	3	1	2	8	2	1	13	13	2	5	11	11	13	13	
M120	3	1	2	8	2	3	1	2	8	2	4	1	2	8	1	3	1	2	8	2	4	1	13	13	1	1	2	8	2	1	1	2	8	2	
M121	4	1	2	8	2	2	1	2	8	2	5	9	11	11	5	9	11	9	9	5	9	11	9	13	5	1	2	11	13	5	9	11	9	10	
M122	4	1	2	8	2	3	1	2	8	2	5	11	11	13	3	1	2	8	3	4	1	2	8	2	2	1	2	8	3	1	1	2	8	1	

M123	2	1	2	8	1	2	8	1	4	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	11	11	3	
M124	2	1	2	8	3	3	2	2	8	3	5	9	11	9	3	3	1	3	5	1	3	2	2	8	1	
M125	3	1	2	8	3	2	1	2	8	3	5	9	2	11	9	3	1	2	8	3	5	9	2	11	9	
M126	3	1	2	8	13	13	13	13	4	1	13	13	1	3	2	13	4	3	4	4	1	13	13	13	13	
M127	5	11	2	11	1	3	2	2	8	4	9	1	2	8	1	3	1	2	8	4	3	2	8	1		
M128	1	1	2	5	1	1	1	2	8	9	5	11	11	9	13	4	1	2	8	2	4	1	3	4	1	
M129	2	1	2	8	1	1	5	2	8	9	3	1	2	8	1	3	1	1	9	4	4	1	2	8	1	
M130	1	1	2	8	1	4	1	2	8	2	5	11	11	11	3	2	1	1	5	2	1	2	8	2		
M131	4	1	2	8	1	3	1	1	5	2	3	1	1	1	2	4	1	1	9	2	2	5	2	8	2	
M132	3	1	2	8	1	2	1	2	8	1	4	1	2	8	13	3	1	2	8	13	4	1	2	8	13	
M133	3	1	2	8	1	2	1	2	8	1	4	1	1	13	1	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	
M135	3	1	2	8	2	3	13	13	2	2	1	2	1	2	8	9	1	2	8	2	5	1	11	13	2	
M136	3	1	2	8	2	3	1	2	8	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
M137	2	1	2	8	2	3	1	2	8	4	2	1	2	8	1	2	2	2	8	3	1	2	2	8	9	
M138	2	1	2	8	2	3	1	2	8	1	1	1	1	5	2	3	1	2	8	2	4	1	13	13	2	
M139	4	1	2	8	1	3	3	2	8	1	1	1	2	8	1	4	2	2	8	1	5	11	11	11	13	
M140	2	1	2	8	1	1	13	1	2	1	1	2	1	2	8	1	1	2	8	2	1	2	8	13	13	
M141	3	1	2	8	1	2	1	2	8	1	2	1	2	8	1	3	1	2	8	2	4	1	2	8	1	
M142	4	1	2	8	1	13	5	12	9	3	1	2	8	1	3	1	3	5	2	1	1	1	5	2	8	1
M143	3	1	2	8	2	3	1	2	8	3	1	1	2	8	2	4	1	2	8	2	4	1	2	8	3	
M144	4	1	2	8	2	13	1	3	4	2	13	1	2	8	1	4	1	4	3	4	1	2	8	13	13	
M146	4	2	2	8	1	3	2	2	8	1	5	11	11	11	13	2	1	2	8	3	3	2	2	8	13	
M147	3	5	2	8	3	3	5	2	8	3	5	9	11	9	3	4	5	12	9	5	5	11	11	13	9	
M148	3	1	2	1	4	5	11	1	1	4	3	1	2	8	3	4	1	1	9	5	4	1	2	8	3	
M149	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	3	1	2	8	2	4	1	11	11	13	
M150	5	5	11	11	13	5	5	11	11	13	5	11	11	11	13	3	2	2	8	13	4	5	12	13	9	
M151	4	1	2	8	1	2	1	2	8	1	3	1	1	1	3	3	1	3	4	4	1	2	8	9	9	
M152	4	1	2	8	3	2	2	2	8	3	3	1	2	8	3	4	1	2	8	3	4	1	11	11	13	
M153	3	1	2	8	2	3	1	1	13	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	2	1	2	8	1	
M154	4	1	2	8	1	3	1	13	13	1	2	1	13	13	1	3	1	3	5	4	1	1	2	8	1	
M155	1	2	2	8	3	3	5	1	1	5	3	2	1	1	4	3	2	3	4	1	2	2	8	13	13	
M156	4	1	2	8	5	3	2	1	5	4	1	2	1	13	4	1	2	8	5	4	1	1	4	2	2	
M157	1	1	2	8	1	2	1	2	8	2	5	11	11	11	3	3	1	2	8	2	3	1	11	13	2	
M158	2	1	2	4	2	9	5	1	1	5	5	5	11	11	13	13	2	1	2	4	2	5	11	11	13	
M159	3	1	2	8	3	2	1	2	8	3	2	1	2	8	3	4	1	2	8	3	2	1	2	8	3	
M160	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	4	1	2	8	13	
M161	3	2	2	8	3	2	2	2	8	3	2	2	2	8	3	4	2	2	8	3	2	1	2	8	3	
M162	4	1	2	8	1	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	2	2	2	8	1	1	1	2	8	1	
M163	4	1	2	13	3	4	1	2	8	3	4	2	2	8	3	4	1	1	3	4	1	2	8	1	1	

M164	2	1	2	8	1	3	1	2	8	1	4	13	13	13	13	4	1	1	5	1	4	1	1	2	8	1	1	9	13	13	5	11	11	11	13		
M165	4	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	1	1	2	8	4	4	4	1	2	8	2	5	11	11	11	2	5	11	11	9		
M166	1	1	2	8	2	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	2	4	4	1	3	5	3	5	11	11	13	5	11	1	11	13		
M167	4	1	2	8	13	13	13	13	13	13	13	13	13	2	2	1	1	4	5	2	2	1	2	8	3	2	1	1	1	1	5	1	1	2	8	2	
M168	3	1	2	8	3	5	5	2	11	5	4	1	2	8	1	4	1	2	8	1	3	1	3	1	2	8	3	1	1	2	8	1	5	9	2	11	9
M169	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
M170	3	1	3	8	2	3	1	2	8	1	1	1	2	3	4	1	1	3	2	4	1	4	1	2	8	13	2	1	1	4	1	1	1	1	1	2	1
M171	3	1	2	8	1	3	1	2	8	2	5	11	11	11	13	4	1	2	8	3	3	1	2	8	4	1	1	2	8	3	5	11	11	11	9		
M172	2	1	2	8	3	3	1	2	8	3	9	9	2	8	3	4	2	2	8	9	4	1	2	8	8	9	9	13	13	9	9	13	13	13	13	9	
M173	5	11	11	11	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	2	1	2	8	1	2	1	2	1	2	8	1	5	11	11	11	13	5	11	11	13	
M174	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	4	1	2	8	1	5	11	11	11	11	13	5	11	11	11	13	
M175	3	1	2	8	1	3	5	12	12	13	5	11	11	11	13	3	5	12	12	4	2	2	2	2	8	2	3	5	12	12	13	5	11	11	11	13	
M176	4	1	2	8	13	2	1	2	8	4	13	13	13	13	3	1	2	8	9	3	1	2	8	3	1	2	8	3	5	11	11	11	11	11	13		
M177	3	1	2	8	1	3	5	1	2	1	1	1	2	8	1	1	1	1	4	3	4	1	2	8	1	3	1	1	1	4	3	1	1	2	8	3	
M178	3	1	2	8	2	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	2	1	3	3	4	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	5	11	11	11	11	13	
M179	4	1	2	8	1	1	2	2	8	1	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	2	3	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	11	13	
M180	4	1	2	8	2	4	1	2	8	4	3	1	2	8	1	3	1	2	8	2	3	1	2	8	2	5	11	11	11	5	3	1	2	8	2		
M181	4	1	2	8	2	3	1	2	8	2	3	1	2	8	2	4	1	3	5	3	4	1	2	8	3	5	5	11	11	11	3	1	1	1	5	3	

S/N	12. 過去6ヶ月の施設等の補助犬受け入れ状況(交通)																				社会参加		
	バス					電車					飛行機					タクシー					13	15	16
	利用頻	同伴	拒否	拒頻度	満足	利用頻	同伴	拒否	拒頻度	満足	利用頻	同伴	拒否	拒頻度	満足	利用頻	同伴	拒否	拒頻度	満足	影響度	社会参加満足	生活満足
C1	3	2	2	5	2	4	1	2	5	2	5	5	11	5	9	2	3	3	3	2	2	2	1
C2	2	2	2	8	1	2	2	2	8	1	5	1	11	11	1	1	1	2	8	1	4	1	2
C3	2	1	2	5	3	2	1	2	5	2	5	11	11	11	13	2	1	2	5	2	1	5	1
C4	3	1	2	8	1	2	1	2	8	1	5	9	2	9	9	5	9	2	11	9	2	2	2
C5	2	4	2	8	3	3	1	2	8	2	5	11	11	11	13	1	1	2	8	1	5	2	1
C6	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	2	1	2	8	1	3	1	1	3	4	1	1	1
C7	5	9	11	9	9	1	1	2	8	1	9	9	2	9	10	5	9	2	9	10	1	4	4
C8	4	4	2	8	2	3	4	2	8	1	5	11	11	11	13	3	4	2	8	1	5	1	1
K01	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	4	1	1
K02	4	1	1	4	3	4	1	2	5	1	9	1	2	8	3	3	1	1	3	3	1	4	1
K03	5	11	11	11	13	1	1	2	8	3	5	11	11	11	13	1	1	2	8	2	1	2	1
K04	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	5	11	11	11	2	2	1	2	8	1	1	4	2
K05	2	1	2	8	3	3	1	2	8	2	5	1	11	11	1	2	1	2	8	1	2	3	1
K06	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	5	2	9	9	5	9	2	11	13	3	2	1
K07	3	1	2	8	2	3	1	2	8	5	5	9	2	9	9	5	11	2	9	9	1	5	1
K08	5	11	11	11	13	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	1	1
K09	1	1	2	8	4	1	1	2	8	4	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	4	2	2
K10	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	2	1	1
K11	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	1	4	1
K12	1	1	2	8	1	1	1	2	8	1	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	5	1	1
K13	1	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	9	2	9	9	4	1	2	8	1	2	2	1
K14	5	11	11	11	13	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	4	2	1
K15	5	11	11	11	13	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	2	3	2
K16	5	11	11	11	13	3	1	2	8	3	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	9	1	1
K17	13	1	2	8	9	9	9	2	5	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	4	2	2
K18	4	2	2	5	1	2	1	2	5	1	5	11	11	11	13	1	1	1	2	5	10	2	1
K19	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	5	3	1
MO01	2	1	2	8	2	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	1	4	5	1	4	2
MO02	5	11	11	11	13	5	5	11	11	3	5	11	11	11	9	5	11	11	11	9	9	9	1
MO03	4	1	1	13	3	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	1	1	1	9	3	9	2	1
MO04	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	13	13	13	13	13	3	1	2	8	1	2	2	9
MO05	4	3	2	1	1	1	1	2	8	1	5	9	2	11	9	3	1	2	8	2	2	2	2
MO06	2	1	2	8	3	2	1	2	8	2	5	11	11	11	13	1	1	2	8	1	1	9	1
MO07	13	13	13	13	2	3	3	2	8	5	5	5	2	11	13	13	5	12	12	5	1	4	1
MO08	3	1	2	8	1	4	1	2	8	2	5	11	11	11	13	1	1	2	5	3	1	4	1
MO09	3	1	2	4	4	4	1	2	8	2	5	5	2	5	9	3	1	2	8	3	2	4	3
MO10	13	13	13	13	1	4	1	2	5	1	5	5	2	9	9	9	9	2	5	3	4	1	1
MO11	5	11	11	11	13	1	1	2	8	2	5	11	11	11	13	2	1	2	8	2	2	2	1
MO12	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	2	2	1
MO13	4	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	4	1	2	8	1	5	2	1
MO14	4	1	2	5	1	5	9	11	9	9	9	9	13	9	9	3	1	2	5	1	5	2	1
MO15	4	1	2	8	2	1	1	2	8	1	1	2	2	8	1	1	1	2	8	3	4	2	1
MO16	4	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	4	1	1	3	3	2	2	1
MO17	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	1	1	2	8	1	4	1	2	8	2	2	2	1
MO18	5	11	11	11	13	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	1	5	4	2	2	1
MO19	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	13	13	13	13	13	2	1	13	13	4	13	4	2
MO20	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	1	1	13	13	1	1	1	2	8	1	4	1	1

M021	3	1	2	8	1	13	13	13	13	1	5	11	11	11	13	3	1	13	13	1	13	1	1
M022	2	1	2	8	3	3	1	3	13	4	5	11	11	11	13	4	1	3	5	5	1	2	1
M023	1	1	13	13	13	1	1	13	13	1	9	9	13	13	9	1	1	2	8	2	2	3	2
M024	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	2	2	2
M025	4	1	2	8	1	2	1	13	13	1	5	1	2	11	2	3	1	2	8	4	2	4	4
M026	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	1	4	1	2	8	1	2	2	1
M027	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	1	1	1	13	13	13	13	1
M028	1	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	3	4	2	2	1	1
M029	3	1	2	8	1	2	2	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	13	1	1
M030	5	11	11	11	13	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	2	1	2	8	1	13	1	1
M031	5	11	11	11	13	2	2	13	13	2	5	11	11	11	13	1	13	13	13	1	2	5	9
M032	3	1	2	8	1	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	5	11	11	11	1	13	13	1
M033	13	1	13	13	1	13	1	13	13	13	13	1	13	13	13	3	1	13	13	1	13	2	2
M034	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
M035	3	1	2	8	1	2	1	13	13	1	5	11	11	11	13	4	1	13	13	1	5	1	1
M036	5	9	11	11	9	1	1	2	8	9	5	9	11	11	9	4	5	12	9	9	2	2	1
M037	5	5	2	11	5	3	1	13	13	2	5	9	2	11	9	5	11	11	11	2	2	4	3
M038	3	1	2	4	1	3	1	13	4	1	5	9	11	11	13	3	1	13	13	1	13	2	1
M039	5	11	11	11	13	1	1	2	8	2	13	13	13	13	13	4	1	3	5	3	5	2	1
M040	3	1	2	8	5	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	3	1	2	8	3	1	1	1
M041	4	1	2	8	1	1	1	2	8	3	1	1	2	8	2	3	1	2	8	2	2	2	1
M042	4	1	2	8	1	1	1	2	8	3	1	1	2	8	2	4	1	2	8	2	2	2	1
M043	2	1	2	8	1	5	11	11	11	1	5	11	11	11	13	4	1	2	8	1	5	1	1
M044	4	1	2	8	1	1	1	2	8	1	13	13	13	13	1	1	1	1	3	5	13	13	1
M045	1	1	13	13	4	3	1	13	13	2	5	11	11	11	9	5	11	11	11	9	4	1	1
M046	5	11	11	11	13	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	1	1	2	8	1	5	1	1
M047	5	5	2	11	9	1	1	2	8	1	9	9	2	5	9	5	5	2	11	3	5	1	1
M048	5	1	2	11	2	2	1	2	8	2	5	11	11	11	1	4	2	2	8	4	5	1	1
M049	3	1	3	5	2	3	1	2	8	1	9	9	13	13	13	3	1	2	8	1	4	9	1
M050	5	11	11	11	9	1	1	2	8	1	2	1	2	8	1	2	1	2	1	1	13	1	1
M051	5	1	11	11	13	3	1	2	8	2	9	9	2	5	9	9	9	13	9	9	9	9	9
M052	2	1	2	8	1	5	11	11	11	13	9	1	2	8	1	5	11	11	11	13	1	1	1
M053	4	1	2	8	1	4	1	13	13	1	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	13	2	1
M054	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	1	1
M055	3	1	2	8	2	4	1	2	8	2	5	11	11	11	13	3	1	1	4	3	2	1	1
M056	4	1	2	8	2	4	1	2	8	2	5	9	2	11	9	5	1	2	11	9	4	2	1
M057	5	5	2	11	13	5	5	11	11	13	5	5	11	11	13	5	5	11	11	13	5	9	2
M058	4	1	2	8	1	2	1	2	8	1	5	9	2	11	9	2	1	2	8	1	1	1	1
M059	2	3	2	8	1	5	5	11	11	2	5	5	11	11	1	2	3	2	8	1	4	1	1
M060	4	1	2	8	2	4	1	2	8	2	5	5	2	11	9	2	2	2	8	4	1	3	1
M061	1	1	2	8	3	2	1	2	8	2	5	11	11	11	13	2	1	2	8	1	4	2	1
M062	4	1	2	8	4	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	9	1	1
M063	5	9	11	11	13	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	5	2	1
M064	4	1	2	8	13	4	1	2	8	1	1	1	2	8	2	1	1	2	8	1	9	9	1
M065	4	1	2	8	1	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	1	5	1	4	1	1
M066	3	1	13	13	2	3	1	13	13	2	5	5	11	11	13	3	1	13	13	2	2	2	1
M067	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	2	13	1	1
M068	4	1	13	13	2	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	1	1	2	8	1	3	2	1
M069	4	1	2	8	2	4	1	2	8	2	13	13	13	13	13	4	1	13	13	2	4	2	1
M070	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	2	11	9	3	1	2	8	1	2	1	1
M071	5	11	11	11	13	1	1	13	13	1	5	11	11	11	13	2	1	13	13	1	13	3	1
M072	3	1	2	8	2	5	5	2	11	9	5	5	2	11	2	2	1	2	8	2	2	2	1
M073	5	11	11	11	13	2	1	13	13	4	5	11	11	11	13	3	1	13	13	1	5	1	1
M074	5	11	11	11	13	3	1	13	13	4	1	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	2	2

M075	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	2	1	2	8	2	5	3	1
M076	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	1	1
M077	3	1	2	8	5	3	1	13	13	4	5	11	11	11	13	3	1	13	13	1	1	3	1
M078	3	1	2	8	4	2	1	2	8	3	1	1	2	8	1	3	1	2	8	3	1	3	1
M079	3	1	2	8	2	2	1	2	8	3	5	9	2	11	9	3	2	2	8	2	1	2	1
M080	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	9	9	13	13	1	3	1	2	8	2	4	1	1
M081	3	1	2	8	1	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	3	5	1	1	2	1
M082	2	1	13	13	2	4	1	2	8	1	5	11	2	11	13	3	1	2	8	2	1	2	2
M083	2	1	2	8	3	4	1	2	8	4	1	1	2	8	2	4	1	1	3	5	1	4	3
M084	5	11	11	11	13	4	1	2	8	1	13	13	13	13	13	5	9	2	11	9	13	2	1
M085	2	1	2	8	1	3	1	2	8	1	1	5	2	8	3	1	1	2	8	2	4	2	2
M086	4	2	2	8	2	3	3	2	8	2	5	11	11	11	13	4	3	2	8	2	1	3	2
M087	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	1	1	2	8	1	3	1	1	5	2	2	1	1
M088	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	9	3	2	2	8	1	4	1	1
M089	4	1	2	8	4	2	1	2	8	1	5	11	11	11	3	3	1	2	8	2	1	4	2
M090	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
M091	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	5	10	1
M092	1	1	2	8	3	4	1	2	8	2	9	1	2	8	1	3	1	2	8	2	1	2	1
M093	4	1	2	8	1	1	1	2	8	2	2	1	2	8	1	3	1	2	8	2	2	1	1
M094	3	1	2	8	1	4	1	2	5	2	1	1	2	8	1	4	1	2	8	4	2	1	1
M095	5	11	11	11	13	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	1	4	2
M096	4	1	2	8	1	3	1	2	8	2	5	11	11	11	9	4	1	2	8	2	4	1	1
M097	3	1	2	8	2	4	1	2	8	2	2	1	2	8	1	3	1	2	8	2	3	2	1
M098	3	2	2	8	1	2	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	2	2	8	1	3	3	1
M099	3	1	2	8	2	4	1	2	8	2	5	11	11	11	13	3	1	2	8	2	3	1	1
M100	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	2	2	2	1
M101	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	2	1	2	8	1	4	1	1
M102	2	1	2	8	5	4	1	2	8	3	5	11	11	11	13	9	1	2	8	3	1	3	2
M103	3	1	2	8	1	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	2	3	1
M104	4	2	2	8	1	4	1	2	8	1	1	1	13	13	1	4	1	2	8	1	4	1	2
M105	4	1	2	8	1	1	1	13	13	1	5	11	11	11	13	4	1	13	13	1	2	2	1
M106	5	11	11	11	13	2	5	12	12	13	2	5	12	12	13	2	5	12	12	13	1	2	1
M107	2	1	2	8	2	2	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	1	5	4	4	1	1
M108	4	1	2	8	2	3	1	13	13	2	1	1	2	8	2	5	11	11	11	13	4	4	1
M109	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	1	1	2	8	2	9	2	1
M110	4	1	2	8	2	2	1	2	8	2	5	5	2	11	9	5	11	2	11	13	13	13	2
M111	4	1	2	8	1	3	2	2	8	1	1	2	2	8	1	3	2	2	8	3	1	5	1
M112	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	4	2	2	8	1	5	5	1
M113	2	1	2	8	2	1	1	13	13	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	4	5	1	1
M114	4	1	2	8	1	3	1	2	8	2	1	1	2	8	1	4	1	3	4	2	2	1	1
M115	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
M116	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	2	1	2	8	2	3	2	1
M117	5	9	2	11	9	2	1	2	8	2	2	1	2	8	2	3	1	2	8	2	2	2	2
M118	2	1	2	8	3	1	1	2	8	1	1	1	2	8	1	4	1	1	5	2	1	1	1
M119	1	1	2	8	2	3	1	2	8	1	1	1	2	8	2	3	1	2	8	2	2	2	1
M120	4	1	2	8	1	3	1	2	8	1	1	1	2	8	1	4	1	2	8	1	3	1	1
M121	5	11	2	11	1	2	1	2	8	1	9	1	2	8	1	5	9	2	11	1	5	1	1
M122	2	1	2	8	1	4	1	2	8	1	2	1	2	8	2	1	1	2	8	2	1	4	1
M123	4	1	2	8	1	2	1	2	8	1	1	1	2	8	1	3	1	2	8	1	1	1	1
M124	4	1	2	8	4	2	1	2	8	3	1	5	12	12	13	1	1	2	8	3	3	2	3
M125	3	1	2	8	3	4	1	2	8	3	5	9	2	11	9	3	1	2	8	3	9	3	3
M126	13	13	13	13	13	2	1	13	13	13	13	13	13	13	13	4	13	13	13	3	13	2	2
M127	4	1	2	8	1	4	1	2	8	1	1	1	2	8	4	3	2	1	5	3	1	2	1
M128	1	1	2	8	1	3	1	2	8	1	1	1	2	8	1	2	1	2	8	1	5	1	1

M129	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	1	1	13	13	2	2	4	2
M130	5	11	11	11	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	2	2	1	2	8	2	1	2	1
M131	4	1	2	8	1	4	13	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	1	9	2	2	2	1
M132	4	1	2	8	13	4	1	2	8	13	5	1	2	11	13	3	1	2	8	13	5	1	1
M133	4	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	1	2	11	2	4	1	2	8	1	5	1	1
M135	9	1	2	8	4	9	1	2	8	2	5	1	2	11	9	9	1	1	5	2	5	4	2
M136	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
M137	3	1	2	8	2	1	1	2	8	2	1	5	2	8	2	3	1	2	8	2	1	3	2
M138	3	1	2	8	2	4	1	2	8	2	2	1	2	8	2	3	1	2	8	1	2	2	2
M139	4	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	4	2	2	8	1	5	1	1
M140	3	1	2	8	2	1	1	2	8	3	1	1	2	8	4	3	1	2	8	2	1	4	1
M141	1	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	2	1	2	8	1	2	3	2
M142	2	1	2	8	2	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	2	1	2	8	1	4	1	1
M143	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	1	3	1	1	5	3	1	2	1
M144	4	1	3	5	1	4	1	2	8	2	5	1	2	11	2	3	1	3	5	1	2	1	1
M146	1	1	2	8	1	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	3	3	2
M147	3	5	2	9	3	2	5	12	12	3	5	9	11	11	9	9	9	13	9	3	9	5	9
M148	3	1	2	8	3	4	1	2	8	4	1	3	2	8	4	2	1	2	8	3	1	3	3
M149	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	5	1	1
M150	1	13	13	13	13	2	5	12	12	3	5	11	11	11	9	3	2	13	13	13	9	9	3
M151	3	2	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	1	3	2	2	8	1	4	1	2
M152	4	1	2	8	3	3	1	2	8	3	5	11	11	11	13	3	2	2	8	13	4	13	1
M153	1	1	2	8	2	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	3	5	2	1	2	1
M154	1	1	13	13	1	4	1	13	13	1	5	1	11	11	1	3	1	1	5	2	3	1	13
M155	1	1	2	8	2	4	1	2	8	3	5	11	11	11	13	2	2	2	8	3	2	2	1
M156	4	1	2	1	13	4	1	2	8	2	1	1	2	1	13	4	1	1	4	5	1	5	4
M157	3	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	1	2	1	2	8	2	1	2	1
M158	2	1	2	8	2	13	13	13	13	1	1	1	2	8	9	9	9	2	8	2	1	2	1
M159	3	1	2	8	3	4	1	2	8	3	1	1	2	8	3	1	1	2	8	3	3	3	3
M160	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	5	13	13
M161	4	2	2	8	3	4	2	2	8	3	1	1	2	8	3	1	1	2	8	3	3	3	3
M162	2	1	13	5	2	3	1	2	8	2	5	9	11	11	13	2	1	2	8	1	9	1	1
M163	4	1	2	8	3	4	1	2	8	1	1	1	2	8	2	3	1	3	4	5	1	1	1
M164	4	1	2	8	1	4	1	13	5	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	4	1	1
M165	4	1	1	13	2	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	1	1	2	8	3	2	1	1
M166	5	11	11	11	13	2	1	2	8	2	5	11	11	11	13	5	11	11	11	13	5	2	2
M167	5	1	2	11	2	2	1	2	8	2	1	1	2	8	1	5	5	11	11	1	1	2	1
M168	1	1	2	8	9	3	1	2	8	1	5	9	2	11	9	1	1	2	8	3	5	4	1
M169	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
M170	3	1	3	5	1	4	1	2	8	1	1	1	1	5	2	4	1	1	5	2	2	1	1
M171	3	1	2	8	3	4	1	2	8	1	1	1	2	8	1	3	1	2	8	3	2	1	1
M172	9	9	2	8	2	3	1	2	8	9	9	9	13	13	9	3	1	2	8	9	9	9	3
M173	5	11	11	11	13	2	1	2	8	1	5	11	11	11	13	3	1	2	8	1	5	1	4
M174	3	1	2	8	1	3	1	2	8	1	5	11	11	11	13	2	13	2	8	1	4	1	1
M175	3	1	2	8	2	4	1	2	8	1	5	5	11	11	13	3	4	1	4	2	2	2	1
M176	1	1	2	8	3	1	1	2	8	9	5	11	11	11	13	3	1	2	8	13	9	1	1
M177	4	1	2	8	2	4	1	2	8	1	5	1	2	11	2	2	1	1	3	5	1	3	2
M178	4	1	2	8	1	4	1	2	8	1	5	11	11	11	13	2	1	2	8	1	4	2	2
M179	4	1	2	8	1	3	1	2	8	1	1	1	2	8	1	4	1	2	8	1	4	1	1
M180	4	1	2	8	1	3	1	2	8	2	5	11	11	11	9	1	1	2	8	2	2	1	1
M181	4	1	2	8	2	4	1	2	8	2	5	11	11	11	13	1	1	2	8	2	2	2	13

表 Spearman 順位相関係数（ノンパラメトリック検定）：r の解釈

spearman 順位相関係数 r	rの強さ	解釈(判断)
0	相関なし	まったく相関はみられなかった。
$0 < r \leq 0.2$	ほとんど相関なし	ほとんど相関がみられなかった。
$0.2 < r \leq 0.4$	低い相関あり	低い正(負)の相関が認められた。
$0.4 < r \leq 0.7$	相関あり	正(負)の相関が認められた。
$0.7 < r < 1.0$	高い相関あり	高い正(負)の相関が認められた。
1.0 または -1.0	完全な相関	完全な正(負)の相関が認められた。

表 データ変換

利用の頻度:

利用していない	5 ⇒ 1
半年に1回程度	1 ⇒ 2
3ヶ月に1回程度	2 ⇒ 3
月に1回程度	3 ⇒ 4
週に1回以上	4 ⇒ 5
わからない	9 ⇒ null
施設を利用していない	11 ⇒ null
無回答	13 ⇒ null

補助犬同伴の頻度:

毎回	1 ⇒ 1
2回に1回程度	2 ⇒ 2
5回に1回程度	3 ⇒ 3
10回に1回程度	4 ⇒ 4
ほとんどない	3 ⇒ 5
施設を利用していない	11 ⇒ 6
わからない	9 ⇒ null
無回答	13 ⇒ null

同伴拒否の有無:

拒否無し	2 ⇒ 1
説明でOK	3 ⇒ 2
完全拒否	1 ⇒ 3
施設を利用していない	11 ⇒ null
同伴していない	12 ⇒ null
無回答	13 ⇒ null

同伴拒否の頻度:

毎回	1 ⇒ 1
2回に1回程度	2 ⇒ 2
5回に1回程度	3 ⇒ 3
10回に1回程度	4 ⇒ 4
ほとんどない	3 ⇒ 5
ない	8 ⇒ 6
わからない	9 ⇒ null
施設を利用していない	11 ⇒ null
同伴していない	12 ⇒ null
無回答	13 ⇒ null

補助犬受け入れの満足度:

満足	1 ⇒ 1
やや満足	2 ⇒ 2
どちらでもない	3 ⇒ 3
やや不満	4 ⇒ 4
不満	5 ⇒ 5
わからない	9 ⇒ null
その他	10 ⇒ null
無回答	13 ⇒ null

社会参加: 同伴拒否の影響度

影響を受けた	1 ⇒ 1
やや影響を受けた	2 ⇒ 2
どちらでもない	3 ⇒ 3
あまり影響を受けていない	4 ⇒ 4
受けていない	5 ⇒ 5
わからない	9 ⇒ null
その他	10 ⇒ null
無回答	13 ⇒ null

社会参加満足度:

満足	1 ⇒ 1
やや満足	2 ⇒ 2
どちらでもない	3 ⇒ 3
やや不満	4 ⇒ 4
不満	5 ⇒ 5
わからない	9 ⇒ null
その他	10 ⇒ null
無回答	13 ⇒ null

生活満足度:

満足	1 ⇒ 1
やや満足	2 ⇒ 2
どちらでもない	3 ⇒ 3
やや不満	4 ⇒ 4
不満	5 ⇒ 5
わからない	9 ⇒ null
その他	10 ⇒ null
無回答	13 ⇒ null

A 公共施設		利用の頻度	補助犬同伴の頻度	同伴拒否の有無	同伴拒否の頻度	補助犬受入れの満足度
利用の頻度	相関係数	1.000	-0.344	-0.023	.098	.074
	r (両側)		.000	.758	.194	.320
	N	194	194	186	177	181
補助犬同伴の頻度	相関係数	-0.344	1.000	.028	-.008	.107
	r (両側)	.000		.705	.910	.147
	N	194	198	190	181	185
同伴拒否の有無	相関係数	-.023	.028	1.000	-0.653	0.233
	r (両側)	.758	.705		.000	.001
	N	186	190	192	183	186
同伴拒否の頻度	相関係数	.098	-.008	-0.653	1.000	-0.247
	r (両側)	.194	.910	.000		.001
	N	177	181	183	183	179
補助犬受入れの満足度	相関係数	.074	.107	0.233	-0.247	1.000
	r (両側)	.320	.147	.001	.001	
	N	181	185	186	179	187

B 医療機関		利用の頻度	補助犬同伴の頻度	同伴拒否の有無	同伴拒否の頻度	補助犬受入れの満足度
利用の頻度	相関係数	1.000	-0.353	-.011	.004	-.006
	r (両側)		.000	.882	.963	.937
	N	194	192	175	165	168
補助犬同伴の頻度	相関係数	-0.353	1.000	0.164	-0.154	0.358
	r (両側)	.000		.029	.046	.000
	N	192	199	177	167	170
同伴拒否の有無	相関係数	-.011	0.164	1.000	-0.918	0.274
	r (両側)	.882	.029		.000	.000
	N	175	177	178	168	163
同伴拒否の頻度	相関係数	.004	-0.154	-0.918	1.000	-0.322
	r (両側)	.963	.046	.000		.000
	N	165	167	168	168	157
補助犬受入れの満足度	相関係数	-.006	0.358	0.274	-0.322	1.000
	r (両側)	.937	.000	.000	.000	
	N	168	170	163	157	172

C 福祉施設		利用の頻度	補助犬同伴の頻度	同伴拒否の有無	同伴拒否の頻度	補助犬受入れの満足度
利用の頻度	相関係数	1.000	-0.836	.091	-.038	-.162
	r (両側)		.000	.350	.728	.107
	N	186	174	107	86	100
補助犬同伴の頻度	相関係数	-0.836	1.000	.166	-0.219	0.454
	r (両側)	.000		.092	.040	.000
	N	174	177	104	88	101
同伴拒否の有無	相関係数	.091	.166	1.000	-0.932	0.428
	r (両側)	.350	.092		.000	.000
	N	107	104	111	90	94
同伴拒否の頻度	相関係数	-.038	-0.219	-0.932	1.000	-0.52
	r (両側)	.728	.040	.000		.000
	N	86	88	90	91	88
補助犬受入れの満足度	相関係数	-.162	0.454	0.428	-0.52	1.000
	r (両側)	.107	.000	.000	.000	
	N	100	101	94	88	106

D 路線バス		利用の頻度	補助犬同伴の頻度	同伴拒否の有無	同伴拒否の頻度	補助犬受入れの満足度
利用の頻度	相関係数	1.000	-0.603	.154	-.094	-0.175
	r (両側)		.000	.062	.272	.033
	N	194	189	148	139	148
補助犬同伴の頻度	相関係数	-0.603	1.000	-.073	-0.166	.002
	r (両側)	.000		.374	.049	.985
	N	189	192	149	141	150
同伴拒否の有無	相関係数	.154	-.073	1.000	-0.549	.081
	r (両側)	.062	.374		.000	.339
	N	148	149	151	141	143
同伴拒否の頻度	相関係数	-.094	-0.166	-0.549	1.000	-.041
	r (両側)	.272	.049	.000		.636
	N	139	141	141	142	137
補助犬受入れの満足度	相関係数	-0.175	.002	.081	-.041	1.000
	r (両側)	.033	.985	.339	.636	
	N	148	150	143	137	153

E 電車/鉄道		利用の頻度	補助犬同伴の頻度	同伴拒否の有無	同伴拒否の頻度	補助犬受入れの満足度
利用の頻度	相関係数	1.000	-0.481	-.011	-.099	-0.067
	r (両側)		.000	.897	.220	0.385
	N	195	193	154	154	172
補助犬同伴の頻度	相関係数	-0.481	1.000	-.019	.051	0.158
	r (両側)	.000		.816	.529	0.038
	N	193	195	154	154	172
同伴拒否の有無	相関係数	-.011	-.019	1.000		0.156
	r (両側)	.897	.816			0.056
	N	154	154	156	154	150
同伴拒否の頻度	相関係数	-.099	.051		1.000	0.019
	r (両側)	.220	.529			0.821
	N	154	154	154	156	151
補助犬受入れの満足度	相関係数	-.067	.158	.156	.019	1
	r (両側)	.385	.038	.056	.821	.
	N	172	172	150	151	175

F 飛行機		利用の頻度	補助犬同伴の頻度	同伴拒否の有無	同伴拒否の頻度	補助犬受入れの満足度
利用の頻度	相関係数	1.000	-0.795	.065	0.411	-0.012
	r (両側)		.000	.603	.006	0.927
	N	179	165	66	43	58
補助犬同伴の頻度	相関係数	-0.795	1.000	-.071	-0.317	0.053
	r (両側)	.000		.589	.030	0.683
	N	165	170	60	47	62
同伴拒否の有無	相関係数	.065	-.071	1.000	-0.417	0.098
	r (両側)	.603	.589		.003	0.507
	N	66	60	73	48	48
同伴拒否の頻度	相関係数	0.411	-0.317	-0.417	1.000	-0.118
	r (両側)	.006	.030	.003		0.451
	N	43	47	48	49	43
補助犬受入れの満足度	相関係数	-.012	.053	.098	-.118	1
	r (両側)	.927	.683	.507	.451	.
	N	58	62	48	43	64

G タクシー		利用の頻度	補助犬同伴の頻度	同伴拒否の有無	同伴拒否の頻度	補助犬受入れの満足度
利用の頻度	相関係数	1.000	-0.428	0.205	-0.146	-0.004
	r (両側)		.000	.011	.082	0.961
	N	193	185	154	142	159
補助犬同伴の頻度	相関係数	-0.428	1.000	-0.064	.039	0.022
	r (両側)		.000	.434	.648	0.783
	N	185	188	150	143	158
同伴拒否の有無	相関係数	0.205	-0.064	1.000	-0.901	0.432
	r (両側)		.011	.434	.000	0
	N	154	150	158	146	146
同伴拒否の頻度	相関係数	-0.146	.039	-0.901	1.000	-0.419
	r (両側)		.082	.648	.000	0
	N	142	143	146	146	142
補助犬受入れの満足度	相関係数	-0.004	.022	0.432	-0.419	1
	r (両側)		.961	.783	.000	.
	N	159	158	146	142	165

H 飲食店/レストランなど		利用の頻度	補助犬同伴の頻度	同伴拒否の有無	同伴拒否の頻度	補助犬受入れの満足度
利用の頻度	相関係数	1.000	-0.215	0.239	-0.194	0.136
	r (両側)		.003	.001	.011	0.071
	N	195	193	177	170	177
補助犬同伴の頻度	相関係数	-0.215	1.000	.006	-.037	0.15
	r (両側)		.003	.939	.634	0.045
	N	193	195	179	172	178
同伴拒否の有無	相関係数	0.239	.006	1.000	-0.923	0.511
	r (両側)		.001	.939	.000	0
	N	177	179	179	170	172
同伴拒否の頻度	相関係数	-0.194	-.037	-0.923	1.000	-0.588
	r (両側)		.011	.634	.000	0
	N	170	172	170	172	166
補助犬受入れの満足度	相関係数	.136	0.15	0.511	-0.588	1
	r (両側)		.071	.045	.000	.
	N	177	178	172	166	181

I 小売店/デパートなど		利用の頻度	補助犬同伴の頻度	同伴拒否の有無	同伴拒否の頻度	補助犬受入れの満足度
利用の頻度	相関係数	1.000	-0.356	.112	-.029	-0.095
	r (両側)		.000	.139	.708	0.222
	N	197	196	176	172	169
補助犬同伴の頻度	相関係数	-0.356	1.000	-.012	-.065	0.218
	r (両側)		.000	.877	.392	0.004
	N	196	199	178	174	171
同伴拒否の有無	相関係数	.112	-.012	1.000	-0.834	0.336
	r (両側)		.139	.877	.000	0
	N	176	178	179	174	163
同伴拒否の頻度	相関係数	-.029	-.065	-0.834	1.000	-0.312
	r (両側)		.708	.392	.000	0
	N	172	174	174	174	159
補助犬受入れの満足度	相関係数	-0.095	0.218	0.336	-0.312	1
	r (両側)		.222	.004	.000	.
	N	169	171	163	159	171

J 宿泊施設		利用の頻度	補助犬同伴の頻度	同伴拒否の有無	同伴拒否の頻度	補助犬受入れの満足度
利用の頻度	相関係数	1.000	-0.769	.031	-.008	-0.218
	r (両側)		.000	.737	.933	0.015
	N	192	184	118	108	125
補助犬同伴の頻度	相関係数	-0.769	1.000	-.099	.099	0.206
	r (両側)		.000	.292	.307	0.021
	N	184	187	114	108	125
同伴拒否の有無	相関係数	.031	-.099	1.000	-0.889	0.334
	r (両側)		.737	.292	.000	0
	N	118	114	122	111	108
同伴拒否の頻度	相関係数	-.008	.099	-0.889	1.000	-0.375
	r (両側)		.933	.307	.000	0
	N	108	108	111	111	103
補助犬受入れの満足度	相関係数	-0.218	0.206	0.334	-0.375	1
	r (両側)		.015	.021	.000	.
	N	125	125	108	103	128

K レジャー施設 (テーマパークなど)		利用の頻度	補助犬同伴の頻度	同伴拒否の有無	同伴拒否の頻度	補助犬受入れの満足度
利用の頻度	相関係数	1.000	-0.851	-.106	0.271	-0.096
	r (両側)		.000	.287	.009	0.367
	N	186	177	102	92	91
補助犬同伴の頻度	相関係数	-0.851	1.000	.023	-0.217	0.187
	r (両側)		.000	.818	.034	0.07
	N	177	184	100	96	95
同伴拒否の有無	相関係数	-.106	.023	1.000	-0.815	0.259
	r (両側)		.287	.818	.000	0.015
	N	102	100	107	95	88
同伴拒否の頻度	相関係数	0.271	-0.217	-0.815	1.000	-0.301
	r (両側)		.009	.034	.000	0.005
	N	92	96	95	96	87
補助犬受入れの満足度	相関係数	-0.096	.187	0.259	-0.301	1
	r (両側)		.367	.015	.005	.
	N	91	95	88	87	96

参考資料 2 同伴拒否の影響、社会参加の満足度、生活の満足度との相関関係

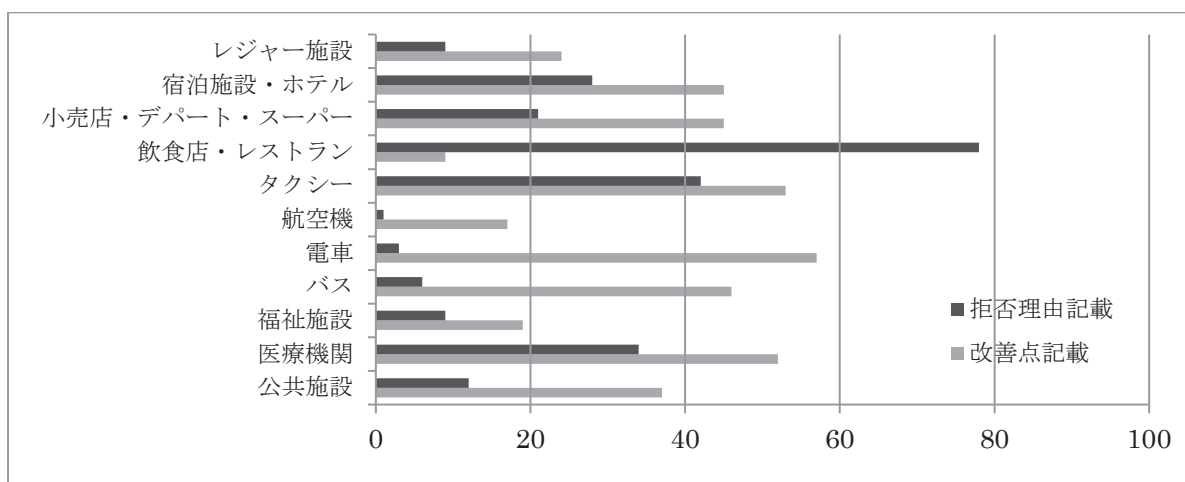
同伴拒否と社会参加への影響		影響度	社会参加満足度	生活満足度
影響度	相関係数	1.000	-0.429	-.100
	r (両側)		.000	.202
	N	171	165	166
社会参加満足度	相関係数	-0.429	1.000	0.425
	r (両側)		.000	.000
	N	165	186	181
生活満足度	相関係数	-.100	0.425	1.000
	r (両側)		.202	.000
	N	166	181	194

同伴時の介助の理由

分類毎		件数	記載なし
盲導犬	1: 初めて(不慣れ)の場所や道	39	95/179 53.1%
	2: 自分の位置や方向が分からない(広い場所・人混みの中・駅の構内・デパート・広い駐車場など)	3	
	3: 道に迷ったり自分の位置や方向が分からなくなるため、人に尋ねたり案内を受ける	15	
	4: 建物の入り口、指定席、改札口など特定の場所への案内や誘導	4	
	5: 犬の排泄場所、餌を与える場所、待ち合わせなど他者の妨げにならない場所への誘導(案内)	2	
	6: 道路の横断(音響誘導の内横断歩道など)	6	
	7: 危険の回避(駅のホームなど)	11	
	8: 買い物	8	
	9: 行き先表示、時刻表など見えているものを言葉などで教えてもらう	9	
	10: その他(メンタルマップを適時(いつも)修正する必要がある、など)	17	
介助犬	6: 介助犬:便座・ベッド・乗用車移乗	3	8/19 42.1%
	7: 介助犬:落とした物を拾う	4	
	8: 介助犬:段差やスロープの昇降・ドアの開閉	3	
	9: 介助犬:犬の大便の始末	5	
	10: 介助犬:非常時の対応の必要時	1	
聴導犬	15: 聴導犬:後方からの自転車などの反応	1	5/8
	16: 電車内/館内放送の内容を教えてもらう	1	62.5%

施設などの拒否の理由と改善点の記載

アンケート調査回答数 206件	公共施設	医療機関	福祉施設	バス	電車	航空機	タクシー	飲食店・レストラン	小売店・デパート・スーパー	宿泊施設・ホテル	レジャー施設
拒否理由記載	12	34	9	6	3	1	42	78	21	28	9
改善点記載	37	52	19	46	57	17	53	9	45	45	24



同伴拒否と社会参加への影響： 具体的影響の記載 77 件、対策と行動の記載 139 件

公共施設	
拒否理由 (12)	犬嫌い、衛生上の問題、動物アレルギーなど： 補助犬の認定や清潔保持などへの理解が足りず、合理的配慮（補助犬に接近しないことや、嫌いな人でも安心できる距離を保つ）への努力がなされていない。
	狭い（屋内に待機場所がない）、施設内に入れられないという決まりになっている： 補助犬法（アクセス権）を理解していない。
改善点 (37)	スタッフ（特に受付）に補助犬法（アクセスと同伴）を教育、周知する（事前の連絡を求める事は不適切）。
	補助犬への接し方を含めて、補助犬の質・清潔保持などをスタッフや一般の人が理解するような啓発。
	補助犬を同伴していても障がい者は様々な支援や援助を必要としている（声かけを望んでいる）。

医療機関	
拒否理由 (34)	合理的配慮が不十分： 感染症予防、アレルギー患者がいる、衛生面で心配 （例：免疫不全の方への面会で盲導犬の病院内立ち入りを断られた（がんセンター）／耳鼻科クリニックや呼吸器科ではアレルギー患者のため盲導犬を同伴できない／献血センターでは採血ベッドまで同伴不可／診察室や病室へ同伴できず病院へ同伴できないので、有料で犬を預け家族の付き添いを依頼している）
	補助犬法や障害者差別解消法に対応（考慮）していない： 院長に理解してもらえない／受付が狭い／前例が無い／他の患者の迷惑になる／かかりつけの開業医では断固として同伴拒否／警備室に預けた（面会時）／院内への同伴ができない。／犬嫌いの患者がいる／子どもなど犬を怖がる人がいる／院内が狭い／動物はダメ いつもの歯科医院で治療椅子の横で待機であったのが急に待合室待機に変わった（恐らく他の患者からクレーム）。
改善点 (52)	医師も医療機関の職員も補助犬と補助犬法をよく学んで欲しい。同伴できることを理解して欲しい。補助犬 OK の表示や補助犬の排泄場所を確保して欲しい。
	補助犬を待機させるのであれば、補助犬にとって安全な場所（スタッフが見守る屋内など。）また、スタッフは障がい者への適切な支援方法を学んで欲しい。
	補助犬とユーザーは訓練を受けて認定されており、障がい者が社会参加していくためのパートナーである。
	犬の身体、体毛、落屑物、ダニアレルゲンを含んだダストなどに接触しなければアレルギー反応はほとんど生じない（補助犬の衛生保持やベスト着用）。
	入院患者への面会では、病室への補助犬同伴を認めて欲しい。
	市役所による開業医院（クリニック）への補助犬受け入れ指導をもっと徹底して欲しい。
	医療機関の待合室スペースが補助犬同伴にとって狭すぎる（車椅子での補助犬同伴では居場所の確保が困難）。 補助犬のための排泄可能場所を設ける。

*参考資料 CDC

Guidelines for Environmental Infection Control in Health-Care Facilities Recommendations of CDC and the Healthcare Infection Control Practices Advisory Committee (HICPAC) U.S. Department of Health and Human Services Centers for Disease Control and Prevention (CDC) Atlanta, GA 30329

H.IV. Service Animals Edit [February 2017]: An * indicates recommendations that were renumbered for clarity. The renumbering does not constitute change to the intent of the recommendations.

A. Avoid providing access to nonhuman primates and reptiles as service animals.1340, 1362

Category IB

B. Allow service animals access to the facility in accordance with the Americans with Disabilities Act of 1990, unless the presence of the animal creates a direct threat to other persons or a fundamental alteration in the nature of services.1366, 1376 **Category IC** (U.S. Department of

Q OK 0000, 800000000000

C. When a decision must be made

health-care facility, evaluate the service animal, the patient, and the health-care situation on a case-by-case basis to determine whether significant risk of harm exists and whether reasonable modifications in policies and procedures will mitigate this risk.1376 **Category IC** OK 0000, 80000000 TJ 0 VVQ 00

D. If a patient must be separated from his or her service animal while in the health-care facility

- * ascertain from the person what arrangements have been made for supervision or care of the animal during this period of separation; and
- * make appropriate arrangements to address the patient’s needs in the absence of the service animal. **Category II**

補助犬受入へのガイドラインを **Web site** に掲載している主な医療施設：熊本医療センター、NTT 東日本さっぽろ病院、大和市立病院、日本医師会、国立がん研究センター中央病院、横浜市立大学附属病院、千葉県がんセンター、新小山市立病院、東京北医療センターなど：ほとんどが外来診察室への同伴を認めているが、病棟の病室へは同伴不可（一部に、個室病室への同伴を認めている）。但し、同伴不可に対する合理的配慮は記載されていない（例：補助犬待機場所、補助犬の安全な管理、預かり中の代替え法など）。

福祉施設	
拒否理由	合理的配慮が不十分： 犬アレルギーの入所者がいるかもしれない／衛生上の問題（床を這って移動する人がいる）／犬嫌いの人／犬を怖がる入居者犬／触りたがる人

(9)	リハビリのため難しい。 利用者がびっくりする、興奮する。 老人施設での傾聴ボランティアの際に、同伴受入を拒否された。理由不明。
	母がいる有料老人ホームではエレベーターや送迎バスに乗せてもらえない。
	入所施設で共有エリア（食堂や談話室）に同伴できない（居室や個室へは同伴可）。
	リハビリのため難しい
	利用者がびっくりする、興奮する。
	老人施設での傾聴ボランティアを行う際に、同伴受け入れを拒否された。理由は不明。
改善点 (19)	福祉関係職員であっても補助犬と補助犬法について勉強して欲しい。
	補助犬の屋外待機はやめて欲しい。
	補助犬受入は、窓口担当者の「その都度判断！」に左右されている（待機場所や待機方法など）。

バス	
拒否理由 (6)	合理的配慮が不十分： 騒ぐ乗客がいる／車いすで利用した際に、スロープ対応が悪く時間を要し他乗客から苦情
	合理的配慮が無い： 犬は乗せられない／乗車拒否／通路が狭くなる
	補助犬と補助犬法への知識不足：「 盲導犬も犬なのでバックに入れてください」「バス会社はそのように教育されています」と言われた。
改善点 (46)	合理的配慮が不十分： 車内が狭く補助犬をダウンさせるスペースが欲しい／バスのステップが高いことや、歩道との距離が広いことがあるので犬がジャンプしならず、急に引かれて転倒リスクがある。乗務員は車椅子車と同様に補助犬同伴者の乗降車を手伝って欲しい／暗に拒否的態度を示す乗務員がいる／すし詰め乗車にならないように乗車人数を制限して欲しい／広めの座席スペースを確保して欲しい／混雑した車内で犬が踏まれたらイヤだし降車時に地面の様子が分からず危険なのでバスは利用しない／暖房機が座席下にあり、ダウンさせている犬のやけどが心配
	乗客に対しての補助犬が乗車している時の説明をしてほしい。また、視覚障害者に対しては、バス内の案内や注意、手すり、空席場所などをアナウンスし伝えてほしい。
	車内に補助犬への理解促進のための掲示。
	ステッカーの明示。補助犬と補助犬法を会社も乗務員も、もっと知っていて欲しい。

電車	
拒否理由 (3)	合理的配慮が不十分： 駅員対応で、乗り越し精算をしなければならない／改札口を通るよう強く言われた
改善点 (57)	空き座席がわかりにくいので、周囲のお客さんに誘導してほしい。
	「盲導犬はスーパードックではない」ということを理解して、少しでも「危ない！」と感じたら、腕や肩などを叩いて危険を教えてもらいたい。
	「次の駅に連絡を取るから待ってくれ」と言われ、長時間待つことがある。希望の電車に乗れるように援助して欲しい。到着駅への連絡のためホーム端まで一緒に行くように言われた。JRはホームから改札口までエレベーターの位置が遠くても、「安全のため」といって遠くのエレベーターまで移動させられるため、困る。
	エレベーターやトイレの場所が分からないことがある。また、エスカレーターなどで、「こちらは何番線です」とか「新快速の〇〇行が停車します」などと流して欲しい。
	駅員による介助や誘導の時に、補助犬の動き（動線）を阻害することがあるので、補助犬と利用者の動きを良く理解・研修して欲しい。
ホームドアなどの安全設備を急いで欲しい。	

	補助犬ステッカーやポスターの表示・掲示を増やして欲しい。
	みどりの窓口で混雑時にどこに並ぶか順番などを声かけや誘導で案内して欲しい。
	補助犬を同伴している人がいる際は、補助犬への配慮を多言語でアナウンスして欲しい。
	ラッシュ時でも補助犬と利用者が乗車できるスペースを確保して欲しい。障がい者やベビーカーなどの専用スペースが少なすぎる。「ホームなどの黄色ブロックの線」は視覚障害者の通行のための点字ブロックであることを放送して欲しい。
	補助犬のトイレ場所を確保して欲しい。
	降車時にどちら側のドアが開くかを必ず放送して欲しい。
	駅改札口からバス、タクシー乗り場までを誘導してほしい。
	盲導犬および視覚障害者に対する正しい誘導や援助の方法を周知していただきたい。進んで声をかけてほしい。

飛行機	
拒否理由 (1)	合理的配慮が不十分：対応できない。
改善点 (17)	エコノミー席は足下が狭すぎる（補助犬や下肢不自由者や乳幼児同伴者を配慮した座席を数席設けて欲しい）。
	出発前に補助犬の排泄場所をなかなか見つけられないので、空港内に補助犬用トイレを設けて欲しい。盲導犬でも室内トイレでは排泄できない犬もいると認識して欲しい。
	補助犬同伴での搭乗手続きに時間がかかりすぎる。かなり早く行かなければならない。
	緊急着陸などの場合の補助犬の扱いについてマニュアルなどを整備し、ユーザーにも知らせて欲しい（ユーザーとともに降りるのか、犬は別なのかなど）。

タクシー	
拒否理由 (42)	合理的配慮が不十分： 毛が落ちて、シートが汚れると困る、と嫌な顔をされた。
	病人も搬送する為、衛生上不可。
	犬ということであまり良い顔をしない運転手がいる。
	「犬はあかんよ。」といわれた。「盲導犬なので」と説明したが返事は同じだった。
	2台立て続けに断られた。前の車が拒否したから？理由は不明。
	空車にもかかわらずタクシー乗り場で目の前を通過するという乗車拒否。
	ヘルパーが止めて後から本人と犬が行ったところ無言で走り去られた。
	友人のためにタクシーを止めようとしたら、タクシー3台が連続して1度クラクションを鳴らして止まらずに走り去った。自分と介助犬は隠れて友人に止めさせたら、次のタクシーは止まった。
	同行の晴眼者がタクシーをとめてくれたが、盲導犬と利用者がタクシーに近づくと走り去ってしまった。タクシー乗り場でも私の順番が来た時に、乗せずに行ってしまった。
	駅のタクシー乗り場でドアを開けてくれなかった。次のタクシーに声をかけると車を降りて前のタクシーの運転手さんに交渉してくれた。
	夜に駅前の乗り場で「補助犬と一緒に」と伝えたが、ケープが見えないのか「犬はダメダメ」と発車された。年配のタクシーの運転手に断られる事が多い。
	雨の日に特定のタクシー会社に拒否をされる。
	運転手が犬嫌いだからという理由で乗車拒否。「怖い」と言われた。
	真偽は不明だが、ドライバーが「犬アレルギー」だと言った。
	運転手が盲導犬を乗せるのが初めてだったので、無線で確認してOKになった
	運転手の知識不足。会社内で盲導犬に関する知識が共有できていない。
改善点	「〇〇交通の〇〇です」と会社名・指名を告げるよう研修を徹底してほしい。こちらから尋ねるのは勇気がある。

(53)	「タクシー乗り場」ではどこが先頭のタクシーの乗車位置かわからないので、運転手さんから声をかけてもらいたい。
	「補助犬でも犬はダメ。かごに入れなさい。」と頭ごなしに言ってきたり、「他社のタクシーを使えば？」など取りつくしまがないので交渉に困る。
	犬がそんなに嫌なら別のタクシーを呼ぶとか、他の車に案内して欲しい。どうしても乗車させられないというのであれば、速やかに他のドライバーを手配してほしい。
	雨天の時こそ乗せて欲しい。
	行政から、タクシー業者に厳しく教育して欲しい。
	運転手は障害者や補助犬について勉強して欲しい。
	タクシー業界全体と運転手に補助犬法（拒否はできない）を周知していただきたい。タクシー業界全体として統一した受け入れ体制マニュアルを作り、遵守してほしい。
	タクシーに「ほじょ犬同伴可」ステッカーを張ってほしい。
	補助犬は「ペットとは違う」ということを理解して頂きたい。各タクシー会社への啓発活動を行って欲しい。私は、盲導犬サポートブックを運転手さんに手渡している。
	タクシーを降りるとき私の「ドアを開けてください」の言葉のないうちにドアが開けられることがあり、犬が出てしまわないかと心配する。視覚障害者が盲導犬と乗車した場合はドアの開閉を言葉で伝えてほしい。
	降車時は、車のこないところや、ポールなどのない安全な場所に止めてほしい。また、降りる場所を説明して欲しい（歩道か歩道のないところかなど、降車して安全な場所まで案内して欲しい）。
	視覚障害者がタクシー乗り場でうろうろしていたら「タクシーに乗りますか？」と声をかけてもらいたい。
	ドライバーはウェルカムのメッセージを口に出してほしい。もっと好意的に乗せていただきたい。
ユーザーがドアを探しているようなら、車から降りて声をかけてドアまで案内してほしい。	
補助犬は足元に伏せることを知ってほしい。足下の床がフラットなタイプの車が増えてほしい。	

飲食店・レストラン	
拒否理由 (78)	合理的配慮が不十分/無い： 大型カフェ、パスタ、大型店舗のパン屋、美術館のレストラン、居酒屋などで拒まれた。
	アレルギーのお客様がいらっしゃるかもしれませんのでご遠慮ください。
	店員に犬アレルギーの人がいるため。
	不潔だから。
	他のお客様に迷惑をかける。
	「今までに受け入れた事がないので」「座敷なのでだめです」
	カフェで「混んでいる」という理由で入店を断られた（電話問い合わせなど）。
	ステッカーが張ってありますが、断られた。
	テラスのあるレストランで夏の暑い日に室内の席はちょっと…
	ペットは入店できません。店内のお客様から理解が求められて（得られて？）いないから。犬は外につないでほしい。
	そのビル自体の決まりだといわれて。
	たいてい店は丁寧に（入店不可も）理由を説明しない。
	電話で問い合わせの時点で、「混雑しているので」と断られた。
	希望する席の隣のお客様に犬が苦手な方がいる。料理にそのような（犬の？）毛が入った時の対応が責任とれない。毛が食べ物に入る。
	衛生面で拒まれた！飲食店なので犬の受け入れは盲導犬でも入店できない。飲食店への動物立ち入りは禁止されている。保健所に動物はだめといわれている。
個人で営む飲食店の場合、「生ものを扱っている」「他のお客さんに迷惑が掛かる、犬が嫌いな人がいたら困る、店が狭い、盲導犬が来たことがないので対応が分からないので困る、座敷	

	<p>に上がるのは困る、入り口や玄関などに繋いでおいてくれるなら良いが入店は困る、外の車などに置いておいて欲しい・・・」など断られる理由は、様々。</p> <p>付添いの人がいるのになぜ盲導犬が必要なのか？(一人での利用ならわかるが…と言われた)。</p> <p>盲導犬が入店したことがない。突然来られても、対応できない。電話確認時「盲導犬は入店できません」などなど、色々な理由をつけて入店を断ろうとするお店が多い。</p> <p>盲導犬であっても犬を入れる事はできないとか、前もって連絡してくれないと困るとか言われる。</p> <p>で拒まれる</p>
改善点 (79)	<p>いつでもどこでも安心して入れるように、社員やアルバイトのスタッフ教育を徹底してほしい。</p> <p>全ての飲食店等で補助犬を無条件で受け入れてほしい。</p> <p>チェーン店ならほとんど OK だが、ホームページに同伴可という記載があると印象が良いかも。個人の店は断られるケースが多い。保健所を通して指導していただくと助かる。</p> <p>大手の飲食店は店員に教育が行き届いていないことが多い。本社に問い合わせると「補助犬の受け入れはしています」と回答されます。せめて店長は、障害者や補助犬同伴や障害者差別解消法などへの対応をしっかりして頂きたい。</p> <p>テーブルの足が邪魔になり、犬をテーブルの下に入れられない場合がある。テーブルの脚が4本あるもの（できれば広いもの）が良いです。</p> <p>まず拒まないで、入れる時お互いに話をしてほしい。</p> <p>法律に関しても勉強してほしい。</p> <p>床はできれば清潔にしてほしい。</p> <p>理解をして欲しい（特別な準備や配慮は必要ないのだから）。</p> <p>案内する間、付近の他のお客には、盲導犬が近くに居て大丈夫かどうかは確認するべき。</p> <p>案内されるのは入り口付近が多いが犬は奥まった席のほうが落ち着くことを伝えたい。</p> <p>飲食店の入店拒否が多いのは、国、都道府県、自治体がしっかりと業界団体などに通達をしていない結果だと思う。</p> <p>個人の飲食店に対しても、許可の取得や更新や保健所の調査などの際に何らかの形で教えてほしい。</p> <p>犬はユーザーが常に清潔面では気を付けているので受け入れてほしい。</p> <p>犬はテーブルの下に伏せさせるので、犬嫌いの人の目に入らないと思う（床に落ちた食べ物は犬が食べると困るのでキレイにしておいて欲しい）。</p> <p>厚労省から飲食店に向けて、指導を徹底してもらいたい。又、補助犬同伴可のステッカーを張ることを義務化してほしい。</p> <p>入店拒否をされると、時間と心の余裕があれば説得するが、別の店を探してしまう事も少なくない。一度、受け入れた店は例外なく、二度目からは歓迎してくれる。</p> <p>受け入れても、他の客に見とめられないことに重点を置いて、迷惑にならない場所を案内する店がある（仕方なく入店させてあげるという態度も不愉快）である。</p> <p>寿司屋でも補助犬を受け入れてほしい。</p> <p>補助犬がいないと私達だけでは行きたい所には行けず、店の入り口も探すことができない。</p> <p>店員に手引きなど接客に関する教育をしてほしい。</p> <p>不愉快な思いをするのはまっぴらなので、拒否しない店は「補助犬 OK マーク」を掲げてほしい。</p> <p>補助犬が来店した時に、予め案内する場所を決めておいてほしい。混んでいる時には、補助犬の待機しやすい席が空くまで待ってもいい。</p> <p>補助犬への理解をいただき、いつでも普通のお客さんと同じように受け入れてほしい。</p> <p>補助犬及び補助犬と暮らす人の生活を知ってほしい。</p>

小売店・スーパー・デパート

拒否理由	<p>合理的配慮が不十分： 補助犬「聴導犬」ベストを着せているのに、「断り」ことを言われることが多い。 インターホンのスイッチを切られていた。</p>
------	---

(21)	狭いから。
	犬の嫌な客がいるから。
	「ペットはお断りします」と入店を拒否された。(ドラックストア)。
	外国人店員が補助犬(介助犬)を知らなく、ペットと勘違いされた(コンビニ)。
	コンビニで補助犬 OK とあるのにダメと言われた(店員が無知?)。
	大型店舗でパトロールの人にダメと言われた。
	コンビニで、「犬は外に待たせておいてください」と言われた。
	チェーン店のスーパーで、店員がみんな補助犬法を知らず、「盲導犬でも犬だから入れない」と固く拒まれた。
業務用食材店、道の駅、本屋で拒否。	
改善点 (45)	あるスーパーでは、補助犬は店に入れることを時々店内放送で流してくれているが、そのような案内放送はお客さんの理解を高める。
	コンビニは通路が狭く車いす単独の移動も大変で同伴は不向き、スーパーも通路の狭さと人込みで車いす移動も大変である。
	ユーザー対応の担当員が居て欲しい。
	ステッカー明示。
	デパートでは問題ない。スーパーでは人が多く狭いため歩きにくい。また生ものの近くでは嫌がられる。トンチンカンな場所に点字ブロックがあり、それを商品のワゴンで踏んでいる。
	デパート等の大きな小売店には、補助犬のトイレがあればいい。
	パン屋やスーパーなど商品が裸で陳列してある場所は入れないのでパッケージや包装などしてほしい。瀬戸物など壊れやすいものを陳列してある棚はすこし広めにしてほしい(危険なのでなるべく近寄らない)。
	嫌な態度を出さないで、自然に受け入れてほしい。
	犬と並んで歩くとぶつかってしまうので、商品を陳列している棚と棚の間をもう少し広くしてほしい(商品だけ多くて通路を犬が進めない)。
	担当者を呼ぶための待たせる時間を短くしてほしい。店長では判断がつかず後日の回答となる。補助犬を認めている大型店舗の中の小売店まで同伴可能が徹底されていないことがある。狭いからという理由で断られることがあるのだが、視覚障害者には本当に混んでいるのか、狭いのか分からない。
	店によっては「同伴可」というステッカーが貼ってあるが、見えづらい位置に貼ってある。
	店員に手引きなど接客方法を指導してほしい。
	補助犬同伴で歩くのに必要な幅を確保して欲しい。
	レジの位置を示すために足元の床の素材に違うものを敷いてほしい。
	同系列のコンビニでも、店ごとに対応が異なる。コンビニ業界全体で補助犬法の理解をして、統一した対応マニュアルを作してほしい。
	買い物をする際、店員に物品を探してもらいたいため、積極的に声をかけてほしい。
補助犬及び補助犬と暮らす人の生活を知ってほしい。	
盲導犬の仕事中に犬に触れないで見守ってほしい。	

宿泊施設	
拒否理由 (28)	合理的配慮が不十分： 「犬は外につないでください」と言われた。
	「犬は困ります」「盲導犬であろうとも宿泊はできません」「部屋が狭いので犬が居るスペースがありません」など(割とリーズナブルなビジネスホテルなど断られることが多い)。
	8月の伊豆、数件の小さな民宿で、動物はお断り(他のお客様とトラブルになるから)。繁忙期でなければ可?
	バリアフリーになっていないなど。
	ペットは利用できない。
	ホテルでの宿泊予約時、他のお客さんの迷惑になると言われた。盲導犬の入室は困ると言われた。
	過去そのような事例がないから。

	受け入れた事がないので、ダメ（吠えるのでは）；ホテル4軒（埼玉県）。
	電話で予約をする場合でも、「満室です」とわかりにくい形での同伴拒否をしないでほしい。
	東京のホテルへ泊まる時、ペットと言われた。
	補助犬とともに以前宿泊してもらったことがあるが、その後、犬の臭いが消えず、しばらくお部屋を使用できなかったから。
	空いている部屋でスペースの広いところにしてほしい。
改善点 (45)	補助犬の排泄場所が欲しい。
	断られることは当たり前。こわごわ予約をする状況です。盲導犬に対する正しい知識を身に付けてほしい。
	どこの宿泊施設でも受け入れてほしい。
	補助犬ステッカー明示。
	ホテルはOK だけど旅館は受け入れが悪い。また内部のレストランに入れないこともある。
	ホテルはほぼ拒否されたことはないが、小さな旅館、すべて座敷の旅館、ペンションなどは対応できないと断られたことがある。1部屋だけでも受け入れ可能な部屋を設けるよう努力してほしい。
	犬の排泄物処理をホテル側に依頼する（排泄物をゴミ箱に捨てる、渡すこと）がはたして良いことなのか？ 断れずに受け取るかもしれないが気持ちの良いものではない。トイレに流せるようにトイレットペーパーを便袋に入れて流せば処理も簡単だし、だれも嫌な思いもしないし、臭いもないし、持ち歩くこともない。外出時の排泄物の処理方法を、補助犬利用者や協会などでもっと話し合い、良い方向に行くことを望んでいる。
	犬を外に連れ出しやすい部屋をセットしてほしい。または従業員が連れ出すときに同行してくれるサービスを気持ちよく行ってほしい。
	受け入れが両極端な状態。
	電話予約で介助犬同伴を伝えると、ほとんどの場合、少し揉め、補助犬法の説明をしなければならぬ。少なくとも電話受付の担当者へは、補助犬法を周知して欲しい。
	朝食バイキングは手も足も出ない。店員、係員が1人しかいない場合も多い。盲導犬と一緒に朝食の時バイキングを取ってもらえない。
	電話予約の時に、「満室です」とわかりにくい形での同伴拒否をしないでほしい。
	尿や糞など排泄物は排尿・排使用のポリ袋にさせています。廃棄のための収集用容器を配置願いたい。
	部屋内のロッカー下やテレビ台の下などに犬が入るぐらいのスペースを作ってほしい。
	補助犬トイレが無いため車寄せロビー壁よりで介助犬にトイレを促していたら、清掃係が何度も様子を見に来ることになり、用が足せなかった。障害者用トイレも不足しており、そういう事態があることを社員全体が理解してほしい。フロントに苦情を伝えると責任者が陳謝し、今後の指導を約束してくれた。
法的に受け入れ義務があることをもっと知ってほしい。受け入れ経験のある宿泊施設と情報を共有し、受け入れても特に問題がないことを知って欲しい。	
旅行先や出張先での押し問答は大変です。	

レジヤ施設	
拒否理由 (9)	合理的配慮が不十分： 吠えると思ひ込みからなのか、「鳥がびっくりすると困る」。
	コンサート会場で、指定席を購入していたのに、盲導犬同伴ということで「もっと広い席に案内します」と言われ、車いすスペースに案内された。なぜ広いスペース（車椅子スペース）に移動しなければならないのかの明確な理由の説明もなかった。その度に、コンサートを楽しみたい気持ちが半減する。また、理由についても様々で、「消防法で障害者はどんな方でも、車いすスペースで鑑賞してもらうことに決まっている」との説明を受けたこともあった。補助犬を伴ってのコンサートの干渉は骨が折れる。
	スーパー銭湯や入浴施設は「公衆衛生法上、不可」と言われます。
	フードコートで食事をしようと椅子に座ったら、介助犬か？と聞かれたので、盲導犬ですと答えたら、「ここは、犬はダメだと決まっているのだ」と言われた。

	犬のみならず視覚障害があると危険だから。子供の保護者としても不十分だし、犬をその間見ている人がいないから。
	ある大型レジャー施設では全く拒否を受けることはなかった。しっかりとしたマニュアルがあるので、こちらも安心して利用することができる。
	動物園では動物が興奮するのでと入場を断られた
改善点 (24)	いつでも犬と一緒に入園できれば嬉しい（依頼するとき一度は断られることが多い！）。
	コンサートでは席を勝手に指定されたら困る。
	補助犬同伴ステッカーの明示。
	ある大型レジャー施設では障害者手帳での割引をしないが、障害者が利用できないアトラクションがあるのならば割引くべきである。他の大型レジャー施設では手帳の割引はあるのだからしょうがないという姿勢への苦情を開幕当時から伝えてきたが、いまだその改善はない。盲学校の修学旅行なども使うわけだから早期に改善を促していただきたい。
	もっと誘導してほしい。
	映画館の床、ホールやシアターに食べ物が落ちている為、（犬が）口に入れてしまうので対策してほしい。
	施設によって対応が様々だが、長時間並んで入る（乗る）所は、補助犬と利用者が並ばずに済むように整理券などを出して、入れる時間まで他の所にいられるようにしてほしい。補助犬が乗れないものなどは、補助犬を安心しておいておける場所を館内に何か所か作ってほしい。
	施設内にボランティアさんがいてくれると助かる。
	動物園（東松山市内）でほぼ半数のエリアに受け入れ制限があった。ふれあいゾーンを多く設けている事が理由だったから、同伴者（夫・子供）のみ入って、私と犬は外に待機。スタッフにより受け入れに濃淡が感じられたのでこちらも混乱した。
	車いす席に変更するには「チケットぴあ」などのチケット販売会社に電話しなければならないが、その際に介助犬同伴であることを伝えると、ほとんどの場合、少しもめ、補助犬法の説明をしなければならない。同じチケット販売会社で、何度も同じことを繰り返すので、行政から、劇場やホールだけでなく、チケット販売会社へも「補助犬法の職員への周知」を指導して欲しい。
	補助犬のトイレ（排泄可というスペース）を設置して欲しい。
盲導犬に対する正しい知識をスタッフ全員が身に付けていただきたい。	

社会参加	
(具体的影響の記載 77 件)	
飲食店や宿泊施設の受け入れ拒否は、事前準備（予約など）によって個人については回避が可能だが、グループへの参加（忘年会・歓迎会、団体旅行など）では幹事を煩わせてしまうことが心苦しい。参加の機会が減っている。	
団体行動を行う際に、補助犬の受け入れに問題がないか、心配しなければならないことが多いので、精神的なストレスになる。	
入店させてくれる店舗や施設しか利用しないので、限られた社会にしか参加できない。	
仲間としての行動ができなくなった。	
行動範囲が狭くなった。	
受け入れ拒否されるところへは、行かなくなった。	
拒否を受けないように予約は必須である。他者（同伴者）への迷惑を考え、予約・店選びなどで毎回苦慮している。以前から利用し気持ちよい受け入れの店を選ぶことが多いので、新たな店や場所に行く楽しさや期待感などが減少している。	
集団で行動するときの気後れ、周囲への気遣い、飲食店などへの同伴確認、排泄に要する時間などを考慮し、どうしても行き慣れた店を選んだり、タクシーの運転手を指名予約してしまう。臨時透析を必要とするような長期間の外出（旅行）は、補助犬の待機場所が確保し辛いので避けるようにしている。	
食事の際に他のみんなとは一緒にの所へ行けなかったり、毎回予約を取ったり確認したりしなければならない。同伴できないときは私の都合で相手にも予定を変更してもらうために気を遣うこともある。ホテ	

ルなども同伴を断られるとどうしてもコストがかさんでしまうので宿泊を断念しなくてはならないこともある。
ボランティア活動で犬を入室させてもらえない時がある。入店拒否などで、自分で対応する前に幹事さんなどがすぐにあきらめて店を変えたりしてしまうのは大変残念だ。「説明させてくれればわかってもらえるのに」と思うことがよくある。
団体行動をしているときに盲導犬がいるため入店を断られると他の方に申し訳なくて気を使う。そのため社会参加に消極的になることもある。
予約を入れるとまず本社に聞いてからでないと答えない
入店するために、いちいち交渉しないと入店できない（時には、30分ぐらいかかることもあり時間の無駄である）。
電車の切符の購入が難しい。駐車場が広いところでないで乗降できないので、狭いところには行かない（車いすマークC）。医院で予約かわずらわしい所へは通院しなくなった（他を探す）。ボランティアをしているが老人施設は受け入れ不可がほとんど受け入れても玄関に犬を置く。
予約を取る際に時間や人数の他に盲導犬同伴も必ず伝えるが、盲導犬のことを言うと予約が取れなくなることがある。
盲導犬と徒歩で医院に向くことができるのに、盲導犬を自宅に待機させタクシーを利用して医院に向かなければならなかった。
病院：命に関わる病気ではないが、通院できなくて困っている。
飲食店：入店拒否により、親しい友人との外出が少なくなった。
宿泊施設：お値打ち施設の利用不可が多くあるため、経済的負担が大きい。
職場：盲導犬との通勤を許可して頂けますと仕事の帰りにも買い物や通院ができます（時間のロス）。
病院にしても店やホテル・レジャー施設にしても常に受け入れ拒否の不安がある。拒否された場合の交渉には非常にエネルギーが必要で同伴者がいる場合にはその人に迷惑をかけてしまうこともある。行きたいと思って出向いても受け入れ拒否にあつて断念せざるを得ないこともあり、健常者と平等に楽しむことができなかつたり、かかりたい病院にかかれなかつたりすることがある。
犬の排泄のことで回りに気を使います。以前よりも犬のことを考えると出かけない場所が少し増えた。
区役所福祉課職員、社会福祉協議会職員と身体障害者福祉協会役員での新年交流会を飲食店で予約しようとしたら、盲導犬は不可と断られた。
目的の所に自由に入出入りできない、特に病院、飲食店等は、事前に確認しないといけないので煩わしい。障害があり、補助犬が必要なのに気を使わなければいけない。
同伴をしないようにしている!!
盲導犬は身体の一部として受け入れてほしい。
初めていくレストランは特に入ることに躊躇する。
劇場やコンサートなどに行く際、電話予約の時に、介助犬同伴のことで交渉しなければならないと思うと億劫になり、以前は劇場などへ1回/2月くらい訪れていたが、最近は半年に1回くらいになっている。
タクシーでの乗車拒否にあつたため、約束の時間に目的地まで行くことができず、先方に迷惑をかけた。
外出時の煩わしさや気後れ、社会不信感。
外出意欲が減退する。
他者への遠慮、差別的な扱いを受けた気持ちになった。外出への気力がなくなった。
毎日ブラッシングをしても抜け毛は防ぎきれない。抜け毛を気にされて、他の方と同じ所に行かせてもらえない。
協議したが犬の設置場所に納得ができず、その公共施設には行っていない。
拒否が予想される場所や、受け入れ準備が十分でないところには、行きたくなくなるし、行けないところもある。
孫が入園した保育園で犬との同伴を拒まれ、孫の送り迎えができなくなった。
バスに乗ると「犬だ、乗るな」と騒ぐ客がいると、乗りづらいことはある。
自分は3頭目である程度の免疫はあり、自分のエネルギー量と相談をして、啓蒙活動は行っている。どうしても行く必要があり同伴が難しいときは置いていく。めでたい席や、友達との待ち合わせなどで周囲の人たちは断られる感情を知らないから、現地でトラブルになることがある。楽しい席ではなくな

る。盲学校の職員として中途失明の人がせっかく苦勞して犬を取得したのにこの現状に傷ついているのを見てやるせない。
あるデパートでは、補助犬の利用者だけだと思いが、店内の案内を頼むとき、前日までに時間を決めて予約するように強いられた。そこに行くときはわざわざガイドヘルパーさんを頼むことになった。
宿泊施設の受け入れ体制がないといっても過言ではない。
他の人に、迷惑をかける恐れがあり、行事に参加しにくい。
行く場所によっては受け入れ可能かどうかの確認を怠らないようにしている事。
就活中に介助犬を理由に面接を断られたり、内定を取り消されたことがある。（内定取り消し上場企業）
面接後、社内に「犬アレルギーの人がいる」という理由で採用されなかった。
盲導犬と私は一つであって、犬を拒まれるということは私を拒むと同じ事です。相手側は犬だけを拒んでいるつもりかもしれないけど、私を拒み私の人格や人権を否定していることと同じなので、拒まれると気持ちが落ち込んでしまいます。
市営の施設だったが補助犬の同伴は禁止、犬の待機場所も考慮されていなかったこと、施設利用できず帰宅。以降、公共の場に出るのをためらいがちになった。
外食は減った気がします。旅行も気後れしてしまい、楽しむ余裕がありません。
拒否の理由のほとんどが犬の実態を分からずに「吠えるだろう」「・・・だろう」。「だろう」だけで、勝手な理由で拒否されているのが情けない。
拒否されたところには行きにくくなった。タクシーも利用をなるべく避けたりする時がある。外出を控えるか考える。
いやな気持ちを引きずって以降、同伴する気持ちを失いました。公共施設（区役所など）には積極的に同伴しています。
コンサート会場で、消防法で障害者はどんな方でも、車いすスペースで鑑賞してもらうことに決まっているとの説明を受けたこともあった。補助犬を伴ってのコンサートの干渉はなかなか骨の折れることである。
どうしても予約の必要がある時に、予約にかかる全体の時間や説明に時間がとられる。
趣味などで社会参加したいが他者への遠慮や迷惑など考えるとやめることが多い
宿泊予約は拒否される場合の影響が大きく、避けられない。飲食店などは別の店にという選択肢もあるので、それほどでもないが現実的に断られた場合に説得するには定のストレスがある。
食事ができなかった。
声をかけてくれる人が少ない
断られたり制限を受けたりしても「何でダメなの！」と正面切って怒るとうまくいかない。相手がどう考えているかに興味をもって、「こんな方法もありますよー」と提案してみるなど、したたかになったかも。
補助犬のためのトイレが少ない。入店時が怖い（断られたらほかの店を探すなど）。事前の確認（予約など）では、「補助犬」ではなく「犬」とみられていることが多い（小型犬のため）。
盲導犬同伴と言うより視覚障害者への対応が十分でない。
盲導犬同伴を経験していただくことが大事だと思う。戸惑っておられる所は強制突破が有効。
対策と行動の記載（139件）
正しい理解のために：直接触れ合い、正しい理解を広めるイベント開催を増やしてほしい（特に学校教育の現場で）。誤った情報を流す一部マスコミに対して大きく抗議、訂正して欲しい。
ユーザーとして、法を理解し他者に説明する能力（スキル）を身につけることも必要。受け入れ先に迷惑を掛けないう、犬のしつけや清潔などには気を使うことが必要。行政からの市民への告知や広報の必要性はあると思う。自動車のドライバーに対する視覚障害者への合図など、国が中心となって進めて欲しい。
継続的に補助犬の啓発活動を続けること。外部からのアクション（施設見学や啓発活動など）を待つだけでは無く、協会の方からアピール（スケジュールを組んで事業所や学校などへ訪問）して、地域の方々に補助犬のことを理解してもらう活動をする。
補助犬の啓発と人間関係の形成。通路の狭い小売店や商品がむき出しになっているパン屋、医療機関など、同伴が難しい場合でも、事務所など不特定の人が入りしないう安心して補助犬を待たせることができる場所を検討しておいてほしい。視覚障害者を見かけたら声をかける習慣を広めてほしい。犬ではなく視覚障害の人に声をかけてほしい。

補助犬の健康と清潔を保つ。補助犬の排泄の時間と場所に気を配る。中には犬の嫌いな人もいるので、それと気づいたら考慮する。
動物と暮らすことへの理解と動物と暮らす人へのマナーの全体的向上。補助犬は、スーパードッグでもかわいそうな犬でもないことの啓発。障害の社会モデルという考え方の普及。正しい動物福祉の浸透。都市中心部における補助犬トイレの設置。公共交通機関における補助犬（及びその使用者）のスペースの確保。介助犬・聴導犬の社会的認知の向上。補助犬を診療する動物病院のネットワーク化と全国マップの作成（休日診療等の情報）。補助犬入店マークではなく入店拒否マークの掲出の指導。仕事＝辛いことというイメージから脱却するため「お仕事」に代わる言葉を使うこと。
TV等で補助犬の紹介をしてほしいです。仕事中の補助犬に餌を与えない、触らないなど知ってほしいです。
あきらめない。丁寧な説明。
アピールすること（補助犬の必要性を）
ある程度の凶々しさ、そのためにも普段の自己管理、グルーミング、DE等も。
オリンピック、パラリンピックという目的の一時的な啓発ではなく、日常の生活の中で私達ユーザーと補助犬とのつながりの理解をしていただける学習の場を拡大しなければペットの存在と同様の理解である現状に非常に不満を感じています。海外から補助犬ユーザーが来日したら、とても不満でストレスを感じると思います。今から改善策を考慮していかないと日本は笑い者になりますよね！
しっかりした犬の管理や、排泄のコントロールが出来ること。排泄については、ワンツーベルトで室内でもできることが必須だと思う。
どんな場所でも盲導犬と行動できれば理想的ですが、受け入れてくれる社会がなかなか動きません。そのつどパンフレットなどで盲導犬の説明をしているのですが、大変です。しかし、めげずに啓蒙活動は個人的には行っていますが、なかなか難しいことが多すぎます。ですが、頑張っております。
障害者が積極的でなければならぬと思う。どうしても受け身になってしまうので、なかなか社会に理解してもらえなくなることが多くなる。障害者を取り巻く環境も受け入れる体制が整うことも大事だと思う。あまりにも受け身な障害者（？）が多いのではないか。
バスの乗換えや乗り継ぎが多い、交通システムを良くしてほしい。
ペットとして犬を飼っている人も味方につけて、犬と上手に共生できる豊かな社会を目指して様々なPR活動をオールジャンルでやるのが重要。
まず、役人が勉強して欲しい。
まだまだ補助犬に対する考え方が日本全体で希薄だととても感じる。ハード面のバリアフリーだけを整備すればいいというのではなく、人と人がもっと関わり合えるようなソフト面でのバリアフリーを整えてほしいと思う。いろいろなところで受け入れに関して勉強会や、ふれあう機会を設けてほしい。声を出しても素通りされてしまうような今の社会の考え方をもっと変えていけるような仕組みになっていったらいいと思う。
マナー向上やコントロールが大切。手伝ってくださったり、教えてくださる方々への感謝の気持ちを忘れないこと。
もっと介助犬を知ってもらうため説明する
もっと国として法律の強制力を持ってやってもらいたい、罰則がないので聞き流しされる、説明してもなんの効力にもならないので、だんだん言うのも嫌になる。
盲導犬を持っている人は全く目が見えていないと思っている方がたくさんあるようです。目が見えない見えにくい世界があるということをもっと理解して頂くよう努めなければと思っています。
もっと補助犬についてPRしてほしい（仕事中の犬であること、触らないこと）。
補助犬の受け入れが徹底されることが。入店の許可をもらわなくても、入店できるようにしてほしい。
ユーザー自身は下手にでて、感謝の気持ちを持つこと。犬には静かにウエイトさせることを守る。
ユーザー側は清潔を保ち排泄などの失敗をさせない心がけはもちろんですが、受け入れ側もアルバイト、パートの従業員まで盲導犬に対する知識をつけてほしい。
飲食店やホテルは、他の客からのクレームを気にしているように感じました。ホテルは、予約の電話の時点で断られ、飲食店では入店後すぐに言われました。犬が苦手な方も少なからずいるでしょうし、店側が客にモノを言うのは難しいと思いますが、せめて、訓練されている（かみつかない、人の食べ物は食べないなど）と、正しい知識を伝えてくれるようになればと思います。店側にどんなクレーム（心配事）があるか把握し、それに対するQ&A（答え）をあらかじめ用意しておく必要があると思います。
一般の方に理解をいただくには、まず私たち補助犬ユーザーがどんどん社会の中に出て知ってもらうのが先決だと思う。

介助犬ユーザーは、断られても相手に丁寧に説明をし、理解をしてもらえる交渉力と精神力が必要。行政は、特に個人経営の飲食店に対して補助犬法などの周知徹底をしていただきたい。
介助犬法を知って受け入れてほしい。盲導犬に触らないで本人に聞いてほしい。
学校や会社、公共の場へもっと勉強の場を作ってほしい。TVを介して（ユーザーの講演やデモンストレーションなど）訴えてほしい。
活動時間の休憩時間の中で犬の補助犬の排泄などの世話をするが、補助犬と遊ぶ時間も入れてほしい。
企業の法令順守は徹底してほしい、非健常者のより深い理解が必要。
基本的な教育と理解。各施設の案内や不具合を正してほしい。
強い心が必要。依頼する時、受け入れてくれるように頑張る！
犬ではなく補助犬使用者に声をかけてほしい。特に困ってそうな時。
犬と一緒に利用できる施設、お店を増やして頂きたい。周りの人たちの理解をもっと深めてほしい。
犬と同伴していても、いなくても、基本的には人と人のコミュニケーションがうまくいけばたいの問題は解決できると思う。
犬の管理はしっかりすること。少しずつでも外出する中で、理解をしてもらうよう前例を作ること。
犬をきれいにしておくこと、拒まれてもくじけない。
個人には限界があるので団体に啓発を主にしてほしい。
行政が障害者共同参加事業のようなものを立ち上げ地域参加を促すべきです。
国、地方公共団体が補助犬法やユーザーへの接し方について周知しておくこと。商業施設や飲食店等の受け入れる側も正しく理解することが必要だと思う。ユーザーも積極的に社会参加をしていくことが大切だと思う。
国や地方公共団体から諸機関に対して、補助犬の徹底を図ってほしい。
使用者は、補助犬の基本的なマナーを常に実行すること（健康管理、清潔、洋服の着用など）。入店拒否に対しては身体障害者補助犬法も含めて丁寧に説明して理解を進めていく事。小中学校で福祉実践教室において、児童、生徒に補助犬の素晴らしさや必要事をお話して理解を進める事。地域での色々なイベントにおいて地域住民にも補助犬の啓発を進める事。
使用者も健常者もお互い理解して、少しだけ相手の立場に立って考えれば色々な行動（介助、施設の改善等）につながっていくと思う。
子供に向けての教育、社会への教育を押し付けがましくなく。何よりも優しい日本人でなければ、何を言っても豚に真珠。繁華街で、補助犬使用者が中心となって「補助犬とは」のミーティングなど、話し合える空間を作る。
市民に、補助犬や補助犬法を認知してもらうことが必要であるが、法成立から15年も経つのに、認知度が上がらないのは、啓発活動が不十分なためである。子供たちが大人になるまでに時間はかかるが、学校での授業・教科書で、心のバリアフリーを学ぶ中で、障害者や多様性などとともに、補助犬のことも必ず学ぶようにしてほしい。
盲導犬の質の向上が必要だと思います。盲導犬の数が増えたことは喜ばしいのかもしれませんが、質の低い盲導犬が増えてきているような気がします。また、ユーザーも盲導犬のコントロールなどがきちんとできず、そのような方が増えてきていることにより、社会参加が阻まれてしまうことが起きていると思います。
自ら積極的に介助を要求する勇気をもつ。
社員教育や研修会で補助犬のことをとりあげてほしい。
社会がさらなる受け入れを徹底するべきだと思います。感情が追い付かなくとも心が動けば良い社会になるかと思っています。
社会に受け入れるために使用者側も社会の声を聞く事が大切であると思います。誤解からの入店拒否が多くある様に思います。啓発面の重要性を感じます。
社会に対する働きかけ（啓発活動）を根気よく続けることが必要であり、それと同時に補助犬とユーザーの質の向上・マナーの徹底も大切だと思う。
社会の補助犬に対する深い理解と補助犬ユーザーの啓発です。とくに補助犬の排泄動作については周りの人々の理解が必要です。
社会参加を私たちがいくら啓蒙しても、それは結果にはつながらない。もっと大きな単位（国、省庁）等による宣伝活動の展開を望む。
社会参加を推進すると思われる要因と阻害すると思われる要因についての事例を、補助犬使用者と補助犬受け入れ側で情報を共有すべき。補助犬による社会参加の推進例として、積極的に外出して社会参

<p>加と生活を楽しんでいるような人の事例を集め、社会参加のノウハウや便利な情報や製品などについて、補助犬利用者全体で広く共有できるようにし、更なる社会参加を促すことができるようにする。補助犬受け入れ側には、積極的に受け入れたり、好意的に受け入れている事例を集め、補助犬と接する機会のある会社や公共施設などの担当者がその情報を参考にできるような機会を設ける。例えば、そのような事例を集めた閲覧可能なサイトを作り、情報を更新してゆくなど。また、現状では、補助犬の受け入れ拒否の事例は集められているが、ポジティブな受け入れ事例の情報は集められていない。これを集めて情報発信することで受け入れ経験があまりない当事者が参考にできる。また、ユーザー側が受け入れのために行っている配慮などの情報もあまり集められていないので、これも集めて情報共有することで、ユーザーのマナー向上と、それらによる受け入れやすさの向上が考えられる。</p>
<p>社会全体が補助犬を意識しない社会づくりが必要でないかと思えます。障害者がごく自然に社会の中に入っているように補助犬もいるのが自然になってほしいです。</p>
<p>社会全体の理解が必要だと思えますが、あまり補助犬を見たことがない人はどう接したらよいかわからないので、接し方も含めて説明していくしかないと思えます。</p>
<p>社会全般の理解が必要です。理解不足の人が多くいます。よりいっそうの啓蒙活動が必要です。子供たちに学校の授業で補助犬について知る機会を設けるべきです。我々利用者も可能な範囲で外出し、補助犬を知ってもらえるように努力していかなければなりません。まだまだ歩きづらいところがあるので外出ししやすい街づくりが必要です。</p>
<p>受け入れ側にも補助犬の必要性や状況を理解してもらうとともに、補助犬利用者も衛生面で気をつける、入店拒否されたときに泣き寝入りしないなど、努力が必要だと思う。</p>
<p>周りから受け入れられているという雰囲気を感じたい。</p>
<p>周囲の人に迷惑がかからない様に、しつけ・ケアは最低必要ですが、ストップがかかった時にも落ち着いて説明できるスキルを持ち、1つずつ理解してもらう事かなと思っています。</p>
<p>周囲の方々の補助犬への対応の理解、観たり触ったり呼んだりしないという教育、一般的常識を。</p>
<p>小さい時から教育が大切。</p>
<p>常時、同伴することで介助犬の役割を実際に見て頂き、交流を深め疑問に丁寧に答える姿勢が大事と実践している。そのために、日本の社会の動き・補助犬の実態・補助犬先進国（共生社会）の実態などの知識を吸収して啓発活動をしている。補助犬法を説明し、訴えの必要のない社会であって欲しい。</p>
<p>常日頃パートナーの手入れや、排せつ物の処理、コントロールに気を配りながら仲間との協調性などに心がける。</p>
<p>身体障害者補助犬法については、行政機関をはじめ、補助犬の各団体、補助犬利用者などによる更なる啓発活動が必要だと思われる。また、補助犬を街で見かけたときに、必要とされる対応についても、指定法人やユーザーが、適切な説明ができるようにしていく必要がある。入店拒否などについては、その対応の方法やどこに報告するかなど手続きなどについて決まった方法があればよいと思われる。</p>
<p>身体障害者補助犬法はもちろん、障害者、補助犬についての理解啓発を強く推進すること。身体障害者補助犬法の努力義務を法的事務に改正し、罰則強化すること。</p>
<p>世の中に、補助犬への理解がまだ足りていない気がする。出身協会の援助を乞いながら個々人で啓発活動をしていくしかないのか？</p>
<p>誠実で率直な意見交換 社会の一員としての責任感。</p>
<p>社会参加するうえで補助犬利用者が配慮しなければならないことがあると思う。抜け毛の処理配慮、排泄物の処理配慮、匂わない袋に入れて捨てるか、トイレットペーパーを使用してトイレに流すとか、汚れた足で施設に入らないとか、補助犬利用者のマナー向上のために教育が必要だと思う。</p>
<p>粗相がないように努めるしかないと思う。</p>
<p>担当官庁がもっと関わり合うべきである。</p>
<p>地域の受け入れ体制（経験）が少ない。分かってもらうためには交流の機会を多く作り、理解してもらいたいと思う。</p>
<p>聴覚障害者はうまく説明が出来ず本当に辛いです。パンフレットをいつも持参しているので、ホテルなどパンフレットを配布してほしいです。マークも貼ってほしいです。</p>
<p>動物愛護の観点から犬の扱いが難しくなっているので、本当の盲導犬の実情を社会に広める必要がある。11団体ある盲導犬訓練施設の横の連携を強化し、力を合わせて取り組む必要がある。学校や講演会で広く知ってもらおう。補助犬法の罰則が甘い。その他、（住宅）賃貸物件も、見えない人であり火事を起こす可能性が高いことや犬の問題で借りにくい。小売店については、保健所からの指導が必要なのでは。法律を無視してでも受け入れたくないという意思のある店舗については、その旨をこちらにも分かるように「盲導犬 NG というシール」を店頭貼提示していただきたい。外国人経営者の店舗などは話</p>

<p>が通じないため、強制的に「保健所からの通達で」と追い出されることが多い。これも保健所の指導が必要。</p>
<p>入店拒否がなくなること。盲導犬の理解を深めてもらうこと。</p>
<p>普段からのお手入れが大事だと思います。家のシャンプーでは、顔の臭いが取れないので、たまにはペットショップでシャンプーすると綺麗になります。</p>
<p>保健所の衛生指導を理由として断られることがあります。保健所の衛生指導の際に補助犬については、原則受け入れて下さい。ただし、当該犬の状態がひどく、不潔であるとかの事情があれば、使用者にその旨を指摘して、不衛生でなければ受け入れ可能である旨をアナウンスして下さい。などと指導をしてもらえるといいと思います。</p>
<p>補助犬とどんどん外出して、社会の中に補助犬がいるのは当たり前だと思えるようにしていけば、もっと受け入れ拒否が減ると思う。そして利用者が根気よく補助犬が必要だということを身近なところから訴えていき、周りの人たちに理解を深めてもらうことも大切である。</p>
<p>補助犬に対して見つめたり触ったり声をかけたりしないほしい</p>
<p>補助犬に対する認知度をもっと上げる（マスコミ等のPR）。</p>
<p>補助犬のコントロール、清潔を保つ、マナーの重視。</p>
<p>補助犬使用者が社会参加を進めて行くためには、補助犬に対する正しい知識を一人でも多くの人に知っていただくことが大切だと思います。ある時は、過剰な対応になってしまったり、またある時は同伴拒否されたり、またある時は触られたり声をかけられるといったことが起こりますが、それらは補助犬を知らない、または知っているも名称などを知っているだけで、どのような対応するのが良いのかを知らないからだと思います。実際、丁寧に説明したら、理解してそっと温かく見守ってくれる方は多くいます。盲導犬、介助犬、聴導犬という言葉だけでなく、どのような接し方が良いのかを、多くの方に知ってもらえたら、もっと安心して使用者の方々が社会参加を出来るのではないかと思います。そして、使用者が日々、パートナーに対して、行っていることなども含めて広めて行けたら、可哀想な存在ではないということも分かってもらえるようになるのではないかと考えています。トイレはどうしているか？食事はどうしているか？健康管理の事など、良く聞かれる事があります。説明すると「トイレを我慢しているわけではなくて良かった」「体重管理までしているの？すごいですね」などと言われます。その度に、かなり誤解されているから、働かされて可哀想と言われてしまうとを感じる事があります。社会参加するときに、誤解されたりして可哀想と言われてしまったりすると、やはり社会参加はし辛くなります。そのような誤解が少しずつでも減ってくれたらと思っています。</p>
<p>補助犬使用者に限らず、障害者と一般人との接点が少なすぎます。だから、一般人はどこかで障害者を見かけたときにどのように対応すればいいのかわからないので、見て見ぬふりや、ちぐはぐな対応をしてしまいます。義務教育において、障害者は特別支援学校へという流れができていますので、一般人は障害者と触れ合う機会がないままに大人になります。自然な声掛けと対応が可能になるには、学校教育から変えていかなければならないのではないのでしょうか。私が努力すべきこととしては、歩いていたり電車に乗っているときに、声掛けをしてくれたり、何かの対応をしてくれた人に対して、それがちぐはぐな対応だったとしても、まずは感謝の気持ちを相手に伝えて、もし、ちぐはぐな対応だったら「こうしていただければ私は助かります。」というような説明をするようにしています。</p>
<p>補助犬使用者の意見や経験/体験を生かしてほしい</p>
<p>補助犬使用者は「障害者+補助犬」であるので、補助犬を必要とする障害者として認識され、理解が進むことが必要であると思う。また、「少数」というところも理解が進まない一因ではと思う。まだまだ周知と理解が必要。</p>
<p>補助犬使用者自身が積極的に社会参加する</p>
<p>補助犬周知の為の発信。常に同伴シェアピールもその一端か。</p>
<p>補助犬等の法律を知ってほしい。</p>
<p>補助犬法の監視機関を設け利用者からの相談窓口になる</p>
<p>補助犬法の徹底をお願いしたいです。補助犬の認知度はあるようですが、やはり自分には関係ないと思っている人は法律のことなど知らないなので、テレビや新聞などメディアで広げることも大事だし、小さいお子さんから教育の中で教えていくことも大切かなと思います。</p>
<p>補助犬法はあっても、これを運営・管理するのは、罰則がないため、役所などでしか扱っていないのは現状ではないかと思っています。行政官庁も文書で通達したら、もう、徹底しているつもり。トラブルになって、警察に行っても、私たちの範囲外です。と一言。自分たちでできることを考えたら学校などでの啓発位ですが、最近は、受け入れてくれる学校が少なくなっています。街頭などでの啓発活動をと考えるのですが、実行まではいきません。</p>

法律で認められていることを周知させる。
本人も補助犬も身綺麗にする努力が必要ですし、礼節が大事。
毎日、ブラッシングをして、なるべく、毛が飛ばないように気をつける。病院や混雑している所では、匂いを嗅がない様に気をつける。もし、人にぶつかったら、まずは、その人に謝ってから犬に指示を出す様にする。
盲導犬についての正しい知識が広まること。パンフレットやCM等で正しい知識と理解を広げてほしい
盲導犬はストレスがたまり、寿命が短いと耳にすることが多々ある。補助犬に対する理解のみならず、犬への理解、さらに犬との共生については、まだまだ欧米レベルには程遠い。私たちユーザーは犬の行動と心理を学び、補助犬を取り巻く問題だけでなく、人と犬との共生社会にもっと関心を広げるべきと考えます。欧米のように人と犬がもっと密接な関係になれば、補助犬ユーザーの社会参加も進んでいくのではないかと。
盲導犬ユーザーの増加。富山県では、盲導犬のエサ・医療費がユーザー負担となっていて家計を圧迫している。
問題を感じた場合は先方に解答を求めていく。



特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

〒223-0057 神奈川県横浜市港北区新羽町 1688-1 ユー・ニュー・ウイング B203

TEL : 045-275-7770 FAX : 045-275-7771

e-mail : info@jsdrc.jp HP : <http://www.jsdrc.jp/>

身体障害者補助犬使用者 各位

特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

理事長 佐鹿 博信

厚生労働省障害者総合福祉推進事業

国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究

国内における身体障害者補助犬使用者受入れに関するアンケート

ご協力をお願い

このアンケート調査は厚生労働省の障害者総合福祉推進事業として特定非営利活動法人日本補助犬情報センターが行うものです。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、国内外の身体障害者補助犬使用者がスムーズに国内を移動し、様々な施設を利用できるようにすることを目的に、現在の国内における身体障害者補助犬使用者の受け入れの実態を調査します。

アンケートの結果を基に受け入れの課題を整理し、国内外の身体障害者補助犬使用者の受け入れが促進されるように取り組みます。

無記名アンケートであり、個人が特定されるような情報公開はいたしません。指定法人からアンケート用紙またはメールが送られます。指定法人からの送付方法により、アンケート用紙またはメールでの回答のどちらかの方法で回答します。詳しい調査方法は別紙の通りです。

皆様にはお忙しいことと存じますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

〒223-0057 神奈川県横浜市港北区新羽町 1688-1 ユー・ニュー・ウイング B203

TEL : 045-275-7770 FAX : 045-275-7771

e-mail : info@jsdrc.jp HP : <http://www.jsdrc.jp/>

【調査方法】

調査形式：無記名アンケート調査

実施期間：平成29年11月7日～11月21日

回答締め切り：平成29年11月21日（消印有効）

回答および返送方法：

回答および返送方法は2つあります。指定法人からどちらかの方法でアンケートが送られます。

①郵便の場合：指定法人より郵送されたアンケート用紙に直接記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

②メールの場合：指定法人よりテキスト形式またはワード形式のアンケートを、メール本文に記入またはメールに添付し送信します。

指定法人または日本補助犬情報センターにアンケートをメールにて返送してください。

下記のどちらかのメールアドレスに返送してください。

指定法人メールアドレス：

日本補助犬情報センターリサーチ専用メールアドレス：research@jsdrc.jp

※メールでの回答における個人情報の保護について

指定法人に送られたアンケートは個人のアドレスを削除し、日本補助犬情報センターに送られます。

日本補助犬情報センターに直接返信された場合は、調査担当者以外の者が個人アドレスを削除した状態で調査者に送ります。

個人のメールアドレスは調査者には一切わからない状態で調査を行いますので、安心してご回答ください。

※認定法人から①の郵送によりアンケート用紙が送られた場合に、メールでの回答を希望される方

日本補助犬情報センターのホームページにアクセスしテキスト形式またはワード形式のアンケートのファイルをダウンロードし、上記の日本補助犬情報センターリサーチ専用アドレスにメール添付にてご返送ください。

以上

平成29年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

課題6 国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究

国内における身体障害者補助犬使用者受け入れに関するアンケート 回答用紙

※質問は1～16まであります。12はA～Kの11の質問に分かれています。

※大項目の行頭に「■」、小項目の行頭に「■■」がついています。

※12の質問で、「わからない」という項目の番号は全て「9」としています。

※質問と質問の間を1行空けてあります。

※該当する選択肢の行頭に「○」をつけて下さい。

※自由記述がある項目は、選択肢の後に続けてご記入下さい。

■【基本情報】

1 年代を教えてください。

- 1) 10代
- 2) 20代
- 3) 30代
- 4) 40代
- 5) 50代
- 6) 60代以上

2 性別を教えてください。

- 1) 男性
- 2) 女性

3 障害の種類を教えてください。

- 1) 視覚障害（全盲）
- 2) 視覚障害（ロービジョン）
- 3) 聴覚障害（全ろう）
- 4) 聴覚障害（難聴）
- 5) 肢体不自由（歩行不可能）
- 6) 肢体不自由（歩行困難）

4 使用中の補助犬の種類を教えてください。

- 1) 盲導犬
- 2) 介助犬
- 3) 聴導犬

5 使用中の補助犬の使用年数を教えてください。

- 1) 1年未満
- 2) 1年以上～5年未満
- 3) 5年以上～10年未満
- 4) 10年以上

6 現在の補助犬は何頭目かを教えてください。

- 1) 1頭目
- 2) 2頭目
- 3) 3頭目
- 4) 4頭目以上

7 現在の補助犬の年齢を教えてください。

- 1) 2歳以上～5歳未満
- 2) 5歳以上～8歳未満
- 3) 8歳以上～10歳未満
- 4) 10歳以上

8 介助犬使用者・聴導犬使用者の方のみお答えください。屋外での移動方法を教えてください。当てはまるものを全てお答え下さい（補助犬を同伴していないときの移動方法を回答して下さい）。

- 1) 何らかの支援がなくても自分で歩行している。
- 2) 杖(白杖を除く)や手すり、歩行器など、何かを使用して自分で歩行している。
- 3) 壁などを伝い歩きしている。
- 4) 支援者などに介助してもらって歩行している。
- 5) 自走式手動車椅子を使用している。
- 6) 自走式電動車椅子を使用している。
- 7) 介助者に車椅子を押してもらっている。

9 屋外で補助犬を同伴している時の介助の必要性を教えてください。また、その理由も教えてください。

- 1) 常に介助が必要である
- 2) 時々介助が必要である
- 3) 介助は必要ない
- 4) その他

理由：

10 補助犬を同伴している時の主な交通手段を教えてください。当てはまるものを全てお答え下さい。

- 1) 自家用車（自分で運転）
- 2) 自家用車（他者が運転）

- 3) 電車
- 4) バス
- 5) タクシー
- 6) 介護タクシー
- 7) その他

1 1 補助犬の同伴の有無に関わらず、2017年4月から9月の6ヶ月間の外出目的について教えてください。当てはまるものを全てお答え下さい。

- 1) 仕事（職業活動；特例子会社を含む）
- 2) 学校（通学と学校内の活動など）
- 3) 作業所や活動ホームなどの福祉施設への通所
- 4) ボランティアなどの社会的活動
- 5) 病院・買い物など日常の用事
- 6) 趣味・余暇などの活動
- 7) その他

■【2017年4月から9月の6ヶ月間の利用施設における受け入れ状況】

1 2 以下の施設分類において、2017年4月から9月の6ヶ月間の利用状況を教えてください。

※公共性が高い施設等

■■A 公共施設（市役所、区役所、郵便局、銀行、図書館など）

（1）6ヶ月間の利用頻度はどれ位ですか？

- 1) 半年に1回程度
- 2) 3カ月に1回程度
- 3) 月に1回程度
- 4) 週に1回以上
- 5) 利用していない
- 9) わからない

（2）補助犬を同伴して利用していますか？

- 1) 毎回同伴している
- 2) 2回に1回程度同伴している
- 3) 5回に1回程度同伴している
- 4) 10回に1回程度同伴している

- 5) ほとんど同伴していない
- 9) わからない

(3) 6ヶ月間で同伴を拒まれたことはありますか？ある場合は理由と結果を具体的に教えて下さい。

- 1) ある
- 2) ない

理由：

結果：

(4) (3) で同伴を拒まれることがあると答えた方にお聞きします。同伴を拒まれる頻度はどれ位ですか？

- 1) 毎回
- 2) 2回に1回程度
- 3) 5回に1回程度
- 4) 10回に1回程度
- 5) ほとんどない
- 9) わからない

(5) 公共施設における補助犬受け入れにどの程度満足していますか。

- 1) 満足
- 2) やや満足
- 3) どちらでもない
- 4) やや不満
- 5) 不満
- 9) わからない
- 10) その他

(6) 補助犬の同伴について、公共施設に改善してほしい点があれば具体的に教えて下さい。

■■B 医療機関（総合病院、開業クリニックなど）

(1) 6ヶ月間の利用頻度はどれ位ですか？

- 1) 半年に1回程度
- 2) 3カ月に1回程度
- 3) 月に1回程度
- 4) 週に1回以上
- 5) 利用していない

9) わからない

(2) 補助犬を同伴して利用していますか？

- 1) 毎回同伴している
- 2) 2回に1回程度同伴している
- 3) 5回に1回程度同伴している
- 4) 10回に1回程度同伴している
- 5) ほとんど同伴していない
- 9) わからない

(3) 6ヶ月間で同伴を拒まれたことはありますか？ある場合は理由と結果を具体的に教えて下さい。

- 1) ある
- 2) ない

理由：

結果：

(4) (3) で同伴を拒まれることがあると答えた方にお聞きします。同伴を拒まれる頻度はどれ位ですか？

- 1) 毎回
- 2) 2回に1回程度
- 3) 5回に1回程度
- 4) 10回に1回程度
- 5) ほとんどない
- 9) わからない

(5) 医療機関における補助犬受け入れにどの程度満足していますか。

- 1) 満足
- 2) やや満足
- 3) どちらでもない
- 4) やや不満
- 5) 不満
- 9) わからない
- 10) その他

(6) 補助犬の同伴について、医療機関に改善してほしい点があれば具体的に教えて下さい。

■■■ C 福祉施設（老人保健施設、障害者施設、介護施設など）

(1) 6ヶ月間の利用頻度はどれ位ですか？

- 1) 半年に1回程度
- 2) 3カ月に1回程度
- 3) 月に1回程度
- 4) 週に1回以上
- 5) 利用していない
- 9) わからない

(2) 補助犬を同伴して利用していますか？

- 1) 毎回同伴している
- 2) 2回に1回程度同伴している
- 3) 5回に1回程度同伴している
- 4) 10回に1回程度同伴している
- 5) ほとんど同伴していない
- 9) わからない

(3) 6ヶ月間で同伴を拒まれたことはありますか？ある場合は理由と結果を具体的に教えて下さい。

- 1) ある
- 2) ない

理由：

結果：

(4) (3) で同伴を拒まれることがあると答えた方にお聞きします。同伴を拒まれる頻度はどれ位ですか？

- 1) 毎回
- 2) 2回に1回程度
- 3) 5回に1回程度
- 4) 10回に1回程度
- 5) ほとんどない
- 9) わからない

(5) 福祉施設における補助犬受け入れにどの程度満足していますか。

- 1) 満足
- 2) やや満足
- 3) どちらでもない
- 4) やや不満

- 5) 不満
- 9) わからない
- 10) その他

(6) 補助犬の同伴について、福祉施設に改善してほしい点があれば具体的に教えて下さい。

※交通機関

■■■D バス（路線バス）

(1) 6ヶ月間の利用頻度はどれ位ですか？

- 1) 半年に1回程度
- 2) 3カ月に1回程度
- 3) 月に1回程度
- 4) 週に1回以上
- 5) 利用していない
- 9) わからない

(2) 補助犬を同伴して利用していますか？

- 1) 毎回同伴している
- 2) 2回に1回程度同伴している
- 3) 5回に1回程度同伴している
- 4) 10回に1回程度同伴している
- 5) ほとんど同伴していない
- 9) わからない

(3) 6ヶ月間で同伴を拒まれたことはありますか？ある場合は理由と結果を具体的に教えて下さい。

- 1) ある
- 2) ない

理由：

結果：

(4) (3) で同伴を拒まれることがあると答えた方にお聞きします。同伴を拒まれる頻度はどれ位ですか？

- 1) 毎回
- 2) 2回に1回程度
- 3) 5回に1回程度

- 4) 10 回に 1 回程度
- 5) ほとんどない
- 9) わからない

(5) バスにおける補助犬受け入れにどの程度満足していますか。

- 1) 満足
- 2) やや満足
- 3) どちらでもない
- 4) やや不満
- 5) 不満
- 9) わからない
- 10) その他

(6) 補助犬の同伴について、バスに改善してほしい点があれば具体的に教えて下さい。

■■■E 電車 / 鉄道 (駅の構内施設を含む)

(1) 6 ヶ月間の利用頻度はどれ位ですか？

- 1) 半年に 1 回程度
- 2) 3 カ月に 1 回程度
- 3) 月に 1 回程度
- 4) 週に 1 回以上
- 5) 利用していない
- 9) わからない

(2) 補助犬を同伴して利用していますか？

- 1) 毎回同伴している
- 2) 2 回に 1 回程度同伴している
- 3) 5 回に 1 回程度同伴している
- 4) 10 回に 1 回程度同伴している
- 5) ほとんど同伴していない
- 9) わからない

(3) 6 ヶ月間で同伴を拒まれたことはありますか？ある場合は理由と結果を具体的に教えて下さい。

- 1) ある
- 2) ない

理由：

結果：

(4) (3) で同伴を拒まれることがあると答えた方にお聞きします。同伴を拒まれる頻度はどれ位ですか？

- 1) 毎回
- 2) 2回に1回程度
- 3) 5回に1回程度
- 4) 10回に1回程度
- 5) ほとんどない
- 9) わからない

(5) 電車（鉄道）における補助犬受け入れにどの程度満足していますか。

- 1) 満足
- 2) やや満足
- 3) どちらでもない
- 4) やや不満
- 5) 不満
- 9) わからない
- 10) その他

(6) 補助犬の同伴について、電車（鉄道）に改善してほしい点があれば具体的に教えて下さい。

■■F 飛行機（空港施設を含む）

(1) 6ヶ月間の利用頻度はどれ位ですか？

- 1) 半年に1回程度
- 2) 3カ月に1回程度
- 3) 月に1回程度
- 4) 週に1回以上
- 5) 利用していない
- 9) わからない

(2) 補助犬を同伴して利用していますか？

- 1) 毎回同伴している
- 2) 2回に1回程度同伴している
- 3) 5回に1回程度同伴している
- 4) 10回に1回程度同伴している
- 5) ほとんど同伴していない

9) わからない

(3) 6ヶ月間で同伴を拒まれたことはありますか？ある場合は理由と結果を具体的に教えて下さい。

- 1) ある
- 2) ない

理由：

結果：

(4) (3) で同伴を拒まれることがあると答えた方にお聞きします。同伴を拒まれる頻度はどれ位ですか？

- 1) 毎回
- 2) 2回に1回程度
- 3) 5回に1回程度
- 4) 10回に1回程度
- 5) ほとんどない
- 9) わからない

(5) 飛行機における補助犬受け入れにどの程度満足していますか。

- 1) 満足
- 2) やや満足
- 3) どちらでもない
- 4) やや不満
- 5) 不満
- 9) わからない
- 10) その他

(6) 補助犬の同伴について、飛行機に改善してほしい点があれば具体的に教えて下さい。

■■G タクシー

(1) 6ヶ月間の利用頻度はどれ位ですか？

- 1) 半年に1回程度
- 2) 3カ月に1回程度
- 3) 月に1回程度
- 4) 週に1回以上
- 5) 利用していない
- 9) わからない

(2) 補助犬を同伴して利用していますか？

- 1) 毎回同伴している
- 2) 2回に1回程度同伴している
- 3) 5回に1回程度同伴している
- 4) 10回に1回程度同伴している
- 5) ほとんど同伴していない
- 9) わからない

(3) 6ヶ月間で同伴を拒まれたことはありますか？ある場合は理由と結果を具体的に教えて下さい。

- 1) ある
- 2) ない

理由：

結果：

(4) (3) で同伴を拒まれることがあると答えた方にお聞きします。同伴を拒まれる頻度はどれ位ですか？

- 1) 毎回
- 2) 2回に1回程度
- 3) 5回に1回程度
- 4) 10回に1回程度
- 5) ほとんどない
- 9) わからない

(5) タクシーにおける補助犬受け入れにどの程度満足していますか。

- 1) 満足
- 2) やや満足
- 3) どちらでもない
- 4) やや不満
- 5) 不満
- 9) わからない
- 10) その他

(6) 補助犬の同伴について、タクシーに改善してほしい点があれば具体的に教えて下さい。

※不特定多数の人が利用する施設

■■H 飲食店・ファーストフード・レストランなど

(1) 6ヶ月間の利用頻度はどれ位ですか？

- 1) 半年に1回程度
- 2) 3カ月に1回程度
- 3) 月に1回程度
- 4) 週に1回以上
- 5) 利用していない
- 9) わからない

(2) 補助犬を同伴して利用していますか？

- 1) 毎回同伴している
- 2) 2回に1回程度同伴している
- 3) 5回に1回程度同伴している
- 4) 10回に1回程度同伴している
- 5) ほとんど同伴していない
- 9) わからない

(3) 6ヶ月間で同伴を拒まれたことはありますか？ある場合は理由と結果を具体的に教えて下さい。

- 1) ある
- 2) ない

理由：

結果：

(4) (3) で同伴を拒まれることがあると答えた方にお聞きします。同伴を拒まれる頻度はどれ位ですか？

- 1) 毎回
- 2) 2回に1回程度
- 3) 5回に1回程度
- 4) 10回に1回程度
- 5) ほとんどない
- 9) わからない

(5) 飲食店における補助犬受け入れにどの程度満足していますか。

- 1) 満足
- 2) やや満足
- 3) どちらでもない

- 4) やや不満
- 5) 不満
- 9) わからない
- 10) その他

(6) 補助犬の同伴について、飲食店に改善してほしい点があれば具体的に教えて下さい。

■■ I 小売店（コンビニ、スーパーマーケット、デパート）

(1) 6ヶ月間の利用頻度はどれ位ですか？

- 1) 半年に1回程度
- 2) 3カ月に1回程度
- 3) 月に1回程度
- 4) 週に1回以上
- 5) 利用していない
- 9) わからない

(2) 補助犬を同伴して利用していますか？

- 1) 毎回同伴している
- 2) 2回に1回程度同伴している
- 3) 5回に1回程度同伴している
- 4) 10回に1回程度同伴している
- 5) ほとんど同伴していない
- 9) わからない

(3) 6ヶ月間で同伴を拒まれたことはありますか？ある場合は理由と結果を具体的に教えて下さい。

- 1) ある
- 2) ない

理由：

結果：

(4) (3) で同伴を拒まれることがあると答えた方にお聞きします。同伴を拒まれる頻度はどれ位ですか？

- 1) 毎回
- 2) 2回に1回程度
- 3) 5回に1回程度
- 4) 10回に1回程度

- 5) ほとんどない
- 9) わからない

(5) 小売店における補助犬受け入れにどの程度満足していますか。

- 1) 満足
- 2) やや満足
- 3) どちらでもない
- 4) やや不満
- 5) 不満
- 9) わからない
- 10) その他

(6) 補助犬の同伴について、小売店に改善してほしい点があれば具体的に教えて下さい。

■■ J 宿泊施設（ホテル、旅館）

(1) 6ヶ月間の利用頻度はどれ位ですか？

- 1) 半年に1回程度
- 2) 3カ月に1回程度
- 3) 月に1回程度
- 4) 週に1回以上
- 5) 利用していない
- 9) わからない

(2) 補助犬を同伴して利用していますか？

- 1) 毎回同伴している
- 2) 2回に1回程度同伴している
- 3) 5回に1回程度同伴している
- 4) 10回に1回程度同伴している
- 5) ほとんど同伴していない
- 9) わからない

(3) 6ヶ月間で同伴を拒まれたことはありますか？ある場合は理由と結果を具体的に教えて下さい。

- 1) ある
- 2) ない

理由：

結果：

(4) (3) で同伴を拒まれることがあると答えた方にお聞きします。同伴を拒まれる頻度はどれ位ですか？

- 1) 毎回
- 2) 2回に1回程度
- 3) 5回に1回程度
- 4) 10回に1回程度
- 5) ほとんどない
- 9) わからない

(5) 宿泊施設における補助犬受け入れにどの程度満足していますか。

- 1) 満足
- 2) やや満足
- 3) どちらでもない
- 4) やや不満
- 5) 不満
- 9) わからない
- 10) その他

(6) 補助犬の同伴について、宿泊施設に改善してほしい点があれば具体的に教えて下さい。

■■■K レジャー施設（テーマパーク、遊園地、動物園、水族館、映画館など）

(1) 6ヶ月間の利用頻度はどれ位ですか？

- 1) 半年に1回程度
- 2) 3カ月に1回程度
- 3) 月に1回程度
- 4) 週に1回以上
- 5) 利用していない
- 9) わからない

(2) 補助犬を同伴して利用していますか？

- 1) 毎回同伴している
- 2) 2回に1回程度同伴している
- 3) 5回に1回程度同伴している
- 4) 10回に1回程度同伴している
- 5) ほとんど同伴していない
- 9) わからない

(3) 6ヶ月間で同伴を拒まれたことはありますか？ある場合は理由と結果を具体的に教えて下さい。

- 1) ある
- 2) ない

理由：

結果：

(4) (3) で同伴を拒まれることがあると答えた方にお聞きします。同伴を拒まれる頻度はどれ位ですか？

- 1) 毎回
- 2) 2回に1回程度
- 3) 5回に1回程度
- 4) 10回に1回程度
- 5) ほとんどない
- 9) わからない

(5) レジャー施設における補助犬受け入れにどの程度満足していますか。

- 1) 満足
- 2) やや満足
- 3) どちらでもない
- 4) やや不満
- 5) 不満
- 9) わからない
- 10) その他

(6) 補助犬の同伴について、レジャー施設に改善してほしい点があれば具体的に教えて下さい。

■【補助犬使用者の社会参加について】

1 3 同伴を拒まれることや受け入れ制限を受けてご自身の社会参加に影響を受けましたか(予約を強いられる、外出時の煩わしさや気後れ、他者への遠慮、社会不信感など)。

またどのような影響を受けたか具体的に記載して下さい。

- 1) 影響を受けた
- 2) やや影響を受けた
- 3) どちらでもない
- 4) あまり影響を受けていない
- 5) 影響を受けていない

9) わからない

10) その他

影響の具体的内容：

1 4 補助犬使用者が社会参加を進めていくためにはどのような対策や行動が大切（必要）だと思いますか。具体的に記載して下さい。

1 5 全般的に考えて、あなたは補助犬との社会参加に満足していますか。

1) 満足

2) やや満足

3) どちらでもない

4) やや不満

5) 不満

9) わからない

10) その他

1 6 全般的に考えて、あなたは補助犬との生活に満足していますか。

1) 満足

2) やや満足

3) どちらでもない

4) やや不満

5) 不満

9) わからない

10) その他

「国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究」検討委員会 議事概要

○日時：平成30年1月31日（水） 14：00～16：30

○場所：ラポールボックス（横浜ラポール）

○検討委員：検討委員名簿参照

◆本調査の趣旨説明

◆事務局からの説明

◆調査内容報告

「海外ユーザー受入れ調査報告」

- ・海外ユーザーに対する合理的配慮については国内ユーザーと同じく社会に対して求める必要あり。
- ・厚労省ウェブサイト内の海外ユーザー向けポータルサイトの周知については検疫の担当所管である農水省と連携しながら進める（検疫手続きと同時に補助犬法の情報が入る仕組みが必要）
- ・期間限定証明書の権能については、国内補助犬と同等の質の担保がされていると考える
- ・愛知万博開催時の「期間限定証明書」についての周知方法と同様に進める
- ・受け入れ事業者に対する情報周知についても力を入れて行く必要がある

「欧米諸国の補助犬実態及び補助犬の輸入検疫における現状調査報告」

- ・世界の検疫の現状について、狂犬病予防の観点から考えても水際対策が絶対的に必要
- ・オーストラリアは国の姿勢を明確にしているという点では、非常に学ぶところがある
- ・アメリカ国内では州法と連邦法の関係もあるため問題は複雑化している
- ・米軍基地に持ち込まれる動物に関しては注視するとともに、外務省や大使館との連携も必要になる

「国内航空会社調査報告」

- ・航空機におけるエモーションサポートとアラートドッグに関するチェック体制については、航空会社によって差異があり、データは公開されていないため、今後の統一した情報収集が重要

「国内補助犬使用者の受け入れ実態調査報告」

- ・国内における補助犬使用者の同伴拒否についてのアンケート調査の回答率を上げる事の難しさに直面したため、今回はパイロット的であり、次回以降の調査方法の更なる工夫が必要
- ・盲導犬使用者の社会参加について、実態調査の結果があるので活用して欲しい
- ・介助犬使用者の社会参加について、過去6ヶ月の調査では実際より低い拒否率で出ると思われる
- ・聴導犬使用者の社会参加について、当事者側としての配慮や工夫も必要と思われる
- ・国土交通省での接遇ガイドライン検討会に対し、委員を通して当事者団体の意見を出す必要がある
- ・「汎用性のある心のバリアフリー」のためにも、当事者団体の意見とともに、当事者としての準備（温かく受け入れてもらうために必要なこと）が必要。双方の準備があると更にスムーズになる

「海外からの『サービスドッグ』同伴受け入れにおける現状と課題」

- ・海外ユーザー受け入れに関する指定法人の共通認識に基づき、ガイドラインが必要。継続審議必要

「各当事者団体からの意見表明」

- ・アメリカの「偽介助犬」「質の悪い介助犬」が問題になっているが、それらが来日した際には、日本の介助犬も同等と思われ、大きな普及の妨げになることが懸念される。是非とも、海外介助犬に対する質の担保ができるチェック体制を構築し、国内介助犬使用者の努力を無にしないで欲しい。

平成 29 年度 障害者総合福祉推進事業
「国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究」

検討委員名簿

番号	所 属	氏 名
1	全日本盲導犬使用者の会 会長	郡司 ななえ
2	日本介助犬使用者の会 会長	木村 佳友
3	日本聴導犬パートナーの会 代表	安藤 美紀
4	慶應義塾大学経済学部 教授	中野 泰志
5	東京大学教育学研究科 講師	星加 良司
6	横浜市総合リハビリテーションセンター / 社会福祉士	小田 芳幸
7	日本身体障害者補助犬学会理事 / 医学博士	高柳 友子（座長）
8	IGDF（国際盲導犬連盟）理事	小田 和正
9	IAHAIO（人と動物の関係に関する国際組織）理事	山崎 恵子
	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 福祉用具専門官	秋山 仁

調査委員名簿

1	横浜市立大学 名誉教授	佐鹿 博信（事業責任者）
2	神戸大学大学院保健学研究科 准教授	三浦 靖史
3	帝京科学大学生命環境学部 助教	山本 真理子
4	大阪保健医療大学保健医療学部 准教授	橋本 卓也
5	大阪保健医療大学保健医療学部 教授	吉田 文
6	四条畷学園大学作業療法学専攻 教授	野口 裕美

海外補助犬ユーザー 期間限定証明書 (案)

- ◆ 基本対応⇒ IGDF と ADI 加盟団体の補助犬（盲導犬・介助犬＝肢体不自由・聴導犬）のみ事前に書面審査の後、「期間限定証明書」を発送する。来日時にはすでに「期間限定証明書」を所持しており、来日時に空港の検疫でも提示する事ができる。

- ◆ 法的に「紛らわしい表示」にならないための表示レイアウト (案)

※ 認定組織＝IGDF または ADI 加盟団体を想定

海外補助犬ユーザー 期間限定証明書 “User Certificate” of Limited Period for Assistance Dog Users Entering Japan	
○ ○ 犬 (××× Dog)	
入国日 (Date of arrival)	20 / /
出国日 (Date of departure)	20 / /
犬種 (Dog breed)	
指定法人 (Designated Juridical Persons)	
指定法人連絡先	TEL :
認定組織 (Name of the organization from which the unit graduated)	

↓ 現行の補助犬の表示レイアウト

○ ○ 犬	
認定番号	
認定年月日	
犬種	
認定を行った 指定法人の名称	
指定法人の 住所及び連絡先	

平成 29 年度障害者福祉推進事業
国内外の身体障害者補助犬使用者に関する実態調査 報告会 議事概要

日時：平成 30 年 3 月 15 日（木） 14：00～15：45

場所：横浜ラポール ラポールシアター

出席者：名簿参照

～議事概要～（敬称略）

◆開会挨拶

事務局：只今より平成 29 年度障害者総合福祉推進事業国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究報告会を開催する。本事業の担当 NPO 法人日本補助犬センター理事長佐鹿より挨拶。

佐鹿：この調査研究は去年 7 月にキックオフミーティングを行い、約 2 か月間の調査票等の準備の後、実際に指定法人やユーザーなど調査票の配布が始まったのが 10 月近くなつた頃である。検討会が 1 月 31 日に行われ、報告会が 3 月中旬という遅い時期になり申し訳ない。

日本には補助犬ユーザーが 1,100 名程度いるが、今回の国内ユーザー調査では、実際に回答があったのが 206 名だった。回答の中で自由記載の項目を細かくチェックしたところ、同伴拒否に関して記載の件数が多いのは、医療機関とタクシーと飲食店（レストラン）、宿泊施設であった。同伴拒否を受けることで、ユーザーたちはかなりの頻度で具体的な社会参加への影響を受けていると記載されている。拒否をされる度に、勇気を奮って経営者・従業員・予約サイトなどに補助犬同伴や補助犬法のことを説明して、そういった施設を利用できるようになっている方たちもいる。しかし、同時にストレス、煩わしさを感じている。結局気後れがして、補助犬を持ったことで社会参加そのものが阻害されているという印象を受けている方もかなりいる。特に、盲導犬使用者に多い。介助犬・聴導犬使用者よりも盲導犬使用者に多いというのは特別な理由があることも考えられるため、継続して詳しく調査すべきだと思っている。

私は横浜市立大学でリハビリテーションの医者をやっていたので、医療施設における同伴の問題について調べたことがある。アメリカでは医療施設のための環境、感染管理のためのガイドラインが米国疾病管理予防センターから出ている。2003 年版が最新なのだが、15 年バージョンアップしていないのはなぜなのか、調査しなければならないと考えている。この CDC ガイドラインは、全文日本語に翻訳されて Web で検索が可能。翻訳者は横浜市立大学の研究者である。ガイドラインの中には医療機関に介助犬が来た場合にどうすればよいかということが記載されている。ありとあらゆるところに介助犬を受け入れるべきとは書いていないが、介助犬は医療機関で受け入れるということが推奨ガイドの高いランクに掲げられている。日本のように問答無用で拒否することはまず無い。医療機関の他、レストランやバスでも問答無用の拒否が多い。事業者との合理的配慮を行っていく基盤がまだないのかもしれないと思っている。

1 月の検討会では、指定法人からの報告という指定発言を設けていなかった。本日は聴導犬協会や日本盲導犬協会から指定発言が得られる。どちらの団体も検討委員、調査委員ではないため、率直な発言をお願いできていると思っている。また、今回の報告会に関しては厚生労働省への報告書提出のため、逐語録を作成し、全文を記載する予定。

◆厚生労働省 趣旨説明

事務局：今回の調査研究の趣旨に関して厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課福祉用具専門官秋山様より願います。

秋山：今回、障害保健福祉部で持っている障害者総合福祉推進事業という調査研究事業の一環として、「国内外の身体障害者補助犬利用者への対応に関する調査研究事業」というテーマを立てた。身体障害者補助犬法というのは、法律で訓練・認定の規定をしているが、これは国内法であって、海外で認定を受けた補助犬に関しては当然ながら適用外というのが大原則である。しかし、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を目前に控え、補助犬を伴って来日する方が多くなるのではないかと考えられている。そういった中で、海外からの補助犬使用者をどのように日本の社会で受け入れていくべきなのかということに関して、一定の合意を得た上で対応方針を考えなければならないのではということが意見として寄せられた。海外からの補助犬使用者を円滑に受け入れるためにも、どのような対応が必要かという調査研究のため公募をした。

これまでの経緯としては、身体障害者補助犬の訓練や認定で海外から渡航してきた補助犬使用者の対応については各団体の裁量に委ねられているという実態がある。統一的な合意を得て行っているというよりは、各団体に協力いただいているのが実態。それらは関係者間で共有されているわけではなく、統一的な対応ではないと認識している。特定の訓練手法や団体の意見に偏らず横断的な立ち位置で、調査分析をお願いしたという次第である。

厚生労働省では、海外向けのポータルサイトを平成29年5月に作製し現在も公開している。厚生労働省の日本語のHPからリンクできるので後程見ていただきたい。

今回、海外からの補助犬使用者をどのように受け入れるかという観点で調査をお願いしたが、その為には日本の社会でどのように受け入れている実態があるのかということも合わせて調査を行い、指定法人与各訓練事業者のご協力もいただきながら調査を進めていったという報告を受けている。この検討会・報告会も含めて、採択された日本補助犬情報センターがまとめた報告書については私共も吟味し、各指定法人には追って基本的な考え方を示す予定なので、本日も活発なご意見をいただきたいと思っている。

◆配布資料確認

事務局：資料の確認。2枚目に報告会配布資料一覧。1枚目、議事次第、次に参加者名簿。本日の参加者は、下のフロア向かって右側から指定法人の皆様、中央から左角に検討委員の先生方にお座りいただいている。

続いて平成29年度障害者総合福祉推進事業指定課題個表、委員名簿、国内外の身体障害者補助犬利用者への対応に関する調査研究検討委員会議事概要である。参考資料1「国内航空会社調査報告」、参考資料2「欧米諸国の補助犬実態及び補助犬の輸入検疫に関する現状調査」、参考資料3「外国からのサービスドッグ同伴受け入れにおける現状と課題」、参考資料4「海外ユーザー受け入れ調査報告」、参考資料5「国内補助犬使用者の受け入れ実態調査報告」となっている。オブザーブは参考資料2と3のみになる。なお、点字資料に関しては次第のみとなっており、参考資料は入っていないのでご了承いただきたい。また、オブザーブ参加者は報告会終了後、資料返却をお願いする。撮影音声録音は禁止。毎日新聞が取材に入って一部写真撮影をするので個人情報保護の問題がある場合は申し出てください。

◆参考資料 2 「欧米諸国の補助犬実態及び補助犬の輸入検疫に関する現状調査」報告

事務局：まずは参考資料 2「欧米諸国の補助犬実態及び補助犬の輸入検疫に関する現状調査」を帝京科学大学生命環境学部助教山本先生から報告いただく。

山本：初めに海外から日本に来日する補助犬使用者の方の指針を検討する上で、まず日本の補助犬と海外の補助犬はどのような点が違うのかということ把握する必要がある。第一に、法律上の補助犬の定義と基準について調査した。補助犬を連れて海外に行く場合、その国に入国する前に検疫を通るが、ここでの補助犬の情報提供がその国における補助犬の状態を知るファーストステップになる。犬の輸入検疫で補助犬がどのように扱われていて、どのような情報提供がなされているのかということ調査した。対象とする国と地域は、狂犬病清浄国であるオーストラリア、ハワイ。狂犬病非清浄国からはスペインとアメリカ、そして島国で狂犬病非清浄国としてイギリスと台湾。この 6 つの地域の法律の定義、もしくは輸入検疫の状況について報告する。

まず補助犬の定義は、参考資料 2 の 3 ページを参照。日本では身体障害者を対象とする盲導犬と介助犬と聴導犬がある。それ以外の障害をサポートする補助犬として、ここではサービズドッグのアクセス権があるのか、国もしくは州レベルでの補助犬の認定があるのか、そして訓練基準として、訓練事業者の基準が法律で述べられているのかということをもとめた。

ハワイを含むアメリカでは、ADA 法で補助犬は障害を補うために特別に訓練されている犬であるため、いかなる障害であってもその障害を補うために訓練されていれば補助犬と認められる。日本で認められていない種類のサービズドッグにもアクセス権があるということ。そしてこの法律では国レベルでの認定、もしくは訓練基準等については述べられていない。さらには補助犬にはハーネスやベストを着けて表示する必要もなければ、証明書も提示する必要もない。つまり、アメリカでは補助犬とペットを区別する手段がほぼないと言っていい状態である。偽物の補助犬や、適性がない補助犬による咬傷事故、中には少年の死亡事故も報告されている。この問題をさらに大きくしているのがエモーショナルサポートアニマルの存在である。ADA 法ではエモーショナルサポートアニマルは含まれていないが、航空法や住宅に関わる法律では訓練を必要としないこれらの動物たちまで受け入れを認めている。そのため、このエモーショナルサポートアニマルの存在もアメリカでは大きな問題となっている。

続いてオーストラリア。連邦法では障害を軽減するために訓練されている犬ということと、公共の場において補助犬の衛生と行動が適切な基準を満たしている必要がある、と述べられている。細かい定義や訓練基準・認定についてはそれぞれの州の州法に委ねられている。連邦法と各州法に一貫性がないのがオーストラリアの特徴である。

スペインは、国の法律に盲導犬のアクセス権についてのみ記載している。それ以外の補助犬については自治州の法律で定義や訓練基準・認定は異なる。ただし、異なる中でも他の地域から一時的に来る訪問者に関しては、その自治州の中で認められている補助犬ユーザーへの権利と同じ権利を与えるということが多くの自治州で行われている。

イギリスはアメリカのように訓練基準の明記は法律上ではされていない。アメリカほど問題にはなっていないが、偽の補助犬や、高額で補助犬を販売して障害者が苦勞するという報告がある。そこで、ADI の認定を受けているイギリスの育成事業者団体からなる、任意の組織アシスタンスドッグ UK では国に訓練基準や明確な補助犬の定義、育成事業者の定義などを法律に明記するように働きかけを行っている。

台湾では、日本と同様、補助犬は盲導犬・介助犬・聴導犬のみ。台湾で育成されたサービスドッグのアクセス権はない。補助犬の育成に関しては資格を有した訓練士が補助犬を訓練する。育成事業者の基準が明確で、国内の法律に従って設立登録された団体であること、IGDF もしくは ADI の認定団体であること、それらの団体から一定期間指導を受けていること、となっている。補助犬に対しても、ハーネスやベストの着用、使用者証の携帯が義務付けられている。日本と一番近い法律を持っているのが台湾である。

続いて検疫における補助犬の扱いと情報提供について。基本的に補助犬であっても、その他の犬と検疫の手続きは同じで区別はない。ただし、補助犬に対して特別措置のある国や、地域では更なる手続きが必要な場合もある。この特別措置のある国に着目して報告する。それぞれの国で定められている事前準備（ワクチン接種や抗体検査等）をした後に、検疫施設での隔離期間がある国は今回の調査対象国・地域のうち、ハワイ、オーストラリア、台湾である。ハワイは即日、もしくは5日以内の検疫施設での隔離期間が求められることがある。オーストラリアは10日間の隔離期間、台湾は狂犬病非清浄国から入国の場合は、21日間の隔離期間が必要となる。

それぞれの国の特別措置について。ハワイは、補助犬であれば、隔離期間を免除することができる。その際に補助犬の作業内容、入国前の健康証明やダニの駆除証明の提出が必要とされているが、実際には証明書の提示は求められないので、ペットを補助犬と偽る人がいることが問題となっている。

オーストラリアは、補助犬であれば10日間の隔離期間、犬の所在をあらかじめ申請して明らかにしておけばよい。どこの空港から入国してもよい。この制度を利用するためには、医師から障害と補助犬の使用を証明する書類、補助犬育成事業者からの犬を訓練したことを証明する書類などが必要になる。この場合の補助犬は州法で認められている補助犬であるため、IGDF、もしくはADIの認定団体で訓練された補助犬に限られる。注目すべき点として、オーストラリアの検疫では、偽物の補助犬を入国させた場合は法律で罰せられる。また、他の国で補助犬と認められている場合であっても、オーストラリアの補助犬の条件に合致しなければ、入国の際には断られる場合もあるということを明確に注意喚起している。これに関しては海外で問題になっている偽物の補助犬や、適性のない補助犬に対しての警告としてとても分かりやすい情報提供である。

イギリスでは、検疫施設での隔離期間はない。空港や港などペットでは指定されるルートも、補助犬には制限がない。補助犬を証明する書類を提示する必要がない代わりに、検疫に関しては補助犬の定義も明記していない。IGDF もしくは ADI の認定団体で育成された補助犬は入国できるが、それ以外の補助犬は利用する航空機関に問い合わせるなど非常に曖昧な表現になっている。

台湾は、検疫施設以外での検疫が認められるが、補助犬の証明書を提出する必要がある。ここでの補助犬は、台湾の中で認められた補助犬、IGDF もしくは ADI 認定団体で訓練された犬のこと。台湾の中では日本で認められていないサービスドッグは育成していないが、ADI で訓練されたサービスドッグであれば受け入れは可というように海外からの補助犬受け入れも視野に入れた内容になっている。

以上をまとめると、補助犬の定義や訓練基準、認定が曖昧な国は問題を抱えている。特にアメリカでは顕著である。検疫で補助犬への特別措置がある国では、十分な情報提供や明確な定義と基準があることで、受け入れ時の問題を未然に防ぐことができている。日本は補助犬に関しては世界の中でもしっかりした法律がある。検疫手続きの際に補助犬法の情報提供を行うことは、補助犬の法的位置づけを海外からの一時入国者に伝えることは非常に有効である。

◆参考資料3 「海外からのサービスドッグ同伴受け入れにおける現状と課題」報告

事務局：続いて、日本身体障害者補助犬学会理事高柳先生より、「外国からのサービスドッグ同伴受け入れにおける現状と課題」についてご報告いただく。

高柳：参考資料3を参照。先日、補助犬学会で発表した内容を主に話す。山本さんの報告にあった部分は省略する。とにかく補助犬の定義が違う。また、そもそも障害者の定義すら世界各国違うということについて認識していきたい。補助犬法は、厚生科学研究をもとに犬部会、人部会、社会部会と分けて補助犬を社会に受け入れてもらうためにはどういうことが必要なのか、社会啓発に重要なことは何なのかということのをあらゆる側面から研究した結果、ADA法を含め世界各国の障害者差別禁止法を参考に、どういった定義・基準が必要なのかということをもとに作った法律である。補助犬法では、認定制度を設けており、あくまでも犬の認定ではなくユーザーが表示をし、ペットとの区別を明確にするとともに、衛生・行動・健康管理に全責任を持つ。その責任能力があるということをもってして、認定となる。そのため、社会は安心して受け入れる、むしろ、受け入れなければならないということを示すことが目的の法律である。おそらく世界各国で最後にサービスアニマルについて書かれた法律である。そのため、世界各国の中では課題になっているであろうこと、これから日本でも課題になるであろうことを先に鑑みて作った高いハードルを越える法律であることを改めて伝えたい。日本国内では、すべて盲導犬・聴導犬・介助犬という表示を着け、認定証の携帯もしている。これは法律上の義務として行っている。こういう国は先進諸国の中でもない。アメリカでは色々な犬が社会で様々な役割を果たしているが、その様々な役割の中に警察犬、救助犬があり、補助犬も入る。これはとらえ方が変わってくる要素になる。サービスドッグの多様化も大きな勢いで世界に広がっている。昨今、ニーズが高いのが発達障害である自閉症やADHD、軍人のPTSDをサポートする犬たち。その他に、航空会社と検疫所で一番の課題として挙げられるのがエモーショナルサポートと糖尿病発作やてんかん、アレルギー、心臓発作などのアラート犬である。これらの犬は、どのようなサポートをするのか周囲から見てわからない。特に証明書も持っていないというケースもある。本当にてんかん発作を起こす可能性があり、アラート犬を連れてくるのか、ということは目視だけで確認できない。自閉症もしくはADHDあるいは精神障害がある方が連れてくる犬の管理責任者は誰か、ということも日本の補助犬法のように明確に定めはない。これが非常に大きな問題を孕んでいる。

盲導犬は **guide dog** あるいは **seeing-eye dog**、聴導犬は **hearing dog**、これらは海外での呼び名も固定されている。しかし、介助犬と補助犬は両方とも **service dog**、**assistance dog** と呼ばれており、様々な呼び方があり何をもって介助犬、何をもって補助犬と言うのが、英語になったとたんに分からなくなる。エモーショナルサポートドッグが、アメリカで激増しているが、これも当事者は「**This is my service dog.**」と言う。現在のアメリカでは、多くの場所で **service animals only** というポスターが貼られるようになった。もともとは偽なのかわからない素行や管理が悪い犬がスーパー、博物館、美術館などに同伴され、様々な問題が起きた。しかし、注意をすると「**This is my service dog.**」と言われる。それが少し前は「**This is my therapy dog.**」だったので、**therapy dog** は受け入れることができないこと示すために、**service animals only** と表示したのだが、最近では「**This is my service dog.**」に変化してきたという経緯がある。受け入れ側は非常に苦慮しているのが現状である。

アメリカ航空法では emotional support animal は受け入れる対象としなければならないと明記されている。また、この法律の中では動物種を犬に限っていない。「特定の珍しい介助動物、例えば蛇、爬虫類、フェレット、齧歯動物、蜘蛛等を介助動物として搭乗を許可する必要はない」と記載があるが、「ミニチュアホース、豚、サルも含めて排除すべき理由や要因（大きすぎる、重すぎる）で客席に搭乗できないもしくはほかの搭乗者の安全や健康を妨げる脅威となりうる、客席でのサービスに著しく支障をきたす、目的地の入国が許可されていないなどの明確な理由が1週間以内に提示されない場合には、受け入れなければならない」とされている。その理由を明確に提示しなかったために訴訟で負けているケースも航空会社で増えてきているのが実情である。最近では、emotional support peacock（孔雀）を連れてきたアメリカ人が拒否され、訴訟になるという報道もあった。アメリカ航空法では、孔雀であっても適切な手続きをすれば受け入れの対象になる可能性が多分にある。また、その他にもハムスターを emotional support animal として受け入れるよう要請し、それが承諾されなかったために、そのハムスターをトイレに流してしまったが、それは誰の責任かという報道もあった。このような問題がアメリカで多発している。今後アメリカからこのような動物を連れて、日本に入国したいと考える人がいる可能性もある。YouTube などを見ると、「あなたも一緒にペットと乗ろう」というようなことも出てくる。しかし、問題は emotional support animal だけでなく、emotional support dog なのか alert dog なのか偽なのかということの区別がつけられないということ。そもそも、なぜ犬と航空機等に搭乗したいと考える人が増えているのかということ、貨物にペットを乗せる場合は5~6万円以上と高額なため。しかし、「This is my service dog.」と言えば、キャビンに乗ることができ、かつ無料である。また、service dog、assistance dog というタグはアメリカではどこのペットショップでも売られている。ペットショップに行かなくてもインターネットで入手することも可能。アメリカでは、emotional support dog が盲導犬や介助犬に襲いかかり、その後盲導犬や介助犬として機能しなくなる、外に出られなくなるというケースも多発している。

また、実際に日本への入国前の相談事例として、ピーナツ探知犬の受け入れや、白血病にサービスドッグは必要か、という問い合わせがあるのが現状である。入国の際に大切なことは、検疫時にポータルサイト等を見て、日本に入国し日本の中でアクセス権を得るためには日本の補助犬法に則った手続きが必要だということを明確することである。サービスドッグなのかかわからない素行の悪い犬が、日本の盲導犬や介助犬、聴導犬を襲うということが絶対にないような体制を作っておく必要があると考えている。幸い日本は狂犬病清浄国なので水際対策が可能である。農林水産省と厚生労働省が連携をとり、海外から来る前に日本の補助犬法を周知し、体制を整えた上で入国してもらうために、我々もタグを組んで情報周知を計っていく必要があると思っている。

◆指定法人における現状と課題 日本盲導犬協会

事務局：続いて「指定法人における現状と課題」について公益財団法人日本盲導犬協会 常勤理事 吉川様より願います。

吉川：盲導犬の認定の歴史を最初にご報告したい。盲導犬は1992年に盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則が国家公安委員会によりでき、現在11団体がここで認定をされている。当時は盲導犬の訓練と盲導犬の認定は一体ということで同じ事業者の中で訓練が行われ、そして認定が行われるという形をとっていた。認定だけを独立して申請をしたのは2004年で、私共が国家公安委員会と協議

をして盲導犬認定基準を作成し、事業変更届をした。認定をするにあたって、我々は国家公安委員会に訓練と共同訓練の基準、訓練士の認定の基準を提出した。その後4番目の基準として、盲導犬の認定基準を出すことによって、他の協会、団体が育成した犬を盲導犬として認定できるようになった。私共の方でもスイスなどの海外で訓練した犬を日本に持ってきて認定するなどしてきた。その際、認定の申請書類などは介助犬や聴導犬の様式を参考としている。

次に短期滞在、期間限定の認定をしてほしいということがあり、同じ2004年に認定事業の申請をしたということで、厚生労働省と国家公安委員会と私共で協議をし、短期滞在者の期間を限定して認定することができた。この事前申請は、IGDFに所属している育成団体が発行した盲導犬の認定証明書・健康記録・訓練記録などを添付してもらう。そして我々が入国してきた方を空港で待ち受けて事前審査をした上で本人に面会し、簡単な作業能力の確認と日本の法律である補助犬法を説明したうえで認定証を発行するという形をとっている。当然のことながら、補助犬は表示義務があるので証明書の携帯と提示は説明している。ちなみにIGDFはスタンダードというものが10項目あり、申請者の選定の仕方、訓練の方法、育成の方法などが決まっている。ほとんどが国家公安委員会に我々が提出している基準とほぼ一致している。そういう意味でIGDFが認定した犬は保証できるという前提で、短期滞在者はIGDFのみを対象にしたという経緯がある。

日本盲導犬協会では2014年にIGDFのセミナー東京大会を開催した。各国から約300人が集まり、その中に当然盲導犬ユーザーもいるだろうということで、盲導犬の短期滞在希望者への対応を考えてきた。日本の検疫の制度のこと、補助犬法をどう周知していくか、入国時短期滞在者への周知をどうしていくかを思い悩んだ。ほぼ1年前の2013年9月から12月の3回に分けてIGDF本部を通して世界の加盟施設に情報を周知するという形をとった。実際に入国が決定すると、使用者の飛行機の日時、便名などを全て確認し、入国空港の検疫にも情報を提供する。その後、職員が空港で待ち受けて認定証を発行するという、検疫でもトラブルをなくすようにさせていただいた。その中では課題もある。IGDFのメンバーにはルートがあるので周知できるが、例えば非常に小さな盲導犬施設など、IGDFに加盟していない育成団体の犬をどうするのかということが一番の問題だ。日本盲導犬協会では、2014年の大会対応としてHPで英語での情報提供を開始した。しかし、情報提供可能なのは盲導犬のみで介助犬・聴導犬については対応できていない。

また、高柳先生からの報告にあったようなことも問題である。当会の担当者と話をしたが、最近は個人的に作ったアシスタンスドッグと入国したいという問い合わせが多くあり、その対応に苦労している。また補助犬法との整合性についても問題がある。日本の補助犬法で規定されたレベルまで求めるのかどうかなど。実際に来日した場合、盲導犬の場合はカードでよいが、聴導犬・介助犬はベストを着用するなどの表示義務があり、それをどこまでやれるのかなどを決めておく必要があると考える。日本盲導犬協会は4か所の施設を持っているが、神奈川で受け付けたとしても札幌や関空に入ってくるというときに、どう受け入れられるのかという課題もある。また、受け入れたところがどこまで責任を持つか、一応短期滞在として、3か月を想定しているが、トラブルを起こしたときに現地まで行かなければならないのか等、認定証を発行した施設がどこまで責任を持つのかというのも大きな課題になる。

◆指定法人における現状と課題 日本聴導犬協会

事務局：「指定法人における現状と課題」について社会福祉法人日本聴導犬協会会長有馬様よりお願いする。

有馬：私は日本で初めての ADI の国際認定の聴導犬と介助犬のインストラクターであり、2002 年に理事に就任し、3 年間務めた。また世界初の英国聴導犬協会の国際認定聴導犬インストラクターでもある。その他、台湾 1 頭目の聴導犬のアセッサーとして ADI から派遣され、聴導犬育成の相談役も行った。まず、写真を見ていただきたい。これは 2004 年に国際パートナーズ会議を松本で開催した時のものである。主な出席者は IAADP 世界補助犬ユーザーの会の会長・理事たちである。日本聴導犬協会ではその会議の際に 4 頭の一時認定証を、その後 2010 年に聴導犬 4 頭、アメリカ軍基地の介助犬 1 頭に対して、一時認定証を発行した。当会は育成団体として、国外の方たちと同レベルで頑張っていこうという気持ちはある。それと同時に障害を持っている方への共感を大事にしたいと思っている。海外の補助犬の使用者が来日したいと思った時に、高いハードルがあって入国できないというよりは、厳格にはあるが、適切に使用者のレベルを査定し、日本という国を楽しんでいただきたい。

その際の条件としては、検疫には関与しないこと、対象は聴導犬・介助犬ユーザーで、ADI 認定団体の卒業生に限ること。ちなみに ADI の認定団体は昨年 1 月時点で 108 団体と聞いていたが、本年度の認定更新時には 174 団体と聞いた。当会ではこの ADI の認定団体卒業生に限り、一時認定証を発行している。ただし、ユーザー個人とのコンタクトは一切とらない。団体を通して、入国 6 か月前までの書類と動画の提出をお願いしており、査定場所は成田または羽田に限っている。受け入れのための一時認定証の発行プロセスは、次の通り。団体からコンタクトの後、書類を提出してもらう。審査が通れば動画の提出。当会では、YouTube を限定公開にしたものでやり取りをしている。

できれば、米国または国外での能力チェックをしたい。先ほど申し上げた 2004 年、2010 年、2016 年に認定した方たちは米国で既に会ったことがあり、レベルについても確認が取れていたため、特に問題なく一時認定証を空港で手渡した。日本聴導犬協会では入国するユーザーへの共感を大切にしている。今後は AAA (assistance-dog assist association) という組織で、入国してきたユーザーに対して、国内での補助をしたいと考えている。東京オリパラに向けては、海外からの補助犬とユーザーの審査助手やアシストするボランティアを養成しようと考えている。AAA で面接を行い、一時認定証発行のための研修を今年 8 月から行う予定。習得をチェックするための試験を行い、空港での査定のアシスト、国内でのオリンピック会場またはレストランなどへの外出のアシストが可能な体制を作ること考えている。その他、補助犬の健康管理等に関しては東京の獣医師赤坂動物病院の柴内先生が、グルーミングに関しては青山ケネルでバックアップする予定。また、都内の補助犬ウエルカムのお店のリストをアップする。

一時認定証発行について、提出してもらう書類はマイクロチップの番号、ADI の国際認定団体からの認定証の写し、ADI からの推薦状、事故を起こした場合の連帯保証の契約書。例えばバスや飛行機を止めたら何千万という賠償金額が発生する。そのため、これらに関する連帯保証として育成団体との契約を結ぶ。また、保険加入も勧めている。加入した場合は、国内で発生する事故に関わる損害賠償保険証書の写しの提出もお願いしている。その他、提出をお願いしている動画はショッピングモールなどでの

補助犬の歩行・基礎訓練・補助動作に関するものである。国内では、空港で基礎訓練・補助動作訓練・パブリックアクセスマナー、精神的な安定度（リスターバス）も確認する。コートやベストを着用していない犬は協会を用意することを検討中。日本における補助犬の環境を海外からのユーザーが壊してしまう、または評判を下げてしまうということは避けたい。しかし、来日した補助犬ユーザーに対して厳格なだけで共感がないということがないよう、認定をすると同時に様々なおもてなしも協会としての仕事だと考えている。

◆検討会報告

事務局：続いて、検討会の報告。1月31日に行われた検討会について、座長高柳先生より報告。

高柳：資料の議事概要を参照。主に本調査の内容を話した上で意見交換をしている。本日は資料配布のみの国内の航空会社の調査についても報告があった。国内の補助犬使用者受け入れ実態調査に関しては、主にユーザーから意見が挙げられた。補助犬法は当事者の思い法律であり、そういった意味で国外の情報は入ってくる機会が少ない。2020年東京オリパラは国家事業である。本来ならば、オリパラに限らず、障害を持っている方が犬と一緒にいるから、よりよい社会参加ができるという国内の定義と同じように海外の方にも移動していただき、日本はいい国だったと思ってもらえるような旅行を楽しんでいただきたいと思っている。ただ、それだけではうまくいかないという現状の課題について共有することがこの調査研究の主な目的である。そういう意味では、各当事者団体からの意見表明として、今回初めてアメリカの偽補助犬問題や定義の違いなどについて、当事者に知られる機会になったと思う。日本国内のユーザーは非常に高い意識をもっているため、海外の補助犬に対する質の担保ができていないとすると、非常に危うい状況である。これまで国内ユーザーが努力してきたことが無になる可能性があるということについて大きな不安があるという意見交換がなされた。

◆指定法人による意見交換

高柳：指定法人の皆様には、今後それぞれの立場で何らかの形で海外からのサービスドッグの一時入国について役割を果たしていただくことになると思う。この件について、忌憚ないご意見を聞かせて欲しい。

中村：九州盲導犬協会の中村です。九州盲導犬協会では海外からの受け入れ実績はゼロ。認定に関しては、国家公安委員会にも届け出ているので可能であるが、実際にはまだ行っていない。今後起こるであろうと想定しているので、遺漏なく対応できるよう努力したい。

和田：北海道盲導犬協会の和田です。当協会においても、2005年頃国家公安委員会に10施設で育成した盲導犬の認定の他に、10施設以外で育成された盲導犬についても認定できる要綱を提出している。過去に国内で訓練された犬について認定した経緯はあるが、まだ海外からは申請がなく、当協会としても経験がないという状況だ。今後は札幌での冬季オリンピックの可能性もあるため、日本盲導犬協会の実績を踏まえながら積極的に、前向きに実施できるよう体制を整えたい。

森戸：千葉リハビリテーションセンター森戸です。一時的な受け入れや認定の経験がないので、そのノウハウ、一定のルールを他の指定法人等と確認したい。千葉リハビリテーションセンターは成田も近いため、当センターで対応できる部分は対応しなければならないと思う。

高橋：兵庫県社会福祉事業団高橋です。当施設も海外ユーザーの受け入れは実績が全くない。他の指定

法人でどういう対応をしているのか学んで持ち帰りたい。

小田：横浜リハビリテーションセンターの小田です。当事業団でもまだ海外からの受け入れは実施していないが、受け入れに関しては様々な課題があると思う。今後の課題として、国内の指定法人の統一がある。それに伴い、我々としてもどのように受け入れを行うのかきちんと決めなければならない。

一つは検疫というきちんとしたゲートがあり、そのゲートをくぐってきた人たちに対して、誰がどのように認定していくのか。これに関しては全員がバラバラな動きをするのではなく、ある程度固まったものを決めて、それに基づいた仕組みを作らなければならないと思っている。この検討会も含め、皆様のご意見を聞きながら決めていければ良いと思っている。

松井：名古屋市総合リハビリセンター松井です。名古屋リハも海外に対する受け入れ実績はない。これから体制など勉強しながら考えていきたい。

久保：関西盲導犬協会の久保です。関西盲導犬協会では、これまで海外の育成団体のユーザーを二人ほど認定しているが、いずれも日本人である。海外の方とのコミュニケーションをどうしていくのかという問題が協会内部では話し合われている。ここに参加して一番不安に思ったことは、偽サービスドッグの問題である。当協会は国際観光都市・京都が所在地であるため、海外からの旅行者が多い。その中でサービスドッグを使っている方が来られた時の対応について、さらに危機感が強くなった。

安藤：日本聴導犬パートナーの会代表の安藤美紀です。皆さんのお話を聞いて、やはり日本の心である「おもてなし」というサービスも必要だと思った。ユーザーとしては、アメリカから来たサービスドッグに会った際に、自分の聴導犬が噛まれてけがをしたらどうしようという心配もある。日本のルールに従ってもらい、安心して皆が楽しめるようなオリパラになってほしいと願っている。また聴覚障害者は聴導犬を守るというだけではなく、色々な方々とのコミュニケーションを図れないという面もある。お店など行く場合にもとても苦勞している。聴導犬に対する理解を広めるためには時間がかかると思うが、適切なルール作りをして、海外から変な犬が入ることのないように考えていきたい。皆様にもしっかり考えていただきたい。

木村：日本介助犬使用者の会 会長の木村です。活発な議論ありがとうございました。海外から来る場合に、日本の育成団体に問い合わせをする補助犬使用者はそれなりの知識を持っているだろうが、何の事前準備もせずに飛行機には乗れてしまって、いきなり来る方も中にはいると思う。そのような人が入国してきた際に、日本ではどういった対応ができるのかということに不安を感じている。そのように入国してきた犬が国内を旅行するときにサービスドッグとして施設に入ったときに問題にならないかということに心配している。事前連絡もなく入国してきた場合の補助犬の対応についても考えておいていただけるとありがたい。

高柳：木村さんのご指摘の通り、アメリカ航空法で受け入れられるということが有名になっているため、いきなり日本に来てしまうこともあるという実態は聞いたことがある。異国に着いて初めて検疫等問題があることを認識するそう。しかし、その場合は出国した国に送り返される。トラブルケースとしてなぜ知られていないのかというと、航空会社の責任で送り返しているという実態があるため。外国での受け入れができるのかどうかということも鑑みて、その点については航空会社の輸送責任となる。

池田：全日本盲導犬使用者の会 監事の池田です。私は 90 年代にアメリカやカナダに何度か行った。そちらで会う盲導犬はみなおおらかで日本の盲導犬とはだいぶ違う印象。有馬さんと松本でイベントを開催した際にも、アメリカやカナダから来た盲導犬はおおらかであった。そのような経験があるため、海

外からの盲導犬を受け入れることについて私個人は何の心配もしていない。ただサービスドッグ云々については知識もなく、どういう状況かコメントできないのが現状である。

高柳：今回の調査研究を最終的な実務に生かしていくということが一番の目的である。調査研究検討委員会の中で、日本補助犬情報センターから一つ提案があった。海外の補助犬ユーザーに対しては、基本的に日本の補助犬法に則った認定はできない。当然ながら身体障害者手帳は持っていない。そもそも、日本では身体障害者手帳を持っていることが補助犬法の認定の対象になっている。日本盲導犬協会や日本聴導犬協会でも実施しているように、一時通行証または一時認定証等、日本のユーザーが持つ認定証とは異なる名称をつけて、受け入れるように国から通知通達的に周知を図り、日本の補助犬と同様な受け入れをお願いしていくしかないという現状だ。各団体が自由に自分たちの責任でというわけにはいかない。何か起きた際に受け入れ認定した団体が全責任を負うことには無理がある。そこで一つの提案が、「期間限定認定証」である。基本的には IGDF と ADI が加盟する団体に関してのみ、事前に書面等の審査をした上で証明書を発送する。検疫で入国する時点ではこの証明書を持っていることを目指したいと考えている。それがなければ、検疫担当者も大変で、どこから入国するかもわからず、各法人が全国各地の空港に駆けずり回らなければならないというのは現実的に無理がある。これらのことを考慮した上での提案である。法的に紛らわしい表示にならないために、ということで海外認定団体と日本認定団体の両方を明記し、ユーザーにも書いてあることが分かるように日本語と英語を併記する。IGDF や ADI の加盟団体ではないところや、アメリカで増えている個人が訓練した犬を含めると收拾がつかなくなってしまう。団体でない責任はとれないと考えている。個人の場合でも現地の ADI 加盟団体と相談をしてその団体に責任を持ってもらうこと、そこは個人に努力を科すという案である。これについて何かご意見はあるか。

吉川：いくつか確認がある。期間限定証明書を出す日本の機関は指定法人と考えてよいのか。聴導犬・介助犬は育成法人もあるが、そこは対応しないということではいいか。

高柳：その通りである。

吉川：ファミリーでやっているような小さな盲導犬団体もあり IGDF には加盟していないところがたくさんある。そのような団体に IGDF が責任を持ってくれるかという、持たないと思う。IGDF は運営に関することから、細かくスタンダードがあり 5 年に 1 度の審査もある。海外では IGDF に加盟していると国の補助金がもらえるなど一つのステータスになっている部分があり、犬に対しての責任を持つという考え方があるため、おそらく個人が IGDF や ADI に加盟することは難しいのではないか。そこを日本のおもてなしとして、どこまで犬の保証や確認をしなければならないのかが一番の問題だ。ただ、盲導犬の場合、来日した先で単独行動するかと言ったらそれはない。実際は一人で行動することはできない。ほとんどがホテルの中など限定された空間の中で行動すると考えると、歩行に関する非常に高いレベルまで保証する必要があるのか。むしろ吠える、けんかする等の他の人に迷惑をかける行動がないか、落ち着きがあるかどうかなどを見なければならぬと思う。そこを法律との兼ね合いでどう考えていくのか。認定に当たって、面接をするのかも大切である。提案では書類のみの提出となっているが、それで良いのかということも含めて議論をしておかなければならないと思う。

有馬：日本聴導犬協会では、マイクロチップで個体確認はするがそれが本当かどうかわからない。日盲のアイデアは良いのではないか。羽田と成田に限るが、空港でチェックした上でないと、一時認定証を

出す法人としての責任が果たせない。例えば、ラブラドルならどの犬も似ており、見分けがつかない。当会が提出を義務付けている動画もどうとでもできる。当会での依頼者に関しては空港でアセスメントを行わなければ不安で発行できない。事前発行は難しい。

高柳：ご意見承知した。今回の件に関してはあくまでも提案である。吉川さんのご指摘の通り、ADIの団体は更に小さく、そのクオリティまで保証できるかという点、難しいだろう。それについてはどのような意向か、盲導犬業界で取りまとめていただくのがいいかもしれない。2020年はすぐだが、そのように時間がないうちでファーストステップとして、盲導犬と言われたら、日本の「おもてなし」として認定すべきなので、IGDF加盟に限らず認定しても良いのか。今回の提案では、その必要はないと考えた。ADIに関しては盲導犬以上に様々な団体があるので、ADIに加盟している団体を通してやり取りをするという条件を設け、その団体が責任をもって日本に送り出すのだという意識を持ってもらう必要があるのではないかと考えている。

有馬：ADIの正式認定団体とADIの加盟団体は全く違うものである。当会では認定団体に対してのみ一時通行証の発行を行っている。認定団体は、理事のミッション等細かくチェックされる。加盟団体は特に制限なく加盟が可能である。基本的に現在のADIでは加盟団体＝正式認定団体という考え方。その前段階の団体は加盟団体とは呼ばれない。認定団体になるには、海外からの検査官による2日間のチェックをクリアしなければならない。当会では認定証を渡された団体の犬のみを対象としている。加盟団体ではなく正式認定団体であることを注意していただきたい。

高柳：加盟団体ではなく認定団体にした方がよいという提案か？

有馬：そうである。先ほどの発表資料にもあるが、当会での一時通行証発行はADI認定団体のみということになっている。

高柳：ADIで認定された団体からのみ申請を受けたい、受けた方がいいという提案であると理解した。

小田：先ほどの吉川さんからの指摘について。確かに海外からの盲導犬ユーザーが日本に来て、自由に動けるかという点と動けない。そうすると、海外からの補助犬ユーザーの受け入れをどう捉えるのかと考えると少し揺らぐと思う。海外の補助犬は、日本での盲導犬・聴導犬・介助犬の三種類に限らない。しかし、来日した補助犬と使用者の受け入れを、海外での補助犬全てに拡大するとなるとおかしなことになるのではないかと。やはり三つに絞るべきである。「おもてなし」という観点から、ある程度訓練された犬が障害者と一緒に来るならば何でもありとするのか。そうはしない方がいいと思う。では、どのように対応すべきなのか、そこは整理しなければならない。どのような人や犬たちが一時認定されるのかを明確にしなければならない。

また、一時認定証を出すという業務をすべての指定法人がやるかという点、これも考えるべき。指定法人がすべて同じ感覚で業務を行っているわけではない現状から言うと、一定程度の決め事があることでその決め事を守ることができる人たちに委託すべきではないか。すべての指定法人に対して、申請書が来た際に認定してくださいというのは難しいと思う。それも踏まえてもう少し議論が必要ではないか。

木村：日本が海外からの補助犬の受け入れをIGDFとADI加盟団体の補助犬に限るということは、日本の補助犬が海外に行く場合にもIGDFとADIの加盟団体の犬しか受け入れられないということか。

高柳：そのようなことはない。

木村：しかし、日本は IGDF と ADI の加盟団体しか受け入れないが、海外に受け入れてもらうときは IGDF と ADI の加盟団体以外の犬も受け入れてくださいというのは言いにくい感じがある。

高柳：それは国がどのような法律を持っているかによる。日本の場合は、補助犬法があり、その法律に海外のユーザーがどう合わせるかということの基準作りである。日本から海外へ行く場合には、その国の法律に合わせればよい。

安藤：それぞれの団体の確認が必要だということが分かった。しかし、一番大切なのは海外のユーザーの責任能力だと思っている。何か問題が起きた際に対応できるか、その責任能力を面接などで確認した上で誓約書のようなものを作った方が良いのではないか。後々問題が起きた際に本人が責任を持つという証明があった方が良いのでは。

有馬：日本聴導犬協会では相手に契約書を書いてもらい、その際に認定をした団体とユーザーの両方が責任を持つということで損害賠償まではっきりさせている。

高柳：個人の責任とそれを出した団体の責任ということだと思う。私としても、調査兼研究検討委員会としても大切なことは事前の情報周知だと考えている。海外から補助犬を伴って日本まで来たにも関わらず、受け入れてもらえないとなると困惑してしまう。まずは事前の情報提供がなされていない現状を変えなければならない。日本には補助犬法という法律があり、狂犬病清浄国として、検疫には非常に高いハードルがあるということを知ることが最も重要である。その点に関して周知ができていれば、本当は補助犬が必要でない人や、偽の補助犬を連れてくる人は減少するのではないかと予想できる。

◆今後の展望とまとめ 厚生労働省より

秋山：海外からの補助犬ユーザーの受け入れに関しては、日本盲導犬協会と日本聴導犬協会が先行的に対応していて、他の指定法人は実態がないということが分かった。とはいえ、それぞれ異なった方向で対応することは望ましくないと考えている。意見のすり合わせをした上で、統一的な対応を来年度にお願いすることになるだろう。経験がないところが急に対応をすることは難しいと考えられるため、当面は受け入れの経験がある両協会に指導的な役割として、お願いしたいと考えている。また今回の件は、厚生労働省の業務に限定されるものではなく、検疫所との連携は欠かせないと考えている。検疫の一連のプロセスの中で一時的な認定証はどのように生きてくるのかということも双方で考えていきたい。今後ともご協力いただきたい。

事務局：以上で報告会を終了する。

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
「国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究」報告会

出席者名簿（敬称略）

■指定法人

公益財団法人	北海道盲導犬協会	出席
公益財団法人	東日本盲導犬協会	欠席
公益財団法人	日本盲導犬協会	出席
公益財団法人	アイメイト協会	欠席
公益財団法人	中部盲導犬協会	欠席
社会福祉法人	日本ライトハウス	欠席
公益財団法人	関西盲導犬協会	出席
社会福祉法人	兵庫盲導犬協会	欠席
公益財団法人	九州盲導犬協会	出席
公益財団法人	日本補助犬協会	欠席
一般財団法人	全国盲導犬協会	欠席
社会福祉法人	横浜市リハビリテーション事業団	出席
社会福祉法人	兵庫県社会福祉事業団	出席
社会福祉法人	日本聴導犬協会	出席
社会福祉法人	名古屋市総合リハビリテーション事業団	出席
社会福祉法人	日本介助犬福祉協会	欠席
社会福祉法人	千葉県身体障害者福祉事業団	出席

■検討委員

- ・全日本盲導犬使用者の会 会長 郡司ななえ （代理出席 監事／池田純）
- ・日本介助犬使用者の会 会長 木村佳友
- ・日本聴導犬パートナーの会 代表 安藤美紀
- ・横浜市総合リハビリテーションセンター / 社会福祉士 小田芳幸
- ・日本身体障害者補助犬学会理事 / 医学博士 高柳友子

- ・厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 福祉用具専門官 秋山仁

■調査委員

- ・横浜市立大学 名誉教授 佐鹿博信（事業責任者）
- ・帝京科学大学生命環境学部 助教 山本真理子
- ・大阪保健医療大学保健医療学部 教授 吉田文
- ・四条畷学園大学作業療法学専攻 教授 野口裕美

2016年度「身体障害者補助犬育成促進事業」に関する実施実態調査結果

【調査実施背景】

2016年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、①従来からの補助犬の育成（費用助成）、②地域における理解促進・普及啓発に要する費用、③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用が補助対象に加えられた。よって、「身体障害者補助犬育成促進事業」を各自治体がどのように活用しているのかを把握するため、全都道府県、政令指定都市、中核市に対して実態調査を行った。今回の調査結果は、各自治体における身体障害者補助犬育成促進事業の実施状況について、ガイドラインを策定する等、具体的対応を検討するための基礎資料として活用する。

育成計画の作成

(回答総数 都道府県 47件)

- ・貴都道府県の助成候補者の決定について、調査ならびに評価を委託していますか。
*詳細は、21ページをご参照ください。

1) 調査について委託していますか。

委託している	23% (11)
委託していない	75% (35)
その他	2% (1)

以下、調査を委託している場合のみ回答

- ・費用について、地域生活支援事業における「身体障害者補助犬育成促進事業補助金」を利用していますか。

している	55% (6)
していない	27% (3)
未回答	18% (2)

- ・調査には担当者が立ち会っていますか。

立ち会っている	18% (2)
立ち会っていない	73% (8)
未回答	9% (1)

- ・委託した調査の報告書提出を求めていますか。

求めている	64% (7)
求めていない	27% (3)
未回答	9% (1)

2) 評価について委託していますか

委託している	17% (8)
委託していない	79% (37)
その他	2% (1)
未回答	2% (1)

以下、評価を委託している場合のみ回答。

- ・費用について、地域生活支援事業における「身体障害者補助犬育成促進進事業補助金」を利用していますか。

利用している	75% (6)
利用していない	25% (2)

- ・評価には担当者が立ち会っていますか。

立ち会っている	37% (3)
立ち会っていない	63% (5)

- ・委託した評価の報告書提出を求めていますか。

求めている	75% (6)
求めていない	25% (2)

理解促進・普及啓発

- ・貴都道府県では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成 等）を実施していますか、もしくは実施する予定がありますか。また、その取り組みに関しての具体的な内容や、おおよその費用、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金利用の有無についてもご回答ください。

【助成施策】

2016年度：助成施策の実施	
実施あり	15% (7)
実施なし	83% (39)
未記入	2% (1)

	内容	費用	補助金利用
埼玉県	補助犬の健康診断や予防接種等、健康管理に必要な経費を助成している。	1,260,000	
千葉県	ヤクルトグループ(千葉県ヤクルト販売会社等)が、社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会に例年2頭分の盲導犬育成資金を寄付している。(平成27年度は未活用の寄付金が累積していた為、一時休止したが、その後活用が進んだ為、平成28年度に再開され2頭分の育成資金が寄付された。) 県としては、寄付金による盲導犬給付の申請の受付および審査等並びに寄付金による盲導犬の贈呈式開催などを通じて協力している。		
福井県	補助犬の衛生管理(健康診断、予防接種、フィラリア予防薬等)にかかる費用の助成を実施	上限38,000	
長野県	県の動物愛護センターにおいて、補助犬の定期健康診断を希望者に無料でやっている。		
鳥取県	予防接種代助成	実費	○
島根県	「身体障がい者補助犬健康管理費助成事業」補助犬使用者が補助犬に獣医師による健康診断、予防接種及びその他の疾病予防措置等を受けさせた場合にその費用を助成	600,000	
香川県	獣医師による健康診断、獣医師による予防接種及びその他の疾病予防措置等	未記入	

2017年度：助成施策実施予定	
実施予定	15% (7)
実施予定なし	83% (39)
未記入	2% (1)

	内容	費用	補助金 利用
岩手県	県庁内における補助犬もっと知ってBOOK(国作成)の配架、ポスター掲示		
埼玉県	市町村担当課会議において、補助犬理解促進の為の説明を行った。	0	
千葉県	平成28年11月15日 市町村職員及び県関係出先機関職員を対象に、「身体障害者補助犬講習会」を開催した。 (公財)日本盲導犬協会、(特非)兵庫介助犬協会及び(一社)日本聴導犬推進協会との共催とし、補助犬の体験会を講習会のメニューに盛り込んだ。		
新潟県	食品衛生指導員養成講習会での行政説明	0	
石川県	公共交通機関等に補助犬の受け入れについて周知を行った 旅館業の従業員を対象とした研修時に補助犬の受け入れについて周知を行った		
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
奈良県	障害のある人となない人がともに理解しあい、支えあう地域社会を構築し、障害のある人や障害に対する理解を深めることにより、多様な障害特性やそれぞれに必要な配慮等について理解・実践するための啓発活動として、まほろば「あいサポート運動」を実施している。その一環として、企業等の職員や一般県民向けにまほろば「あいサポーター研修」を実施しており、補助犬についても講義を行っている。	1,880,000	
鳥取県	身体障害者補助犬啓発講演会の開催 * 上記のほか、県HPへ掲載	150,000	
島根県	飲食店事業者に補助犬の受け入れについて理解促進を図る為に、県内の飲食店事業者を対象とした飲食店の更新にかかる講習会において補助犬の役割や受け入れ義務について説明を行った。 補助犬使用者に対するタクシー乗車拒否防止のため、県内のタクシー業者にリーフレットを送付し、補助犬の受け入れに関して理解促進を図った。	-	
徳島県	盲導犬ユーザーと盲導犬が、交通安全運動に参加して、視覚障害者をはじめとする障がい者の交通安全の確保や障害者や盲導犬への理解を呼びかけた(交通部局)。 盲導犬と盲導犬ユーザーが、人権推進員として学校を訪問し、視覚障害者を取り巻く問題を伝えるとともに、盲導犬の理解に努めている(教育)。		
高知県	平成28年度市町村身体障害者団体会長会(H29.2.15)で補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の給付について説明 平成28年度市町村身体障害者団体指導者研修会(H29.2.15実施)で補助犬の給付について説明		
沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例(沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例)のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。また、補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受け入れ等について理解・協力を呼びかけている。補助犬に関する相談事例を盛り込んだ研修の実施件数は21件。		

【理解促進】

2016年度：理解促進事業実施	
実施あり	23% (11)
実施なし	25% (35)
未回答	2% (1)

	内容	費用	補助金 利用
埼玉県	補助犬の健康診断や予防接種等、健康管理に必要な経費を助成する予定。	1,197,000	
千葉県	ヤクルトグループ(千葉県ヤクルト販売会社等)が、社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会に例年2頭分の盲導犬育成資金を寄付している。(平成27年度は未活用の寄付金が累積していた為、一時休止したが、その後活用が進んだ為、平成28年度に再開され2頭分の育成資金が寄付された。) 県としては、寄付金による盲導犬給付の申請の受付および審査等並びに寄付金による盲導犬の贈呈式開催などを通じて協力している。		
福井県	補助犬の衛生管理(健康診断、予防接種、フィラリア予防薬等)にかかる費用の助成を実施	上限38,000	
長野県	県の動物愛護センターにおいて、補助犬の定期健康診断を希望者に無料でやっている。		
鳥取県	予防接種代助成	実費	○
島根県	「身体障がい者補助犬健康管理費助成事業」補助犬使用者が補助犬に獣医師による健康診断、予防接種及びその他の疾病予防措置等を受けさせた場合にその費用を助成	600,000	
香川県	獣医師による健康診断、獣医師による予防接種及びその他の疾病予防措置等	120,000	

2017年度：理解促進事業実施予定	
実施予定あり	26% (12)
実施予定なし	72% (34)
未回答	2% (1)

	内容	費用	補助金 利用
岩手県	県庁内における補助犬もっと知ってBOOK(国作成)の配架、ポスター掲示		
栃木県	旅館協同組合の総会等の場における理解促進PR	0	
埼玉県	市町村担当課会議において、補助犬理解促進の為の説明を予定している。	0	
千葉県	市町村職員および、県関係出先機関職員を対象に「身体障害者補助犬講習会」を開催予定		
新潟県	食品衛生指導員養成講習会での行政説明	0	
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
奈良県	障害のある人となない人がともに理解しあい、支えあう地域社会を構築し、障害のある人や障害に対する理解を深めることにより、多様な障害特性やそれぞれに必要な配慮等について理解・実践するための啓発活動として、まほろば「あいサポート運動」を実施している。その一環として、企業等の職員や一般県民向けにまほろば「あいサポーター研修」を実施しており、補助犬についても講義を行っている。	1,300,000	
鳥取県	県HPへ掲載		
島根県	飲食店事業者に補助犬の受け入れについて理解促進を図る為、県内の飲食店事業者を対象とした飲食店の更新にかかる講習会において補助犬の役割や受け入れ義務について説明を行った。	-	
徳島県	盲導犬ユーザーと盲導犬が、交通安全運動に参加して、視覚障害者をはじめとする障がい者の交通安全の確保や障害者や盲導犬への理解を呼びかけた(交通部)。		
	盲導犬と盲導犬ユーザーが、人権推進員として学校を訪問し、視覚障害者を取り巻く問題を伝えるとともに、盲導犬の理解に努めている(教育)。		
高知県	平成29年度市町村身体障害者団体会長会(H30.2.15)で補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の給付について説明		
	平成29年度市町村身体障害者団体指導者研修会(H30.2.15実施)で補助犬の給付について説明		
沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例(沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例)のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。また、補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受け入れ等について理解・協力を呼びかける予定。補助犬に関する相談事例を盛り込んだ研修の実施件数は10件(12月25日現在)。		

【啓発活動】

2016年度：啓発活動事業の実施	
実施あり	79% (37)
実施なし	21% (10)

	内容	費用	補助金 利用
北海道	希望する事業者や市町村に対し、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットを配布		
青森県	コンビニ等からの県政情報発信として盲導犬に関するチラシの配布		
	月間広報ラジオとして身体障害者補助犬についての定期的なラジオ放送		
宮城県	県ホームページでの普及啓発		
	健聴障害福祉課の廊下・課室内でのポスター等の掲示		
秋田県	飲食店やスーパーマーケット等、事業者から要望があった場合、ほじょ犬ステッカーを配布し、店頭に掲げるなどして普及啓発を図る(ステッカーは県の在庫で対応)		
	障害福祉課のカウンターに、身体障害者補助犬に関するリーフレット等を設置している。		
山形県	山形県のホームページに補助犬の普及啓発に関わるページを掲載		
栃木県	県と民間企業(コンビニ・銀行等)との連携による定期的な情報発信コーナーの活用		
	各種イベントへの訓練事業者の出展協力		
	訓練主催者が主催するイベントの広報協力		
群馬県	県ホームページへの掲載		
	課内におけるポスター掲示、チラシ配置		
埼玉県	保健所等に対して、厚生労働省作成の補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布		
	県庁オープンデーにて、一般県民を対象に補助犬のデモンストレーションを実施。	4,000	
千葉県	平成28年9月7日 県内の食品衛生関係の統括的団体および宿泊施設関係の統括的団体に対し、ほじょ犬もっと知ってBOOKおよびステッカーを配布し、参加の事業者等に対し、補助犬法による補助犬の同伴について周知するよう依頼した。		
東京都	厚生労働省作成補助犬ステッカー・リーフレットの配布	未記入	未記入
神奈川県	希望のあった店舗等に対するステッカーやパンフレットの配布		
新潟県	補助犬リーフレットの作成および配布	143,078	
富山県	補助犬ステッカーやパンフレットの配布(旅館業者など)		
	県視覚障害者協会とともに、県ホテル・旅館生活衛生同業組合に対して、盲導犬等の組合員への周知等に関わる養成活動を実施		
石川県	障害者関係イベントに補助犬育成団体を呼び、周知を行う。	8,200,000 (イベント全体)	
長野県	視覚障がい者及び盲導犬の通行に関する注意喚起を県のホームページに掲載		
岐阜県	ほじょ犬マークを含む障がい者マークの啓発クリアファイルを作成し、障害者週間における街頭啓発等で県民に配布	151,000	
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
愛知県	訓練事業者に委託し、盲導犬及び介助犬のデモンストレーション等を大型ショッピングモール等で実施する。	206,000	○
三重県	三重ろう者文化祭(11/13) 展示ブース設置、聴導犬のデモンストレーション実施	280,000	○
	三重県障がい者芸術文化祭(12/17) 展示ブース設置、介助犬のデモンストレーション実施		
	視覚障がい者日常生活用具展(1/19) 展示ブース設置、盲導犬のデモンストレーション実施		
滋賀県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布		
京都府	直接事業は実施していないが、関係団体や訓練事業者が実施するイベント等の補助や後援を行っている。		

大阪府	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布		
	「第14回共に生きる障がい者展」での補助犬ユーザーの講演		
兵庫県	県内で開催されるイベント等で、パンフレットの配布及びDVDを紹介した。		
奈良県	ホテルやタクシー協会へ補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布		
	福祉イベントでのステッカーやパンフレットの配布		
和歌山県	補助犬同伴ステッカーやパンフレット、ポスターの配布	未記入	未記入
	テレビやラジオ、県の広報誌による広報	未記入	未記入
	県ホームページに身体障害者補助犬、身体障害者補助犬法および身体障害者補助犬給付事業について掲載	未記入	未記入
鳥取県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	0	
島根県	県内の郵便局に対して、厚生労働省作成のステッカー及びリーフレットを送付し、ステッカーの掲示により一般の方への		
	県政テレビ番組にて補助犬の役割や受け入れ義務について啓発を行った。		
	盲導犬に関する啓発ポスター及びチラシを作成し、関係団体へ送付	66,000	○
岡山県	障害者週間啓発事業における介助犬の啓発イベント		
広島県	人権啓発行事である「ヒューマンフェスタ広島」において、身体障害者補助犬貸与式、補助犬によるデモンストレーション等を実施。	40,370	○
	5月22日の「ほじょ犬の日」に合わせて、県Facebook、県Twitterにて記事を掲載。		
	県庁舎内に、ポスター掲示、パンフレット配架。県内関係機関にパンフレット配布。		
徳島県	イベント開催時、研修会等機会を捉え、パンフレットの配布やパネル展示を行っている。	-	
香川県	ラジオによる広報		
	人権フェスタ(12月)にてパンフレット等を配布		
高知県	学校啓発で高知県内の16小中学校に盲導犬ユーザーの紹介及び16小中学校の児童、教師、保護者等にパンフレット等1,500部を配布	79,000	
	高知点字図書館と共催で関西盲導犬協会と盲導犬体験歩行、盲導犬PRの啓発活動実施(H28.9.25実施)	80,000	
福岡県	盲導犬体験歩行やデモンストレーション等イベント実施	6,679,569	○
	介助犬、聴導犬の啓発講演及びチラシ配布	2,503,839	○
佐賀県	希望者にステッカー、パンフレットの配布を実施		
宮崎県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。障害者週間のイベント等を活用し、専用ブースにおいてパンフレット等を掲示・配布し、普及啓発を図っている。		
	九州補助犬協会が主催する補助犬普及キャンペーンへの参加		
鹿児島県	県ホームページに、身体障害者補助犬および身体障害者補助犬給付事業について掲載している。		
	希望があれば、厚生労働省作成の補助犬ステッカー等を配布。		
沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例(沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例)のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。また、補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受け入れ等について理解・協力を呼びかけている。補助犬に関する相談事例を盛り込んだ研修の実施件数は21件。		

2017年度：啓発活動事業実施予定	
実施予定あり	79% (37)
実施予定なし	21% (10)

	内容	費用	補助金
北海道	希望する事業者や市町村に対し、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットを配布		
青森県	コンビニ等からの県政情報発信として盲導犬に関するチラシの配布		
	月間広報ラジオとして身体障害者補助犬についての定期的なラジオ放送		
宮城県	県ホームページでの普及啓発		
	健聴障害福祉課の廊下・課室内でのポスター等の掲示		
秋田県	飲食店やスーパーマーケット等、事業者から要望があった場合、ほじょ犬ステッカーを配布し、店頭に貼るなどして普及啓発を図る。(ステッカーは県の在庫で対応)		
	障害福祉課のカウンターに、身体障害者補助犬に関するリーフレット等を設置している。		
山形県	山形県のホームページに補助犬の普及啓発に関わるページを掲載		
栃木県	県と民間企業(コンビニ・銀行等)との連携による定期的な情報発信コーナーの活用		
	各種イベントへの訓練事業者の出展協力		
	訓練主催者が主催するイベントの広報協力		
群馬県	県ホームページへの掲載		
	課内におけるポスター掲示、チラシ配置		
埼玉県	フランチャイズチェーン協会や食品衛生協会に対して、厚生労働省作成の補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布。		
	県庁オープンデーにて、一般県民を対象に補助犬のデモンストレーションを実施。	4,000	
東京都	厚生労働省作成補助犬ステッカー・リーフレットの配布	未記入	未記入
神奈川県	希望のあった店舗等に対するステッカーやパンフレットの配布		
新潟県	補助犬リーフレットの作成および配布	114,210	○
	県広報番組での普及啓発	不明 (広報担当部局が一括計上)	
富山県	補助犬ステッカーやパンフレットの配布(旅館業者など)	-	
石川県	障害者関係イベントに補助犬育成団体を呼び、周知を行う。	8,200,000 (イベント全体)	
長野県	視覚障がい者及び盲導犬の通行に関する注意喚起を県のホームページに掲載		
岐阜県	ほじょ犬マークを含む障がい者マークの啓発クリアファイルを作成し、障害者週間における街頭啓発等で県民に配布	142,884	
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
愛知県	訓練事業者に委託し、盲導犬及び介助犬のデモンストレーション等を大型ショッピングモール等で実施する。	300,000	○
三重県	三重県障がい者芸術文化祭(1/13) 介助犬のデモンストレーション実施	200,000	○
	視覚障害者協会日常生活用具展示展(1/18) 展示ブース設置、盲導犬のデモンストレーション実施		
	津市ユニバーサルデザイン発表会(2/18) 展示ブース設置、補助犬のデモンストレーション実施		
滋賀県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布		
京都府	直接事業は実施していないが、関係団体や訓練事業者が実施するイベント等の補助や後援を行っている		
大阪府	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布		
	「第15回共に生きる障がい者展」での補助犬ユーザーの講演		
兵庫県	県病院協会および県民間病院協会を通じ、県内の病院へパンフレットの配布を行った。		
	県内で開催されるイベント等で、パンフレットの配布及びDVDを紹介した		
奈良県	福祉イベントでのステッカーやパンフレットの配布		
和歌山県	補助犬同伴ステッカーやパンフレット、ポスターの配布	未記入	未記入
	テレビやラジオ、県の広報誌による広報	未記入	未記入
	県ホームページに身体障害者補助犬、身体障害者補助犬法および身体障害者補助犬給付事業について掲載	未記入	未記入

鳥取県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布		
島根県	新聞にて、補助犬やステッカーについて掲載		
広島県	人権啓発行事である「ヒューマンフェスタ広島」において、身体障害者補助犬貸与式、補助犬によるデモンストレーション等を実施。 5月22日の「ほじょ犬の日」に合わせて、県Facebook、県Twitterにて記事を掲載。 県庁舎内に、ポスター掲示、パンフレット配架。県内関係機関にパンフレット配布。	40,370	○
徳島県	イベント開催時、研修会等機会を捉え、パンフレットの配布やパネル展示を行っている。		
香川県	ラジオによる広報 人権フェスタ(12月)にてパンフレット等を配布		
愛媛県	厚生労働省作成のリーフレット及び県作成の補助犬受入れに関するQ&Aを飲食店営業の食品衛生責任者講習会において配布 厚生労働省作成のリーフレット及び県作成の補助犬受入れに関するQ&Aを飲食店営業の愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合を通じて同組合員に配布。		
高知県	学校啓発で耕地県内の14小中学校に盲導犬ユーザーの紹介及び14小中学校の児童、教師、保護者等にパンフレット等1,400部を配布	78,000	
福岡県	盲導犬を主体として、講演会及び体験会を実施 介助犬、聴導犬を主体として、啓発活動、キャンペーンを実施	7,935,000 3,790,000	○ ○
佐賀県	希望者にステッカー、パンフレットの配布を実施		
宮崎県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。障害者週間のイベント等を活用し、専用ブースにおいてパンフレット等を掲示・配布し、普及啓発を図っている。 九州補助犬協会が主催する補助犬普及キャンペーンへの参加		
鹿児島県	県ホームページに、身体障害者補助犬および身体障害者補助犬給付事業について掲載している。 希望があれば、厚生労働省作成の補助犬ステッカー等を配布。		
沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例(沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例)のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。また、補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受け入れ等について理解・協力を呼びかける予定。補助犬に関する相談事例を盛り込んだ研修の実施件数は10件(12月25日現在)。		

【ニーズ並びに供給体制の把握】

2016年度：ニーズ並びに供給体制の把握実施	
実施あり	28% (13)
実施なし	72% (34)

	内容	費用	補助金
宮城県	各育成事業者に対し、訓練・貸与の状況について聞き取り	-	
秋田県	各市町村および県視覚障害者福祉協会に対し、次年度における補助犬給付希望者調査を実施している。	-	
群馬県	給付者一覧表を作成し、給付年を管理することにより、更新希望を照会している。	-	
埼玉県	訓練事業者に育成頭数について調査。	-	
千葉県	平成28年8月16日 各法人が給付した盲導犬が、千葉県内のどの市町村で実働しているか調査した		
富山県	富山県視覚障害者協会へ委託し、補助犬希望者数などを把握してもらっていた	600,000	○
石川県	関係団体へ状況の聞き取りを行う	0	
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
愛知県	訓練事業者への育成頭数の把握		
滋賀県	訓練事業者の育成頭数の把握		
広島県	委託先・再委託先からの把握	-	
沖縄県	補助犬育成補助事業希望者募集の際に、県広報誌、県民ラジオ、県HPにて募集広告を行い、希望者を把握している。		

2017年度：ニーズ並びに供給体制の把握実施予定	
実施予定あり	26% (12)
実施予定なし	74% (35)

	内容	費用	補助金
宮城県	各育成事業者に対し、訓練・貸与の状況について聞き取り	-	
秋田県	各市町村および県視覚障害者福祉協会に対し、次年度における補助犬給付希望者調査を実施している。	-	
群馬県	給付者一覧表を作成し、給付年を管理することにより、更新希望を照会している。	-	
埼玉県	訓練事業者に育成頭数について定期的に調査する 県内の補助犬ユーザーに向けて、再給付を希望するかアンケート調査を実施。		
富山県	今後も引き続き、富山県視覚障害者協会へ委託し、補助犬の希望者数などを把握してもらう予定	600,000	○
石川県	関係団体へ状況の聞き取りを行う	0	
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
愛知県	訓練事業者への育成頭数の把握		
滋賀県	訓練事業者の育成頭数の把握		
広島県	委託先・再委託先からの把握		
沖縄県	補助犬育成補助事業希望者募集の際に、県広報誌、県民ラジオ、県HPにて募集広告を行い、希望者を把握している。		

【連携体制】

2016年度：連携体制の取り組み実施	
実施あり	6% (3)
実施なし	94% (44)

	内容	費用	補助金 利用
千葉県	県内において関係団体が補助犬の普及・啓発のためのイベントを実施する際に、当該団体から求めがあった場合は、イベントのチラシを市町村等に配布し掲示を依頼している。(原則として当該イベントが県の後援を受けていることを前提とする。)		
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
広島県	情報共有システムを構築し、広島ハーネスの会、広島市、福山市へ相談が寄せられるたびに、県へ報告され県から各機関へ情報提供を行う。2016年度からは呉市も加わる。		

2017年度：連携体制の取り組み実施予定	
実施予定あり	6% (3)
実施予定なし	94% (44)

	内容	費用	補助金 利用
千葉県	県内において関係団体が補助犬の普及・啓発のためのイベントを実施する際に、当該団体から求めがあった場合は、イベントのチラシを市町村等に配布し掲示を依頼している。(原則として当該イベントが県の後援を受けていることを前提とする。)		
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
広島県	情報共有システムを構築し、広島ハーネスの会、広島市、福山市へ相談が寄せられるたびに、県へ報告され県から各機関へ情報提供を行う。2016年度からは呉市も加わる。		

理解促進・普及啓発

(回答総数 政令指定都市 20・中核市 47 = 67 件)

・貴政令市・中核市では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成 等）を実施していますか、もしくは実施する予定がありますか。また、その取り組みに関しての具体的な内容や、おおよその費用、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金利用について、都道府県との連携の有無（補助犬育成促進事業による費用の助成を都道府県に申請しているか）についてもご回答ください。

【助成施策】

2016 年度：助成施策の実施	
実施あり	22% (15)
実施なし	78% (52)

・政令市

	内容	費用	連携
仙台	餌料代給付	42,000/人	
横浜	身体障害者補助犬定期健診等事業 (補助犬医療証を発行し、市獣医師会所属の施設で定期健診、疾病にかかる診療を受けた場合の費用を市が負担)	約4,000,000円	
名古屋	身体障害者補助犬飼育費(1ヶ月あたり4,800円)。ただし、所得制限あり。	840,800	
	身体障害者手帳1級から3級の方で、日常生活の補助のために使用する補助犬および盲導犬として育成している犬に係る手数料の免除。登録申請手数料(3,000円)、狂犬病予防注射済票交付手数料(550円)、鑑札の交付手数料(1,600円)、狂犬病予防注射済票再交付手数料(340円)		
神戸	補助犬健康管理費の支給(所得制限有)	要綱記載	
	登録申請手数料の減免(全額免除)	3,000	
	狂犬病予防注射済票交付手数料の減免(全額免除)	550	
岡山	補助犬を現に使用し飼育している者に対し、飼育に要した経費の一部を助成(月額6,000円)	未記入	
広島	【身体障害者補助犬健康管理費支給事業】 身体障害者補助犬を使用・養育している者のうち、低所得者のため補助犬の養育に要する費用の負担が困難なものに対して、その一部を支給し、補助犬の適正な管理を行わせる。	予算 900,000円	

・中核市

	内容	費用	連携
宇都宮	補助犬導入等補助金(補助犬ユーザーに対し、管理経費の一部を補助)(補助犬導入時に10万円、導入の次年度から年2万を5年間)	60,000 (20,000円×3名)	
	身体障害者補助犬育成支援事業(補助犬ユーザーと無償貸与契約を交わし、補助犬の利用に供した育成団体に対し、上限20万円を補助)	0(実績なし)	
越谷	登録料の免除	0(実績なし)	
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	0(実績なし)	
長野	訓練交通費援護金 県より補助犬の給付対象になった方(候補者含む)が身体障害者補助犬を使用する訓練を受ける場合の交通費の援助として援護金を支給している。	21,880	
	飼育費援護金 県より補助犬の給付対象になった方が身体障害者補助犬を飼育する場合の飼育費の援助として援護金を支給している。1頭あたり月額3,000円	105,000	
岐阜	補助犬飼育のための必要経費の一部を助成	月額4,800円/頭	
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	550	
豊田	狂犬病予防接種注射済票交付手数料の免除	550円/件	
	犬の鑑札の再交付手数料の免除	1600円/件	
	狂犬病予防接種注射済票再交付手数料の免除	340円/件	
姫路	1ヶ月5,000円の補助犬健康管理費を支給(所得税非課税世帯) 1件×5,000円×12ヶ月=60,000円 ※所得税課税世帯は1ヶ月4,000円	60,000	
尼崎	犬の登録手数料の免除	3,000円/頭	
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	550円/頭	

奈良	狂犬病予防注射済票の交付手数料(550円)の免除	不明	
	狂犬病予防注射済票の再交付手数料(340円)の免除	不明	
	犬の鑑札の再交付手数料(1,600円)の免除	不明	
倉敷	飼育の為に必要経費(餌代)補助	144,000	
福山	補助犬の登録、狂犬病予防注射、狂犬病予防注射済票の交付、鑑札の再交付、狂犬病予防注射済票の再交付の手数料を徴収しない。	2,200	

2017年度：助成施策の実施予定	
実施予定あり	24% (16)
実施予定なし	76% (51)

・政令市

	内容	費用	連携
仙台	餌料代給付	42,000/人	
横浜	身体障害者補助犬定期健診等事業 (補助犬医療証を発行し、市獣医師会所属の施設で定期健診、疾病にかかる診療を受けた場合の費用を市が負担)	約4,000,000円	
神戸	補助犬健康管理費の支給(所得制限有)	要綱記載	
	登録申請手数料の減免(全額免除)	3,000	
	狂犬病予防注射済票交付手数料の減免(全額免除)	550	
岡山	補助犬を現に使用し飼育している者に対し、飼育に要した経費の一部を助成(月額6,000円)	未記入	
広島	【身体障害者補助犬健康管理費支給事業】身体障害者補助犬を使用・養育している者のうち、低所得者のため補助犬の養育に要する費用の負担が困難なものに対して、その一部を支給し、補助犬の適正な管理を行わせる。	予算 840,000円	

・中核市

	内容	費用	連携
宇都宮	補助犬導入等補助金(補助犬ユーザーに対し、管理経費の一部を補助)(補助犬導入時に10万円、導入の次年度から年2万を5年間)	60,000 (20,000円×3名)	
	身体障害者補助犬育成支援事業(補助犬ユーザーと無償貸与契約を交わし、補助犬の利用に供した育成団体に対し、上限20万円を補助)	0 (実績なし)	
越谷	登録料の免除	3000	
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	550	
長野	訓練交通費援護金 県より補助犬の給付対象になった方(候補者含む)が身体障害者補助犬を使用する訓練を受ける場合の交通費の援助として援護金を支給している。	実費相当	
	飼育費援護金 県より補助犬の給付対象になった方が身体障害者補助犬を飼育する場合の飼育費の援助として援護金を支給している。1頭あたり月額3,000円	108,000	
岐阜	補助犬飼育のための必要経費の一部を助成	月額4,800円/頭	
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	550	
豊田	狂犬病予防接種注射済票交付手数料の免除	550円/件	
	犬の鑑札の再交付手数料の免除	1600円/件	
	狂犬病予防接種注射済票再交付手数料の免除	340円/件	
姫路	1ヶ月5,000円の補助犬健康管理費を支給(所得税非課税世帯) 1件×5,000円×12ヶ月=60,000円 ※所得税課税世帯は1ヶ月4,000円	60,000	
尼崎	犬の登録手数料の免除	3,000円/頭	
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	550円/頭	
奈良	狂犬病予防注射済票の交付手数料(550円)の免除	不明	
	狂犬病予防注射済票の再交付手数料(340円)の免除	不明	
	犬の鑑札の再交付手数料(1,600円)の免除	不明	
倉敷	飼育の為に必要経費(餌代)補助	144,000	
福山	補助犬の登録、狂犬病予防注射、狂犬病予防注射済票の交付、鑑札の再交付、狂犬病予防注射済票の再交付の手数料を徴収しない。	2,200	
下関	補助犬飼育費の助成(2018年度～の予定)	月額3,000円 を上限	

【理解促進】

2016年度：理解促進事業実施	
実施あり	15% (10)
実施なし	85% (57)

・政令市

	内容	費用	連携
川崎	視覚障害者情報文化センターにおける講師派遣。市の指定管理施設である視覚障害者情報文化センターにおいて、小学校等から相談があった際に、盲導犬ユーザーや歩行訓練士を講師として派遣している。	未記入	
浜松	市内企業、団体を対象に、ほじょ犬ふれあい教室の実施 市民を対象に補助犬啓発セミナーの実施	224,000	
名古屋	10月に開催するイベント「障害者と市民のつどい」の中でブースを設けて補助犬のデモンストレーションを開催（毎年）。		
神戸	障害者差別解消法に関わる事業者等による研修への弁護士等の講師派遣（補助犬に関わる内容を含む）	726,000	
	それぞれの障害特性を理解し、障害のある方への手助けができる市民を養成する講座（障がいサポーター養成講座）の開催（補助犬に関わる内容を含む）	2,375,000	

・中核市

	内容	費用	連携
函館	飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	未記入	未記入
	市発行の広報誌等への理解を求める記事の掲載	未記入	未記入
宇都宮	盲導犬ふれあい教室の実施（市内小学校に盲導犬と育成団体職員を派遣し、訓練の様子や接し方、視覚障害についての説明、歩行体験を行う）	640,000	
船橋	障害者週間記念事業内で補助犬のデモンストレーションを実施した。		
	補助犬ステッカーを市内事業所へ周知した。 市商工会議所が会員企業へ発行している機関誌へ補助犬に係る啓発記事の掲載依頼を行った。		
福山	福山ハーネスの会による「盲導犬貸与式並びに披露式」を市役所市民ホールで開催	0	
高松	「市政出前ふれあいトーク」において「障害者の差別解消」のテーマの中で補助犬に対する理解を呼びかけている。		
高知	点字図書館と県が実施している視覚障害者向け福祉機器展示会で盲導犬の体験会及び研修会を実施している。	未記入	未記入

2017年度：理解促進事業実施予定	
実施予定あり	16% (11)
実施予定なし	84% (56)

・政令市

	内容	費用	連携
川崎	視覚障害者情報文化センターにおける講師派遣。市の指定管理施設である視覚障害者情報文化センターにおいて、小学校等から相談があった際に、盲導犬ユーザーや歩行訓練士を講師として派遣している。	未記入	
浜松	障害者週間イベントにおいて補助犬デモンストレーションの実施	12,000	
	市内企業、団体を対象に、ほじょ犬ふれあい教室の実施 市民を対象に補助犬啓発セミナーの実施	224,000	
大阪	あいサポート運動の実施にあたり、あいサポーター研修の際に受講者には付する障害者理解ハンドブック内で補助犬について記載を行い、啓発を図る	予算要求中	
神戸	障害者差別解消法に関わる事業者等による研修への弁護士等の講師派遣（補助犬に関わる内容を含む）	1,762,000	
	それぞれの障害特性を理解し、障害のある方への手助けができる市民を養成する講座（障がいサポーター養成講座）の開催（補助犬に関わる内容を含む）	2,920,000	

・中核市

	内容	費用	連携
函館	飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	未記入	未記入
	市発行の広報誌等への理解を求める記事の掲載	未記入	未記入
いわき	食品衛生協会が主催する「食品衛生責任者養成講習会」の際に、身体障害者補助犬について説明する機会を設けていただき、リーフレットとステッカーを配布して身体障害者補助犬について啓発を行っている。		
宇都宮	盲導犬ふれあい教室の実施(内容は前年度同様。*実施校数を拡大するため、予算拡充)	1,160,000	
船橋	障害者週間記念事業内で補助犬のデモンストレーションを実施する予定。		
	補助犬ステッカーを市内事業所へ周知する予定。		
	市商工会議所が会員企業へ発行している機関誌へ補助犬に係る啓発記事の掲載依頼を行う予定。		
高松	「市政出前ふれあいトーク」において「障害者の差別解消」のテーマの中で補助犬に対する理解を呼びかけている。		
久留米	2018年度実施:盲導犬と比べて認知度が低い聴導犬について、多くの市民に役割を知ってもらうとともに、障害者問題に対する理解を深めるため、聴覚障害者協会が実施する講演会へ助成を行う。	100,000	

【啓発事業】

2016年度：啓発事業実施	
実施あり	61% (41)
実施なし	39% (26)

・政令市

	内容	費用	連携
札幌	補助犬同伴ステッカーの配布		
	北海道盲導犬協会が主催イベントや活動について、市役所や区役所のホームページ等に適宜掲載		
さいたま	市のHPやガイドブックに、補助犬について記載		
	区役所や保健所等にステッカーの掲示とリーフレットの設置		
千葉	「ほじょ犬マークステッカー」を希望する事業者に対して配布している		
	千葉幕張メッセライオンズクラブからの盲導犬育成のための募金活動に関わる依頼を受け、JR千葉駅に対し、募金活動場所(駅前広場)の提供について配慮を求める依頼を行っている		
横浜	補助犬関連団体が実施する普及啓発イベント等への市後援名義の使用承諾等の支援		
川崎	9/20～9/26の動物愛護週間に実施している動物愛護フェアかわさきにおいて、補助犬デモンストレーションを実施。	未記入	
相模原	補助犬同伴ステッカー・パンフレットの配布		
	市ホームページにおける身体障害者補助犬及びほじょ犬マークの掲載・紹介		
	市広報「広報さがみはら」紙面におけるほじょ犬マークの掲載・紹介		
新潟	障害者週間に中央区役所入り口エントランスにおいて、補助犬法の啓発及びほじょ犬同伴の受け入れについて理解を求めるパネルを提示		
静岡	毎年12月3日～9日までの障害者週間に合わせて、「差別解消法」「補助犬」「車いすマーク」等障害に関する啓発品を来場者(通行者)に配布。	不明	
	障がい者団体紹介と併せて、「補助犬」等を含む障害に関するパネル展示を実施。		
名古屋	10月に開催するイベント「障害者と市民のつどい」の中でブースを設けて補助犬のデモンストレーションを開催(毎年)。		
神戸	区役所窓口における厚生労働省作成の補助犬ステッカー、補助犬リーフレットの配布		
	イベント等における補助犬に関わる市作成のパネル展示、クリアファイルの配布、厚生労働省作成のリーフレットの配布	652,000	
堺	本市発行の障害福祉制度を紹介する冊子「障害福祉のしおり」において、補助犬の貸与に関する項目を掲載。		
広島	補助犬同伴ステッカーを希望者に配布		
北九州	北九州盲導犬ユーザー友の会が実施したチャリティーコンサートの広報支援		
福岡	盲導犬について、市内15の学校等で出前講座を実施	499,200	
	補助犬について、啓発イベントを実施	499,635	
熊本	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	0	○

・中核市

	内容	費用	連携
函館	飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	未記入	未記入
	市発行の広報誌等への理解を求める記事の掲載	未記入	未記入
青森	課窓口にて補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布をしている。		
	市ホームページにて「ほじょ犬」マークを掲載している。		
郡山	希望事業所に補助犬同伴ステッカーを配布	0	○
	市広報に補助犬の記事を掲載		
いわき	飲食店等の営業許可を審査する部署において、リーフレットやステッカーを配布して啓発を行っている。		
	障がい者週間記念事業の「市障がい者作品展」において、リーフレットやステッカー配布して啓発を行っている。		
宇都宮	補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布		
越谷	市内公共施設におけるほじょ犬シールの貼付		
船橋	保育園等の市管理施設へパンフレットを配布した。		
	障害者就労に係わる研修会実施時に補助犬に係るパンフレットを配布した。		
柏	補助犬をもっと知ってBOOK(厚生労働省)小冊子の紹介		
	盲導犬付与に関する案内(日本盲導犬協会)ポスターの掲示		
長野	厚生労働省作成のパンフレット及びステッカーを配布(窓口に常設)		
	市の広報誌に、補助犬や補助犬法について掲載		
高槻	高槻市ホームページに「身体障がい者補助犬をご存知ですか?」「障がい者のシンボルマーク」を掲載、窓口でリーフレットを配布しています。		
豊中	9月4日に盲導犬・聴導犬に関する講演会を開催	10,000	
枚方	補助犬同伴ステッカーやパンフレット配布(厚生労働省作成)		
	身体障がい者補助犬使用者募集案内の配布(大阪府作成)		
東大阪	市で作成している「福祉のしおり」に大阪府の相談窓口を掲載している。		
姫路	文化の日に開催される「ふくしまつり」において社会福祉法人兵庫盲導犬協会に来てもらい、ブース設置とPRを実施	3,000	
尼崎	補助犬同伴ステッカーや啓発リーフレットの配布。ポスターやステッカーの市庁舎(出先含む)や関連機関での掲示など		
	補助犬についての単独研修会ではないが、民生委員や市民後見人、保護者等への研修会などの際に触れている		
奈良	障害者週間にあわせて、パンフレットなどを配布	不明	
和歌山	厚生労働省に「ほじょ犬ポスター」を10部依頼し、和歌山市役所内またはコミュニティーセンターに配布、掲示		
倉敷	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布		
福山	厚生労働省から送付されたパンフレット、「福山ハーネスの会」の発行する理解促進用チラシ等を本庁、支所及び保健所等の窓口に設置。		
	広島県視覚障害者団体連合による盲導犬給付事業に関してラジオにて啓発を行った。		
下関	身体障害者補助犬について、市のホームページに掲載し、山口県のホームページとリンクさせている。		
松山	必要に応じて補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	未記入	
久留米	毎年12月に市内ライオンズクラブが実施する盲導犬育成街頭キャンペーンにおいて、盲導犬に対する理解啓発と育成のための募金活動を実施している。		
大分	障害者週間に合わせパネル展示を開始時に、厚生労働省のポスター掲示、リーフレット配布	-	未記入
宮崎	希望者にリーフレットや補助犬同伴ステッカー配布		
鹿児島	ポスターの掲示、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布	-	○

2017年度：啓発事業実施予定	
実施予定あり	60% (40)
実施予定なし	40% (27)

・政令市

	内容	費用	連携
札幌	補助犬同伴ステッカーの配布		
	北海道盲導犬協会の主催イベントや活動について、市役所や区役所のホームページ等に適宜掲載		
さいたま	市のHPやガイドブックに、補助犬について記載		
	区役所や保健所等にステッカーの掲示とリーフレットの設置		
千葉	「ほじょ犬マークステッカー」を希望する事業者に対し配布する		
	千葉幕張メッセライオンズクラブからの盲導犬育成のための募金活動に関わる依頼を受け、JR千葉駅に対し、募金活動場所(駅前広場)の提供について配慮を求める依頼を行っている		
	12月3日～9日の障害者週間に合わせて、千葉商工会議所を通して、会員約5100人に対し、「ほじょ犬マークステッカー」「ほじょ犬もつと知ってBOOK」を配布する	21,000	
	市政だより平成29年12月号において「ほじょ犬マーク」を含む、障害者関連マークへの理解に資する特集記事を掲載。		
	市政だより平成30年1月号の成年に関する特集記事において「盲導犬」利用者をピックアップした記事を掲載する		
横浜	補助犬関連団体が実施する普及啓発イベント等への市後援名義の使用承諾等の支援		
	市庁舎での普及啓発、体験イベントの実施【機会があれば実施】		
	市内医療機関、飲食店頭へ補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布【必要に応じ実施】		
川崎	9/20～9/26の動物愛護週間に実施している動物愛護フェアかわさきにおいて、補助犬デモンストレーションを実施。	未記入	
相模原	補助犬同伴ステッカー・パンフレットの配布		
	市ホームページにおける身体障害者補助犬及びほじょ犬マークの掲載・紹介		
	障害理解促進事業として実施する「相模原市障害者週間のつどい」において、盲導犬ユーザーの出演者を招聘し、市民に向けた啓発活動を行う。	1,500,000	
新潟	2016年度と同様に実施する予定		
静岡	毎年12月3日～9日までの障害者週間に合わせて、「差別解消法」「補助犬」「車いすマーク」等障害に関する啓発品を来場者(通行者)に配布。	不明	
	障がい者団体紹介と併せて、「補助犬」等を含む障害に関するパネル展示を実施。		
浜松	市関連施設へのステッカー・パンフレット配布	未記入	
	食品衛生協会へのステッカー・パンフレット配布	未記入	
	民間企業へのパンフレット配布	未記入	
堺	本市発行の障害福祉制度を紹介する冊子「障害福祉のしおり」において、補助犬の貸与に関する項目を掲載している。(平成29年12月発行済み)		
	堺市立健康福祉プラザ指定管理者が毎年4月に実施している「春のプラザ祭り」の催し物の一つとして盲導犬ふれあいコーナーを設置。(平成29年4月15日実施済み)		
神戸	区役所窓口における厚生労働省作成の補助犬ステッカー、補助犬リーフレットの配布		
	イベント等における補助犬に関わる市作成のパネル展示、クリアファイルの配布、厚労省作成のリーフレットの配布	652,000	
広島	補助犬同伴ステッカーを希望者に配布		
福岡	盲導犬について、市内15の学校等で出前講座を実施	499,200	
	補助犬について、啓発イベントを実施	499,635	
熊本	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	0	○
	熊本市障がい者支援サポーター制度、facebookページ等を利用した広報		

・中核市

	内容	費用	連携
函館	飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	未記入	未記入
	市発行の広報誌等への理解を求める記事の掲載	未記入	未記入
青森	課窓口にて補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布継続。		
郡山	希望事業所に補助犬同伴ステッカーを配布	0	○
	市広報に補助犬の記事を掲載		
いわき	飲食店等の営業許可を審査する部署において、リーフレットやステッカーを配布して啓発を行っている。		
	障がい者週間記念事業の「市障がい者作品展」において、リーフレットやステッカー配布して啓発を行っている。		
宇都宮	補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布		
川越	川越商工会議所を通じて補助犬への理解啓発の案内を配布(5200部配布)	102,000	
船橋	機会を把握して、適宜パンフレット配布に努める。		
長野	厚生労働省作成のパンフレット及びステッカーを配布(窓口に常設)		
	市の広報誌に、補助犬や補助犬法について掲載		
高槻	高槻市ホームページに「身体障がい者補助犬をご存知ですか?」「障がい者のシンボルマーク」を掲載、窓口でリーフレットを配布。		
豊中	12月8日に聴導犬に関する講演会を開催	30,000	
枚方	補助犬同伴ステッカーやパンフレット配布(厚生労働省作成)		
	身体障がい者補助犬使用者募集案内の配布(大阪府作成)		
東大阪	市で作成している「福祉のしおり」に大阪府の相談窓口を掲載している。		
姫路	文化の日に開催される「ふくしまつり」において社会福祉法人兵庫盲導犬協会に来てもらい、ブース設置とPRを実施	3,000	
尼崎	補助犬同伴ステッカーや啓発リーフレットの配布。ポスターやステッカーの市庁舎(出先含む)や関連機関での掲示など		
	補助犬についての単独研修会ではないが、民生委員や市民後見人、保護者等への研修会などの際に触れている		
奈良	障害者週間にあわせて、パンフレットなどを配布	不明	
倉敷	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布		
福山	厚生労働省から送付されたパンフレット、「福山ハーネスの会」の発行する理解促進用チラシ等を本庁、支所及び保健所等の窓口に設置。(実施済)		
下関	飲食店や病院向けに、市の関係窓口にパンフレットを置いてもらうよう依頼		
高松	旅館や飲食店等に対し、ステッカーやリーフレット(いずれも厚生労働省作成のもの)の配布を行う。	封筒代など	
松山	必要に応じて補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	未記入	
久留米	毎年12月に市内ライオンズクラブが実施する盲導犬育成街頭キャンペーンにおいて、盲導犬に対する理解啓発と育成のための募金活動を実施している。		
宮崎	希望者にリーフレットや補助犬同伴ステッカー配布		
鹿児島	ポスターの掲示、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布	-	○

【ニーズ並びに供給体制の把握】

2016 年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施	
実施あり	9% (6)
実施なし	91% (61)

・政令市

	内容	費用	連携
名古屋	名古屋市総合リハビリテーションセンターに介助犬、聴導犬の使用を希望する方を対象とした相談窓口を設置している(認定相談事業)。	516,000	
神戸	兵庫県が行う兵庫県身体障害者補助犬貸付事業について、神戸市の各区役所等で募集を行う	-	○

・中核市

	内容	費用	連携
尼崎	県の補助犬貸付事業が、市を通して申請することになっている為、市の広報も掲載し、呼びかけている。	-	○
福山	当課は、広島県視覚障害者団体連合会による盲導犬給付事業における市内在住者の申請窓口となっており、希望者の把握を行っている。		
呉	県の盲導犬給付事業の募集(県の視覚障害者団体を通じての盲導犬の需要の把握)	未記入	○
宮崎	県の障がい福祉課を通じて把握		

2017 年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施予定

実施予定あり	7% (5)
実施予定なし	93% (62)

・政令市

	内容	費用	連携
神戸	兵庫県が行う兵庫県身体障害者補助犬貸付事業について、神戸市の各区役所等で募集を行う	-	○

・中核市

	内容	費用	連携
尼崎	県の補助犬貸付事業が、市を通して申請することになっている為、市の広報も掲載し、呼びかけている。	-	○
福山	当課は、広島県視覚障害者団体連合会による盲導犬給付事業における市内在住者の申請窓口となっており、希望者の把握を行っている。		
呉	県の盲導犬給付事業の募集(県の視覚障害者団体を通じての盲導犬の需要の把握)	未記入	○
宮崎	県の障がい福祉課を通して把握		

【連携体制】

2017年度：連携体制の取り組み実施	
実施あり	1% (1)
実施なし	99% (66)

- ・政令市
 該当なし
- ・中核市

	内容	費用	連携
呉	県及び県内他都市との補助犬に関わる相談苦情の情報交換	未記入	○

2017年度：連携体制の取り組み実施予定	
実施予定あり	3% (2)
実施予定なし	97% (65)

- ・政令市
 該当なし
- ・中核市

	内容	費用	連携
船橋	障害者差別解消支援地域協議会を設立し、差別に係る相談事例への対応について情報を共有し、検討している。補助犬の受け入れ拒否等の相談についても取り扱っている。		
呉	県及び県内他都市との補助犬に関わる相談苦情の情報交換	未記入	○

表5. 都道府県の助成候補者の決定にかかわる調査・評価委託事業について

	調査委託	事業者名	件数	費用	補助金 利用	評価委託	事業者名	件数	費用	補助金 利用
北海道	なし					なし				
青森	なし					なし				
岩手	なし					なし				
宮城	なし					なし				
秋田		北海道盲導犬協会	未記入	未記入			北海道盲導犬協会	2	未記入	
山形	なし					なし				
福島	なし					なし				
茨城	なし					なし				
栃木		希望者が選んだ訓練事業者	2	1,600,000	○		希望者が選んだ訓練事業者	2	1,600,000	○
群馬	なし					なし				
埼玉	なし					なし				
千葉	なし					なし				
東京		申請者が希望する訓練事業者	18	未記入	○		申請者が希望する訓練事業者	18	未記入	○
神奈川	なし					なし				
新潟	なし					なし				
富山		富山視覚障害者協会	1	600,000	○	なし				
石川	なし					なし				
福井	なし					なし				
山梨	なし					なし				
長野	なし					なし				
岐阜	なし					なし				
静岡		NPO法人 静岡県補助犬支援センター	未記入	2139000*	○		NPO法人 静岡県補助犬支援センター	未記入	2139000*	○
愛知	なし					なし				
三重	なし					なし				
滋賀	なし					なし				
京都	なし					なし				
大阪	なし					なし				
兵庫		助成候補者の決定は、医師(眼科・整形外科・耳鼻咽喉科)、獣医師、補助犬育成団体関係者により構成する審査委員会で行っている。特に候補者の状態を調査する必要がある場合は、委員会の委員を派遣している。								
奈良	なし					なし				
和歌山		希望者が選んだ訓練事業者					希望者が選んだ訓練事業者			
鳥取	なし					なし				
島根		島根ライトハウス ライトハウスイブライリー	1	0	未記入		島根ライトハウス ライトハウスイブライリー	1	8000	○
岡山		岡山県身体障害者福祉連合会	2	未記入	○		岡山県身体障害者福祉連合会	2	未記入	○
広島		広島県障害者社会参加推進センター *再委託:広島ハーネスの会(広島市在住のユーザー) 広島視覚障害者団体連合会(広島市以外在住ユーザー)	3	6,338,000	○		広島県障害者社会参加推進センター *再委託:広島ハーネスの会(広島市在住のユーザー) 広島視覚障害者団体連合会(広島市以外在住ユーザー)	3	6,338,000	○
山口	なし					なし				
徳島		補助犬育成の委託事業者	2	未記入	未記入	なし				
香川	なし					なし				
愛媛	なし					なし				
高知	なし					なし				
福岡	なし					なし				
佐賀	なし					なし				
長崎	なし					なし				
熊本	なし					なし				
大分	なし					なし				
宮崎		訓練事業者	0	未記入		未回答				
鹿児島	なし					なし				
沖縄	なし					なし				

* 静岡県は、補助犬インフォメーションデスク事業の契約内で実施

補表：身体障害者補助犬法 16 条に基づく認定状況

補助犬別実働頭数 (H30.3.1. 現在) 盲導犬：950 頭 介助犬：69 頭 聴導犬：68 頭

※1 毎月初日における実働頭数を掲載

※2 盲導犬実働頭数については、社会福祉法人日本社会福祉施設協議会自立支援部会盲導犬委員会による年次報告書の値である。(H29.3.31. 現在)

都道府県別実働頭数

(H29.9.1. 現在 (単位：頭))

都道府県名	盲導犬	介助犬	聴導犬	都道府県名	盲導犬	介助犬	聴導犬
1. 北海道	52	3		25 .滋賀県	11	3	2
2. 青森県	6			26. 京都府	13	4	3
3. 岩手県	10	4		27. 大阪府	63	7	12
4. 宮城県	21			28. 兵庫県	42	2	2
5. 秋田県	13	1		29. 奈良県	16		5
6. 山形県	6			30. 和歌山県	4		3
7. 福島県	19			31. 鳥取県	4		
8. 茨城県	18			32. 島根県	13		
9. 栃木県	11	2		33. 岡山県	16	1	
10. 群馬県	8	1	1	34. 広島県	29		
11. 埼玉県	48	3	8	35. 山口県	15		
12. 千葉県	30	1	2	36. 徳島県	3	1	1
13. 東京都	97	9	13	37. 香川県	7		
14. 神奈川県	58	9	5	38. 愛媛県	13	1	2
15. 新潟県	34		3	39. 高知県	9	1	
16. 富山県	7			40. 福岡県	23	1	
17. 石川県	19	1	1	41. 佐賀県	6		
18. 福井県	6			42. 長崎県	4		1
19. 山梨県	20			43. 熊本県	7		
20. 長野県	20	3	1	44. 大分県	14		
21. 岐阜県	7	1		45. 宮城県	11	1	
22. 静岡県	46	4	2	46. 鹿児島県	17		
23. 愛知県	37	3		47. 沖縄県	5	1	1
24. 三重県	12	1		合計	950	69	68

根拠法令： 盲導犬；道路交通法施行令第 8 条 2 介助犬・聴導犬；身体障害者補助犬法第 16 条

身体障害者補助犬 Website より

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165273.htm>

身体障害者補助犬啓発イベント「身体障害者補助犬ってなんだろう？」アンケート調査結果

このイベントは、身体に障害のある方々の生活をサポートする盲導犬や介助犬、聴導犬の活動紹介を通じて、身体障害者補助犬法に関する国民の理解を深め、障害者の自立生活と社会参加の促進につなげることを目的に毎年開催しています。参加費は無料でだれでも自由に参加いただけます。

1. 内容 身体障害者補助犬法の紹介

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）のデモンストレーション
身体障害者補助犬ユーザーのトークショー等

2. 主催 厚生労働省

3. 運営 特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター (<http://www.jsdrc.jp/>)

(引用：厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000185435.html>)

開催日	時間	会場
平成 29 年 12 月 3 日 (日)	1. 13 : 00-14 : 00 2. 16 : 00-17 : 00	ららぽーと立川立飛 1 階イベントスペース (立川市泉町 935-1)
平成 29 年 12 月 9 日 (土)	1. 13 : 00-14 : 00 2. 16 : 00-17 : 00	阪急うめだ本店 9 階祝祭広場 (大阪市北区角田町 8-7)
平成 29 年 3 月 3 日 (土)	1. 11 : 00-12 : 00 2. 14 : 00-15 : 00	エミフル MASAKI 1 階グリーンコート (愛媛県伊予郡松前町筒井 850 番)

イベント参加者アンケート内容

<アンケートご協力のお願ひ>

本日は、厚生労働省主催の「補助犬ってなんだろう？」にご参加頂き、ありがとうございます。今後のイベントの参考にさせていただきたく、イベントに参加された後の感想をお願いいたします。

1) 本日のイベントを何で知りましたか？

厚生労働省の SNS ・ 日本補助犬情報センターの SNS ・ 訓練事業者の SNS
その他 ()

2) イベント参加前、次の言葉を知っていましたか？知っていたもの全てに○をして下さい。

盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬 ・ 補助犬 ・ 身体障害者補助犬法

3) 「身体障害者補助犬法」という法律の内容について、今日のイベントで詳しくわかりましたか？

はい ・ いいえ

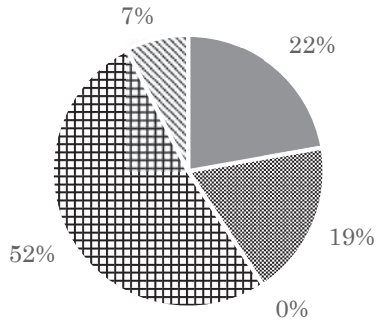
4) 今日のイベントで「障害」に対する理解が深まりましたか？それぞれについてお答えください。

・「視覚障害」について理解が 深まった ・ よくわからない
・「肢体不自由」について理解が 深まった ・ よくわからない
・「聴覚障害」について理解が 深まった ・ よくわからない

アンケート調査結果

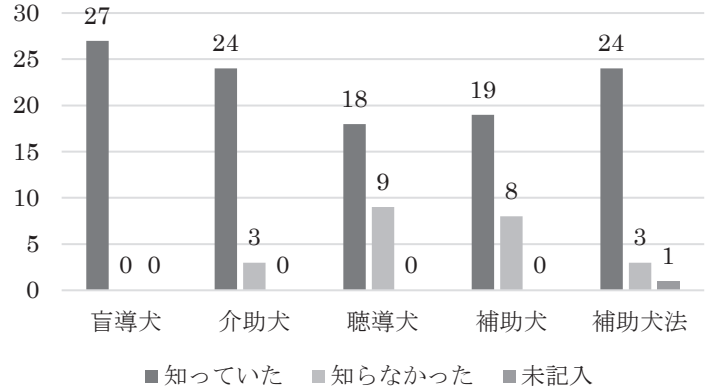
①12月3日（土）ららぽーと立川立飛 13：00-14：00 回答者：27名

1) イベントを何で知ったか

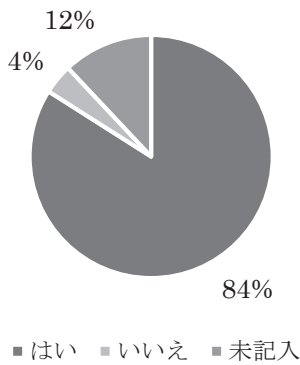


■ 厚労省SNS ■ 日本補助犬情報センターSNS ■ 訓練事業者のSNS ■ その他 ■ 未記入

2) イベント参加前、次の言葉を知っていたか

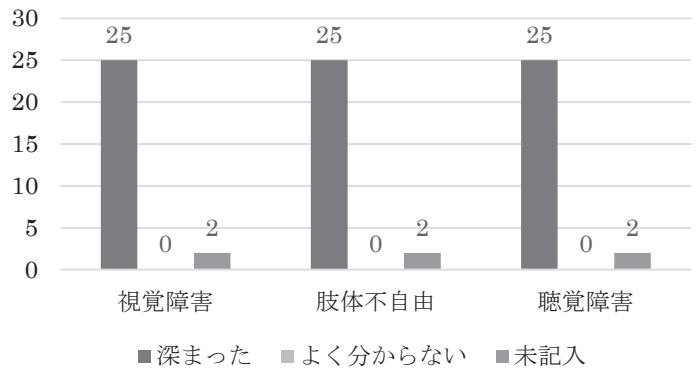


3) 「身体障害者補助犬法」理解できたか



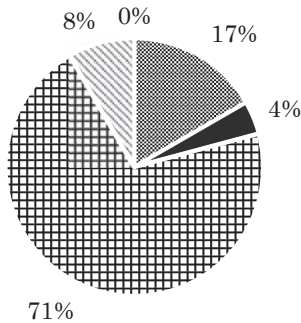
■ はい ■ いいえ ■ 未記入

4) 障害についての理解が深まったか



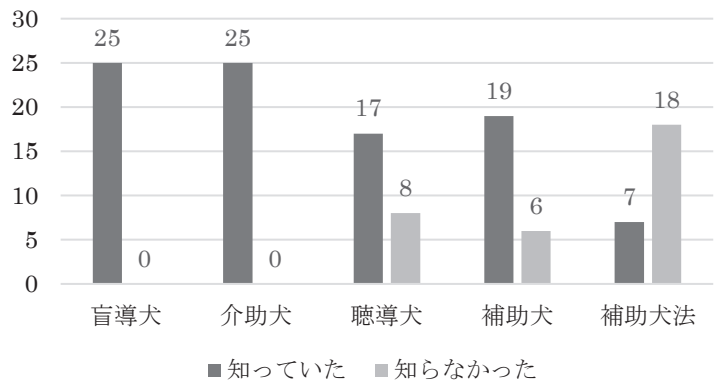
②12月3日（土）ららぽーと立川立飛 16：00-17：00 回答者：25名

1) イベントを何で知ったか

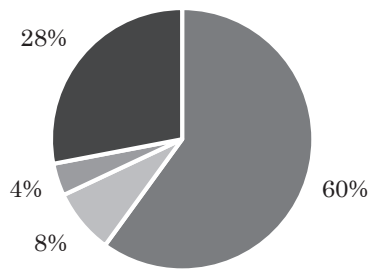


■ 厚労省のSNS ■ 日本補助犬情報センターのSNS ■ 訓練事業者のSNS ■ その他 ■ 未記入

2) イベント参加前、次の言葉を知っていたか

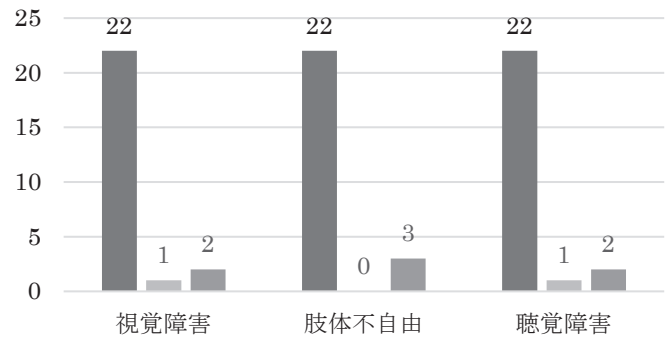


3) 「身体障害者補助犬法」理解できたか



■はい ■いいえ ■どちらともいえない ■未記入

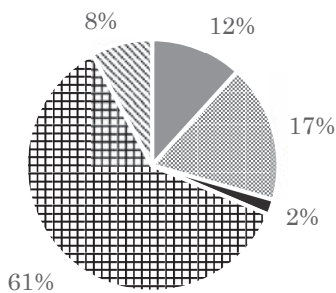
4) 障害についての理解が深まったか



■深まった ■よく分からない ■未記入

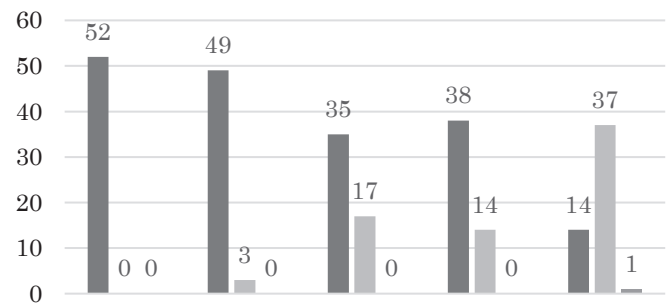
③12月3日(日)ららぽーと立川立飛 2回分まとめ 回答者:52名

1) イベントを何で知ったか



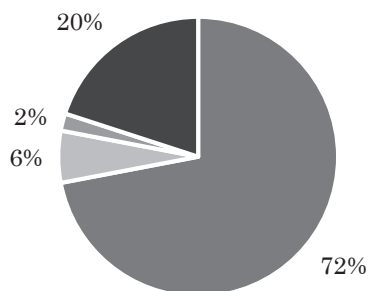
■厚労省のSNS ■訓練事業者のSNS ■日本補助犬情報センターのSNS
 ◻その他 ◻未回答

2) イベント前、次の言葉を知っていたか



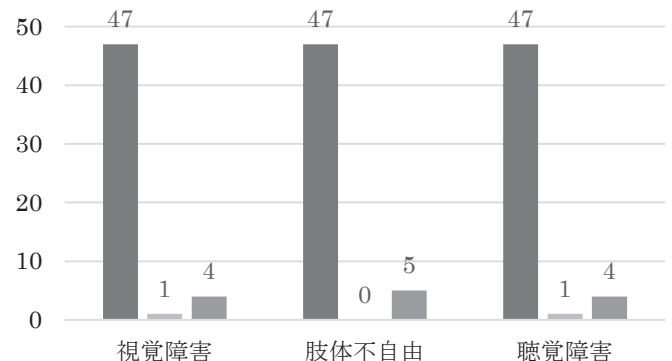
■知っていた ■知らなかった ■未回答

3) 「身体障害者補助犬法」理解できたか



■はい ■いいえ ■どちらともいえない ■未記入

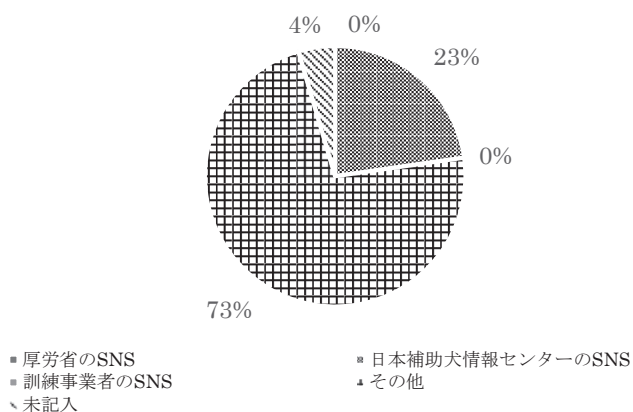
4) 障害についての理解が深まったか



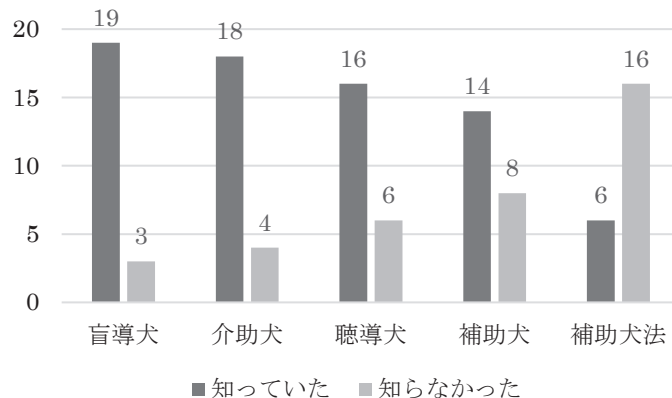
■深まった ■よく分からない ■未記入

④平成 29 年 12 月 9 日（土） 阪急うめだ 13：00-14：00 回答者：22 名

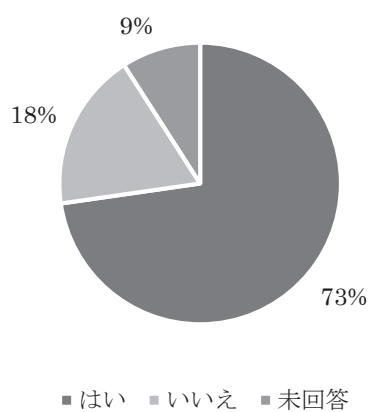
1) イベントを何で知ったか



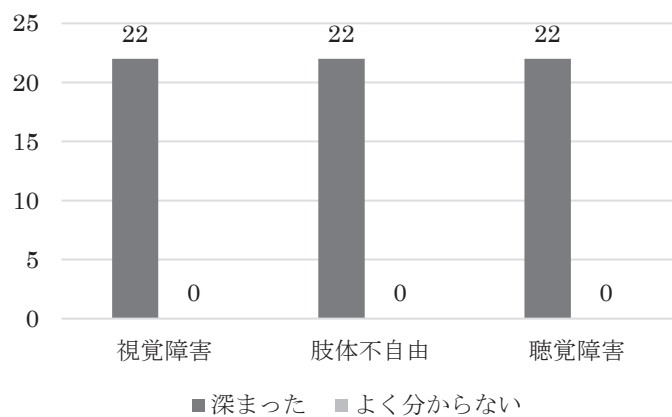
2) イベント前、次の言葉を知っていたか



3) 「身体障害者補助犬法」理解できたか

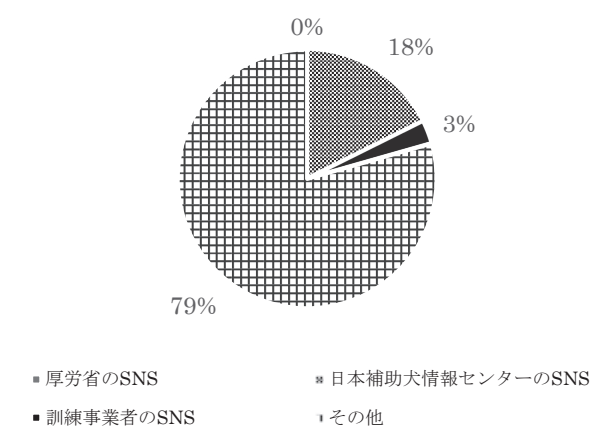


4) 障害についての理解が深まったか

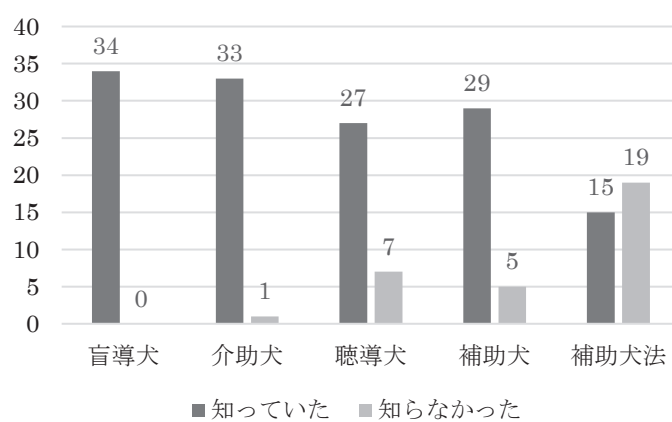


⑤平成 29 年 12 月 9 日（土） 阪急うめだ 16：00-17：00 回答者：34 名

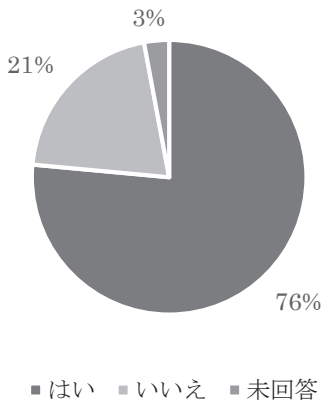
1) イベントを何で知ったか



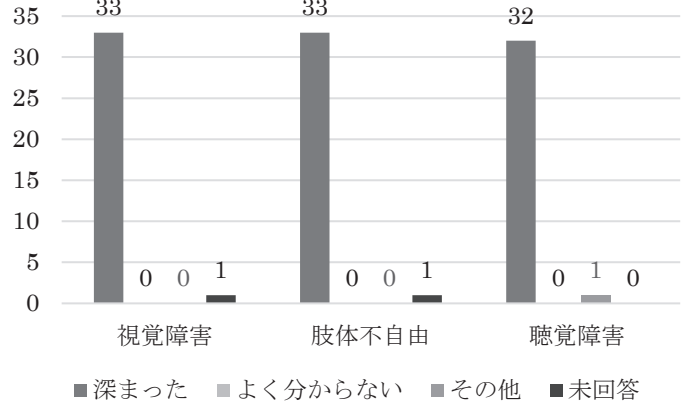
2) イベント前、次の言葉を知っていたか



3) 「身体障害者補助犬法」理解できたか

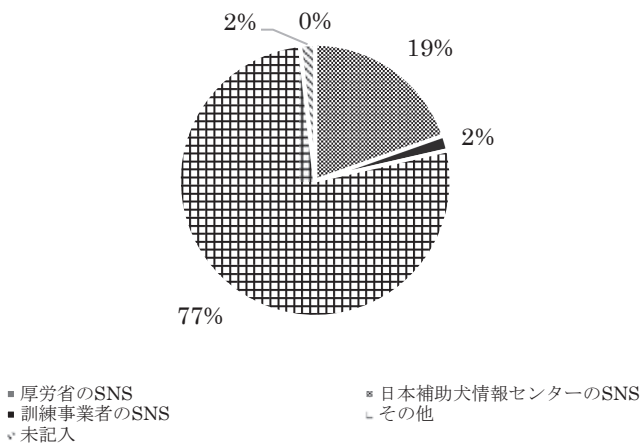


4) 障害について理解が深まったか

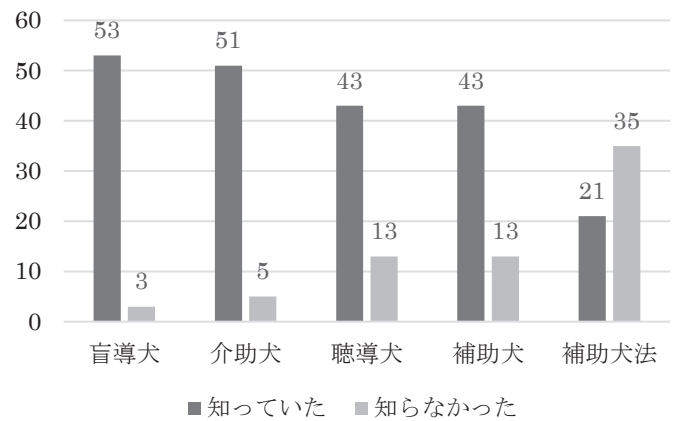


⑥平成 29 年 12 月 9 日（土） 阪急うめだ 全 2 回分まとめ 回答者：56 名

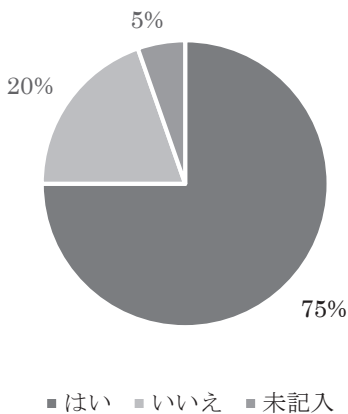
1) イベントを何で知ったか



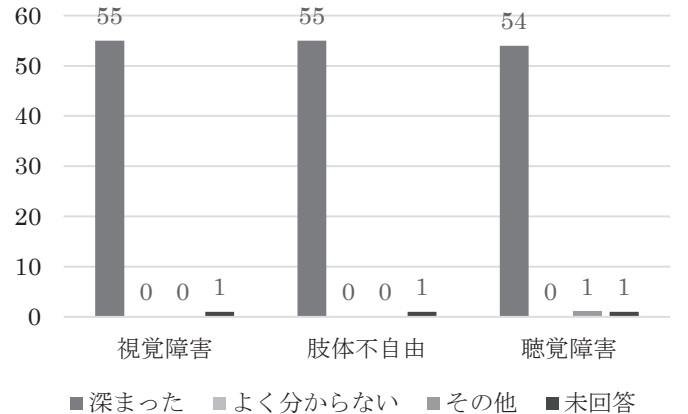
2) イベント前、次の言葉を知っていたか



3) 「身体障害者補助犬法」理解できたか

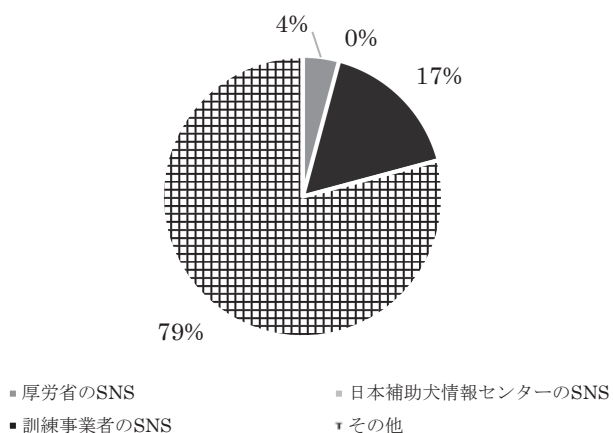


4) 障害について理解が深まったか

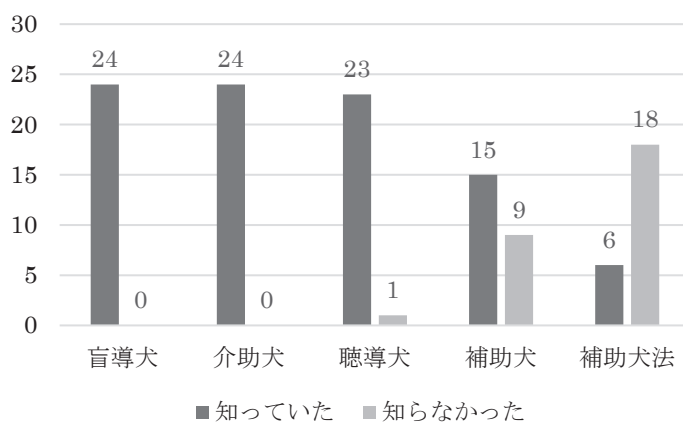


⑦平成 30 年 3 月 3 日（土） エミフル MASAKI 11：00-12：00 回答者：24 名

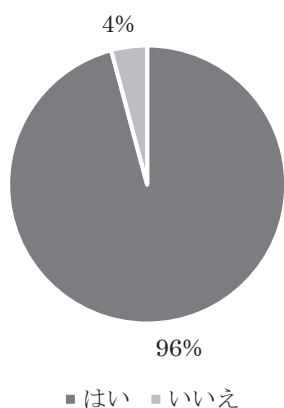
1) イベントを何で知ったか



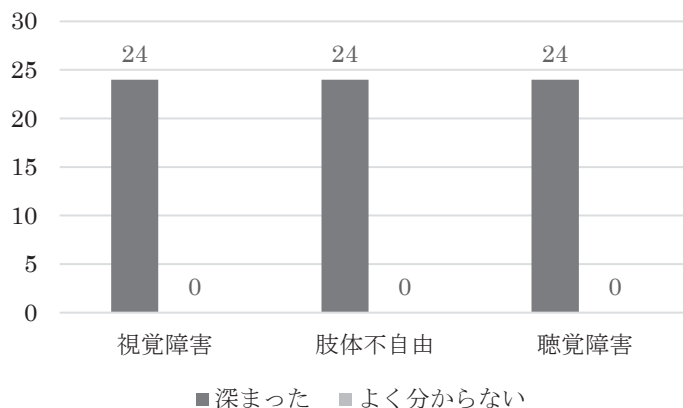
2) イベント前、次の言葉を知っていたか



3) 「身体障害者補助犬法」理解できたか

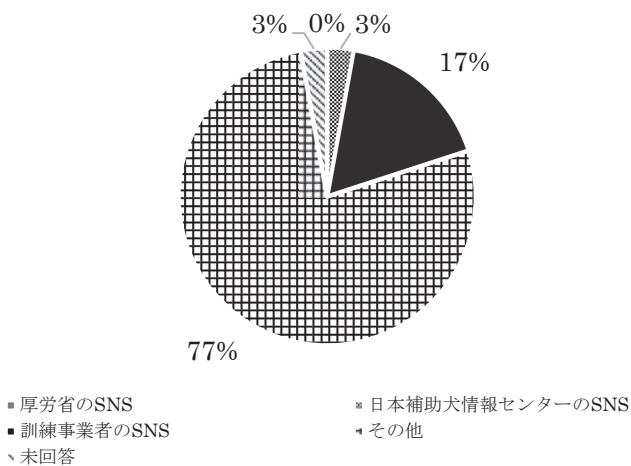


4) 障害について理解が深まったか

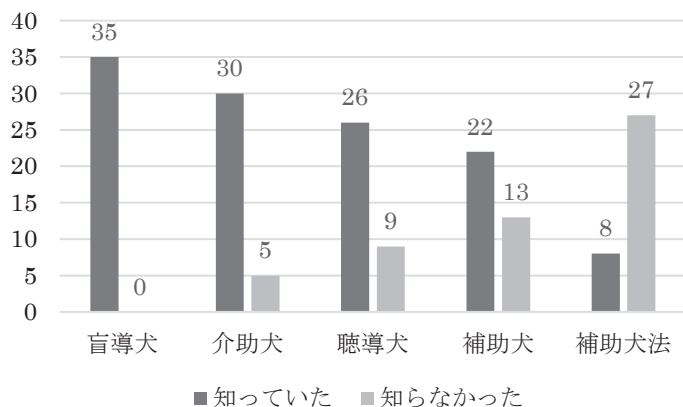


⑧平成 30 年 3 月 3 日（土） エミフル MASAKI 14：00-15：00 回答者：36 名

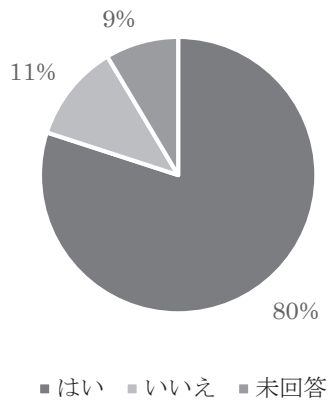
1) イベントを何で知ったか



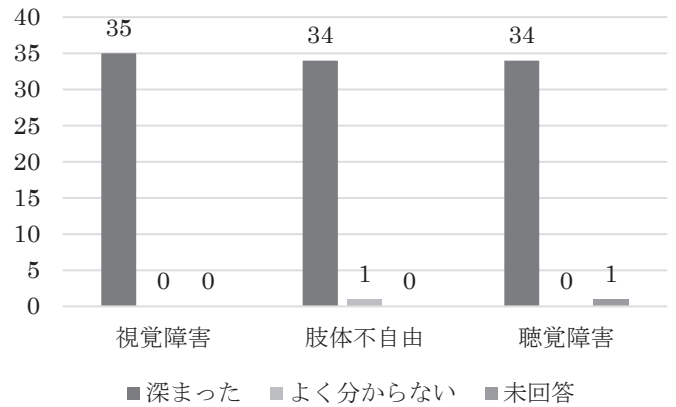
2) イベント前、次の言葉を知っていたか



3) 「身体障害者補助犬法」理解できたか

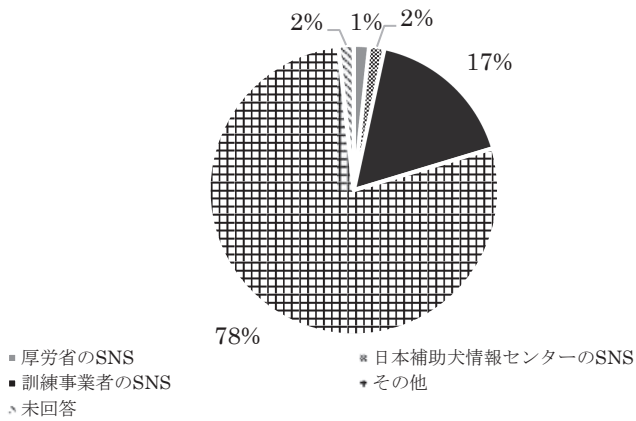


4) 障害について理解が深まったか

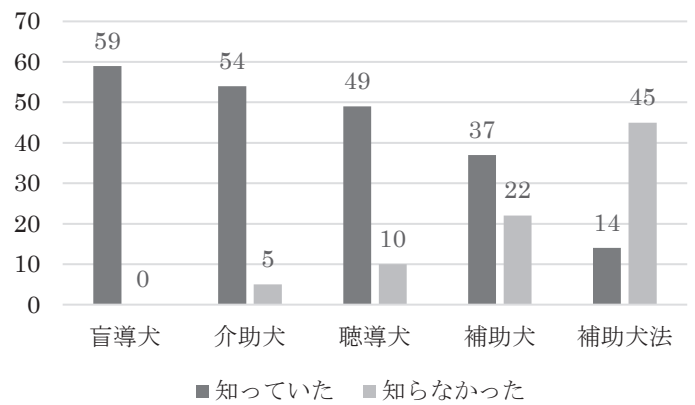


⑨平成30年3月3日(土) エミフルMASAKI 全2回まとめ 回答者:59名

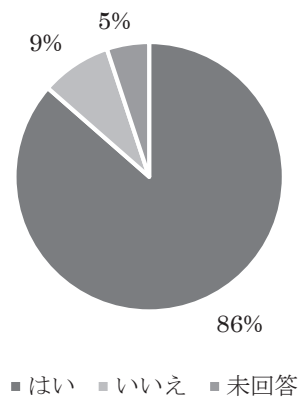
1) イベントを何で知ったか



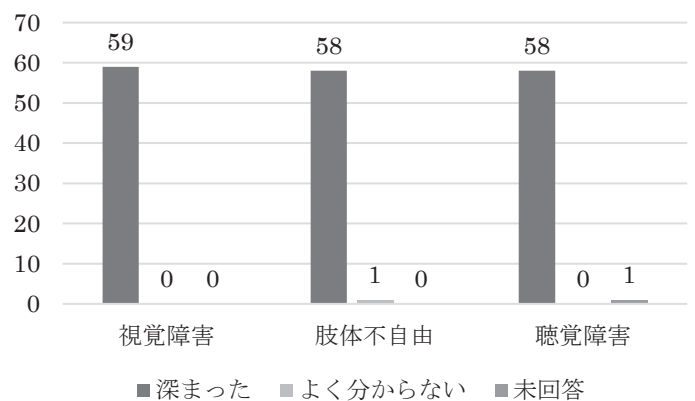
2) イベント前、次の言葉を知っていたか



3) 「身体障害者補助犬法」理解できたか

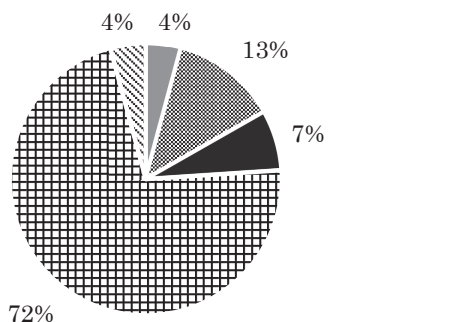


4) 障害について理解が深まったか



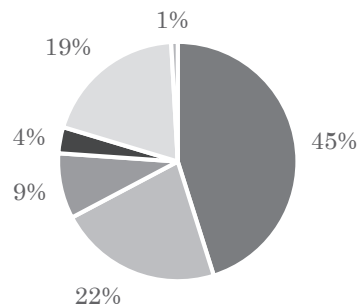
⑩イベント 全3回分まとめ（東京、大阪、愛媛） 回答者：167名

1) イベントを何で知ったか



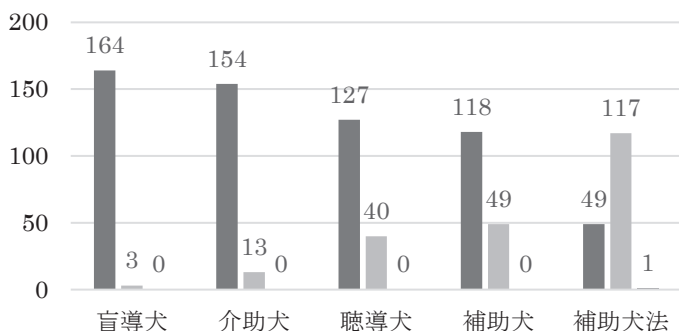
- 厚労省のSNS
- 訓練事業者のSNS
- ◇ 未回答
- * 日本補助犬情報センターのSNS
- その他

参考：「イベントを何で知ったか」
その他回答の内訳



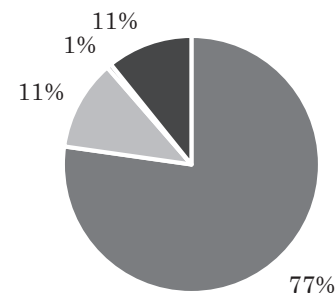
- 通りがかり
- 知人等からの紹介
- 実施店舗からの情報
- テレビなどのメディア
- 出演者からの紹介
- 店内で聴導犬を見て

2) イベント前、次の言葉を知っていたか



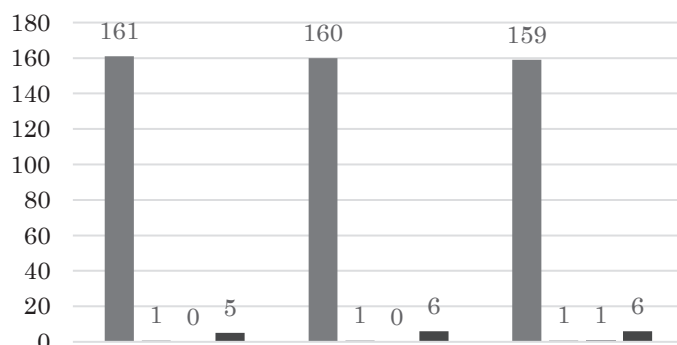
- 知っていた
- 知らなかった
- 未回答

3) 「身体障害者補助犬法」理解できたか



- はい
- いいえ
- どちらともいえない
- 未回答

4) 障害についての理解が深まったか



- 深まった
- よく分からない
- その他(当事者)
- 未回答

⑪ イベント全3回（東京、大阪、愛媛） 自由記載まとめ

運営イベントについて	紹介だけでなく、歌うとかエンターテインメント性があればもっと盛り上がったかなと思います。
	聴覚障害があるが、手話ユーザーではないので文字による情報保障があると嬉しい
	ららぽーとは子連れが多いので、子どもでももっとわかりやすいといいと思いました。
活動について	学校でボランティア活動として、動物と共存する為に何が出来るのかを考えているので、できたらもっとたくさんこのような活動に参加したいと思います。
	動物と共存するというテーマにこのような犬たちと関わって、ボランティアをしたいと思います。もし可能なら、学生のボランティアなどを募集してください。
	社会周知の為に、今後からもどんどんイベントを開催して欲しい
補助犬について	犬たちが仕事を楽んでいることがよく分かりました
	数の少なさに驚きました。もっと増やさないといけないと思った。
	介助犬の実際の仕事は見れる機会がなく、イメージがありませんでしたが、本日見ることができ、肢体不自由の方にとって大きな支えであることがわかりました。
	聴覚障害や肢体不自由の方々の補助犬の仕事が少しわかり、もっとたくさん補助犬が増えたらよいと思った。そのため何が出来るのか調べたいと思います。
	訓練がすごく大変なものだと思っていたが、訓練も仕事も楽しんでしていると知り、もっと世の中に普及していくといいなと思いました。
	訓練が優しいということをはじめて知った
	補助犬の役割、実際の様子がよく分かりました。
	補助犬について知らないことが多く、また興味深いこともたくさんあって楽しかった。
	犬と人がペアで生活力を合わせていると知りました。
	補助犬さんすばらしい。
	引退後の犬についても気になる。
	補助犬に対する印象が変わりました。
	もうどう犬のことをくわしくおしえてくれてありがとうございました。
	皆、ユーザーさんと一緒にいて楽しそうで、人にも犬にもwinwinな関係だと思えます。補助犬がもっと当たり前な世の中になれば良いのに！
	わんちゃんのおしごとはすごいと思いました。
「工作中」ってことがよくわかりました。	
白杖の役割といわれている盲導犬ですが、視覚障害者の方にとって活動範囲が広がり、生活そのものも潤いのあるものになるということを知ることができました。優しい無視は大切ですね。	
聴導犬がトイプードルであることが意外でした。	
教育	イベントを知らずに来場しましたが、子どもにとっても良い経験になりました。
	とても感動しました。自分には赤ちゃんがいるので、伝えていきたいです！
	子どもがワンちゃんがかわいいからとさわりに行ってしまうよう注意したいと思いました。
受け入れ社会	補助犬たちを傷つけたりいたずらしたりする人たちがいると聞いたことがあります。犬たちの権利をもっと強化して、障害者さんたちの生活しやすい社会になることを望んでいます。
	少しずつ理解が広がりますように
	みんながみんなに優しい社会になるといいですね。
	障害となるものが減っていくように、私も一緒に頑張ります。
	障害のある方も社会で自由に生きられるようになって欲しいです。
	温かく見守ってほしいと思いました。
	いろんな人に広めていきたいと思いました。
	1人でも多くの人に伝わるように私たちにできることをしていきたいです。
もっと意識したいと思います。	
サポート	見かけたらお力になれるようにしたいと改めて思いました。
	障害を持つ方への声のかけ方のアドバイスがとても参考になりました。
	自分にできること、考えます。決してむずかしいことではないはず。
	お困りの方がいたら声をかけていきたいと思います。
	お手伝い、声かけするようにします。
	障害者の方が日常のどんな場面に不便を感じ、その時にどうしてほしいのかということが具体的にわかってよかったです。
	声かけやサポートをどんどんしていきたいと思いました。
	障害者の方もご自分から助けて欲しいと言っていたきたい。そうすると助けやすいです。
	前に盲導犬を連れてきた人に声をかけました。自分のしたことが間違っていなかったと自信になりました！
	こんなに深くしたのははじめてでした。目のふじゆうな人がうめだにいて、迷っていたので助けてあげましたが、とてもたいへんでした。
	みかけたら、お困りの様子がわかれば、お声がけしたいです。元気をありがとう。
盲導犬を連れてきた方とのコミュニケーションをもっと楽にとりたい。	
補助犬がいれば、それほど当事者が困らなくなっているのだと思っていましたが、そうではないんだとわかりました。今後はもっと気を配りたいと思います。	

補助犬法	法律があるということは知りませんでした。もう少し勉強したいです。
	法律についてはあまりわかりませんでした。
	法律の内容は、障がい者が、補助犬の手助けによって普通の生活を過ごせるようにする法律？
	法律の内容はもう少し説明していただくとよかったですか・・・。 補助犬が活躍していることは知っていても、補助犬法についてはあまり知らないで、もっとお知らせして欲しい。
	法律があるのはわかりましたが、内容は？
その他感想	少ししかいれなかったので、わからない部分もあった
	実際にデモやユーザーさんの話を聞いてよかったです。
	話が聞いてよかった
	良かったです。
	このようなイベントはとても大事だと思います。
	時間が短くて残念でしたが、これからもPRをお願いしたいと思います。
	分かっているつもりでも、今日のデモンストレーションを見て初めて分かることがたくさんありました。 すばらしい活動だと思います。もっとたくさんの方に広めていければいいと思いました。
	PR犬だけでなく、実際に働いている3種の補助犬が揃ったのを見るのは初めてでした。
	勉強になりました。
	まだまだ分からないこと多し。
	すごく勉強になりました。とても良い経験になりました。
	参考になりました。
	聞くことはあったけれど、実際に見ることはなかったので良い経験が出来ました。
	実際に見聞きすることができてよかったです。
	知識が大変深まりました。
	分かりやすく教えていただけてよかったです。
チャンプ、頑張れ！！	

【2017年12月3日 ららぽーと立川立飛開催】補助犬啓発イベント

① 13時～14時 ②16時～17時



当会 Facebook にてデモンストレーション動画紹介

<https://www.facebook.com/events/150549352245339/permalink/152200295413578/>

【2017年12月9日 阪急百貨店うめだ本店開催】補助犬啓発イベント

① 3時～14時 ②16時～17時



<補助犬啓発イベント動画サイト紹介>

8 bit news 「知っているようで知らない？ほじょ犬」

<http://8bitnews.org/?p=10383>

2017年12月9日 阪急百貨店うめだ本店開催で「身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）法 啓発イベント」が行われました。『ほじょ犬』について知っているようで知らないこと、たくさんありました。盲導犬はどこにだって連れていってくれる！というイメージがありましたが、実際知らない土地に来ると盲導犬も道がわかりません。いつもの歩きなれた道だからわかるんですね！そんな知らないことをたくさん勉強させてもらいました。「たくさんの人に正しく伝える」動画を見た方が正しく、そして少しでも多くの方に伝えられることを願います。私も子ども達に伝えていきたいです。

【2018年3月3日エミフルMASAKI開催】補助犬啓発イベント

① 11時～12時 ②14時～15時



平成 29 年度厚生労働行政モニター 第 2 回アンケート調査 【集計結果】

No	設問	回答数	小計	備考
1	I-Q1 ほじょ犬(身体障害者補助犬)の種類について、知っていますか？			
2	(1)具体的な種類を知っている	88		
3	(2)具体的な種類は知らない	253		
4			341	必須選択
5	I-Q2 ほじょ犬(身体障害者補助犬)の種類について、ご存じの種類をお答えください。<Q1で(1)と答えた人にお聞きします>			
6	(1)盲導犬	88		
7	(2)聴導犬	61		
8	(3)介助犬	79		
9			228	
10	I-Q3 ほじょ犬(身体障害者補助犬)とペットの見分け方について、盲導犬はハーネス(胴輪)をつけていることを知っていますか？			
11	(1)知っている	248		
12	(2)知らない	93		
13			341	必須選択
14	I-Q4 ほじょ犬(身体障害者補助犬)とペットの見分け方について、聴導犬は“聴導犬”と書かれた表示をつけていることを知っていますか？			
15	(1)知っている	76		
16	(2)知らない	265		
17			341	必須選択
18	I-Q5 ほじょ犬(身体障害者補助犬)とペットの見分け方について、介助犬は“介助犬”と書かれた表示をつけていることを知っていますか？			
19	(1)知っている	93		
20	(2)知らない	248		
21			341	必須選択
22	I-Q6 法律により、ほじょ犬(身体障害者補助犬)の同伴を受け入れる義務がある場所があることを知っていますか。			
23	(1)知っている	185		
24	(2)知らない	156		
25			341	必須選択
26	I-Q7 ほじょ犬(身体障害者補助犬)の同伴を受け入れる義務がある場所は、次のうち、どこだと思いますか。			
27	(1)国や地方公共団体などが管理する公共施設	315		
28	(2)電車やバス	292		
29	(3)タクシー	171		
30	(4)(2)(3)以外の公共交通機関	149		
31	(5)商業施設	163		
32	(6)飲食店	124		
33	(7)病院や診療所	248		
34	(8)ホテルや旅館などの宿泊施設	156		
35	(9)(5)～(8)以外で不特定かつ多数の人が使用する民間施設	84		
36	(10)事務所(職場)	164		
37	(11)その他(具体的に記載して下さい)	7		その他回答
38			1873	複数選択形式(上限なし)
39	I-Q8 ほじょ犬(身体障害者補助犬)を利用されている方がハーネスや表示をつけたほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬は仕事です。 仕事中のほじょ犬に対する利用者以外の第三者の接し方について、どのように思うかお答え下さい。 <ケース1> 仕事中のほじょ犬に話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触るなど、気を引く行為をする。			
40	(1)しても構わない	9		
41	(2)してはいけない	314		
42	(3)分からない	18		
43			341	必須選択
44	I-Q9 ほじょ犬(身体障害者補助犬)を利用されている方がハーネスや表示をつけたほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬は仕事です。 仕事中のほじょ犬に対する利用者以外の第三者の接し方について、どのように思うかお答え下さい。 <ケース2> 仕事中のほじょ犬に食べ物や水を与える。			
45	(1)与えても構わない	6		
46	(2)与えてはいけない	325		
47	(3)分からない	10		
48			341	必須選択
49	I-Q10「身体障害者補助犬法」は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です。 「身体障害者補助犬法」について、法律の名前を聞いたことがある又は法律の概要を知っていますか。			
50	(1)法律の名前も概要も知っている	21		
51	(2)法律の名前は聞いたことがあるが、概要は知らない	76		
52	(3)ほじょ犬(身体障害者補助犬)は知っているが、法律があることは知らない	219		
53	(4)ほじょ犬(身体障害者補助犬)がいることも、法律があることも知らない	25		
54			341	必須選択
55	I-Q11「身体障害者補助犬法」について、どこで知りましたか。該当するものを全て選んでください。<Q10で(1)(2)と答えた人にお聞きします>			
56	(1)テレビ、ラジオ	46		
57	(2)新聞	39		
58	(3)雑誌	9		
59	(4)厚生労働省のホームページやツイッター、フェイスブック、広報誌等	32		
60	(5)地方自治体(県庁や市役所等)のホームページ、ツイッター、フェイスブック、広報誌等	24		
61	(6)インターネットの記事・広告((4)(5)以外のものでニュース・サイトの掲載記事や広告など)	20		
62	(7)ポスターやパンフレット	21		
63	(8)その他((1)～(7)以外の広報媒体があれば記載願います)	10		その他回答
64			201	複数選択方式(上限なし)
65	I-Q12 その他、ほじょ犬(身体障害者補助犬)について、ご意見があれば、記載してください。			
66				記述回答

I-Q7 ほじょ犬(身体障害者補助犬)について

その他 回答:

No	回答内容
1	上記の問いにあるものの中で補助犬のマークが建物の入り口に貼付されているもの
2	全部違うようにみえます
3	国や地方公共団体が催す開催場所への同伴?たとえばホールなど
4	わからない
5	民間住宅
6	社会福祉施設 相談所 学校 スポーツ施設 娯楽施設
7	基本的に全ての施設

※表1 No37と同数

I-Q11 ほじょ犬(身体障害者補助犬)について

その他 回答:

No	回答内容
1	在住地の市の障害福祉課を通して県の補助犬の係りの人に尋ね申請書類をもらった
2	盲導犬等を使っている人に接して
3	介助犬の募金活動など
4	医療機関に勤務のため
5	勤務する会社の研修用DVD
6	ショッピングセンターでのイベント
7	盲導犬協会のボランティア時
8	電車などの交通機関
9	盲導犬協会のHP
10	会社で

※表1 No63と同数

I-Q12 ほじょ犬(身体障害者補助犬)について

記述回答:

No	回答内容
1	障がい者に対して、ハード・ソフト両面で、施策・PRを推進する。 私は身体障害者です。不自由ではありますが、まだなんとか身の回りの事は出来ています。 つい最近海外の飛行機内に補助犬が乗っていてアレルギー体質がある乗客と一悶着あったと言うニュースを見ました。 日本よりも何倍もオープンな海外でも、このようなことが起きるんだなと思ったばかりでした。 何度か補助犬達を見たことがあります。怪訝そうな人やあからさまに嫌がる感じの人もあります。 日本は本当に障害者に対するさまざまな知識が薄いと思っています。 今回は補助犬についてなので、それ以外は書きませんが、ステッカーを貼ったりしていても、受ける側に知識や良識や優しさがなければ意味はないと思います。
2	あまり周知が行き届いていないように思われる。もっと、マスコミやテレビ番組で取り上げられ、周知されるようになってほしいと思います。
3	
4	介助犬も法律で定められていることまでは知らなかったです。 補助犬への理解がまだ不十分だと思われるので啓蒙が必要だと思いました。
5	電車によくある女性専用車両に乗車できるんですけどっけ? 今すぐ思い出せません。
6	パンフレットはわかりやすいが、イラストが可愛いタッチすぎて、真剣さが伝わってこない。 今後もこのことを広めていくことの必要性を切に感じます。自分がという視点をしっかりと持ち共助の気持ちを育みながら捉えて行きたいです。
7	学校教育において啓蒙する。職場において周知する。まだまだ、機会が不足していると考えます。
8	以前より、浸透して理解されてきていると思います。パンフレットをもっと身近に置いて欲しいと思います。
9	私の行動範囲では、ほじょ犬に接する機会がなく、またこれまでもテレビなどの報道以外で接したことがないため、残念ながらほじょ犬に対する理解が不足している。
10	盲導犬しか知りませんでした。聴導犬との違いも判らなくて、もっと勉強すべきだと思いました。テレビCMや新聞の折り込み広告などで、法律があることや第三者の対応など広く伝えると良いと思います。
11	犬の寿命は人の寿命より短い。年老いて補助犬として働けなくなったときに、飼っていた方(身体障害者)は面倒を見ることができないと思う。働くことができなくなった補助犬に幸せな余生を与えられるようになっているのでしょうか。
12	目の不自由な人を街で見かけることはあるが補助犬を連れた人を見かけたことはない。補助犬の育成に力を注いで必要な人に行き渡るようにしていただきたい。
13	身勝手な人間によりガス室送りになる犬をほじょ犬あるいは災害救助犬として教育することで、活かす方法はないのでしょうか? 生き物を安易に殺さないための政策を推進してほしいと思います。
14	海外の先進国でほじょ犬を見たことはあるが、日本のほうが進んでいるような気がした。
15	私自身も含め、補助犬への理解が進んでいないことから、同伴の受け入れを断られるケースもあると聞きます。補助犬のことをもっと知りつつ、理解を広げることでマスコミ・報道機関が取り組んでもらいたい。不倫問題とか、不祥事とか報道している場合ではないと思います。
16	稀に盲導犬は目にするものの、法律はおろかパンフレットに記載の内容は全く知らなかった。正直ペットとの違いがわからず、外の移動なら散歩だと思い、商業施設など特に飲食店で出かせたらクレーム入れていたと思う。理解を促進する働きかけが重要だと思った。

17	自分は難病で杖生活ですが、ほじょ犬知りませんでした。ネットやテレビなど、ほじょ犬の事を知ってもらい活動に力を入れてほしいです。
18	山形は車社会なので補助犬を見かけること自体がない。この地域の障がい者の方がどうやって日常を過ごしているのか気になる。
19	仕事の場において、ほじょ犬を利用する人がそれを理由に就職や転職で不採用になったり、仕事で不利益な取り扱いを受けることのないような施策をお願いします。
20	身体障害者補助犬の「害」はひらがなを使用することを望みます。障害者=害のイメージ結び付く可能性があります。行政機関は「障がい者」を使用するよう統一して頂きたい。
21	ほじょ犬についてはまだまだ不足していると思われるので、必要とされている方が利用できるように、育成していくシステムを構築して欲しいと思います。
22	私達人間にとって、ほじょ犬は大切なパートナーであることが分かりました。実際に出会った時にパンフレットに書かれたことを思い出して行動したいと思います。
23	ほじょ犬が仕事をしている際の具体的な接し方マナーを初めて知りました。接し方が社会の隅々まで広まって欲しいものです。
24	盲導犬については、テレビの動物番組で時々目にするところがある。聴導犬や介護犬については、まだまだ知られていないのではないかと。近年、愛玩動物を売っている店をよく見かけ、売買がされており、動物を飼うことには何も思わない環境ができているが、まだまだほじょ犬への理解はなされていないのではないかと。思う。
25	身近で見かけたりすることはないので、(都市で暮らしていても、繁華街でも住宅街でも見かけない)補助券がどれくらい存在しているのか、どんなことができるのか、よく分からない。
26	当たり前になるよう、もっと世間に知られるようするべきだと思います。テレビのニュースや広告でも広められたらいいと思います。
27	とてもいいパンフレットだった。もっとほじょ犬のことを知ってもらうために配布に力を入れてほしい。幼稚園や学校等で配布すれば、親子で話合うきっかけにもなると思う。
28	普段あまり見かけないので、突然出会ったら戸惑ってしまいそうです。知識として知っておくのは大切だと思います。
29	大阪府吹田市で盲導犬を連れて人がモノレールに乗る際、降りる乗客がまだいるときにそれをかき分けて犬が飼い主を誘導して乗車するのを見ました。訓練が間違っていたのでは。
30	もっと沢山の友達に補助犬のことを知っていただいて、理解し受け入れて欲しいです。
31	本アンケートにより、身体障害者補助犬について、自分自身があまりに知らないことが多いことを認識した。多くの人がそうであると思う。以前、勤めていた会社のある事業場の最寄駅で、盲導犬とともに通勤している(特定の)人をしばしば見かけた。その盲導犬があまりにもよく訓練されていることに感動したことを覚えている。この事例だけではないが、身体障害者補助犬がよく訓練されており、周囲の人や施設や交通機関に迷惑等を及ぼすことはまずないと確信する。以上の事実が世間に認識され、大多数が正しい認識に基づいて身体障害者補助犬と障害者の方に接しているかという、残念ながらそうではないだろう。いろいろな手段で広く周知していくことが重要であると改めて感じた次第である。
32	このアンケートで初めてほじょ犬(身体障害者補助犬)について認識しました。いつも特に関心がありませんでしたのでほじょ犬(身体障害者補助犬)に接する機会がありましたら良く注意して見るようにします。
33	昨年に介助犬について高知市の障害福祉課に質問をし県の障害に関する課につなげてもらいおおよそのことは分かり、ほじょ犬は公営住宅だとペットとならず一緒に暮らすことができることも知り、申請書類をもらってそのままになっていた。私は両下肢廃用と上肢の障害とを持っているところ身体状況がこれからも悪化し進行を辿ることに年々様変わりする身体への補助を補助犬はどこまで見て、どこまで受け入れるのか、どこまでをパートナーとして接してくれるのかについて考えました。病院に入院をした時、病院からの退院が見込めなくなった時、施設に入所した時、様々なパターンに介助犬と生きることができると。そこに別れが発生するのか。今は再び申請の書類をもらいに行き、その際に詳しく県の担当の係りに尋ねたいことを尋ね、申請をしようと思っています。
34	快適な生活空間を提供することが大事である
35	まとまっていますし、「清潔です」とあるのが良いと思う
36	はじめて見る情報ばかりでした。テレビや新聞などで、もっと広報活動を行うのが良いと思います。すでに、実施されてくるかもですが、小学校での周知と教育が義務化されるとよいと思います。
37	みんなで支えていくべきだと思います。
38	もっと補助犬に関して広告があるといいなと思います。
39	補助犬について何も知らない事に気づきました。広報活動やテレビ新聞などでのピーアールがもっと必要です。パンフレットだと手に取る機会が少ないので効果的ではないと思います。
40	飲食店に補助犬が入店しても良いことは知らなかった。補助犬をじっと見るのもいけないことならば、ジロジロ見たことはないが気をつけたいと思った。
41	もう少し理解を深めたいと思いました。
42	障害者にとっては目となり耳となる体の一部のような存在。健常者にとってはどの程度理解できているか不明だが、存在を認識し、理解して認める世の中になるといい。
43	私は、ほじょ犬を以前は電車内などでたまに見かけることがありましたが、ここ数年見かけたことがありません。たまたまでしょうか。それとも、ほじょ犬が増えていないなどの何らかの理由があるのでしょうか。
44	ほじょ犬をもっと受け入れられる仕組みを作る必要性を感じます
45	ほじょ犬は身体障害者の方の目であり、耳であり、手、足だと思っておりますが、社会参加の機会を増やすための手段として利用されているので、今までは、それほど気を着けていませんでしたが、今後は意識したいと思います。
46	ほじょ犬に対する意識が変わったし、あらためて勉強させられました。このような冊子があること今回はじめて知りました。
47	なし
48	介助、補助犬などなどの存在を知らない人があまりに多すぎる。啓蒙、広報の方法が狭すぎる。福祉国家には到底なりえないのが今の日本。学校などで小さい時からきちんと教えることが大事だと思う。
49	とてもわかりやすくイラストが入っていることでさらに説明文の意味を一目でわかるような感じで小さい子供にも理解できるように思う。
50	ほじょ犬をなかなか見かけません。質問事項のようなことを理解している大人も少ないと思います。ましてや動物好きな子供ならなおさらだと思います。ぜひ学校で教えてあげてほしいです。

51	電車などでほじょ犬と遭遇することがあるが、ペットと同じように接する人が意外に多いのに驚かされてしまう。ほとんどがほじょ犬の接し方を知らないからのように思うのだが、特に子供については、保護者同伴で幼稚園や保育園、更には物心ついた頃に保健所が開催する親子会などで、ほじょ犬への接し方教室のようなイベントの開催などが効果的のように感じる。
52	ほじょ犬の法律についてなど、知らないことがたくさんあった。こういったパンフレットは、良いと思う。
53	厚生労働省のホームページを見たが、平成29年9月の実動数が、盲導犬：950、介助犬：68、聴導犬：71は、まだまだ必要としている障がい者に十分な数ではないのだろうと、改めて感じました。
54	身近でほじょ犬を見たことがないので、初めて知ったこともたくさんありました。ほじょ犬のことが社会で広く認知されるようになると、障がい者の方ももっと利用しやすいのではと思いました。
55	もっとほじょ犬の育成に力を入れるべきだと思います。また引退後のほじょ犬が安心して余生を暮らせるようなし延も必要だと思います。
56	・ほじょ犬を満員電車の中で見たことがあるが、おとなしく伏せている姿が良く訓練されていると思った。もっとほじょ犬の活動や活躍している場所等についていろいろな場所で広報して理解させることが必要だと分かった。
57	公共機関、商業施設等で、バリアフリーが進み、車椅子の方を見かけることが多くなりました。しかし、ほじょ犬を見ることは、ほとんどありません。どれだけの方が、補助犬を必要として生活されているのか、その方達は、どれだけ、行動範囲や生活に制限を受けているかを知りません。 テレビドラマ、コマーシャルなどで、より広くの方に、法律を含めた理解をして頂く、理解する必要性を感じました。
58	日本の普及率や年齢ごとの使用者割合、住まいなど知りたい
59	諸外国と同じ様に民間施設も受け入れができる様になればいいと思います
60	ほじょ犬という呼び方すら知りませんでした。勉強になりました。
61	多くの人に良く知ってもらうためにもテレビなどでのPR活動をもっとすべきであると思う。
62	目が見えない方は、障害がある方の中で、不自由が一番多いと思うので、どんどん社会に参加できるように、ほじょ犬などが社会で受け入れられる事を希望します。
63	約15年ほど福祉業界に努めていますが、それでも今回のアンケートで初めて知った事も有りました。 例えば…盲導犬をマスコミで取り上げて、「盲導犬って、こんなに優秀なんだ！」と世間に理解を広める努力が未だ未だ必要だと思う。
64	必要とされているであろうが世間の認知度は低いと思う
65	とくにない
66	近年でも阪急百貨店で問題になったかと思いますが、まだまだ周知不足かと思っています。個人的にも勉強不足で勉強し直します。
67	マスコミなどで取り上げられることで知ることはありますが、日常生活の場面では遭遇することがほとんどなく、まったくわかりません。
68	ほじょ犬についてなにも知らなかったのので、調べようと思いました。
69	ほじょ犬法という独立した法律があることは知りませんでした。法律の概要、詳細な内容の啓発が望まれます。
70	ほじょ犬(身体障害者補助犬)について、もっと理解を深めてもらえる国や自治体の施策が必要と考える。
71	補助犬について知らない事が多いを実感した。
72	盲導犬・介助犬に関しては、以前から知っていましたが聴導犬についてははじめて知り勉強になりました。せちがらい世の中ですから、弱者には厳しい生活環境です。政府も企業も弱者に対してNPO・補助事業とか進めて欲しいし、選挙を通じて関心を深めていきたいと思えます。
73	身体のご不自由な方にとって大変重要な存在であり、もっと一般の方へその重要性や配慮の必要性について啓蒙する必要があると思います。行政より積極的なPRするべきだと思います。
74	このポスターは分かりやすい。けれど掲示してあるところを見かけたことがない。公共交通機関の関連施設にも掲示してあるのだろうか。また、当方が居住している集合住宅はペットの市域が禁止されているが、もし受け入れの努力が必要というのなら住宅内の掲示板に掲示した方がいいかもしれない。
75	メディア等でほじょ犬の存在は知っていましたが、実際仕事の様子を見たことはなく身近な存在とは認識していませんでした。今回このアンケートでパンフレットを拝見し、あらためてその必要性和社会認識が必須であることを実感しました。 ほじょ犬の受け入れがもっと進めばいいと思いますし、私たちも彼らとの接し方や認識を改める必要があると思いました。 犬だけでなく他の動物たちへの接し方や認識を改めていく事で、社会の可能性が広がっていくと感じますし 長く人間のパートナーとして活躍してきた犬の能力や特性がもっと活かされる社会であるよう自身の認識も改めていきたいと思えます。
76	よく理解できました。私の子供は犬好きですぐに撫でようとする。今まで子供と一緒にときに補助犬に遭遇したことはないが、気を付けなければいけないと改めて思った。そういう子供に対してどう親は対応すべきか、についての記載も入れるといいと思う。
77	ほじょ犬の周知はまだ十分ではないと感じる。ステッカー等は作成されていても、店頭や交通機関で目にする機会が少なく、他の広告に埋もれてしまう。 また、パンフレットには記載されていなかったが、ほじょ犬の確保・育成にもまだ課題はあるのではないかと。有名人を起用して広告するだけでは一過性のものになるため、長期的な対策が必要だと思う。
78	ほじょ犬の事も知らないです。それに、ほじょ犬を連れてくる人を見た事もありません。高知には、ほじょ犬をお持ちの方が少ないのかな？
79	補助犬は同伴者と行動を共にするわけですから、ほとんどの箇所が出入り自由です。このことを知らない事業主に対して啓蒙活動を行い、違反に対しては罰則を設けてはいいかと思う。
80	ほじょ犬は盲導犬のみしかいないと思っていました。介助犬、聴導犬がいるのがリーフレットで初めて知りました。学校の授業の道徳などでリーフレットを配布しほじょ犬がいることを伝えていけたら子供への理解も不可前うのではないかと思います。イラストも可愛いらしく文章もフリガナをふっているのでも読みやすかったです。
81	特に無い
82	ほじょ犬などを受け入れ努力の必要がある施設でも、理解が進んでおらず、特に飲食店などでは苦情を恐れて断られる場合があると聞きます。きちんとした法律があること、苦情を言う方が恥ずかしい態度だという事をもっと周知してほしいです。最近では「文句言ったもん勝ち」みたいなところがあって、正しいのに謝らざるを得ない事も見受けられます。いたわりあい、支えあう社会とともに、人間のために一生懸命訓練に耐えている犬へ敬意を表せる社会であってほしいと願います。
83	それに関する法律も知りませんでしたし、まだまだ浸透していない部分が多いと思います。
84	警備員とかバイトが多く、ほじょ犬のことを知らない施設員もいるので、知識を広げてほしい
85	テレビ、ラジオ、新聞広告、インターネット等の情報媒体を利用して、もっと周知するべきだと思います。
86	社会への浸透が不可欠である。幼い子どもは分からないので、保護者がきちんと教えるべき。
87	「盲導犬」は社会就労センターで制作されたノートを購入したことがあり、それに盲導犬の説明も書かれていたので少し知っています。収益の一部は財団法人アイメイト寄付され盲導犬の育成に活用されるノートです。 「聴導犬」「介助犬」は実際に見かけたことはなく、どのような種類の犬が訓練を受けているのか全く知りません。飲食店や商業施設に関しては、大規模でない限りはほじょ犬の受け入れは義務ではないと思っていました。

88	補助犬が増え、多くの補助犬が活躍できる社会になってほしい
89	私の住んでいるところでは、あまり見かけることはありません。まだ実際に見たことがないので何とも言えないですが、もし機会があれば協力してあげたいと思います。
90	自分も含めて制度を知らない人が多いと思いますので、もっとPRをお願いします。
91	勉強になりました。もっと理解を深めたいと思いました。
92	子供も読めるパンフレットを作るのは良いがまずは大人にもっと教育が必要だろう。そもそもレストランやバスなどで補助犬を見たことがないのは何か規制があるのかと思っていくらいだ。ペットとは違うという認識はあるが子供は容易く近づいて話しかけたりするだろうしそれを押しとどめる大人も少ないのではないかと。また、問い合わせ先に指定都府中核都市とあるが、これがなにかも知らない人が多いと思う。市役所、ではいけないのか？0120の全国共通番号を作ったらどうか。こうした障害者福祉に関することはこの補助犬に限らずもっと普通にどこでも情報に触れられるようにして欲しい。また幼稚園くらいからきちんと教育し、大人になって教育を受ける必要がないようにすべきだ。
93	今回のアンケートをきっかけに自分でも調べて、初めて法律や受け入れ義務があることを知りました。法律で義務付けられているにもかかわらず入店拒否の例があったりと、まだまだ世の中に浸透していない様に思えるので、こういった情報をより広く浸透させる必要を感じました。こういったことはセミナーを行ったとしても中々世間的には興味を持たれず周知させることが難しいので、「義務だから守って当たり前」というスタンスではなく、例えば「当店は身体障害者補助犬法を遵守しています」と表示させたり、マークを掲示する様にする。それを守ると何らかの特典がある様にする。などがあっても良いのではないかと考えます。
94	「ほじょ犬」は希望する人が多いが、供給される「ほじょ犬」が足りないと思う。 「ほじょ犬」を増やす対策や政府の取り組み施策を推進して欲しい。
95	テレビ番組等でもっと紹介されるといいと思いました
96	ほじょ犬の同伴の受け入れ可能な場所の認知度が低く感じました、企業の努力もありますが、国のアピールもより必要と感じました。(TVコマーシャルや、インターネット告知など)
97	電車などでたまに見かけたことがあります。普段はあまり見かけません。でも、補助犬が必要な人は世の中にたくさんおられるのではないかと思います。
98	市民がわかるよう国等がprしてほしい。
99	金融業に勤務していますが、実際に店舗にほじょ犬を帯同した顧客が来店した場合、きちんとした対応ができるかロールプレイングを実施する必要性を感じます。
100	実際に補助犬を連れていらっしゃる方を見たことがあるが、どのようなことができるのか理解が乏しかったので勉強したいと思いました。
101	認知活動が必要
102	子どもにも読んでもらえるようにフリガナをうってあると思いますが、全体的に文字が多く読みづらい印象を受けました。
103	自分や近い人が当事者でないと関心を持たないと感じた。
104	ほじょ犬(身体障害者補助犬)を見たら、優しい対応をしたいと思います。又、周りの人達にもしっかりと伝えていく。
105	浸透していないケースがまだまだ多いようでトラブルの元になっているのをニュース等で見かける。一般人への周知も必要なので、幼い頃から授業等で教えていくべきだと思う。
106	身体障害者補助犬を見たのが、今迄に3度くらいで深く考えた事がない。それに、petの犬や猫に対して抵抗観念、嫌悪感がある。犬や猫の鳴き声、臭い、糞尿の未処理、大型犬の噛みつき脅威、野良猫、公園での放し飼いetc.動物愛護法や条例を守らない飼い主も多い。現在petブームで、15歳以下の子供人口数よりもpetの数が多いと聞きます。江戸時代の悪法「生類憐みの令」御犬様に為らないように！太平洋戦争中に上野動物園の動物を薬殺か銃殺したと聞きます。捨て猫・犬は、人間の身勝手や無責任です。petの飼養は、最後まで飼い主が責任をもって下さい。なお、補助犬は、訓練されているそうですね。人命が最優先です。
107	親戚が視力が下がり、ほじょ犬を利用していますが、改めて知識不足を感じました。確かに国・公共機関の啓もう活動の少なさはあるかと思えます。が、個々人が健常者と障がいを持つ方が共存できる社会を考えるべきかと思えます。『可哀そうだから助ける』と云った憐みを持つ事自体が間違いで、同じ人であるという視点からの啓もうが必要かと思えます。
108	盲導犬は比較的良好に知られているが、聴導犬はまだ知られていないように思う。「ほじょ犬」という言葉も今回改めて知りました。盲導犬はよく聞きますが、「ほじょ犬」という言葉もまだまだ浸透させていく必要があると思う。
109	盲導犬を連れていらっしゃる方と同じ職場で働いたことがあります。ハーネスをつけているときの仕事の様子とハーネスを外して甘えているときの表情の違いに感銘を受けました。新しい盲導犬に変わるときなど合宿訓練があることも知り大変さが理解できました。もっともっと増えるとういと思っています。
110	私の息子は聴覚障害を持っていますので聴導犬についてはもっと普及してほしいと願っています。しかしながら現実的に聴導犬が絶対的に必要かと問われると、聴覚障害者すべての人が同じ条件で生きているわけではありませんから一概にはいえません。聴導犬を求めてやまない方の人生のパートナーとして良い出会いができるように国も聴導犬の普及に力を入れていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。
111	私は田舎に住んでいるせいなのか一度もほじょ犬(ほじょ犬を利用している身体障がい者)をみたことがありません。友人知人にはほじょ犬を必要とするような身体障害を抱えている人がいないせいなのかもしれませんが全国的にほじょ犬の数はニーズに間に合っているのだからと思ったので検索してみました。やはり不足しているのですね…。一頭を一人前のほじょ犬に育て上げることは私の想像以上に難しいことなのでしょう。安定した豊富な資金の調達についても国として考えるべきことと思いました。
112	障害のある方ご本人については、いろいろ考えなくてはという思いでしたが、ほじょ犬までは気が回らなかった。車いすのようなものだと考えればよいのかなと思った。
113	補助犬のことが少し理解出来ました。
114	パンフレットやインターネットの記事から改めて学びました。ユーザーにとって大変有効であり生活面での受け入れが必要だと感じました。衛生面には気を使われているようですが一点気になりました。外出先でユーザーの足元、下足場所で座っての待機が多いと思いますが、その後ユーザーが靴を脱いだ場所に移動したときは衛生的にはどのような対応をしているか疑問に思いました。
115	もう少し啓発活動などが必要ではないかと思う
116	もっと子供たちに知ってもらわなければならないかと考えます。幼稚園・小学校などでこんな仕事をしているのだから触ったりしてはいけないと伝えることができたなら、子供たちの理解が深まり、もっと住みやすい日本になるのではないのでしょうか。
117	ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があるのは以下の場所です。について、もっとポスターや掲示物で一般の人の知らせる方が良いと思う。

118	ほじょ犬にあまり出会わないですが、ほじょ犬法の内容をもっと、誰にでも常識的に知っているように今後なると良いと思います
119	社会全体で支えていくことが必要です。補助犬はまだまだ不足していると聞きます。育成の厳しさはありますが、国民全体で負担し、障害者に補助犬を付けることができる世の中になってほしいです。
120	なし
121	補助犬を時々街中で見かけますが、周りの方々の対応がまだまだ理解されていないと感じます。百貨店や大きな施設等では受け入れ態勢がほぼ対応されていますがきちんと教育されていない店や小さな施設などではお断りされている所も見たことがあります。国でこれほどにも分かりやすく見やすいパンフレットが作られているのにまだまだ手に取った事のない人の方が多いように感じました。TV CMなど多くの方が目にする所での情報発信が必要だと思われます。
122	一般の人がほじょ犬を気持ちよく受け入れる世の中になって欲しい。
123	盲導犬と違い、ほじょ犬の知名度は年齢問わず低いと思うので、CMなど広告媒体を活用して周知するべきだと思う。またほじょ犬の養成についてもテレビ番組などで紹介してもらい、盲導犬同様に周知すべきだと思う。
124	飲食店を含むほとんどの場所で受け入れる義務があることを初めて知りました。過去に仕事上の盲導犬を傷つけ怪我を負わせた事件がニュースをテレビで見ましたが、そんな心ない人間に憤りを感じます。
125	法律がいつ頃成立した事を知らなかった。公共放送の話題にならないと知る機会が少ない。市や県の広報誌は広く配布されるように思います。新しくこんな法律や、ルールが決まりましたのお知らせ欄が標準化されるとありがたいです。
126	先日新幹線車内で盲導犬と接する機会がありましたが、ごく自然になじんでいたのが驚きました。ようやく社会全体が盲導犬はじめ補助犬について寛容になってきたかと思いました。まだまだ一部では犬の毛のアレルギー、衛生面など許容できていないところ(特に飲食店など)があります。こういったところでも補助犬と障害者、一般市民が共生できるやさしい社会作りが必要だと思います。特に危険な列車ホームなどでは補助犬の有無にかかわらず声かけを進めていきたいと思っています。
127	公共施設を中心にもっとポスターを増やして啓発活動を進めるべき
128	育成に力を入れてほしいです。
129	ほじょ犬について、特に盲導犬以外について表示があるということは知らなかった。義務や努力義務がある施設等についても認識していなかったので、広報がもっと必要だと思った。
130	仕事なので、見つめたり触ったりしてはいけないのはわかっていますが、ついしてしまいたくなる。でも、改めて、やっちゃいけないことの認識をしようと思いました。
131	大切な補助犬を守る補助犬虐待防止法も施行してください。また段々とロボットをつかったりして動物の負担を減らしてください。老犬になったら大切に育てる制度を作ってください。
132	補助犬に対する正しい知識が広まってほしい。
133	ほじょ犬は、障害をもつ人々の大切なパートナーです。しかし、十分に社会に理解されていないような気がします。犬が苦手な人も存在しています。ほじょ犬の役割と大切さをもっと伝えていく努力が必要だと思います。
134	一例です。個人事務所を借りていたのですが、ペット入室お断りを承知で借りていたところ、お客様と同伴でほじょ犬を室内へ入れたい旨のお願いをしたのですが、オーナーの理解が得られず拒まれたことがありました。
135	補助犬を、あまり知らなかったため、補助犬の仕事、理解していきたいと思いました。どんな方が利用できるか、知りたいと思いました。
136	家族が、いても大丈夫か？、犬が苦手な方はどうするとよいかなど。ほじょ犬の同伴について、法律がなくても自然に普通に受け入れる社会であって欲しい。わが国では、ほじょ犬は費用がかかり、実例が少ない。何らかの公的支援が必要であると思う。
137	補助犬に対する理解、認識は低いのでニュースや新聞でも定期的に大きく特集した方がいいと思う。
138	なかなか補助犬について一般人が知る機会はないと思うので、政府広報などのテレビコマーシャルや、学校や職場で知らせる時間を設けるなどの工夫をしてほしい。
139	このアンケートを通じて、ほじょ犬について理解しました。ただ私と同じく、ほじょ犬への理解や知識が浅い人が多いと思われる。もっと理解を深める宣伝方法がないかと思いました。
140	補助犬ユーザーが安心して社会の中で活動するために、身体障害者補助犬法が後押しとなりますように。
141	個人的には犬が好きなので、どのような場所でも活動して良いと思っているが、動物が苦手な方ももちろんいらっしゃる。難しいなおもう点がある
142	特にないが、このチラシは見たことがある。
143	ほじょ犬の数が少ない。
144	盲導犬は以前より存在は知っていますが、最近は「ほじょ犬」と称して聴導犬などの介助犬の総称になっているのですね。コロコロと名称を変えるのは、如何かな？と少々思います。 介助目的でのほじょ犬なので公共の場所への出入りは当然かと思いますが、動物アレルギーの問題もあり、どちらの人間を優先させるのか？とも思います。動物アレルギーの人にとっては、ほじょ犬とはいえ、立派なアレルギー源です。弱者をより優先させるというのは、公平では無いと考えます。法律的にその辺の棲み分けを考えないといけなのでは？と思います。 我が子には、ほじょ犬には触らない・気を引かないというような事は教えていますが、幼稚園や小学校などで行われる「交通安全講習」などでも、ほじょ犬について触られるようにガイドラインを作成されても良いかもしれません。文科省だからと言っては、何も始まりませんよ？
145	ほじょ犬(身体障害者補助犬)のしくみが詳しくわかりやすく紹介されて勉強になりました。参考にしたいです。
146	啓蒙活動を実施する必要があります
147	盲導犬という言葉は以前から耳にしますがほじょ犬はまだなじみが薄いです。
148	現実的には盲導以外の犬もいると思うが、「ほじょ犬」よりも「盲導犬」の方が一般的に馴染んでいると思う。また、ほじょ犬の受け入れ施設も商業施設や飲食店、事務所などは義務かどうかは迷ったところが、義務だとは思っていなかった。おそらく、そのような認識の人は多いと思う。入る「権利」は有するとは思ったが、 については、ほじょ犬に対する理解をより広める必要があると思う。 例えば、人気のあるテレビ番組(天才！志村どうぶつ園)で紹介されると理解は深まりやすいはず。『天才！志村どうぶつ園』では以前、保健所に保護された犬や猫をなくそうという取り組みが行われていることを紹介しており、一定の効果があったと思われる。
149	こういう形で問われてみると補助犬のことについて知らないことを痛感。もう少し勉強する必要があると感じた。

150	補助犬には盲導犬の他に介助犬や聴導犬がいることを今回始めて知りました。スーパーマーケットやレストラン・ホテルなどの民間施設にも身体障害者補助犬が同伴できることも今回初めて認識できました。
151	もっといろんなところでほじょ犬が入場できるように国民が考えていくべきだと思う。
152	もっと身近に感じられるといいですね。学生の時に授業で教えてもらえたらよかったのと思います。 またはCMを流すのもいいかもしれませんね。
153	補助犬法があるのは素晴らしいと思います。このパンフレットを全国の職業安定書から対象となる人が面接する際に紹介状とともに持たせるなど、また求人サイトに企業向けに誘導するのもありだと思います。
154	障がい者の皆様の社会参加の為に必要な制度だと思います。盲導犬同様にトレーニングに技術と時間がかかると思います。そういう制度がしっかり整い、私は犬を飼っており抵抗はありませんが、動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方など消極的な意見の皆さまのご理解が得られる啓発も大切かと。盲導犬への理解と実績は周知されていると思います。新しい試みの制度が定着してより多くのほじょ犬が育成されるようになればいいと思います。
155	盲導犬は見たことがあるし、有名であるが、聴導犬や介助犬を連れて人にはなかなか出会う機会がない。 もう少し認知度を高めるためにピーアールし、人々の理解を深めたほうがいいと思う。
156	ほじょ犬は 身体障害者の方にとつた なくてはならないものとおもいます。もっと周りの方が 仮に自分が どうしても 一人では行けない場合に ほじょ犬があれば どんなに 行けるのかをわかっていたらいいのです。
157	そうした犬の存在は知っていても法律があることすら知らなかった。自分の視野の狭さに恥じ入るばかりだが、私のような知識不足の者は少なくないと思う。それがゆえに、旅館や飲食店で利用を拒否されたり他の利用者から誤解されることも起きうるだろう。もっと周知徹底させるようにテレビやネット、街頭広告などを使い国民の理解不足解消に努めていくべきだと思う。私も今後友人たちにこの法律のことを知らせていくつもりだ。
158	身近にほじょ犬を利用している方がいない為、知識がないことを痛感しました。
159	私は補助犬の実物を、コンサートの受付で始めて拝見いたしました。パンフレットを拝見する以前に実物を見て考えることが大切なのではないかと思います。
160	障害者差別解消法が施行された以降もなお、合理的配慮の提供などの周知が進んでいないと思われます。 (直近の調査では法律を知っている人の割合21.9%、知らない77.2%) 特に行政機関などの公的機関での周知や必要な対応が進まない民間には広がらないと思います。 合理的配慮の周知と併せて、ほじょ犬への理解を広げる必要があるのではないのでしょうか。
161	理解を深めたい
162	設問を見て、ほじょ犬について知らないことが多いのを感じた。当然に自分で勉強しなければならないのが先決だが、公共放送等マスコミを使っの周知があると良いと思った
163	補助犬は、身体障害者の方々にとってはまさに身体の一部としての大きな役割をもっており、かつしっかりした教育訓練を受けており、決して他人に危害を加えるような存在ではないので、もっと一般人が素直に、犬としてではなく、むしろ「人」として受け入れることが大切であると思います。
164	話しかけたりおやつをあげようとする人は子どもが多いかもしれないので、学校教育の中で必須科目としてとりあげるべきかと思っています。
165	このようなパンフレットがあることは知らなかった。ぜひとも学校で生徒に配ったり、公共施設などで多くの人の目に触れるところに置けるとよいと思う。
166	文字が小さいのもっと完結に大きい文字で最低限を書いた方が知らない人にもわかりやすいと思う
167	ほじょ犬の役割りを広く知ってもらうこと、障害のある方は常にほじょ犬によるサポートが必要であるため、ほじょ犬と一緒に入れる場所が多くあり拒否することができないということを社会的に広く認知されるよう広報活動に取り組み、互いの誤解による不快な思いをしないようにしたいものです。
168	身体に障害を持つ人が、文化的で幸せを感じられる暮らしを送れるようにするために、ほじょ犬の活躍は重要と考えられます。
169	障害者の方の手足になってほしい
170	駅のホームで盲導犬を連れていた人の事件は記憶に新しいです。盲導犬などほじょ犬に対する対応についてもっと広報してほしいと思います。
171	地方ではまずいない。 やはり地方のバリアフリーは遅れていると思う。
172	ほじょ犬に対し理解のない人が散見されます。特に飲食店や宿泊施設は法の趣旨を学んでいただきたいものです
173	盲導犬を連れていてもホームから転落事故が起こり、先日は歩行中に、利用者が犬の頭を蹴り上げる様子の動画があがったが、補助犬にさせないでロボットを開発した方がよいのではないのでしょうか？ 経費を掛けて訓練しても一部のみにしか行き渡らないし、盲導犬の利用者に問題のある人がいて、よい制度だとは思えない。
174	盲導犬は見る機会がありますが ほじょ犬や聴導犬にはであったことがありません。もう少し テレビCMや番組を通しての広報活動を期待します
175	実際に介助犬が働いている場面をまだ見たことがありません。 広島県や中国地方ではどのくらいの頭数が活躍しているのか知りたいと感じた。 あと、ほじょ犬の顔文字が愛着を持てる可愛さで好ましい。
176	恥ずかしながら、もっと知って補助犬BOOKの存在と中身を初めて認識しました。ここまで細かくルールが決められているとは思いませんでした。
177	公共機関をあまり利用しないので介助犬を見る機会は少ない。盲導犬等育成するのに非常に時間、費用がかかるということを聞いたことがある。介助犬育成に力を入れてほしいと感じる。
178	このようなわかりやすいパンフレットがあることを、知らなかった。啓もうのために多くのひとの手に渡る機会があるといいと思います。
179	盲導犬は身近で育てておられる方が居られるのでわかってきましたが、他の犬については全く知りませんでした。今回のアンケートもこんな人が多いのでトラブルがあるからされているのでしょうか。是非、周知してもらえればうれしいです。立場が変わったら訓練された犬の力のありがたさがわかりますから。
180	盲導犬、聴導犬、介助犬の総称としほじょ犬という概念があることを初めて知った。このリーフレットを自分の職場にも置きたいと思った。
181	その存在や意義、接し方などもっと広く世間に知られるようになってほしいですね。 また、利用したいと思っている障がい者の方のためにも、ほじょ犬の育成にも力を入れていってほしいと思います。
182	介助が必要な人にとってほじょ犬は大切なパートナーであることは認識しているのですが、飲食店の入店などはどうしても衛生面で気になってしまいます。しかしパンフレットを見て、しつけや、清潔に保つようになっていることがわかりました。ほじょ犬のことを正しく理解することが大切だと感じました。
183	ほじょ犬についてあまりにも無知ですので学ぶ必要があると感じました。しかし普通に生活しているとそのような情報を得る機会が少ないのも事実だと思いますので、民間に周知させることが重要ではないかと思っています。

184	いずれのほじょ犬も希望数よりも非常に少ないと聞いています。日常生活でほじょ犬を見かけることが少ないため、理解も進みにくいのではないのでしょうか。私自身、東京都区部や政令指定都市で生活してきましたが、聴導犬と介助犬は見たことがありません。小学校などでほじょ犬の知識が得られ、可能であれば実際に見ることができれば良いと思います。
185	第三者の関わり方についても含め、小学校から知識が得られるよう総合学習の時間で取り組んでほしい。
186	自宅の近くで盲導犬の訓練をしているのをよく見かけます。地域の小学校、中学校などで訓練の様子を見学したり、介助犬について知る機会を作れば良いのではないのでしょうか？
187	補助犬法に関しては恥ずかしながら全く無知でした。ただし、補助犬に近寄ることは禁じられていることは理解していました。この機会に法律を理解したいと思います。
188	ほじょ犬に関する法律があることは知りませんでした。 ユーザーが不便にならないよう周知する施策がもっと必要かと思えます。
189	法律で定められた義務があることを知れたので、断られている場面に出くわしたら、伝えていきたいと思えます。
190	なかなか巷で見かけることがあまりないので、ほじょ犬についての知識がほとんどありませんでした。 公共施設や公共の交通機関などはたいていOKだとは思いましたが、不特定多数の人が集まる飲食店なども同伴を受け入れる義務があることがわかりました。 そのあたりが誰に聞いても当たり前に答えられるように、広報などでほじょ犬のことをお知らせしていく義務あると思えます。
191	電車で、ほじょ犬と何度か一緒になりました。周りもなんとなく気遣っている様子ではありましたが、正しい対応については理解している人は私を含めてあまりいないと思えます。学校教育でもきちんと教える事であるかと思えます。
192	もっと認知させるべきだと思う。 私は30代であるにもかかわらず知らないが、それを考えると20代はもっと知らない可能性が高い。 小学校・中学校・高校と一貫して認知のための学習(観たり・話し合ったり)機会を多く作れるし、大人に対してはTwitter、Instagramなどのコミュニケーションツールを用いると効果的だと思う。 テレビCMでやっているかもしれないが、テレビCMIにより情報をキャッチしているのはより若い子どもか、私たちより上の世代だけではないかと思っている。
193	娘が小さい頃、何度か補助犬を連れてる方を見掛けた事がありました。娘に「あのワンちゃんは、お仕事してるから、触ったり話し掛けたりしたらダメなんだよ。」と教えました。幼稚園や学校などでも、補助犬の事を知る機会が必要だと思いました。
194	ほじょ犬について、私の知識はテレビ・新聞のニュースでみた程度であり、間違った認識や認識不足があることがよくわかりました。 身近な施設等で、ほじょ犬に関する告知を見かけた記憶がありません。利用される場所で適切な告知がされることが一番だと思います。
195	盲導犬を除いて首都圏や大都市圏では介助犬は認知されつつあるかもしれないが地方都市では話題に上がる事すらなくほど遠い存在である。
196	ほじょ犬の活躍をもっと広めることが大事だと思う。
197	自分もいつほじょ犬にお世話になるかわからないので、法律についてはこのアンケートをきっかけに見ておこうと思えます。日々生活していて愛媛ではあまりほじょ犬は見かけません。数が少ないのか、導入するのにお金がかかるのか、とにかく少ないです。実際に利用しておられる実態が分かるともっと勉強になります。
198	特になし
199	みんなが理解し、誰もが住みやすい町になればと思います。
200	ほじょ犬に関しては、まだまだ国民に周知が不十分であると思われれます。今後も、地上波やインターネットの動画サイトやポスター、パンフレットなどを活用してプロバガンダに努めるべきであると思われれます。
201	障害を持つ方々には、その生活に必要不可欠の存在である事を、改めて認識し、その仕事の妨害になるようなことはしないように自覚するのを感じた。今後とも、こうした介助・ほじょ犬が増えるよう、実効ある政策が策定・実施され、より多くの方々の生活に資するようになることを望みます。
202	ほじょ犬の邪魔をしてはダメです。このことがとても重要です。
203	上記PDFの資料は非常にわかりやすく書かれているので、行政機関や公共交通機関でのチラシ配布あるいは小中高の学校教育のなかで扱う等、アピールしていくのがよい気がします。非常に勉強になりました。
204	補助犬自体あまり見かけない。そのせいか、あまり知識がありませんでした。
205	ほじょ犬を見かける事はほとんどありません。 ほじょ犬の育成の為に寄付したことがあります。ほじょ犬の育成には金銭面や専門家によるトレーニング、ほじょ犬退役後のケアセンターなど、手間や費用がかかるようです。ほじょ犬の普及を推進するのであれば、これらを支える予算は明確に確保されるべきです。 私の個人的な意見としては、犬は人間の道具ではないと思っています。犬がお仕事を与えられて喜んでいられるのは、人間の勝手な解釈です。ほじょ犬ではなく、ほじょAIロボットの開発を推進するべきと考えます。
206	街中の商業施設などで、受け入れを促すステッカーを見かけることがあるが、補助犬についてもっと周知するための広告が必要だと感じる。多くの人は、ステッカーが何の目的で貼られているか、補助犬がどのような犬か知らないのではないかと思う。テレビCMをしたり、番組などで法律で定められた内容を放送したりしたら不特定多数の人に届きやすいと思う。また、これから海外の人が多く訪日する機会が増えると思うがそういった人たちへの周知も必要かと思う。
207	理解がより進むと良いと思う
208	補助券の絶対数が足りず必要とする方に渡っていないのが現状のようですが、国として、どのくらいニーズがあるのか等の実態把握も行われていないので、実態把握をした上で、補助犬の育成の中長期的育成計画を作るべきと考えます。また、1頭あたり300万から500万かかると思われる現在の育成についても、民間団体で行われていて、都道府県の育成支援事業では不十分で、育成人材の採用もままならぬと聞いている。障害者の生活や社会参加に欠かせない補助犬の育成を安定的にできるように育成者の身分保障も含めて国として育成団体の意見を聞いて財政基盤が安定できるように財政支援をすべきと考えます。また、補助犬に対する国民の認識もまだまだ薄く、北欧諸国では、公共交通の運転手が補助犬利用者に優先席を譲るよう求めて、市民がそれをいつも目にしてきている状況があり、広く周知されているが、日本では、未だに乗車拒否や入店拒否がある状況であるので、周知に関する取り組みをもっと進めるべきと考えます。また、盲導犬をつれた方のホームから転落事故もあり、盲導犬を道連れにしないようハーネスを手放していたと聞いています。補助犬をつれていても命が守れない状況を改善するために、全駅の駅のホームドアの設置等、公共交通の安全を図るための点検と改善の為の施策も早期に強力に進めるべきと考えます。
209	大阪市バスなど 路線やダイヤを頻繁に変え 総合案内の電話番号も繋がらないなど 盲導犬や介助犬での外出が困難になっている。インバウンドの人が ほじょ犬のことを知らず 駅やエレベーターを譲らず犬が困っている。
210	まだまだ・・・理解不足な所が多い。 色々な場所での周知が必要。

211	わからないところが多々ありパンフレットは参考になりました。
212	なし
213	このパンフレットで更に普及・啓発が進むと良いと考えられます。 その為に特別番組のドラマにて、ほじょ犬に関わる場面があり、いろんな事例が取り上げられると良い
214	こういうパンフレットを職場や学校に掲示することを義務付ければよいと思う。
215	テレビドラマで「パピーウォーカー」の話をみましたが、実際にはあまりあったことがなく周知徹底が必要だと感じました。
216	熊本市では街中で一度も補助犬を見たことないです。大きなショッピングセンターに表示があることは知っています。まだ、認知度は非常に少ないのが現状だと思います。
217	補助犬の虐待が報道されました。 動画等で補助犬の活動を、学校教育、TV等マスコミを通じて、老若男女に広く周知しましょう。
218	ほじょ犬についての法律があることを新聞広告などで知らせた方がよいと思う。
219	ほじょ犬の種類がイラスト入りでわかりやすい。ほじょ犬の排泄や病気のことなど、口には出さないがみんながほじょ犬に対して、気になることが書かれていたのが特に印象に残り、熟読した。パンフレットならいいが、リーフレットになると折りたたんでしまうので、中は読まないと思う。また小学校等で掲示されたり、配布されたりすれば、小さいころからほじょ犬のことが理解でき、身体障害者や補助犬についての差別や偏見もなくなるのではないかと思う。
220	早くICTでサポートができるようになると(一般化)よいと思う。技術的には可能な水準にあり、ただ、実用化には、使い勝手、費用が問題なのではないかと思えます。 犬も生き物なのであまり拘束したくない気がします。
221	個人的には、ほじょ犬を受け入れる社会の環境や個々の意識をもっと向上させるべきだと思う。
222	世間の理解がもっと広まり、補助犬が必要な人が自由に行きたいところに行けるようになるべきだと思います。
223	このパンフレットが一般に目につくことが少なく、理解が進まないと思う。もっと広報が必要。
224	導入時にはシール配布やシールを貼っていた施設を見かけたが、最近は注意深くみないとシールを貼っている施設を見かけない気がする
225	もう少し一般の人にも分かる様に行政がイベントなどでやって欲しい
226	大抵の人はほじょ犬のことは知っていると思う。適切に対応されていると思う
227	ほじょ犬を連れていらっしゃる方がどのような障害を持つのか、わかりやすくしてほしい。
228	ありません
229	ほじょ犬についてはもっと具体的に周知をしてもらいたいです。私はハーネスをつけているほじょ犬に関しては仕事であることもしっかり認識しているつもりですが、小さいお子さんなどは全く分からないと思います。親御さんにもそういったほじょ犬の基礎知識を共に理解して欲しいと願っています。
230	実際ほじょ犬を見たことはありませんが、テレビなどで盲導犬は取り上げられているのを何度か見たので知っていましたが、聴導犬や介助犬については知らなかったの、それらについても知る機会がもっとあると良いと思いました。 子供はほじょ犬がいたら、仕事とは知らずに触りに行ってしまふ可能性が高いと思うので小学校低学年のうちに授業等でほじょ犬について学ぶと良いと思います。(既に行なっているかもしれませんが)
231	先日、地元のお寺で開催されていた介助犬のデモンストレーションで介助犬のことを知りました。 盲導犬に比べて他のほじょ犬についてはよく知らなかったの、どんなことをしているかが具体的にわかり、とても勉強になりました。 一般的な認知度が高まれば、賛助会員も増えほじょ犬の数も増えます。 ほじょ犬に対して適切な対応ができる方も増え、利用者の方も安心して街中に出かけられるのでは？と思います。公の場でのチラシ配布やポスターなどが増えることを願っています！
232	ほじょ犬について、あまり周知されていないような気がします。大人でも、まだまだ知らない情報が多いように思います。フリー冊子を配布したり、小学生などに毎年学習する時間があれば、ほじょ犬について理解できるのではないのでしょうか。誰もが自然と困ったことがあれば手を差し伸べたりできる状況が増えてほしいと思いました。

